

季 刊

人口問題研究

第 8 卷 · 第 2 号

昭和 27 年 10 月 刊 行

貸 出 用

調 査 研 究

都市における給料生活者の出産力 岡崎文規 1

地域社会の大きさと人口現象 佐藤寧子

上田正夫 10

資 料

毎日新聞社の産児調節に関する第二回世論調査 本多龍雄 73

一九五〇年の国勢調査の結果に基づく日本婦人の出産力 岡崎文規 92

雑 報

研究資料の刊行——優生保護法施行令並びに施行規則
の改正——厚生省の受胎調節普及要領及び普及実施要
領細目の決定 99

統 計

昭和二十五年国勢調査結果(五)——昭和二十七年
一月——六月人口動態——毎月全国推計人口(昭和二
十五年十月——二十七年六月) 134

厚生省人口問題研究所編集

調査研究

都市における給料生活者の出産力

岡崎文規
佐藤寧子

一、緒言

私は、さきに、一九四〇年に本研究所で実施した「出産力調査」の結果を再集計して、農耕者の出産力に関する統計的観察と題する小論文を発表した。そして都市における給料生活者の出産力については、別の機会にこれを観察することを約束しておいた。本稿は、その約束にしたがつて、書かれたものである。

出産力調査で調査された都市における給料生活者というのは、主として官庁の公務員、銀行員、小学校教員、市電従業員、高級社員（当時の高額所得税納税者）などであるから、だいたいにおいて、東京市における給料生活者の出産力調査であるといつてよい。

これら給料生活者の調査票総数は二七、七四八票であるが、このうちで妻の年齢が妊孕期間を経過している夫婦（調査当時、妻の年齢が四十四歳以上の者）は三、〇五五票である。このなかから、初婚再婚の区別を記入してない調査票、夫婦の結婚年月を記入してない調査票は利用しえないために、これを除外した。このようにして除外された調査票は一四七票であつて、結局、この研究に使用した

調査票は二、九〇八票である。

二、九〇八票の調査票のうち、夫婦の双方が初婚の者は二、三八四、夫婦の一方または双方が再婚の者は五二四である。双方初婚の夫婦二、三八四のうち、有子の夫婦は二、一七三、無子の夫婦は一一である。一方または、双方が再婚の夫婦五二四のうち、有子の夫婦は三一七、無子の夫婦は二〇七である。

これらの調査票には、夫婦の初婚再婚の別のほかに、夫婦の出生年月、夫婦の結婚年月、子女の有無、出生児数を記載してあつて、一応、研究に役立つものである。しかし、出生順位別出生間隔を計算するには、それぞれの出生児について、出生年月が正確に記入されていなければならない。ところが、これらの調査票のうちには、出生児の出生年月を記入しないで、単に何歳と記入してあるものが少くなかつた。双方初婚の夫婦については、出生順位別出生間隔を計算する必要上、出生児の出生年月の記入が不正確である調査票を除外した。除外された調査票は一三四票であるから、結局双方初婚の夫婦の調査票のうちで、出生順位別出生間隔の計算に利用された調査票は二、〇三九票である。

以下、前の論稿において試みたと略ぼ同一の仕方で「都市給料生活者の出産力」について、統計的観察を行うことにしよう。かくすることによつて、農業者のもつ最も大きな出産力と大都市における給料生活者のもつ最も小さい出産力とを容易に比較することができ

二 有子の夫婦と無子の夫婦

妻の全妊孕可能期間を通じて、一子も持たない夫婦は、別の論稿で示したように、農耕者においては一二・三三%であつたが、都市の給料生活者においては一四・三七%であつて、多少、多くなつてゐる。しかし、これは初婚の夫婦と再婚の夫婦とをひとまとめにした場合の結果であつて、無子の夫婦の割合を初婚の夫婦と再婚の夫婦に分けて観察すると、第一表のようであつて、それぞれのあいだに相当に大きな差異のあることがわかる。

双方初婚の夫婦は、下の第一表で明らかのように、全夫婦の大部分を占めているのであつて、その無子の夫婦の割合は僅か八・八五%にすぎない。それにかかわらず、全夫婦における無子の夫婦の割合が一四・三七%にも達しているのは、再婚の夫婦における無子の夫婦の割合が高く、その影響によるものである。しかし、再婚の夫婦においても、妻が再婚であるか、夫が再婚であるか、また夫婦の双方が再婚であるかによつて、無子の夫婦の割合は著しく異なつてゐる。

下の第一表で見ると、無子の夫婦の割合は、妻初婚・夫再婚の夫婦において一五・九八%、夫初婚・妻再婚の夫婦において四五・五六%、双方再婚の夫婦において五六・二五%にも達している。妻が再婚の場合には、無子の夫婦の割合が著しく高いことがわかる。双方初婚の夫婦に較べて、夫婦の一方または双方が再婚の夫婦にお

第 1 表 有子の夫婦と無子の夫婦の割合

	実 数			比 率		
	総 数	有子の夫婦	無子の夫婦	総 計	有子の夫婦	無子の夫婦
初婚の夫婦	2,384	2,173	211	100.00	91.15	8.85
再婚の夫婦	194	163	31	100.00	84.02	15.98
妻初婚・夫再婚	90	49	41	100.00	54.44	45.56
夫初婚・妻再婚	240	105	135	100.00	43.75	56.25
計	2,908	2,490	418	100.00	85.63	14.37

ては、妻の生理的受胎機能に多くの障害があるとか、また出産を全く回避しようという傾向が大きいとかいうこともあるかも知れないが、これを統計的に実証することは困難であつて、妻の結婚年齢が高く、往々にして妊孕閉止期に近い年齢で結婚する者も少くないために、その無子の割合を高めているのである。うと考えることができる。そしてこのことは統計的に実証することができる。

初婚の夫婦と再婚の夫婦について、妻の結婚年齢を示すと、次頁の第二表のようである。

この第二表で見ると、三五才を越えて結婚している妻（きわめて晩婚）の割合は、双方初婚

の夫婦においては僅か一%にすぎないが、妻初婚・夫再婚の夫婦においては七・二%、夫初婚・妻再婚の夫婦においては二二・二%、双方再婚の夫婦においては三八・九%にも達している。妻の結婚年齢が高くなると、妊孕可能期間がそれだけ短縮されるのであるから、出生見数の少くなることは、理論上、当然のことであるが、それだけではなく、子供を全く産まない機会も増大するのである。このことは、妻の結婚年齢別に無子の夫婦の割合を観察することによつて実証することができる。いま妻の結婚年齢別に有子の夫婦と無子の夫婦との割合を示すと、つぎの第三表のようである。

第 2 表 夫婦の初婚・再婚別に見た妻の結婚年齢

妻の結婚年齢	双方初婚の夫婦		妻初婚・夫再婚の夫婦		夫初婚・妻再婚の夫婦		双方再婚の夫婦	
	実数	比率 %	実数	比率 %	実数	比率 %	実数	比率 %
20歳未満	627	26.3	24	12.4	4	4.4	2	0.8
20—24歳	1,173	49.2	66	34.0	14	15.6	19	7.9
25—29歳	471	19.8	57	29.4	25	27.8	63	26.2
30—34歳	89	3.7	33	17.0	27	30.0	63	26.2
35—39歳	16	0.7	11	5.7	12	13.3	48	20.2
40歳以上	8	0.3	3	1.5	8	8.9	45	18.7
合計	2,284	100.0	194	100.0	90	100.0	240	100.0

下の第三表で見ると、妻の結婚年齢が若い場合にも、無子の夫婦が存在するが、その割合はきわめて少い。たとえば妻の結婚年齢二〇歳未満の場合には、無子の夫婦の割合は五・二%、妻の結婚年齢二〇—二四歳の場合には、無子の夫婦の割合は七・四%にすぎないが、妻の結婚年齢がそれ以上に大きくなると、無子の夫婦の割合は次第に増加して、妻の結婚年齢四〇歳以上の場合には、無子の夫婦の割合は実に八四・四%にも達している。

第 3 表 妻の結婚年齢別に見た有子の夫婦と無子の夫婦の割合

妻の結婚年齢	実 数			比 率		
	総 数	有 子 の 夫 婦	無 子 の 夫 婦	総 数	有 子 の 夫 婦	無 子 の 夫 婦
20歳未満	657	623	34	100.0	94.8	5.2
20—24歳	1,272	1,178	94	100.0	92.6	7.4
25—29歳	616	496	120	100.0	80.5	19.5
30—34歳	212	139	73	100.0	65.6	34.4
35—39歳	87	44	43	100.0	50.6	49.4
40歳以上	64	10	54	100.0	15.6	84.4
合計	2,908	2,490	418	100.0	85.6	14.4

三 一 夫婦当り出生児数

夫婦の総数は、すでに述べたように、二、九〇八であつて、その出生児総数は一二、三三七であるから、一夫婦当り出生児数は四・二四である。農耕者の一夫婦当り出生児数は五・〇九であるから、都市における給料生活者の一夫婦当り出生児数は〇・八五だけ少いことになる。それゆえに、都市における給料生活者の出産力は、農耕者の出産力よりも弱く、全妊孕可能期間を通じて、出生児数は平均的に約一見だけ少いことがわかる。

つぎに出生力は、妻の結婚年齢によつてどれだけの影響を受けるものであるかを観察しよう。いま、妻の結婚年齢別に一夫婦当り出生見数を示すと、つぎの第四表のようである。

第4表 妻の結婚年齢別に見た一夫婦当り出生見数

妻の結婚年齢	夫婦数	出生見数	一夫婦当り出生見数
20歳未満	657	3,607	5.5
20歳	294	1,544	5.3
21	275	1,338	4.9
22	275	1,339	4.9
23	240	1,120	4.7
24	188	769	4.1
25	175	723	4.1
26	164	562	3.4
27	114	337	3.0
28	84	227	2.7
29	79	216	2.7
30—34歳	212	438	2.1
35—39歳	87	93	1.1
40歳以上	64	24	0.4
合計	2,908	12,337	4.2

右の第四表によつて、妻の結婚年齢が高まるにつれて、一夫婦当り出生見数は明らかに減少することが判るのであつて、一夫婦当り出生見数は、妻の結婚年齢が二〇歳前後の場合には五子、妻の結婚年齢が二四歳または二五歳では四子、妻の結婚年齢が二八歳または二九歳までは三子、妻の結婚年齢が三〇歳を越えると、一夫婦当り出生見数は目立って減少し、特に妻の結婚年齢が四〇歳以上の場合には、一夫婦当り出生見数は僅か〇・四にすぎない。

一夫婦当り出生見数は、初婚の夫婦と再婚の夫婦とでは差異があるのであつて、つぎの第五表は、この事実を示している。

下の第五表を見ると、一夫婦当り出生見数は、双方初婚の夫婦において最も多く四・六八である。妻が初婚でも夫が再婚の夫婦においては三・四七であつて、双方初婚の夫婦に較べて一・二二も少い。妻が再婚の夫婦では、一夫婦当り出生見数はきわめて少く、二以下にすぎない。都市における、給料生活者の一夫婦当り出生見数が四・

第5表 初婚・再婚別に見た一夫婦当り出生見数

	夫婦数	出生見数	一夫婦当り出生見数
双方初婚の夫婦	2,384	11,159	4.68
初婚の夫婦・再婚の夫婦	194	673	3.47
再婚の夫婦・再婚の夫婦	90	174	1.93
双方再婚の夫婦	240	331	1.38

二四に達しているのは、双方初婚の夫婦における一夫婦当り出生見数が四・六八であり、そして双方初婚の夫婦は、全夫婦の大部分を占めているからにほかならない。

四 双方初婚の夫婦における妻の結婚年齢別一夫婦当り出生見数

双方初婚の夫婦は、最も常態的な夫婦であるとともに、全夫婦数に対する割合も圧倒的に多い。すなわち全夫婦数二、九〇八のうちで、双方初婚の夫婦は二、三三四であつて、約八二％に達している。そこで、以下、主として双方初婚の夫婦の出生力について、いろいろの角度から観察を試みることにする。

まず双方初婚の夫婦における妻の結婚年齢別一夫婦当り出生見数を示すと、つぎの第六表のようである。

次頁の第六表を見ると、双方初婚の夫婦における妻の結婚年齢別一夫婦当り出生見数は、全夫婦の場合に較べて全く同様に、妻の結婚年齢が高くなるに従つて、次第に減少している。すなわち一夫婦当り出生見数は、妻の結婚年齢が一九歳未満の場合には五・六であつて最も多く、妻の結婚年齢が高くなるに従つて減少しているが、妻の結婚年齢が二三歳までは略ぼ五人に近い出生見をもつてゐる。妻の結婚年齢が二六歳を越えると、一夫婦当り出生見数は四人以下になり、また妻の結婚年齢が三十歳を越えると、一夫婦当り出生見数は著減して二人以下になる。

妻の結婚年齢が高くなることは、妊孕可能期間をそれだけ短縮す

第6表 双方初婚の夫婦における妻の出生児数別

妻の結婚年齢	夫婦数	出生児数	一夫婦当り出生児数
20歳未満	627	3,483	5.6
20歳	274	1,468	5.4
21	259	1,275	4.9
22	255	1,232	4.8
23	218	1,031	4.7
24	167	704	4.2
25	151	657	4.3
26	136	461	3.4
27	82	271	3.3
28	49	141	2.9
29	53	162	3.1
30 — 34	89	242	2.7
35 — 39	16	18	1.1
40歳以上	8	14	1.7
合計	2,384	11,159	4.7

ることであるから、受胎能力や出産意欲が不変であるとしても、出産機会は少くなる道理である。二〇歳で結婚した妻は平均五・四人の出生児をもっているが、二五歳で結婚した妻の平均出生児は一・一子少く、また二九歳で結婚した妻の平均出生児は二・三子少く、四〇歳以上で結婚した妻の平均出生児は三・七子も少くなっている。双方初婚の夫婦における妻の結婚年齢別一夫婦当り出生児数はいずれの妻の結婚年齢においても、農耕者に較べて、都市の給料生活者の方が少い。

五 双方初婚の夫婦における出生児数別夫婦の分布

双方初婚の夫婦における一夫婦当り出生児数は、すでに述べたように、四・七人であるがそれぞれの夫婦の出生児数はまちまちであつて、出生児数別に夫婦の分布を示すと、つぎの第七表のようである。

下の第七表を見ると、双方初婚の夫婦は、全く子女をもたない者

第7表 双方初婚の夫婦における出生児数の分布

出生児数	夫婦数	百分比
0	211	8.9%
1	188	7.9%
2	198	8.3%
3	251	10.5%
4	265	11.1%
5	315	13.2%
6	274	12.3%
7	253	10.6%
8	191	8.0%
9	112	4.7%
10	71	3.0%
11	22	0.9%
12	8	0.3%
13	2	0.1%
14	3	0.1%
合計	2,384	100.0%

から最高一四子をもつ者のあいだに分布している。無子の夫婦の割合が八・九%であることは、すでに述べたが、一子または二子をもつ夫婦の割合は、これよりも少く、それぞれ七・九%、八・三%である。都市の給料生活者では、三子ないし六子をもつ夫婦の割合は相当に大きく、全夫婦の五七・七%を占め、そしてモードは五子をもつ夫婦の一三・二%のところにある。

都市における給料生活者のなかにも、一〇子以上をもつ多産の夫婦もないではないが、その割合はきわめて少く、全夫婦の四・四%にすぎない。

農耕者の夫婦においても、その出生児数別分布は、無子の夫婦から一四子をもつ夫婦に分散しているが、無子の夫婦を含めて、三子以下をもつ夫婦の割合は少く、五子以上をもつ夫婦の割合は多く、そのモードは七子をもつ夫婦の一四・三%のところにあつた。すなわち農耕者は、都市の給料生活者に較べて、多産の夫婦が遙かに多いのである。

つぎに、双方初婚の夫婦における出生児数別夫婦の分布を妻の結婚年齢別に示すと、つぎの第八表のようである。

右の第八表を見て、まず第一に気付くことは、妻の結婚年齢の大小にかかわらず、四子をもつ夫婦の割合は略ぼひとしく、一〇%ないし一二%のあいだにあることである。ところが妻の結婚年齢が

第 8 表 双方初婚の夫婦における妻の結婚年齢別に見た出生児数別夫婦の分布 (a)

妻の結婚年齢	出生児数											合計
	0子	1子	2子	3子	4子	5子	6子	7子	8子	9子	10子以上	
20歳未満	31	32	47	46	64	85	71	77	75	44	55	627
20 — 24	80	83	89	129	131	159	161	139	93	59	50	1,173
25 — 29	74	53	42	62	57	62	54	37	23	6	1	471
30歳以上	26	20	20	14	13	9	8	0	0	3	0	113
合計	211	188	198	251	265	315	294	253	191	112	106	2,384

(b) 比 率

妻の結婚年齢	出生児数											合計
	0子	1子	2子	3子	4子	5子	6子	7子	8子	9子	10子以上	
20歳未満	4.9	5.1	7.5	7.4	10.2	13.6	11.3	12.3	11.9	7.0	8.7	100.0
20 — 24	6.8	7.1	7.6	11.0	11.2	13.6	13.7	11.9	7.9	5.0	4.2	100.0
25 — 29	15.7	11.2	8.9	13.2	12.1	13.2	11.5	7.9	4.8	1.3	0.2	100.0
30歳以上	23.0	17.7	17.7	12.4	11.5	8.0	7.1	0	0	2.6	0	100.0
合計	8.9	7.9	8.3	10.5	11.1	13.2	12.3	10.6	8.0	4.7	4.5	100.0

若い夫婦においては、無子ないし三子をもつ夫婦の割合はきわめて

小さく、五子ないし八子をもつ夫婦の割合は相当に多いのに対して、妻の結婚年齢が高い夫婦においては、無子ないし三子をもつ夫婦の割合が相当に多く、五子以上をもつ夫婦の割合はきわめて小さい。たとえば無子の夫婦の割合は、妻の結婚年齢二十歳未満の夫婦では僅か四・九%にすぎないが、妻の結婚年齢三〇歳以上の夫婦においては実に二三・〇%にも達している。また一子ないし三子をもつ夫婦の割合は、妻の結婚年齢二〇歳未満の夫婦では、二〇%にすぎないが、妻の結婚年齢三〇歳以上の夫婦においては四七・八%にも達している。これに反して、七子以上をもつ夫婦の割合は、妻の結婚年齢二〇歳未満の夫婦では三九・九%もあるが妻の結婚年齢三〇歳以上の夫婦では僅か二・六%にすぎない。

六 双方初婚の夫婦における出生児数別に見た出生順位別平均出生間隔

双方初婚の夫婦はすでに述べたように、二、三、四であり、このうち有子の夫婦は二、一七三である。出生順位別に平均出生間隔を計算するには、出生児の生年月の記入が不正確な調査票を除外しなければならぬのであつて、このために除外した調査票は一三四であるから、ここで利用した調査票は二、〇三九である。出生児数別に見た出生順位別平均出生間隔を算術平均で計算した結果を示すと、次頁の第九表のようである。

さきに、農耕者の出産力に関する統計的観察を発表したさいに、Dr. Whelpton から「アメリカにおける一般婦人の出産速度から判断して、日本婦人の出産間隔は長すぎるようにおもわれる。」という批判を受けた。私も、日本の夫婦における出生児の出生間隔が、予期したよりも長いことを不思議に思っている。たとえば、第九表を見ても、一児をもつ母が結婚から第一子出生までの平均出生

第9表 双方初婚の夫婦における出生児数別に見た出生順位別平均出生間隔
(算術平均による計算)

	1子をもつ母	2子をもつ母	3子をもつ母	4子をもつ母	5子をもつ母	6子をもつ母	7子をもつ母	8子をもつ母	9子をもつ母	10子をもつ母	11子をもつ母	12子をもつ母	13子をもつ母	14子をもつ母
結婚から第1子出生までの平均間隔	68.86	41.96	29.11	25.91	22.56	21.11	20.86	19.44	16.52	21.16	20.44	13.29	14.50	27.50
第1子出生から第2子出生までの平均間隔		58.01	40.69	40.50	34.02	31.05	28.82	30.85	27.10	23.55	24.19	23.43	24.50	13.50
第2子—第3子			53.90	43.88	35.24	34.47	31.14	29.70	27.75	27.23	24.81	24.29	21.00	22.50
第3子—第4子				50.74	38.47	34.98	31.29	29.64	28.08	27.94	25.13	20.57	30.50	14.00
第4子—第5子					42.25	36.28	30.70	30.26	27.50	27.08	25.44	23.57	25.00	17.50
第5子—第6子						43.16	34.56	31.52	28.10	27.32	27.37	23.14	20.50	21.00
第6子—第7子							39.59	33.00	29.28	26.53	27.37	23.86	22.00	24.00
第7子—第8子								36.80	31.50	27.69	27.69	22.00	20.50	20.50
第8子—第9子									36.17	27.60	28.56	29.00	20.00	13.00
第9子—第10子										35.27	30.13	22.29	11.50	22.00
第10子—第11子											31.50	25.86	22.50	11.50
第11子—第12子												31.29	31.50	26.50
第12子—第13子													31.50	44.00
第13子—第14子														19.50

間隔が六八・八六月もの長さをもっているが、それは信じられないほどに長い出生間隔である。そこで、出生児数別に、結婚から第一子出生までの出生間隔別に母の分布状況を観察して見た。その結果は第一〇表のようである。

次頁の第一〇表で、まず一子をもつ母の出生間隔別分布を見ると、一三月未滿から実に二七・七—二八・八月の広い幅に分布していることがわかる。母の九・七三%は結婚から一三月未滿で、また母の二二・七%は結婚から一三—二四月で出産しているが、結婚から六〇月以上を経過して出産している母は全体の約半数を占めているのである。平均出生間隔を算術平均で計算する場合には、結婚から第一子出生までの出生間隔一三〇月の母は、結婚から第一子出生までの出生間隔一三三月の母に匹敵するのである。このように結婚から第一子出生までの出生間隔が著しく長い母が相当の数に達しているのであるから、平均出生間隔を算術平均で計算すると、出生間隔がこのように長くなるのである。この一子をもつ母が結婚から第一子出生までの平均出生間隔を算術平均で計算すると、六八・八六月になるが、中央値で求めると、四六月になる。しかし、それにしても、この出生間隔は長いといわなければならぬ。二子をもつ母の出生間隔別分布も、一子をもつ母の場合ときわめて近い傾向を示している。

一子または二子しかもちえないような母は、多くの場合、彼女の繁殖率から見て、異常であるのではあるまいか。したがって彼女たちの平均出生間隔は、計算方法の如何を問うことなく、きわめて異常的のものであるといふべきであろう。第一〇表で見られる通り、多産の母ほど、結婚から第一子出生までの出生間隔の幅が短くなっている。たとえば、五子をもつ母においては、結婚から第一子出生までの出生間隔は一三月未滿から一三三—一四四月のあいだに、また九子をもつ母においては、結婚から第一子出生までの出生間隔

第 10 表 結婚から第 1 子出生までの間隔による母の分布

	1 子をもつ母		2 子をもつ母		3 子をもつ母		4 子をもつ母	
	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率
13ヵ月 未 満	18	9.73	26	13.69	52	21.76	51	20.00
13 -- 24月	42	22.70	69	36.33	99	41.41	115	45.10
25 -- 36	21	11.35	22	11.59	38	15.89	42	16.47
37 -- 48	13	7.03	17	8.95	15	6.28	18	7.06
49 -- 60	12	6.49	8	4.21	15	6.28	14	5.49
61 -- 72	12	6.49	13	6.84	2	0.84	4	1.57
73 -- 84	10	5.42	7	3.64	4	1.67	4	1.57
85 -- 96	6	3.24	8	4.21	2	0.84	4	1.57
97 -- 108	11	5.95	8	4.21	4	1.67	1	0.39
109 -- 120	5	2.70	3	1.58	3	1.26	1	0.39
121 -- 132	6	3.24	4	2.11	3	1.26	0	0.00
133 -- 144	2	1.08	1	0.53	1	0.42	1	0.39
145 -- 156	7	3.78	2	1.05	0	0.00	0	0.00
157 -- 168	5	2.70	0	0.00	1	0.42	0	0.00
169 -- 180	3	1.62	0	0.00	0	0.00	0	0.00
181 -- 192	1	0.54	0	0.00	0	0.00	0	0.00
193 -- 204	2	1.08	1	0.53	0	0.00	0	0.00
205 -- 216	3	1.62	0	0.00	0	0.00	0	0.00
217 -- 228	2	1.08	0	0.00	0	0.00	0	0.00
229 -- 240	1	0.54	1	0.53	0	0.00	0	0.00
241 -- 252	1	0.54	0	0.00	0	0.00	0	0.00
253 -- 264	1	0.54	0	0.00	0	0.00	0	0.00
265 -- 276	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
277 -- 288	1	0.05	0	0.00	0	0.00	0	0.00
合 計	185	100.00	190	100.00	239	100.00	255	100.00

四子をもつ母の平均出生間隔は、出生児の出生順位が高まるにつれて、ほとんど段階的に長くなっている。六子をもつ母の平均出生間隔も、四子をもつ母の平均出生間隔と近似しているが、第三子、第四子の出生間隔はさほど距つていない。八子または一〇子をもつ多産の母においては、出生児の出生順位が高まると、出生間隔は長くなっているものの、その中間の順位にある出生児の出生間隔は略ぼ均しい。これは注目すべき一つの特徴であるといつてよい。

第二に注目すべき点は、如何に多産の母であつても、末子の出生間隔は相当に長くなつてゐることである。たとえば八子をもつ母においては、第七子の出生間隔は三三・〇〇月であるが、第八子の出生間隔は三六・八〇月であり、九子をもつ母においては、第八子の出生間隔は三一・五〇月であるが、第九子の出生間隔は三六・一七月であり、また一〇子をもつ母においては、第九子の出生間隔は二七・六〇月であるが、第一〇子の出生間隔は三五・二七月である。

地域社会の大きさと人口現象

館 上 田 正 夫 稔

この研究の研究費の一部は昭和二十三年度と同二十四年度文部省科学研究費の補助による。

目次

- 一 研究の目的
 - 二 研究の範囲
 - 三 方法の概要
 - 四 結果の概要
 - 1 地域社会の大きさによる人口の変動
 - (1) 地域社会数の変動
 - (2) 地域社会の大きさによるその人口の変動
 - (3) 戦前と戦後における地域社会の大きさによる常住人口の変動
 - 2 地域社会の大きさによる人口密度の変動
 - 3 地域社会の大きさによる男女年齢別人口構成の変動
 - 4 地域社会の大きさによる普通人口動態率の変動
 - 5 地域社会の大きさによる普通人口動態率の変動
 - 6 地域社会の大きさによる標準化人口動態率の変動
- 五 結 語

一 研究の目的

一八四六年、フランス政府は、その官府統計において、人口二、〇

〇〇以上の地域を都市とし、人口二、〇〇〇未満の地域を農村とした。すなわち、都市と農村との区分の数量的基準として、地域社会を構成する人間の集団形式からみた地域社会の大きさ（以下、単に、これを地域社会の大きさとしよう）をとり、その境界を人口二、〇〇〇としたのである。一八八七年、この基準は国際統計協会によつて採用せられ、大部分のヨーロッパの文明国がこの区分に従つた。けれども、特殊の事情のある国々では独自の基準を使つているものもないではない。例えば、アメリカ合州国は、一九二〇年人口調査以降、人口二、五〇〇を基準とするようになったが、それ以前は人口八、〇〇〇を基準としていた。また、ウクライナは人口五〇〇〇を基準とし、ベルギーは人口五、〇〇〇を、エジプトは人口一、〇〇〇を基準としているがごとくである。¹⁾

昭和二十五年の国勢調査によると、もしも、ヨーロッパの基準人口二、〇〇〇をとれば、わが国においては、全国一〇、四一四の市町村の中一、〇六八町村が農村であり、そこに常住する人口は一六四万人で、八、三二〇万に上る全国人口のわずかに二％に過ぎない。したがつて、この基準によれば、わが国人口の九八％は都市に住んでいるということになる。アメリカ合州国の基準、人口二、五〇〇をとれば、農村に属する町村の数は二、〇六三、ここに常住する人口は三八九万であつて、全人口の九五％余が都市に常住してい

ることとなる。ウクライナの基準五〇〇をとるに至つては、農村に属する町村は二〇カ村、その人口は六千に過ぎないこととなり、わが国の人口はほとんど一〇〇%都市に住んでゐる勘定になる。

註 (1) Georg von Mayr: Statistik und Gesellschaftslehre, 2ter

Bd., Bevölkerungsstatistik, 1926, SS. 65—71.

Wilhelm Winkler: "Grundbegriffe der Statistischen Bevölkerungsbetrachtung"—Handwörterbuch der Staats-

wissenschaften, 2ter Bd., 1924, SS. 636—637.

Noel P. Gist and L. A. Halbert: Urban Society,

6th print, 1938, pp. 7—8.

都市と農村とは、全く反対の文化的類型をもつ二種の基本的な地域社会 [community] である。したがつて、この二種の地域社会においては、最も本質的な人口現象たる人口の再生産力が異つてゐるし、再生産結果であると同時に再生産条件をなす人口の構造も全く異つてゐる。機能を異にするこれ等二種の地域社会は、物と人との交流によつて結び付いてゐるが、おびただしい農村人口の都市集中が、近代社会の基本的特長の一であること、いまだ、いうまでもない。こうして近代的人口現象を研究するに當つて最も基本的な課題の一は都市と農村の人口現象に関する研究である。しかるに先に掲げた事例によつても容易に推測されるごとく、わが国における都市と農村の分布は世界の文明国におけるそれに比べてきわめて多くの特殊性をもつてゐる。したがつて、他の文明国における都市と農村の人口に関する研究をもつて直ちにわが国のそれに當てはめることはできない。このようなわが国の特殊性は、理論的にも実践的にも、わが国において特にこの問題の研究を重要ならしめてゐる。戦争によつてわが国の人口現象は幾多の重大な影響を受けたが、中でも、都市と農村の人口現象は、戦災、疎開等によつて特に重要

な混乱的な影響を受けた。この事實は、わが国の都市と農村の人口現象研究の理論的重要性を高めたばかりではなく、実践的にも、日本の経済復興あるいは国土総合開発計画等の基本的資料として、その研究結果を一そう痛切に要求するに至つた。

都市と農村人口現象の研究はきわめて広範にわたり、従来、数多くの研究が存在する。しかし、都市と農村の基本的人口現象の研究はそれらの研究の中で最も容易ならざる部門の一であつて、この方面の研究の結果は、少くともわが国においては、むしろきわめて乏しいといわなければならぬ。

こうした事情にかんがみ、われわれは、わが国において社会の大ききの差異につれて基本的な人口現象がいかなうな変化を現わすかを実証的に、あるいは人口統計学的に研究し、都市と農村人口研究の基本的資料の一としようと思ふ。これがこの研究の目的である。

都市と農村の人口現象を観察するにあつて、まず第一に當面する困難な問題は、たとえ、都市と農村の定義という至難な問題に立ち入らないとしても、都市と農村とを区分する基準を何に求めるかということである。頭初に掲げた事例は、都市と農村との区分の数量的基準の一つとして社会の大ききがあるということ、そして、この基準が、近代社会の確立期以後の歴史的基準の一であり、最も広く一般に用いられてゐるものであるということを物語つてゐる。

もとより、都市と農村との区分に関しては従来種々様々の基準が用いられてゐる。³⁾(一)最も素朴なものとしては市制施行の市を都市とし、町村を農村とする行政区劃による区分である。このような区分が、実体的な都市と農村の区分としては非常に粗雑であることは周知の通りである。実体的区分としては、(二)近代都市の特質をその産業構造、職業構造、その他の経済的要因に認め、種々の経済的指標が基準とされることもある。(三)社会の形式の差異に重点をおく形式社会学的な区分もあれば、(四)文化的類型の差異を主眼とす

る文化社会学的な種々の区分の基準も用いられている。(五)人口は地域社会の構成要素であり、社会生活の主体たる人間の集団であつて、この意味で、人口は、実体的な区分の基準の一であるということもできる。また、少くとも実証的研究においては、区分の基準は単純な数量的なものであることが望ましい。しかるに、人口統計は近代統計中最も早く発達し整備せられた部門であるから、都市と農村の区分の基準として非常にしばしば人口が用いられてきた。人口といつても、人口現象のいろいろの側面がある。最も形式的であり、最も単純であり、しかも最も包括的なものとして、地域社会の人口総数が最も広く用いられたことは、上述の通りである。これについて、広く用いられるものに人口密度がある。男女年齢別人口構成も用いられるが、人口密度に比べればはるかに少数である。また、地域社会の産業構造を人の側面から示すものとして人口の所属産業別構造や職業別構造が用いられることもあるが、男女年齢別構造よりもさらに少数であるといつてよいであらう。人口動態現象は都市と農村の区分の基準としては、人口現象として本質的に重要な意味をもつが、それが使われることはむしろきわめて稀である。この点で、都市農村の区分の基準として地域社会の普通出生率の相対的な高さを提案された上掲寺尾琢磨博士の業績は注目されなければならぬ。³⁾なお、以上によつても、推測される通り、人口現象が都市と農村との区分の基準として用いられる仕方に二通りあることに注意しなければならない。すなわち、(一)その一つは人口現象をそれ自体を区分の基準とするものであり、(二)今一つは、他の実質的区分の形式的表現手段としてこれを使うものである。いずれにしても、都市と農村との区分の基準として、人口現象ほどしばしば用いられるものはおそらく、他にあまりないと思われる。

従来用いられてきた都市と農村との区分の基準のどれ一つとして完全なもの、あるいは目的に対して十分なものはなかつた。⁴⁾おそら

く将来においても同様であらう。われわれは、都市と農村の人口現象の研究という見地から、まず、人口現象自体に区分の基準を見出そうとした。そして、人口現象の中でも、最も外形的、あるいは形式的な、最も単純な、しかも最も包括的で、最も広く用いられている地域社会の大きさを仮説的に取り上げることとした。この基準は最も単純で最も広く使われているのにもかかわらず、従来決して十分な批判検討が加えられているとは思えない。人口現象の他の側面との関連については特に然りといわなければならぬ。ましてや、わが国においては、頭初に指摘した通り、きわめて特殊な事情にあるのであつて、このような研究がまず第一に必要なにもかかわらず、従来、ほとんど全く閉却されていた感が深い。われわれが、一見最も平凡とみられる地域社会の大きさをとつて出発する理由の一はここにある。

一つの地域社会が、特定の時刻にもつ人口の大きさは、その地域社会がもつ文化と機能とによつて、そこで再生産された人口の結果であると同時に、再生産結果が攪乱された攪乱結果でもある。すなわちこれは『攪乱された人口再生産結果』の全体的、総合的表現である。⁵⁾この意味において、それは一つの地域社会における『人口集積関係 [das Anhäufungsverhältnis der Bevölkerung oder die Bevölkerungsanhäufung]』の表現である。また、逆に、一つの地域社会における人口集積関係は、その地域社会の文化や機能に反作用する。GistとHalbertが『与えられた地方における住民の数は、通例、その地域に居住し、またはそこで働く人々の活動や組織の性質に用する。』といつているのもこの間の消息を簡潔に示したものである。この意味において、都市と農村との区分の基準としての地域社会の大きさは、最も外形的、形式的、単純な数量的指標であるが、また、同時にそれは最も総合的、包括的な性質をもつている。

地域社会の大きさを基準とすることは従来しばしば批判されてきた。³⁾ 例えば、発達初期にある新興工業都市や小さな港湾都市や郊外住宅地域がしばしば農村として扱われる危険もある。また、反対に、わが国では、例えば、鹿児島県のごとく、前時代の行政区劃『一郡一村主義』が今日でも残存し、人口一万、二万、三万という大きい村が存在する地方もある。要するに、地域社会の大きさを基準とすることが余りにも機械的、外形的であるという欠陥は確かにこれを認めなければならぬ。けれども、少くとも、わが国についてこの研究を行ったわれわれの経験によれば、幸にして、これ等の特例は、きわめて小部分をしめる例外的事象であつて、きわめて特殊な場合の外、これ等の例外的地域を特に排除とかその他の処置を講じる必要を認めなかつた。なおまた、われわれは、この基準を唯一の基準、あるいは決定的基準として都市と農村の人口現象を分析しようという意図をもつてはいない。いわば、研究の出発に當つて最も手近な標識として用いたというに過ぎない。

こうして、われわれは、都市と農村の人口現象の研究という見地からみて、地域社会の特長を最も単純に、最も形式的に、しかも最も包括的に示す指標として地域社会がもつ人間の集団形式、すなわち人口の大きさ、換言すれば、人口からみた地域社会の大きさをと、わが国において、この意味での地域社会の大きさの変化につれて基本的な人口現象がどのような変化を現わすかを研究することとしたのである。

このような見地から、この研究においては予め都市と農村の分類をほどこすことなく、適当に人口階級別に全国の市町村を取りまとめ、人口階級別に、人口現象の主要な側面の変化を観察しつつ、それらの人口現象の差異の中に都市と農村との分類の基準を見出し、ふたたびこれによつて都市と農村の人口現象の観察を行うこととした。

この考え方は、市町村という最小行政区劃が社会の地域的單元であることを前提とする。社会の地域的單元としては、最小行政区劃よりも長い歴史を持つ自然村あるいは自然集落がいつそう適當であることはいうまでもない。⁴⁾ しかし、自然集落を地域的單元として取つたのでは、作業が複雑化することは言語に絶し、資料の制限も累加する。そこで最小行政区劃がこれ等の自然集落の最も近縁的な単位的な結合であると考え、これを地域的單元として取り扱つたのである。

なお、地域社会の都市的な性質を決定する要因は時代によつて異なつてゐるが、近代社会において、その支配的なものは地域社会がもつ産業構造である。すなわち、都市をどのように定義するとしても、都市が存立する経済的基礎は、農業生産ではなくて、工業的生産であり、さらに商業的、その他のサーヴィスの産業である。この点に着目すれば、人口現象中、都市的な性格と最も基本的な關係を持つ側面として、われわれは所属産業別人口を取つた。所属産業別人口は産業に所属する人口の側面から、すなわち、人的側面から見た産業構造を現わすものといふことができる。

そこで人口階級の変化、すなわち、社会の大きさの変化と産業別人口構成の変化との關係を考察し、この關係の中に人口階級に従つて、すなわち、社会の大きさに着目して、都市と農村を区分する基準を見出そうとする。このようにして産業別人口構成の変化を観察して求めた都市と農村の区分の基準を、さらに他の人口現象の側面をとらえて観察した場合の結果によつてチェックしようとした。例えば、出生率の変化は社会關係の上から都市的性格をきわめて敏感に反映する。そこで社会の大きさに従つて出生率がどのような変化を現わしているかを観察し、この結果を産業構造の変化を観察して求めた上述の都市と農村分類の基準と比較して、その基準をチェックしようとした。すなわち、人口の大きさからみた地域社会の人

口現象中、所屬産業別人口構造を特に重要視した。

なおまた、人口学の見地から、人口現象の中核をなすものは、人口の再生産現象である。すなわち、この意味で、統計資料が非常に乏しくて困難ではあるが、できる限り、われわれは地域社会の人口再生産構造の観察に重点を置く。

後に述べるように、この研究は、人口調査による人口静態統計と人口動態統計とを各市町村に分け、それぞれの人口の大きさによつて分類再集計するという非常に煩雑な作業をとまなつてゐる。かえりみれば、われわれがこの研究に着手したのは戦時中の昭和十八年であつた。昭和二十一年三月、たまたま、連合国軍総司令部経済科学局において、科学的にも、行政的にも、欧米の基準で律し得ないわが国の都市と農村との区分の数量的基準をどこに求めるかが問題となつたようである。ところが、これに答える研究資料は、わが国では、ほとんど存在しなかつた。そこで、度々、われわれにも照会があつてその都度、不完全ながら、出来ただけの資料をもつて説明した。その後、アメリカの農村社会学の権威 Prof. Bruce L. Melvin が経済科学局に勤務されるようになって、しばしば博士と有益なディスカッションをしたが、これがわれわれの研究を大いに促進するに役立つた。こうした事情でわれわれは、出来ただけ一部分づつ、機会あるごとに国内の学界にも発表した。これまで、われわれが、何等かの印刷物によつて発表したものを列記すれば次のごとくである。われわれの研究は今日なお完成するに至つてはいない。けれども、これまで発表したものを一応整理して取りまとめおくことが便利であると考え、中間的に取りまとめたものがこの稿に外ならぬ。

厚生省研究所人口民族部『昭和一〇年道府県別人口階級別市町村人口動態』国土計画資料 八 昭和十八年四月。

厚生省研究所人口民族部『昭和五年道府県別人口階級別市町村人口動態』国土計画資料 九 昭和十八年五月。

館 稔、上田正夫『都鄙分類の人口統計学的指標に就いて』——日本統計学会第十四回総会研究報告資料 昭和二十一年十一月二十二日。

館 稔『社会の大きさによる産業構造の変化に関する研究資料(第二報)』——地方別、道府県別、人口階級別、市町村産業別人口比率——『日本学術研究会議報告資料(一)』昭和二十二年一月二十日。

館 稔、上田正夫『昭和五年道府県別人口階級別市町村人口動態』——日本学術研究会議報告資料(二) 昭和二十二年四月一日。

館 稔、上田正夫『昭和一〇年道府県別人口階級別市町村人口動態』——日本学術研究会議報告資料(三) 昭和二十二年五月一日。

館 稔、上田正夫『社会の大きさから見た都市性に関する人口統計学的研究』——都市人口論の序論的研究——『学術研究会議風土病研究特別委員会都市生活科会報告資料 昭和二十二年十一月十九日。』

館 稔、上田正夫『社会の大きさから見た年齢構成と標準化動態率』——日本統計学会第十五回総会研究報告資料 昭和二十二年十一月一日、二日。

館 稔『都鄙人口現象に関する基本的研究——社会の大きさと基本的人口現象の変化に関する人口統計学的一研究(中間報告)——』文部省学術研究会議第二十一班報告書——人口問題と逆淘汰 昭和二十三年三月、四二—五八頁。

館 稔、上田正夫『社会の大きさと都鄙の分界』——日本社会学会報告資料 昭和二十三年六月五日。

館 稔、上田正夫『社会の大きさと基本的人口現象の変化に関する人口統計学的研究』——人口問題研究所研究報告会報告資料 昭和二十三年六月五日。

和二十三年七月五日。

Minoru Tachi and Masao Ueda : "Fundamental Differences of Population Phenomena by the Size of Communities, 1925, 1930 and 1935" ——人口問題研究所英文集録集, 昭和23年, Research—data, B. No. 15.

館 稔、上田正夫『社会の大きなるによる基本的人口現象の変化に關する人口統計学的研究』——日本人口学会第一回總會研究報告資料 昭和二十四年三月十九日。

館 稔、上田正夫『社会の大きさと基本的人口現象の變化に關する人口統計学的研究』——日本人口学会記要 第一号 昭和二十七年八月、七一—八五頁、その英訳

Minoru Tachi and Masao Ueda : "A Statistical Study on the Variation of Basic Demographic Phenomena by the Size of Communities"——Archives of the Population Association of Japan, 1952, pp. 94—112.

註2) 館 稔『人口統計学序説——人口統計集團——』——人口問題研究、第八卷 第一号、昭和二十七年七月。

3) 館 稔訳註 ソロキン、チンメルマン著 都鄙人口の体力と増殖力 昭和十八年 二—五頁。

[Pitrim Sorokin and Carle C. Zimmernan : Principles of Rural-Urban Sociology, 1929]

寺尾琢磨『都会と農村との分類に就て』——三田学会雑誌、第二八卷第四号、昭和九年四月、五一—八一頁。

林惠海『本邦都鄙人口の権衡と増殖力』——人口問題、第三卷第一号、昭和十三年十月、一六九—一七四頁。

Noel P. Gist and L. A. Halbert : *ibid.*, pp. 3—17.

4) Georg Mayr : Die Gesetzmässigkeit im Gesellschaftsleben, — Statistische Studien, 1877, S. 97.

高野若三郎訳 マイヤ 社会生活に於ける合法則性 昭和十九年 二—四頁。

5) Georg von Mayr : Statistik und Gesellschaftslehre, 2ter Bd., Bevölkerungstatistik, 1926, S. 65.

Noel P. Gist and L. A. Halbert : *ibid.*, pp. 6—7.

6) この稿 第三項 方法の概要 参照。

7) 社会の地域的單元としての自然村と行政村との關係を最も簡潔に説明されたものの一に次の鈴木栄太郎教授の文献がある。

『元來現行の町村自治体は旧幕時代の若干の村の組合として起つたものであるが、今日では旧村の独立性は制度上殆ど消滅して居る。維新前より既に相互に何等かの社会的關連の存する若干旧村が一新村となつて居る場合もあるが、多くは地域的に近接した若干村が組合せられたものであつて、其処には殆ど自然的社会的統一は全然存しなかつたのである。然し現行の町村の統一は明治初年何回もの分合を経て略々今日見るが如く出来上つたのは明治三十年頃で今日既に四十年の歲月を過し、他力的のものであるとは云え、此上に多くの団体が積み重ねられ、其為に個人間の社会關係も自から此地区内に漸次増加して居るので、今日では現行の町村は單なる官制的集團の累積体とのみ見る事は出来なくなつて居る。』〔傍点筆者〕——鈴木栄太郎 日本農村社会学原理 第八版 昭和十八年 四三頁。

なお、この点に關しては、

小野武夫 日本村落史概説 昭和十一年七月 三三一頁、第五篇 明治維新と村落制度。

小野武夫 農村史 現代日本文明史 9 昭和十六年四月 二九頁、第一篇第二章 明治維新と地方制度 等を参照。

二 研究の範圍

以上の課題は、觀察の時間についても、觀察する人口現象の側面の範圍についてもきわめて広範にわたつて居る。そこで順序とし

て、まず戦前の事実を分析して明確にし、これに對比して戦時および戦後最近に至るまでの事実の分析に進もうと思う。戦争によつてわが国の人口現象は幾多の重大な影響を蒙り、現在においても、人口現象の各側面に戦後の一時的、特殊なものが残存している。また戦後の人口統計資料はまだ不備であつて十分これを利用することは困難である。そこで、この稿では、戦前の比較的正常的な事実の分析を中心とし、戦後については現在得られる限りの資料によつて分析を行い、これを比較するに止めるの他はない。

また、観察の対象とする基本的な人口現象についてもきわめて広い範囲にわたつてゐる。現在までに完了したものはおよそ次の通りである。

- (一) 人口密度—昭和十年、同二十二年、同二十五年。
- (二) 男女別人口構成—大正九年、同十四年、昭和五年、同十年、同二十二年。
- (三) 男女年齢別人口構成—昭和五年、同十年。
- (四) 所属産業別人口構成—昭和五年、同二十二年。
- (五) 普通人口動態率—大正十四年、昭和五年、同十年、同二十二年。

(六) 出生率 (2) 死亡率 (3) 自然増加率
標準化人口動態率—昭和五年、同十年。

(1) 出生率 (2) 死亡率 (3) 自然増加率

したがつて、この稿において取り扱うところは、人口現象のこれらの側面について、戦前の基本的な事実をとらえるのに最も適當であると思われる昭和五年から昭和十年までの期間を中心とし、戦後については昭和二十二年を中心として観察したものである。

三 方法の概要

以上の範囲において、この研究でわれわれがとつた主な方法を列記すれば次のごとくである。

(1) 上述のごとく、わが国の都市の分布はきわめて不均衡である。そこで分布の特色を考慮し、観察上ならびに作業上の適當な人口階級の区分として、(A)人口十万以上、(B)五万以上十万未満、(C)四万以上五万未満、(D)三万以上四万未満、(E)二万以上三万未満、(F)一万以上二万未満、(G)五千以上一万未満、(H)五千未満の八階級を取つた。すなわち、全国の市町村を地域社会の単元として、それらの人口の大小によつて八種類に分類したものである。

この稿において観察の対象となる大正十四年、昭和五年、昭和十年および昭和二十二年とともに、大正九年から昭和二十五年に至る各年勢調査年次における人口階級八階級別の所属市町村数とその人口を表示したものが第1表である(21頁)。

(2) 次に方法上の問題は市町村の境域を観察時刻現在の境域とするか、あるいは特定の時刻に境域を換算統一して観察するかということである。両者の方法は一利一害であるが、この研究の目的に對しては、観察時刻現在の境域でとることが幾分合理的であるかと考え、この研究においては、市町村の境域はすべて観察時刻現在、すなわち各年勢調査年次現在とした。ただし、戦争によるおびただしい人口移動を考慮し、昭和二十五年常住人口と戦前昭和十年の常住人口とを比較するに當つては、各市町村の境域をすべて昭和二十五年の境域に換算統一することとした¹⁾。

(3) 人口階級別市町村の人口現象に関する統計資料の再集計の手續は、すべて全国各市町村について求めた統計資料を各都道府県毎に上記の人口階級別に集計し、さらにこれを集計して全国の結果を求めるとき方法をとつた。

前項のように、各市町村の境域は各調査時刻現在であるが、戦前の数字を全国に集計する場合には沖繩を除外して、いくらかでも戦

後の調査地域に近ずけて比較できるようにした。²⁾

(4) 人口現象の種々の側面について個別的に算定の方法の概要を記すと次の通りである。

(A) 産業別人口構成

昭和五年国勢調査結果報告において、全国各市町村の有業人口、無業人口および産業大分類別人口は男女別に表章されているから、この分類に従つて上述の人口八階級に男女各別にこれを分類集計した。そして総人口に対する有業者の割合、すなわち、この意味での有業率と有業者中にしめる各産業大分類別人口の割合を求めて観察した。昭和二十二年の臨時国勢調査による産業別就業者数は、都道府県別にしか公刊³⁾されていないので、総理府統計局において市町村集中表からとつた写により、われわれは人口階級別に総数のみについて再集計を行つた。ただし、すでに発表された都道府県の数字と若干の誤差が生じた場合には都道府県別に補正しておいた。なお、ここにとつた就業者数は昭和二十二年臨時国勢調査による『完全就業者』と『部分就業者』とを合わせたもので、『労働力人口』のうち『完全失業者』を除いたものである。⁴⁾

(B) 人口密度

全国各市町村の人口は昭和十年、昭和二十二年および昭和二十五年国勢調査結果報告により、各市町村の面積は、昭和十年および昭和二十二年については内閣統計局編『昭和十年市町村別面積調』によつた。⁵⁾ただし、昭和二十二年の面積は昭和十年十月一日から昭和二十二年九月三十日に至る間に境域変更のあつた市町村については、昭和二十二年十月一日現在の境域に換算して用いた。昭和二十五年の面積は、建設省地理調査所が昭和十年以後の市町村異動調査の結果に基づき改測した、昭和二十五年十月一日現在の面積によつた。いずれの年次においても各市町村に所屬しない湖沼、鴻、池、入会地、錯雑地、所屬不明地等は除いてあるから、これらの面積を

含む全国総面積とは若干の相違がある。⁶⁾

(C) 男女年齢別人口構成

各市町村の年齢別人口構成は昭和五年、昭和十年国勢調査結果報告によつた。同報告書には町村別には特殊年齢区分で、男は〇歳、一―五歳、六―一三歳、一四歳、一五―一六歳、一七―一九歳、二〇歳、二一―二四歳、二五―三九歳、四〇―五九歳、六〇―六四歳、六五歳以上の十二区分(ただし昭和十年は六五―六九歳、七〇歳以上の十三区分)、女は〇歳、一―五歳、六―一三歳、一四歳、一五―一九歳、二〇―二四歳、二五―四四歳、四五―五九歳、六〇―七〇歳以上の十一区分)によつて表章されているので、この区分に従つて男女各別に人口八階級別に分類集計した。しかし、ここでは概観に便利なように男女とも、〇―五歳、六―一四歳、一五―二四歳、二五―五九歳、六〇歳以上の五階級に取りまとめ、さらに〇―一四歳の幼年人口、一五―五九歳の生産年齢人口および六〇歳以上の老年人口の三区分に取りまとめ、観察することとした。もちろん年齢構成係数をも算定して表章した。

(D) 普通人口動態率

大正十四年、昭和五年、同十年および同二十二年について、それぞれの年次の『市町村別人口動態統計』⁷⁾によつて各市町村の出生数および死亡数を求めてこれを人口八階級別に分類集計し、国勢調査結果報告による人口を分母として、人口階級別に出生率及び死亡率を算出した。自然増加数及び自然増加率はそれらの差引によつて求めた。ただし、『市町村別人口動態統計』は、大正十四年、昭和五年及び昭和十年においては、各年末現在の境域によつて表章されており、昭和二十二年においては、同年中に境域変更のあつた市町村の出生数、死亡数は、変更前は旧境域で、変更後は新境域で表章されている。ここでは、各年十月一日から年末までに市町村境域に変更の

あつた場合には、各年十月一日現在に換算して分母人口と合致させ

(E) 標準化人口動態率

昭和五年及び昭和十年について上記(C)で求めた男女年齢別人口構成を用いて(D)で求めた普通動態率を Newsholme-Stevenson の任意標準人口標準化法の間接法によつて標準化した。われわれがすでに発表した種々の標準化人口動態率と比較するため、標準人口は大正十四年の全国の男女年齢別人口構成をとつた。¹⁰⁾

(F) 常住人口増加割合

以上で取り扱つた人口は、昭和二十五年以外、すべて現在人口である。全部の人口をいすれかに統一することが望ましいが資料の關係上それは不可能である。そこで、戦前は現在人口と比較し、戦後との比較を可能ならしめるため、昭和十年の人口を同年の国勢調査による常住人口と置き換え、人口階級別に昭和十年十月一日から昭和二十五年十月一日に至る間の常住人口増加割合を計算した。その算定の方法は、

$$\text{常住人口増加割合} = \frac{\text{昭和25年常住人口} - \text{昭和10年常住人口}}{\text{昭和10年常住人口}}$$

の式によつた。なお、この場合には、昭和十年の各市町村の境域を昭和二十五年十月一日現在の境域に換算統一した。

註1) 市町村の境域を換算統一するに當つて、市町村の全域が廢置分合した

場合には、その人口をそのまま加除するので問題はないが、分離または一部編入した場合には、いずれかの年次の人口を比重として按分推計することとした。一部編入、分割または境界変更による人口の異動がきわめて小さいと認められる場合、あるいは全然資料を欠く場合には、やむを得ず旧境域のままにせざるを得なかつた。

なお、昭和十年十月一日から昭和二十五年九月三十日までの間に、市町村境域の変更は約一、一〇〇に上り、関係市町村数も約二、二〇〇に

戦後調査されなかつた地域

地 域	昭和10年10月1日	
	面積 (方料)	現在人口
北海道 根室支庁	539	5,644
村別	961	2,903
丹那別	255	1,177
夜丹別	960	2,073
泊留色紗留	1,430	2,554
留藥得新	750	1,482
占知守	1,469	29
花咲郡	541	32
勇留島	3,310	2,820
齒舞村全域では	165	7,558
東 京 都 島 根 郡 鹿 嶋 郡 大 島 郡	103	6,729
原支庁全域	—	—
島 嶼 郡 鹿 嶋 郡 大 島 郡	—	—
十島村全域を除いて	1,271	200,973
以 上 全 域	11,754	233,974
沖 繩 県	2,386	592,494
總 計	14,140	826,468

2) 戦後、昭和二十二年の臨時国勢調査における調査地域は、戦前の旧内
達している。
地から次の地域が除かれている。

本稿では、このうち沖縄県全域のみを戦前の数字から除き、比重の小さい残りの地域は除かなかつた。ただし、註1)は昭和二十五年十月一日現在の境域であるから昭和十年といえども上表の地域を含まないこというまでもない。なお、総理府統計局昭和二十五年国勢調査報告、第一巻人口総数 昭和二十六年十一月参照。

3) 総理府統計局 第一回日本統計年鑑 昭和二十四年、昭和二十四年十月 七二―七六頁。

4) 昭和二十二年臨時国勢調査による就業者は調査日前一週間(九月二十五―十月一日)の就業状態によつて定められたのに対して、昭和五年国勢調査による有業者は平常の産業による就業者であるから厳密には比較できない。また昭和二十二年は数え年一〇歳以上なのに対し、昭和五年は全年齢の就業者であるが、一〇歳未満の就業者数はきわめて小數であるから大局的な比較には差支えないと考えられる。以上のほか産業分類

全国市町村総面積

地域	昭和25年 10月1日	昭和22年 10月1日	昭和10年 10月1日
A. 旧内地総面積	方秆	方秆	方秆
(a) 沖繩	—	2,386.24	2,386.24
(b) 千島, 小笠原島 鹿見島, 大島郡	—	11,692.66	11,692.66
(c) 市町村に 湖沼, 入会地等	2,203.42	2,210.26	2,210.26
B. A—(a) 沖繩のみを除く	—	380,159.18	380,159.18
C. B—(b) 千島等をも除く	368,316.40	368,466.52	368,466.52
D. C—(c)	366,112.98	366,256.26	—
B—(c)	—	—	377,948.92

D欄が各年次の人口密度算定に用いた全国市町村総面積である。昭和25年と昭和22年の面積が異なるのは主として改測による差異である。

- の体系も異なっているから、昭和二十二年の産業分類を若干要約して、昭和五年の分類にくらかも近づけて比較せんとした(後註参照)。
- 5) 内閣統計局 昭和十年全国市町村別面積調 昭和十年十月。
- 6) 前記1)のごとく、市町村の境域の分離、または一部編入の場合には人口あるいは面積の比重により按分、推計したことがある。
- 7) 建設省地理調査所地図部資料課の改測になる昭和二十五年十月一日現在の全国市町村別面積であるが、市町村境域変更のうち、一部編入、分割または境界変更などで調査未了のものがある。調査の方法等については、

建設省地理調査所『地理調査所時報』第十三号(昭和二十六年九月)、

第十四号(昭和二十七年三月)参照。

- 8) 各市町村に明確に所属する地域の面積と、市町村に所属しない地域の面積との関係は上表の通りである。

なお、昭和二十五年の全面積が註7)『地理調査所時報』所載のものと異なるのは、われわれが、人口密度算定後、地理調査所において、さらに改測を加えられたためである。

- 9) 内閣統計局 大正十四年市町村別人口動態統計 昭和二年三月。

内閣統計局 昭和五年市町村別人口動態統計 昭和七年十二月。

内閣統計局 昭和十年市町村別人口動態統計 昭和十三年三月。

- 厚生大臣官房統計調査部 昭和二十二年人口動態統計 第一分冊 昭和二十四年十二月。

- 10) 標準人口においては資料の関係上、沖繩を除くことができなかつた。

標準人口における女子の年齢別特殊出生率は、従来われわれが用いたのは有配偶女子にたいするものであるが、市町村別の年齢別配偶関係別人口は得られないし、年齢区分も異なるから、ここでは新たに次表の通り算出した女子の年齢別特殊出生率を用いた。

また標準人口の男女年齢別特殊死亡率も市町村別人口の年齢区分が異なるから、新たに次表の通り算出して用いた。

それゆえに、われわれがすでに全国、市郡部別、都道府県別等の標準化人口動態率の算定に用いた率とは若干異なっている。なお、次を参照。

縮 稔『我が国社会保健状態に関する一つの人口統計学的指標』—人口問題、第一巻第三号、昭和十一年四月。

縮 稔『我が国人口の地方別増殖力に関する人口統計学的一考察(上)(下)』—人口問題、第一巻第四号、昭和十一年十二月、第二巻第一号、昭和十二年六月。

縮 稔、上田正夫『大正九年、大正十四年、昭和五年、昭和一〇年道府県別及市郡別標準化出生率、死亡率及自然増加率』—人口問題研究第一巻第一号、昭和十五年四月。

縮 稔、上田正夫『人口動態率の簡略なる標準化方法に関する一試

標準人口における
女子の年齢別
特殊出生率

年齢	出生率
15—19	0.04301
20—24	0.22780
25—44	0.19087
45—49	0.00502

大正14年全国（沖繩を含む）

標準人口における
男女年齢別特殊死亡率

男		女	
年齢	死亡率	年齢	死亡率
0	0.16599	0	0.14315
1—5	0.02176	1—5	0.02222
6—13	0.03336	6—13	0.00395
14	0.00388	14	0.00632
15—16	0.00573	15—19	0.00962
17—19	0.00876		
20	0.00950	20—24	0.01066
21—24	0.00901		
25—39	0.00787	25—44	0.00988
40—59	0.01769	45—59	0.01466
60—64	0.04362	60—64	0.02910
65≤	0.10062	65≤	0.07972

大正14年全国（沖繩を含む）

四 結果の概要

以上の方法によつて得た結果は、種々のきわめて重要な事実を暗示している。上述のごとく、われわれは各都道府県別に再集計したのであるから、各都道府県別の結果をも持っているのであるが、紙幅の制限上、この稿においては、全国の結果についてのみ略説することとし、都道府県別の観察はこれを別の機会に譲るとしよう。

1 地域社会の大きさによる人口の変動

(1) 地域社会数の変動

この研究において、われわれは、地域社会の単元を市町村と仮定した。地域社会の大きさによるその人口の変動を考察するに当つて、地域社会の大きさによる地域社会数の変動、すなわち市町村数の変動について一言しておこう。

第1表によつてみると、大正九年に一二、一八八を算えた全国市町村数は、以後減少の一途をたどり、昭和二十五年には一〇、四一

四となつた。いうまでもなく、これはもつぱら市町村の合併によるものであつて、特に大都市がその郊外の隣接町村を合併したり、数カ町村を合わせて新しく市制を施行したりする場合が少くなかつたからである。もつとも、一つの市町村が分離して数個の町村が独立することもなかりはなかつたが、市町村の合併に比べればもの数でもなかつた。

市町村数の変動を人口階級別に見ると、ほとんど常に減少をつづけているのは人口五千未満の町村だけであつて、それは(A)主としてこの階級の町村が合併したこと、(B)人口増加によつて上の階級に飛びこんだものが少くなかつたことによるとみられる。このことは、特に戦時から終戦直後にかけて著しく、昭和十九年に八、〇四三を算えた人口五千未満の町村は、昭和二十年の六、八〇八へと一、二三五という急激な減少を示している。大都市からの疎開者や戦災者等、多数の人口が流入したために上の階級へ移行したものが少くなかつたからである。すなわち、それは、この間における都市の境域拡張がきわめて少いのに對し、直ぐ上の人口五千—一万の階級の町村数がこの期間に九一九の増加をみせ、さらに人口一—二万の階級が二三五の増加を示し、これ等二つの階級の町村数の増加が、人口五千未満の町村数の減少を埋め合わせていることから明らかである。

人口五千以上の階級は、いずれも、時として多少の増減をみせてはいるが、傾向としては明らかに増加を示し、特に前記のごとく人口五千—一万、一—二万、二—三万の階級の町村数は、昭和十九—二十年の間に著しい増加を現わしている。しかし、人口五千—一万の階級は昭和十—十九年間に、人口一—二万及び二—三万の階級は昭和十五—十九年間に町村数が多少減つてゐる。人口三—四万の階級の市町村数は大正九—十四年間に昭和二十—二十二年間に減少している他は常に明確な増加を示してきた。四—五万及び五—一〇万

第1表 地域社会の数と人口

人口階級	昭和25年	昭和22年	昭和21年	昭和20年	昭和19年	昭和15年	昭和10年	昭和5年	大正14年	大正9年
地 域 社 会 の 数										
総 数	10,414	10,505	10,529	10,536	10,575	11,132	11,488	11,807	11,961	12,188
10万 \leq	64	52	43	36	50	45	34	32	21	16
5—10万	91	87	79	76	68	55	53	64	50	30
4—5万	51	50	44	43	30	27	16	27	31	20
3—4万	74	61	66	72	69	60	44	38	36	40
2—3万	123	115	108	106	74	87	84	90	75	78
1—2万	724	705	659	682	447	454	446	408	374	356
5千—1万	2,618	2,620	2,544	2,713	1,794	1,888	1,931	1,855	1,712	1,616
5千 $>$	6,669	6,815	6,985	6,808	8,043	8,516	8,880	9,293	9,662	10,037
人 口 (単位1,000人)										
総 数	83,200	78,101	73,114	71,996	72,120	72,540	68,662	63,872	59,179	55,391
10万 \leq	21,326	16,789	13,465	11,014	21,843	21,291	17,518	11,481	8,741	6,754
5—10万	6,307	6,148	5,537	5,397	4,654	3,792	3,620	4,342	3,390	2,051
4—5万	2,269	2,216	1,941	1,916	1,319	1,221	740	1,192	1,381	889
3—4万	2,564	2,128	2,323	2,556	2,388	2,048	1,489	1,293	1,249	1,407
2—3万	2,843	2,737	2,603	2,579	1,833	2,115	2,017	2,138	1,742	1,740
1—2万	9,598	9,393	8,763	9,076	6,065	6,073	5,975	5,476	4,994	4,831
5千—1万	17,622	17,636	17,089	18,275	11,944	12,526	12,775	12,302	11,314	10,647
5千 $>$	20,671	21,053	21,393	21,185	22,075	23,472	24,527	25,649	26,368	27,072

昭和25年は常住人口,その他はすべて現在人口,ただし昭和15年は内閣統計局『昭和15年国勢調査内地人口数(市町村別)』昭和16年5月によるもので在外の軍人軍属等を含む。昭和19年は陸海軍の部隊及び艦船にあるものを含まない。昭和20年は陸海軍の部隊,艦船にあるもの及び外国人を含まない。昭和21年は外国人,外国人の世帯にあるもの,朝鮮人,台湾人,沖縄島人で,それぞれ朝鮮,台湾,沖縄に帰還を希望したものを含まない。昭和22年は水害地の町村の調査洩れ(人口3,109)のみを補正した数(78,100,541)で,町村に配分されない水害地の調査洩れ(932)を含まない数である。調査期日は昭和19年は2月22日,昭和20年は11月1日,昭和21年は4月26日,その他はすべて10月1日。

第2表 地域社会の大きさによる人口割合,人口指数

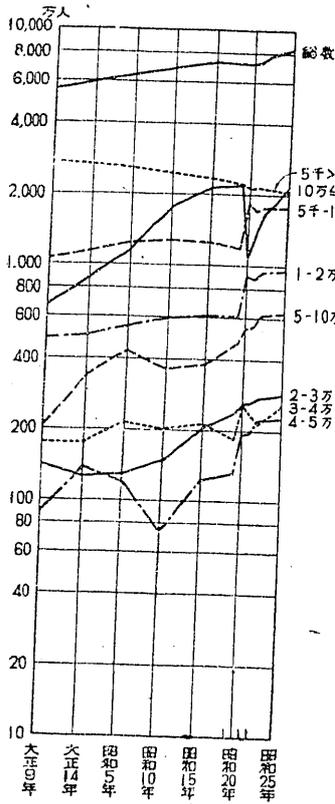
人口階級	昭和25年	昭和22年	昭和21年	昭和20年	昭和19年	昭和15年	昭和10年	昭和5年	大正14年	大正9年
割 合 (総人口=100.00)										
総 数	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
10万 \leq	25.63	21.50	18.42	15.30	30.29	29.35	25.53	17.98	14.77	12.19
5—10万	7.58	7.87	7.57	7.50	6.45	5.23	5.27	6.80	5.73	3.70
4—5万	2.73	2.84	2.65	2.66	1.83	1.68	1.08	1.87	2.33	1.61
3—4万	3.08	2.73	3.18	3.55	3.31	2.82	2.17	2.02	2.11	2.54
2—3万	3.42	3.50	3.56	3.58	2.54	2.92	2.94	3.35	2.94	3.14
1—2万	11.54	12.03	11.99	12.61	8.41	8.37	8.70	8.57	8.44	8.72
5千—1万	21.18	22.58	23.37	25.38	16.56	17.27	18.61	19.26	19.11	19.22
5千 $>$	24.85	26.96	29.26	29.42	30.61	32.36	35.71	40.16	44.56	48.87
指 数 (大正9年=100)										
総 数	150	141	132	130	130	131	124	115	107	100
10万 \leq	316	249	199	163	323	315	260	170	129	100
5—10万	307	300	270	263	227	185	176	212	165	100
4—5万	255	249	218	215	148	137	83	134	155	100
3—4万	182	151	165	182	180	146	106	92	89	100
2—3万	163	157	150	148	105	122	116	123	100	100
1—2万	199	194	181	188	126	126	124	113	103	100
5千—1万	166	166	166	172	112	118	120	116	106	100
5千 $>$	76	78	79	78	82	87	91	95	97	100

第1表による,第1表註参照。

の階級の市町村数が昭和五十年間に激減しているのは、昭和七年東京市の隣接町村が大東京市に合併されたためであつて、その後は常に増加を示している。

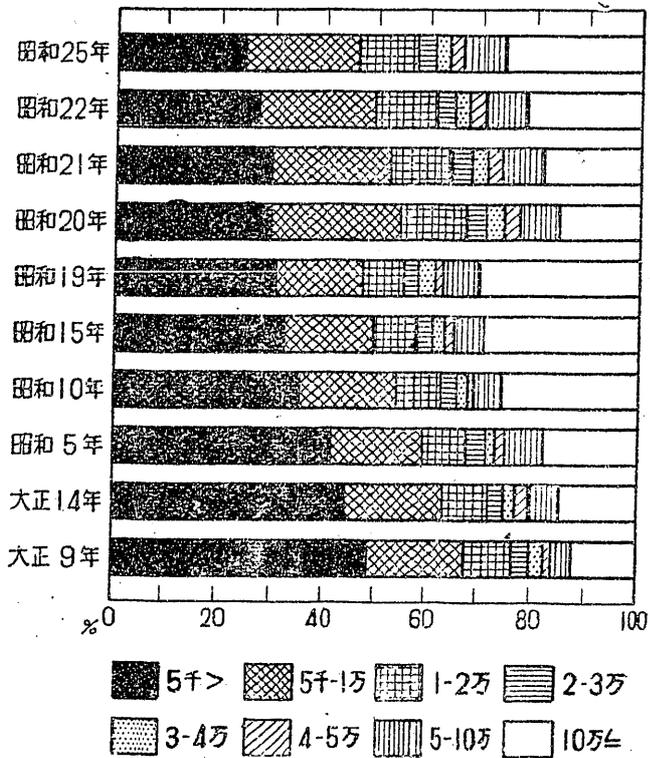
人口一〇万以上の階級に属する大都市の数は昭和十九二十年間にかなり減じた他は、常に、最も著しい増加傾向をみせている。これは、後にもみるように、人口が大都市へ常に集中し、それらをこの最上の階級に押しあげていつた傾向を反映するものとして注目される。すなわち、大正九年に一六を算えたこの階級の市は昭和二十五年には正にその四倍に上つてゐるのに対し、人口五十一〇万の市が三倍、四十五万が二・五倍、五千以上四万までの諸階級はいずれも二倍以内という状態である。これに対して、五千未満の町村数は三割という減少を示している。

人口階級別にみた市町村数のこのような変動の結果、大正九年においては、全市町村数の八〇%余りが人口五千未満の町村、一三%強が五千一萬の町村、残りの四%強が一萬以上の市町村であつたが、昭和二十五年には五千未満の町村数は全市町村数の六四%に減少し、これに反して、五千一萬の町村は二五%、人口一萬以上の市町村数は一一%の拡大を示している。

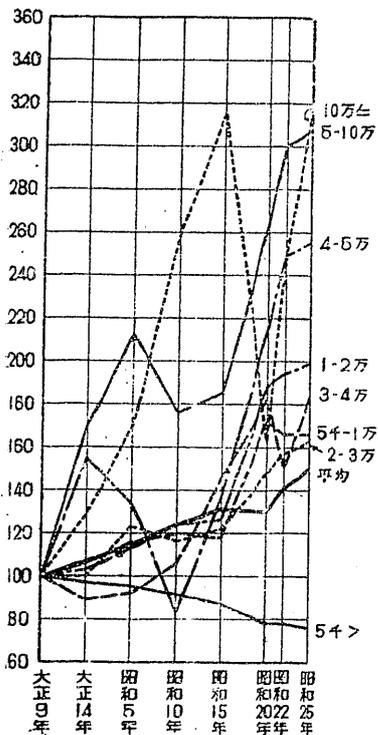


第1図 地域社会の大きさによる人口

第2図 地域社会の大きさによる人口の割合



第3図 地域社会の大きさによる人口の指数 (大正9年=100)



(2) 地域社会の大きさによるその人口の変動

同じく第1表、第1—3図によつて、各人口階級に属する市町村の人口の変動を戦前昭和十五年までと、昭和二十年以後の戦後との二つの時期に分けて概観しよう。

(A) 戦前——大正九年において、人口五千未満の地域社会にあつた人口は二、七〇七万に上り、全人口の四九%をしめていた。人口五千未満の町村数が累年減少したことはすでに指摘した通りであるが、その人口もまた、町村数の減少と同様の速度をもつて逐年減少し、昭和十五年には二、三四七万、全人口の三二%をしめるに過ぎなくなつた。

これに反して、人口五千以上の地域社会の人口はいずれも増加したのであるが、中でもその勢の最も著しいものは人口一〇万以上の大社会であつた。大正九年、六七五万、全人口のわずかに一二%に過ぎなかつた一〇万以上の社会の人口は、その後不断に激増し、昭和十五年には大正九年の三倍を越えて二、一二九万に上り、全人口の二九%をしめるに至つた。こうして、一〇万以上の大社会の人口は人口五千未満の社会の人口に匹敵する程の大きさに増大した。

これについて、著しい人口増加をみせたのは人口五—一〇万の社会であつた。すなわち、大正九年二〇五万で全人口の四%をしめるに過ぎなかつたものが、昭和五—十年の間にやや減少をみせた他は、著しい増加を示して、昭和十五年には三七九万、全人口の五%となつた。

また、人口四—五万の社会の人口は、大正九—十四年には増加したが、大正十四—昭和十年間には減少し、以後は著しい増加をつづけたという特殊の型をみせている。その人口は大正九年八九万、全人口の二%弱に過ぎず、昭和十年には七四万まで減少し、昭和十五年には一二二万となつたが、全国人口に対する割合はやはり二%弱にとどまつた。

次に、人口三—四万の社会の人口は、大正九年一四一万、全国人口の二・五%で、大正九—十四年にやや減少したが、大正十四年以後は増加に転じ、しだいにその勢を強めて昭和十五年には二〇五万、全国人口の三%を示すに至つた。

これ等に反し、人口二—三万、一—二万、五千—一万の三つの社会は、結局全人口中にしめる比重を縮少している。すなわち、人口二—三万の社会の人口は、大正九年の一七四万、全人口の三%から昭和五年の二—四万まで拡大したが、以後停滞して昭和十五年には二—二万にとどまり、全人口に対する割合も大正九年と同じ三%に停滞している。

次に、人口一—二万の社会の人口は、大正九年の四八三万、全人口の九%から緩慢な増加しか示さず、昭和十五年には六〇七万となつたが、全人口に対する割合は八%とむしろわずかながら縮少をみせている。また、人口五千—一万の社会の人口は、大正九年の一、〇六五万から昭和十年の一、二七八万までは緩慢な増加を示したが、以後は減少して昭和十五年には一、二五三万となつた。しかし、全人口に対する割合はやはり縮少して、大正九年の一九%に対して、昭和十五年には一七%となつている。

以上は、要するに、人口一〇万以上をもつ大都市的な地域社会における人口増加は決定的に最も急激であつて、五—一〇万の社会の人口増加の速度がこれについているが、地域社会の大きさが小さくなるにつれて、その人口増加の傾向が逐次不明確になつて、遂には人口の停滞現象が現われ、人口五千未満の最も小さい地域社会に至つては、人口の絶対的減少さえ現わしているということに外ならない。しかるに、後に述べるように、人口の自己再生産力は、小さい地域社会ほど著しく、大きい地域社会ほど微弱である。したがつて以上に観察した事實は、地域社会の大きさの差異による人口増加の速度という点からみた近代的人口都市集中現象、すなわち、都市集

中現象のこの点からみた構造を物語つてゐる。換言すれば、地域社会の大きさによる人口増加速度の差異からみて、わが国戦前における人口都市集中、特に大都市集中の傾向はまことに著しいものがあつた。満洲事変以後の『戦争準備時代』から『進戦時代』へ、進戦時代から『戦時体制時代』への移行は、このような人口の都市集中に拍車を加えてきた。しかし、その最後の段階においては『新興工業都市』の勃興と大都市の周辺都市の人口激増によつて、これ等の都市の多くを含む中小都市の人口激増へ移行したのである。

註1) これには、(1)で述べたごとく、昭和七年東京市に合併された隣接町村が、この人口階級に属するものが多かつたことが大きく影響してゐる。

(B) 戦後——戦争の末期においては、疎開と戦災により大中市人口の周辺地域への流出が大規模に行われ、人口の地域的分布に顕著な変化を現わすに至つた。地域社会の大きさによる人口分布をみて、終戦直後の昭和二十年においては、戦前とは著しく異なる様相を示している。

すなわち、戦前顕著な増加をつづけてきた人口一〇万以上の社会の人口は、昭和二十年にはほとんど半減して一、一〇〇万となり、全人口に対する割合も昭和十五年の二九%から一五%に縮小した。人口五千未満の社会の人口は、戦前の傾向と同様に減少しているが、これらの人口階級に属する地域社会数は前項で一言した通り減少して、実質的にはこれらの社会の人口が大都市からの人口流入により増加したために上の階級へ飛びこんだ結果と考えられる。以上の両者を除いて、人口五千から一〇万までの各社会の人口は、いずれも戦前に比べて増加し、特に戦前停滞していた人口五千

一—二万の社会と二—三万の社会とにおいて人口増加著しく、全人口に対する比重もまた拡大している。

その他の社会では、人口五—一〇万と四—五万の社会の人口が戦前の傾向をついで増加しているが、これらに比べて人口三—四万と二—三万の社会の人口増加はそれほど著しいとはいえない。要するに、大都市の破壊による人口流出によつて農村的な地域社会の人口は増加したが、五千未満の小社会の中にはそのため上の階級に押し上げられたものの少ないことを物語つてゐる。

終戦以後、戦災都市の復興にともなう疎開者、戦災者の復帰による人口流入の結果、大中市の人口はふたたび増大した。すなわち人口一〇万以上の社会の人口は最も著しい増加を示し、昭和二十五年には二、一三三万と昭和十五年程度に、全人口に対する割合も二六%と昭和十年程度にまで回復した。

五—一〇万の社会の人口は、昭和二十年の五四〇万から昭和二十五年の六三一万へと増加しており、四—五万の社会の人口も昭和二十年の一九二万から昭和二十五年の二二七万へと増加しているが、その増加速度は特に昭和二十年から昭和二十二年までの間において著しかつた。

戦前増加をつづけてきた人口三—四万の社会の人口は、昭和二十二年間にはむしろ減少したが、昭和二十五年にふたたび増加して昭和二十年程度に回復した。人口二—三万の社会の人口は、昭和十五—二十年間と同様に緩慢な増加を示している。

また、人口一—二万と五千—一万の社会の人口は、いずれも昭和二十—二十一年間にやや減少し、以後は戦前よりはるかに高い水準で停滞している。それは、これら比較的大きな農村において都市からの流入人口が去つた後においても再生産した人口を滞留させていることを示すと考えられる。

さらに、人口五千未満の社会の人口は昭和二十—二十一年間にき

わめてわずかに増加したが、以後は依然として減少をつづけ、昭和二十五年には二、〇六七万、全人口の二五%となり、ついに大都市社会の人口より六〇万余下廻ることとなつた。

以上の結果として、昭和二十五年においては、人口一〇万以上の社会の人口は大正九年の約三倍に達し、全人口に対する比重も大正九年の一二%から二六%に拡大した。人口五十一〇万の社会の人口も大正九年の三倍となり、その他の五千から五万までの各社会の人口もそれぞれ二倍前後の増加を示し、全人口に対する比重もまた一様に拡大している。しかるに、人口五千未満の社会の人口のみは大正九年の七六%に減少し、大正九年には全人口の四九%をしめていたのに、昭和二十五年には二五%弱に著しい減少をみせている。

総人口において五〇%の割合で増加した人口は、都市の中でも大都市へ吸収され、その他の社会もそれぞれ人口を増大させたが、あるいは大都市に合併されたり、あるいは上の階級に飛びこんだりして、その人口階級間の分布状態を変えた。その結果として、人口五千以上の社会がそれぞれその比重を高めているのに、五千未満の社会のみは著しく比重を縮小したこととなつてゐる。

(3) 戦前と戦後における地域社会の大きさによる常住人口の変動

以上は各市町村の各調査年次における境域において、現在人口増加の速度を主眼として観察したのであるが、戦前の比較的正常な昭和十年と戦後一応安定した昭和二十五年とについて、各市町村の境域を昭和二十五年に換算統一して、その常住人口の変動について一言しよう(第3表、第4図)。

まず注目されるのは、昭和二十五年における人口一〇万以上の大都市社会の人口は二、一三三万であつて、昭和二十五年の境域についてみると、昭和十年当時の二、一三〇万に比べて、わずかに三万弱しか増加していないということである。全人口に対する比重は昭

和十年の三一%から昭和二十五年の二六%に著しい縮小を示している。

この十五年間に全人口は一、四八〇万増加しているが、大都市が失つた比重は他の階級が比較的一様に比重を高めたことによつて埋め合はされてゐる。このうち、やや著しいのは人口五十一〇万の大都市の人口の割合が高まつたことと、五千から二万までの社会の人口が比重を拡大したことである。

この十五年間における常住人口増加割合は、全国平均が二二%であるが、人口一〇万以上の大都市のそれはわずかに〇・一%に過ぎないのに、人口一〇万未満の社会の増加割合はことごとく全国平均を超えている。中でも二―三万の社会の増加割合は五〇%で最も高く、人口五十一〇万、三―四万、一―二万の社会のそれはいずれも四〇%、人口四―五万の社会はややつて三七%、人口五千―一万の社会はさらに下つて三〇%を示し、人口五千未満の社会は最も低く、二三%を示して全国平均に近い。

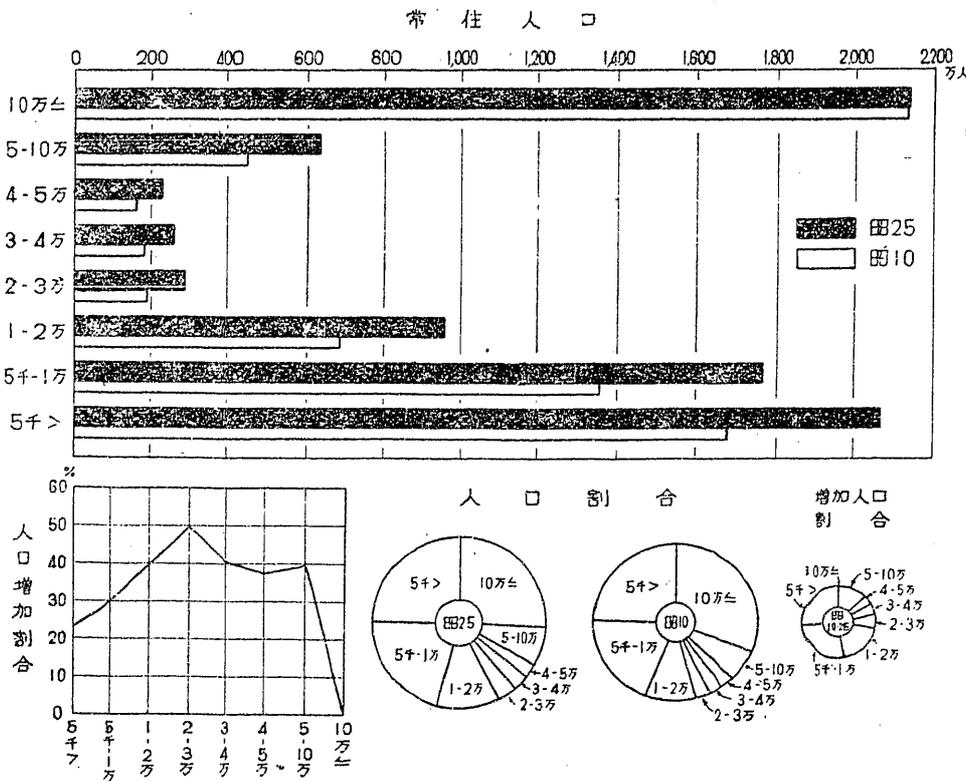
人口一万未満の社会は、このように増加割合は低いが、人口実数そのものが多いために、これらの農村で多くの人口が増加していることは見逃してならない重大な事実である。すなわち、この間に増加した人口一、四八〇万のうち二七%は人口五千―一万の社会で、二六%は人口五千未満の社会で増加しており、増加人口の実に五四%がこれら一万未満の農村で増加した計算となつてゐる。これについて、人口一―二万の社会は増加人口の一八%を増加し、人口五―一〇万の社会が増加人口の一二%を増加しているが、人口二万から五万までの社会は増加人口の五%前後を増加しているに過ぎない。人口五千未満の農村が右のように著しい増加を示しているのに、前項のごとく各調査時現在でみただけの場合に減少しているのは、いかに多くの町村及びこれに所属する人口が、都市に合併されたり、あるいは人口の増加によつて上の階級へ飛びこんだかを物語るものである。

第3表 地域社会の大きさによる常住人口の増加

人口階級	人 口		昭和10—昭和25年増加		人 口 割 合		昭和10—25 年増加人口 (c)の割合
	昭和25年 (a)	昭和10年 (b)	人 口 (c)=(a)-(b)	割 合 (c)/(b)・100	昭和25年	昭和10年	
	千人	千人	千人	%	%	%	%
総 数	83,200	68,404	14,796	21.63	100.00	100.00	100.00
10万 \leq	21,326	21,299	27	0.13	25.63	31.14	0.19
5—10万	6,307	4,516	1,791	39.66	7.58	6.60	12.10
4—5万	2,269	1,652	617	37.31	2.73	2.42	4.17
3—4万	2,564	1,823	740	40.60	3.08	2.67	5.00
2—3万	2,843	1,901	942	49.56	3.42	2.78	6.37
1—2万	9,598	6,867	2,731	39.77	11.54	10.04	18.46
5千—1万	17,622	13,555	4,067	30.01	21.18	19.82	27.49
5千 $>$	20,671	16,791	3,880	23.11	24.85	24.55	26.23

こうして今度の戦争は、わが国人口の人口階級別構造に著しい変化を与えたが、それは大正九年以降の構造変動の発展方向に対して正

第4図 地域社会の大きさによる常住人口の増加



に逆転の方向においてであった。

2 地域社会の大きさによる産業別人口構成の変動

前節の方法によつて求めた地域社会の大きさによる産業別人口構成の概要を表示すれば、戦前昭和五年については第4表、第5表及び第5図の通りであり、戦後昭和二十二年については第6表、第7表及び第6図の通りである。まず第5表によつて、戦前の事実について知り得る主要な事項を列記しよう。

(A) 昭和五年

(a) 農業人口率

農業人口率、すなわち、有業人口中にしめる農業人口の割合は、全国平均四七％であるが、これを地域社会の大きさによつてみると、人口五千未満の社会の七三％から一〇万以上の社会の三％に至るまで、地域社会が大きくなるにともなつて、きわめて規則正しく、きわめて顕著な減退を示している。

人口五千未満の社会の農業人口率は七三％で最も高く、五千―一万の社会の五六％がこれについて高い。しかるに人口一―二万の線で全国平均を割ると同時に五〇％をも割つてゐる。そして一―二万の社会から二―三万の社会へ、二―三万の社会から四―五万の社会へ、農業人口率はきわめて顕著に低下して行つてゐる。特に人口四―五万の社会において、五％と激減してゐることが注目をひく。四―五万と五―一〇万の社会では農業人口率の変化はほとんどないといつてよいが、一〇万以上ではわずかに三％に過ぎないものとなつてゐる。この点から人口四万を境にして社会の都市らしい性格が急に濃厚となり、四万から一〇万までは中都市として比較的安定し、一〇万以上の社会になつていよいよ大都市としての性格をそなえるものと推測される。

後に見るように、商工業人口の割合は社会の大きさが高まるにつれて漸次増大するが、農業人口率が商工業人口率と交叉するのめや

はり、一―二万の社会においてである。

次に男女別にみると全国平均では男四〇％なのに対し女はその一・五倍に近い六〇％を示している。社会の大きさが拡大するにつれて農業人口率が急激に減退することは男女ともに同様であるが、女子農業人口率の低下は男子のそれに比べてやや急速度である。すなわち、五千未満の社会においては男子の六八％に対し、女子のそれは八〇％に上つており、二―三万、三―四万の社会では女子の率は男子の二倍に近い率を示しているが、四―五万の社会に至つて女子の率は急に減退し男女の差はきわめて接近する。五万以上の社会では男女はそれほど差を示さなくなつてゐる。

このように五千未満の社会において女子の農業人口率が八〇％に上る高率を示すことは、日本農業、日本農村の特質を明瞭に描き出しているといえよう。

女子の農業人口実数は男子に比してそれ程著しい差は示さず、全国平均で女一〇〇につき男一二である。四万未満の社会ではこの平均にほぼ近く、四―五万の社会に至つて女一〇〇につき男二二七とその差が拡大する。五―一〇万の社会では一七二となるが一〇万以上の社会ではまた二三一となつてゐる。このように女子の農業人口が社会の大きさの小さい程相対的に大きく、女子の農業人口率が男子に比して高く、その上社会の大きさの小さい程大きいことは後に述べるように、有業率が社会の大きさが大となるに従つて減退し、特に女子の有業率が社会の大きさによつて著しい差を示していることと密接な関連を持つてゐる。

(b) 水産業人口率

水産業人口率の全国平均は二％であるが、五千―四万の社会はいずれもこの平均より高く、中でも五千―一万の社会の三％が最も高く、一―二万の二・六％がこれについてである。四万未満の社会の中で五千未満の社会のみは、一・八％と全国平均より低いが、五千以

上の社会についてみると、大体の傾向としては、やはり社会の大きさが大となるにつれて率は急激に減退している。ただ五—一〇万の社会では一%でやや高く、これに比べて四—五万の社会の方がこれより低い、一〇万以上の〇・五%は最低となつてゐる。

水産業人口率も男女によつて著しい差を示している。全国平均において男が二・七%なのに対して女はわずかに〇・五%に過ぎない。これを社会の大きさによつてみると、男は五千—一万の社会が最高で五%を示し、一〇万以上の社会は〇・六%で最低を示し、その低下の度はそのまま総数に反映している。しかし、女においては五千—一万の社会が最高を示すことは男と同様であるが、その他の社会においてはすべて全国平均以下ですこぶる低く、最低の三—四万の社会に至つてはわずかに〇・一%を示すに過ぎない。要するに水産業は、交通業とともに主として男子の従事する産業部門であつて、実数における男女の隔たりは著しく、全国平均において女は男の約十分の一に過ぎず、一〇万以上の社会では最も著しく、女は男の二十五分の一にしか当らない。従つて男子のウェイトが大であるから、総数の傾向はそのまま男子の傾向でもある。三—四万、四—五万の社会では女の水産業人口は一八人から一四〇人の間できわめてわずかである。水産業人口の割合は社会の地理的位置によつて決定される。しかし、水産業は大きな社会の産業ではない。

(c) 鉱業人口率

鉱業人口の割合も社会の地理的位置によつて決定される。鉱業人口率は全国平均は一%であるが、この全国平均よりも低いのは五千未満と一〇万以上の社会のみであることは農業や水産業と全く異なつてゐる。一〇万以上の社会はわずかに〇・二%で最低を示し、五千未満も〇・四%に過ぎない。この両者を除いた社会はいずれも全国平均より高く、中でも二—三万の社会は四・八%で最も高く、三—四万の四・一%、一—二万の三・四%がこれについてゐる。そ

他の社会はいずれも平均よりやや高いという程度である。鉱業人口の割合が一—四万の社会において比較的大きいということは、逆に、鉱業は一—四万の社会を作るとも見られる。

鉱業人口もまた男子を主として包摂する産業部門であるから、男女別にみると、水産業と同様その差が著しく、全国平均では女子は〇・四%で、男子一・四%の三分の一にみたない。傾向としては男女ほとんど同様であるが、男子では四—五万の社会が一・四%で男子平均よりやや低い点が女子と異なつてゐる。男の中では二—三万の社会が六%で最も高く、三—四万の社会の五%、一—二万の社会の四%がこれについており、一〇万以上の社会が〇・二%で最低となつてゐる。女の中でも二—三万の社会が最も高いが、男とは異なり二%である。最低はやはり一〇万以上の社会であるが〇・一%にも達せず、五千未満の社会も〇・一%でこれについて低い。

実数における男女の差は水産業ほどではないが著しく、全国平均で女は男の六分の一に過ぎない。一〇万以上の社会ではその差は最も著しく、女は男の一〇分の一に過ぎない。最も差の少い四—五万の社会でも女はわずかに男の約四分の一であつて、男のウェイトははなはだ大である。

(d) 工業人口率

工業人口率の全国平均は二〇%であるが、五千未満の社会の一〇%から、社会の大きさの拡大するにともなつて顕著な上昇を示し、五—一〇万の社会の三七%に至つてゐる。この間、工業人口率が全国平均を越えるのは一—二万の社会であつて、上述のごとく、農業人口率がこの大きさの社会において全国平均を割ることと対応してゐる。工業人口率は、この一—二万の社会と四—五万の社会とでややきわ立つて比率の拡大を見せてゐる。また、四—五万の社会と五—一〇万の社会との工業人口率がほとんど等しいことは注意を要する。さらに五—一〇万の社会の工業人口率が最高で、一〇万以上の

社会のそれは五—一〇万の社会及び四—五万の社会のそれよりもわずかに低下を示していることは興味ある事実である。中小規模の工業が比較的多くの人口を吸収し、これらの中小規模工業が五—一〇万の社会に比較的多く集中しているという日本工業の特色と、大都市において第三次的産業に所屬する人口の割合が急速に拡大することを明らかに反映しているものとみられる。

社会の大きさが大となるにつれて工業人口率が拡大する傾向は、男女ともほぼ同様であるが、細い点においては、なお次の如き差異がある。まず、全国平均では男子が二三%を示すのに対し、女子は約半分の一四%を示している。男子においては総数と異なり五—一〇万の社会の工業人口率はむしろ四—五万、一〇万以上の社会よりもやや低く、一〇万以上の社会の四〇%が最高となつてゐる。一万未満の社会が男子の平均より低く、五千未満が最低であつて最高の三分の一以下であることなどは総数と同様の傾向である。

これに対し女子においては五—一〇万の社会の工業人口率が三六%という最高を示し、その他の社会よりも著しい差を示している。これに反して一〇万以上の社会は二三%に過ぎず、四—五万、三—四万の社会よりも下廻つてゐて、最高率とはかなりの差を示している。二—三万の社会の工業人口率は一—二万の社会のそれに比して上昇せず、ほとんど等しいことも男子と異なつており、五千—一万の社会の工業人口率が女子平均とほとんど等しく、五千未満の社会のみが八%で最低となつてゐることも男子と異なつてゐる。

五—一〇万の社会において女子の工業人口率が特に大であることは、この社会には上述のごとく、中小規模工業が比較的多く集中しており、しかもこれらの中小工業が繊維工業を中心とする軽工業であつて、比較的多くの女子を吸引していることをうかがわしめる。以上工業人口における男女の差異はその実数を見ても明らかである。男女の差は、全国平均において男は女の三倍で、水産業人口や鉱業

人口ほど著しくないが、農業人口よりはるかに大である。五—一〇万の社会はこの全国平均よりも小で、男子は女子の二・八倍を示し、二—三万、三—四万、四—五万の社会が全国平均の三倍よりも大きいのに比べて、女子のウェイトを大きくしている。

また二万未満の社会においては、いずれも男子が女子の二倍をわずかに越える程度であるのに対して、一〇万以上の社会のみは男子人口は女子の六・五倍の多きをしめており、大きな社会においては女子の工業人口は男子に比べてそれほど進出してゐないことを示している。

(e) 商業人口率

商業人口率は全国平均で一七%を示し、工業人口率よりやや低い程度であるが、五千未満の社会の七%から、一〇万以上の社会の三六%に至るまで社会の大きさの拡大につれて、きわめて著しい上昇の傾向を示していることは工業人口率と同様である。この間に全国平均を越えるのはやはり一—二万の社会で、工業人口率と同様農業人口率がこの社会において全国平均を割ることと対照して注意をひく。商業人口率は五千—一万の社会において上昇がやや目立ち、四—五万の社会まではほぼ同じような割合で上昇するが、五—一〇万の社会は四—五万の社会よりもやや低くなり、一〇万以上の社会に至つて三六%と最高を示している点は工業人口率と異なつてゐる。一〇万以上の社会における商業人口率は工業人口率とほとんど等しいが、その他の社会の商業人口率はいずれも工業人口率より低い。五千未満の社会は商業人口率においても最低を示し、七%で一〇万以上の社会に比べて五分の一に過ぎない。

商業人口率を男女別にみると、全国平均において男子の一八%に対して女子は一四%で、その差は四%にもみたくない。社会の大きさの拡大につれて上昇を示すことも男女ほとんど同様であるが、男女の率の差は各産業別人口率の中で最も少く、大体男子の率が女子よ

りも二、三%多い程度である。ただ一〇万以上の社会と三―四万の社会のみは、反対に女子の率がやや高いが、それともきわめて接近している。女子の一〇万以上の社会の三八%は男女を通じて最高率である。

商業人口を実数について男女別に見ると、農業人口よりは男の割合が多いが、全国平均では女一〇〇につき男二二七であるから、その差はその他の産業ほど著しくはない。この性比は五千未満の社会の一四六から社会の大きさが大となるにつれて男の割合を増し、一〇万以上の社会の三二七に至つて最も大となつてゐる。五―一〇万の社会は、四―五万の社会よりも男の割合がわずかに減じてゐる。以上商業人口の性比は有業者のそれにきわめて接近し、その上傾向もほとんど同様である。

(f) 交通業人口率

交通業人口率は全国平均において三%で、水産業人口や鉱業人口よりは大であるが、公務自由業人口の約半分にあつてゐる。交通業人口率も五千未満の社会の二%から五―一〇万の社会の六%に至るまで、社会の大きさの拡大につれて規則正しく漸次上昇の傾向を現わしてゐる。この間全国平均を越えるのは、工業人口率や商業人口率と全く同様に一―二万の社会においてであることは興味がある。最高は一〇万以上の社会と五―一〇万の社会でいずれも六%である。また三―四万の社会の交通業人口率と二―三万の社会のそれとの差は少く、四―五万の社会の交通業人口率の上昇も三万未満ほど著しくはない。

交通業人口率は男女の差がきわめて著しく、全国平均で男子が五%を示すのに対し、女子はわずかに〇・四%に過ぎない。社会の大きさの拡大にもなつて上昇を示し、五―一〇万の社会が最高を示すことは男女とも同様であるが、上昇の度は女子の方が幾分急である。しかし女子の交通業人口率はきわめて低く、最低の五千未満の

社会ではわずかに〇・二%に達せず、鉱業人口率とほとんど同様で、最高の五―一〇万の社会といえども、一・二%に過ぎない。これに対し、男子は最低の五千未満の社会が二・六%で、最高五―一〇万の社会は八%に達する。一〇万以上の社会は、五―一〇万の社会に比べて男子においてはやや低率で、女子においてはほとんど相等し

い。このように交通業は主として男子の産業部門であつて、すべての産業の中で最も男女実数の差がはなはだしい。全国平均では男は女の二十四倍に近く、最も著しい二―三万の社会では男が女の三十倍に達し、最も少い五―一〇万の社会でも男が女の十九倍という著しい差を示してゐる。その他の社会における男女の開きは大体平均に近い程度である。

(g) 公務自由業人口率

公務自由業人口率は全国平均において七%で、交通業人口率の約二倍にあつてゐる。公務自由業人口率も五千未満の社会の四%から一〇万以上の社会の一・二%に至るまで社会の大きさの拡大にもなつて規則正しく漸次上昇しており、その傾向は工業人口率と相似してゐる。

この間公務自由業人口率がやはり一―二万の社会において全国平均を越えていることは注意を要する。三―四万の社会から上は上昇の度が緩慢となり、四万以上の三つの社会はいずれも一二%台を示してゐる。

社会の大きさの拡大にもなつて公務自由業人口率の上昇することとは男女とも同様であるが、その程度は女子の方が幾分急であることは交通業人口率と似てゐる。従つて、全国平均では男子が九%で女子の四%の約二倍であるが、五千未満の社会では男子の六%に対して女子は二%で男子の三分の一にみえないが、社会の大きさの拡大につれて男女の差は小となり、一〇万以上の社会において男女の

率は最も接近する。また、四万以上の各社会の率が接近していることは、男女同様であるが、男子においては、五十一〇万の社会が三%で最も高率を示し、一〇万以上の社会は四一五万の社会よりもやや低いのに対して、女子においては一〇万以上の社会が一二%で最も高率を示し、五十一〇万の社会は一〇%を示して、四一五万の社会よりもやや低い点が男子と異なっている。

公務自由業人口における性比は、工業、商業よりも大であるが、水産業、鉱業ほど著しくない。全国平均において男子人口は女子人口の四倍であるが、大体社会の大きさの拡大にもなつて男女の開きは小となる。しかし、最低の四一五万の社会といえども男が女の三・四倍で最高の五千未満の社会の四・六倍との差はそれほど著しくはなす。

(h) 家事業人口率

家事業人口率は全国平均で二・七%を示し、水産業人口率、鉱業人口率よりはやや高く、交通業人口率よりはやや低い。五千未満の社会の一・七%から、社会の大きさの拡大にもなつて上昇を示し、四一五万の社会に至つて六%という最高率に達する。五十一〇万の社会はやや低下して四・六%となり、一〇万以上の社会ではふたたび上昇して、五・七%を示している。この間五千一萬の社会の上昇がややきわ立ち、その社会から四一五万の社会に至るまでは同じような上昇の傾向を示している。家事業人口率がその全国平均を越えるのは、他の多くの産業の場合と同様一一二万の社会においてである。

いうまでもなく家事業は女子の従事する産業であつて、全国平均において女子は六・八%を示すのに対して、男子は〇・五%を示すに過ぎない。社会の大きさの拡大につれて比率の拡大することは男女とも同様であるが、男子の上昇は女子に比べて緩慢である。男子において最も低い五千未満の社会は、わずかに〇・三%に過ぎず、

最高の四一五万の社会においても〇・九%に過ぎない。男子においては、この四一五万の社会を最高として、五十一〇万の社会は少し低下して〇・八%となり、一〇万以上の社会はさらに低下して〇・六%となつてゐる。これに対して女子は、最低の五千未満の社会においても二・六%で、社会の大きさにもない順次上昇して、四一五万の社会では二〇%に達する。五十一〇万の社会では低下して三―四万の社会よりもやや高い程度となるが、一〇万以上の社会に至つて二四%と最高率を示すに至る。一〇万以上の社会のこの率は、商業人口率の三八%につぐ高率で、工業人口率の二二%よりも高くなつてゐる。

さらに家事業の人口を男女実数についてみると、全国平均において女一〇〇につき男はわずかに一三を示すに過ぎない。五千未満の社会は男子の割合が最も大きいのであるが、それでも女一〇〇につき男一八で、男は女の五分の一に過ぎない。五千未満の社会から、社会の大きさが拡大するにつれて男の割合が減じて一〇万以上の社会に至ると女一〇〇につき男は九で、男は女の十一分の一に過ぎなくなつてゐる。

(i) その他産業人口率

その他の産業人口率は全国平均で〇・二%に過ぎないが、最低の五千未満の社会では、わずかに〇・一%にも達せしめて微々たるものである。社会の大きさの拡大にもなつて上昇を示し、一〇万以上の社会において最高となるが、それでも〇・七%を示すに過ぎない。この間二―三万の社会において上昇の度が著しくなつており、二―三万の社会から五十一〇万の社会までは上昇がきわめて緩やかとなり、一〇万以上の社会においてまた上昇が著しい。全国平均を越えるのは二―三万の社会であることは他の産業別人口と異なつてゐる。

男女とも社会の大きさの拡大につれて比率の拡大をみるが全国平

第4表 地域社会の大きさによる産業別人口 昭和5年

(単位 1,000人)

人口階級	総人口	有業人口 (1-9)	1 農 業	2 水産業	3 鉱 業	4 工 業	5 商 業	6 交通業	7 公務 自由業	8 家 事	9 その他	無業人口
総 数												
総 数	63,872	29,341	13,928	562	314	5,844	4,886	941	1,997	798	71	34,532
10万 ≤	11,481	4,923	123	25	8	1,760	1,767	311	612	282	36	6,558
5-10万	4,342	1,769	99	20	33	651	549	112	217	81	6	2,573
4-5万	1,192	475	26	3	6	173	155	24	57	28	2	717
3-4万	1,293	528	77	10	22	163	147	25	58	25	2	765
2-3万	2,138	872	196	22	42	242	213	41	78	36	3	1,265
1-2万	5,476	2,416	912	62	83	583	446	88	168	71	4	3,059
5千-1万	12,302	5,707	3,221	196	70	947	710	143	298	114	7	6,595
5千 >	25,649	12,651	9,274	225	51	1,326	898	198	509	161	10	12,998
男												
総 数	32,117	18,878	7,621	509	270	4,417	3,399	903	1,605	92	63	13,240
10万 ≤	6,029	3,834	86	24	7	1,525	1,353	298	485	22	34	2,195
5-10万	2,184	1,290	62	19	30	480	406	106	172	10	6	895
4-5万	597	346	18	3	5	134	114	24	44	3	2	251
3-4万	648	375	43	10	19	125	104	24	46	3	2	273
2-3万	1,067	608	107	21	36	187	149	39	63	4	3	459
1-2万	2,711	1,551	500	57	69	397	297	84	134	9	4	1,161
5千-1万	6,119	3,508	1,784	175	59	644	444	138	243	16	6	2,611
5千 >	12,760	7,366	5,022	200	45	924	533	190	418	25	8	5,395
女												
総 数	31,755	10,463	6,308	53	45	1,427	1,487	38	392	706	7	21,292
10万 ≤	5,452	1,088	37	1	1	235	414	13	127	259	2	4,363
5-10万	2,158	479	37	1	4	171	144	6	46	71	0	1,679
4-5万	595	128	8	0	1	38	41	1	13	25	0	466
3-4万	645	153	34	0	3	38	43	1	12	22	0	492
2-3万	1,070	264	89	1	6	54	65	1	15	32	0	806
1-2万	2,764	866	413	4	14	186	149	3	33	62	1	1,898
5千-1万	6,183	2,199	1,438	21	11	303	266	6	55	98	1	3,984
5千 >	12,888	5,286	4,252	24	6	402	365	8	91	136	2	7,603

第5表 地域社会の大きさによる産業別人口割合 昭和5年

人口階級	有業率	農 業	水産業	鉱 業	工 業	商 業	交通業	公 務 自由業	家 事	その他の 産 業
総 数										
総 数	45.94	47.47	1.91	1.07	19.92	16.65	3.21	6.81	2.72	0.24
10 万 ≤	42.88	2.50	0.50	0.15	35.75	35.90	6.31	12.43	5.72	0.73
5—10万	40.73	5.59	1.13	1.89	36.79	31.06	6.31	12.28	4.59	0.35
4—5万	39.81	5.43	0.67	1.26	36.43	32.65	5.16	12.01	6.00	0.39
3—4万	40.84	14.49	1.93	4.12	30.84	27.87	4.69	11.00	4.72	0.33
2—3万	40.81	22.51	2.48	4.84	27.71	24.46	4.66	8.91	4.08	0.35
1—2万	44.13	37.76	2.55	3.42	24.13	18.46	3.64	6.95	2.93	0.18
5千—1万	46.39	56.45	3.43	1.23	16.59	12.44	2.51	5.23	2.00	0.13
5 千 >	49.32	73.31	1.78	0.40	10.48	7.10	1.56	4.02	1.27	0.08
男										
総 数	58.78	40.37	2.70	1.43	23.40	18.00	4.78	8.50	0.49	0.34
10 万 ≤	63.59	2.24	0.62	0.18	39.78	35.29	7.77	12.65	0.59	0.88
5—10万	59.04	4.81	1.48	2.31	37.22	31.45	8.22	13.30	0.76	0.45
4—5万	57.97	5.17	0.88	1.36	38.83	32.87	6.79	12.71	0.89	0.50
3—4万	57.90	11.39	2.69	5.05	33.19	27.81	6.36	12.23	0.84	0.43
2—3万	57.01	17.61	3.39	5.99	30.77	24.42	6.47	10.31	0.58	0.46
1—2万	57.18	32.21	3.69	4.44	25.59	19.13	5.44	8.67	0.58	0.24
5千—1万	57.33	50.85	4.98	1.69	18.36	12.65	3.92	6.93	0.45	0.17
5 千 >	57.72	68.18	2.72	0.61	12.55	7.24	2.58	5.68	0.34	0.11
女										
総 数	32.95	60.28	0.50	0.43	13.64	14.21	0.37	3.75	6.75	0.06
10 万 ≤	19.96	3.42	0.09	0.06	21.55	38.05	1.18	11.64	23.81	0.20
5—10万	22.20	7.67	0.21	0.78	35.65	29.98	1.19	9.52	14.91	0.09
4—5万	21.58	6.14	0.11	0.96	29.94	32.04	0.76	10.14	19.79	0.10
3—4万	23.69	22.08	0.08	1.83	25.07	28.01	0.60	7.98	14.27	0.08
2—3万	24.66	33.80	0.36	2.18	20.65	24.55	0.49	5.69	12.16	0.11
1—2万	31.32	47.68	0.49	1.59	21.52	17.26	0.40	3.87	7.13	0.07
5千—1万	35.57	65.37	0.95	0.49	13.78	12.11	0.25	2.52	4.48	0.05
5 千 >	41.01	80.45	0.46	0.11	7.60	6.90	0.15	1.72	2.57	0.04

有業率は人口総数100につき、農業以下各産業別人口の割合は有業人口100につき。

均において男子〇・三％に対し、女子は〇・一％に過ぎない。男子においては最高の一〇万以上の社会は〇・九％を示すが、女子においては最高の一〇万以上の社会においても〇・二％に過ぎず、最低の五千未満の社会は〇・〇四％に過ぎない。

その他産業の人口を实数についてみても、男女の差は著しく、全国平均では男は女の九倍で、水産業人口に近い差を示している。男女の差は、社会の大きさの大となる程著しくなり、五千未満の社会では男は女の三・八倍なのに対し、一〇万以上の社会では男は女の十五倍に達する。

要するに、その他産業に所属する人口は、いうまでもなく、各産業に所属しない雑多のものを含んでいるから、実数としても、比率としてもわずかなものであるが、一般的にいつて、女子よりも男子に多く、小さな社会よりも大なる社会に比較的多いということができる。

(一) 有業率

昭和五年の有業率は全国平均で四六％を示しており、大正九年の四九％より低い。昭和十五年の四五・五％、昭和十九年の四三・五％に比しては高い。

これを社会の大きさによつてみると、人口一万未満の二階級はこの全国平均よりも高く、人口一万以上の各階級はいずれも全国平均よりも低い。すなわち、人口五千未満の社会の四九％が最も高く、これより社会の大きさが大きくなるにつれて漸次低くなり、四一五万の社会の四〇％に至つて最低となつている。それからふたたび上昇に転じて五一〇万の社会で四一％、一〇万以上の社会では四三％を示している。

農業生産はその性質上有業率を高めるものであるが、すでに見たように社会が大きくなるにつれて農業に従事する人口の割合は少くなるから、有業率が低下を示しているのであろう。五一〇万の社

会がやや有業率を高めているのは工業に従事する女子人口が比較的多いことによるところが少くないとみられる。また、一〇万以上の大社会においては無業の従属家族の少いことが有業率を高めているのではないかと思われる。

男子の有業率は全国平均で五九％なのに対し、女子のそれは三三％で男子の約半分に過ぎない。それとともに社会の大きさによる男子の有業率の差異と女子のそれとは相当明らかに異なつている。男子の有業率を社会の大きさによつてみると人口五万以上の二つの階級に属する社会が平均より高く、特に一〇万以上の社会が六四％で最も高く、五一〇万の社会は五九％でこれに次いでいる。これより社会が小となるにつれて低くなつて二一三万の社会で最低を示し、それからまたしだいに高まり五千未満の五八％に至つている。しかしながら、その変化は五七―五九％の間できわめて安定しており、わずかに一〇万以上の社会において男女を通じて最高の率を示しているに過ぎない。

これに反して、女子は社会の大きさが大となるにつれて規則正しく有業率を低下せしめている。すなわち五千未満の四一％が最高で社会の大きさが大となるにつれて低くなり、人口一万の線で平均を割り人口一〇万以上の社会の二〇％が最低となつている。この間五一〇万のところではわずかに高まつているに過ぎず、他はきわめて規則正しいが最高と最低の差は二〇％で男子よりも著しい。農業生産は女子の有業率を高める。しかるに社会が大となるにつれて農業生産に従事する人口の割合が減るから、女子の有業率は下つて行くのであるとみられる。五一〇万の社会で女子の有業率が幾らか高まつているのは、女子の工業人口、特に繊維工業人口が比較的多いことによつている。

有業人口についても、性比をみると、全国平均では女一〇〇につき男一八〇であるが、人口二万未満の各階級はこれよりも低く、五

千未満の社会の女一〇〇につき男一三九を最小として社会の大きくなるにつれて大きくなり、一〇万以上の社会において最大三五二を示している。その間の変化は人口五—一〇万の社会においてわずかに小となる例外を除いては、きわめて規則正しく女の割合を減じている。男女を合して総数において社会の大きさが大となるにつれて有業率が減じているのは、社会の大となるに従つて女子の有業率が減じ、しかもその低減の度が男子よりも著しいことの影響を受けるためと思われる。その反面、女子有業者実数は社会の大きさが大となるに従つて男子有業者数に対して相対的に減少するために、人口五万以上の社会では男子の影響を受けることが大となつて、五万未満の社会よりも有業率を高めていると思われれる。このことは農業人口率の変動と密接な関係があり、すでに指摘したように二つの率の変動を比較観察することによつてこの間の事情はさらに明らかとなる。

(k) 無業人口

無業人口率は全国平均において五四%を示しているが、五千未満の五一%が最も低い。社会の大きさが大となるにつれて漸次上昇し四—五万の社会に至つて最高六〇%に達し、それからふたたび減じて五—一〇万の社会で五九%となり、一〇万以上の社会で五七%を示している。

全国平均において男子の率は四一%なのに対して、女子のそれは六七%に達する。男子において二—三万の社会が四三%で最高となつており、それより社会の大きさが大となるにつれて減じ、一〇万以上の社会は三六%で最も低い。二万未満の社会はいずれも四二%台である。しかし、男子の無業人口の率は変動の幅が小さいのに、女子においては最低の五千未満の社会の五九%から、最高の一〇万以上の社会の八〇%に至るまで変動の幅が大である。また、女子はこの間において社会の大きさの大となるにつれて、ほとんど規則正

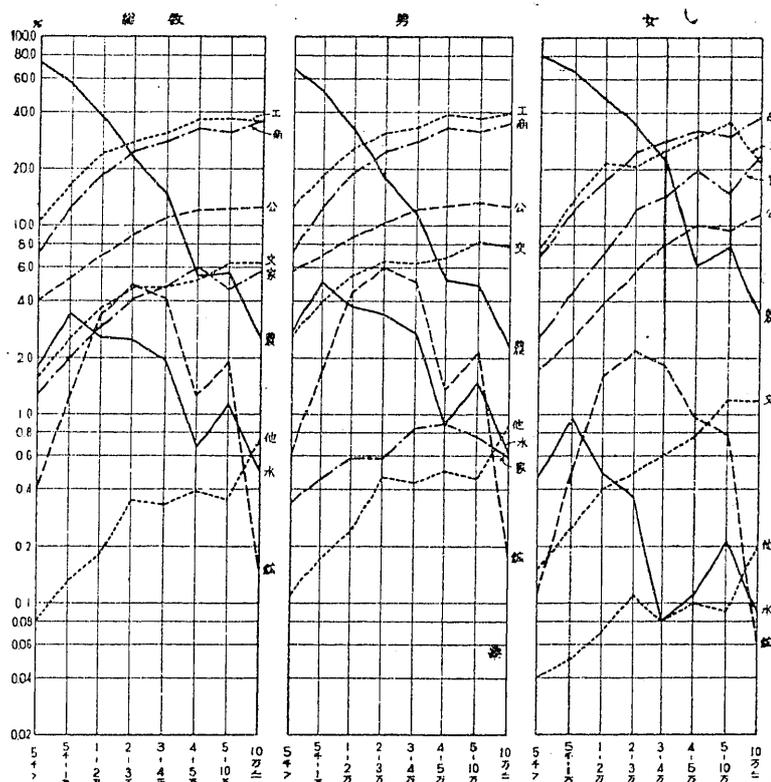
しくその比率を高めている。

無業人口は全国平均において女一〇〇につき男六二であるが、五千未満の社会の女一〇〇につき男七一からきわめて規則正しく男の割合を減じ、一〇万以上の社会では男は女の半分となつてゐる。

以上、各産業別人口率を通じて見れば、社会の大きさの拡大にもなつて、農業人口及び水産業人口の比率は漸次減退を示すのに対して、工業人口、商業人口をはじめ、交通業人口、公務自由業人口、家事業人口及びその他の産業人口の比率は漸次上昇を示している。鉱業人口率のみは、五千—一万の社会から四—五万の社会に至るまでの間に高率で、五千未満の社会、一〇万以上の社会ではきわめて低い。

各産業別人口の比率が、社会の大きさの拡大にもなつて上昇または下降する場合、五千—一万の社会と一—二万の社会において全国平均を越え、あるいは全国平均を割ることとなつてゐる。すなわち人口一万というところに一つの線を引くことができる。第7図をみても五千未満の社会と五千—一万の社会の形はきわめて類似している。また、一—二万の社会は農業人口率が一万未満の社会よりも減じてゐるが、工業人口及び商業人口率はそれほど高くない、二—三万の社会とその形が少し異なつてゐる。二—三万の社会は農業人口率の方が工業人口率及び商業人口率よりも減じて、その形は三—四万の社会ときわめて類似している。四—五万の社会では農業人口率は急激に減退し工業人口及び商業人口率が急に高まり、その形は五—一〇万の社会のそれと類似している。一〇万以上の社会に至ると農業人口率、水産業人口率及び鉱業人口率等はきわめて微々たるものとなり、工業人口及び商業人口率はほとんど等しくなり、交通業、公務自由業、家事業等の人口の比率が増して独自の形を示している。

第 5 図 地域社会の大きさによる産業別人口割合 昭和 5 年



農……農業，水……水産業，鉱……鉱業，工……工業，商……商業
交……交通業，公……公務自由業，家……家事，他……その他産業

第 6 表 地域社会の大きさによる産業別就業者数 昭和 22 年 (単位 1,000人)

人口階級	就業者数	A							B			7 ガス、電気 及び水道業
		農林業	1 農業	2 林業	3 水産業	4 鉱業	工業	5 建設工業	6 製造工業			
総数	33,329	17,102	16,622	480	710	667	7,233	1,320	5,722	191		
10万≤	5,825	539	522	16	64	71	2,493	426	1,994	72		
5-10万	2,241	475	465	10	44	83	790	140	630	20		
4-5万	864	229	223	6	17	61	286	46	234	6		
3-4万	854	255	247	7	26	78	259	37	217	5		
2-3万	1,021	372	364	8	29	39	308	53	248	6		
1-2万	3,934	1,945	1,898	47	118	155	872	153	699	19		
5千-1万	8,055	5,233	5,089	144	232	118	1,217	226	962	30		
5千>	10,534	8,054	7,813	241	179	64	1,008	238	738	33		

人口階級	C 商業	8 商業	9 金融業	10 通信 運輸業	11 サービス業	D		12 自由業	13 公務及 び団体	14 その他の 業
						公務自由業	自由業			
総数	2,430	2,190	240	1,507	838	2,398	1,127	1,271	444	
10万≤	979	861	118	483	343	677	290	387	177	
5-10万	296	264	32	166	104	240	113	127	44	
4-5万	92	84	8	54	33	74	38	36	16	
3-4万	85	78	7	47	32	64	34	30	8	
2-3万	91	83	8	56	32	80	41	39	14	
1-2万	268	247	21	171	90	265	133	133	50	
5千-1万	352	327	25	263	118	450	224	226	71	
5千>	266	246	21	266	85	548	255	294	63	

1……14が、昭和22年臨時国勢調査における産業大分類、A……Dはそれをくくつて昭和5年と比較に便ならしめたもの、A=1+2, B=5+6+7, C=8+9, D=12+13である。これできわめて大略は比較できるが、サービス業は新しく設けられた項目で昭和5年産業大分類中の商業、公務自由業の各一部と家事の全部とを含むものである。

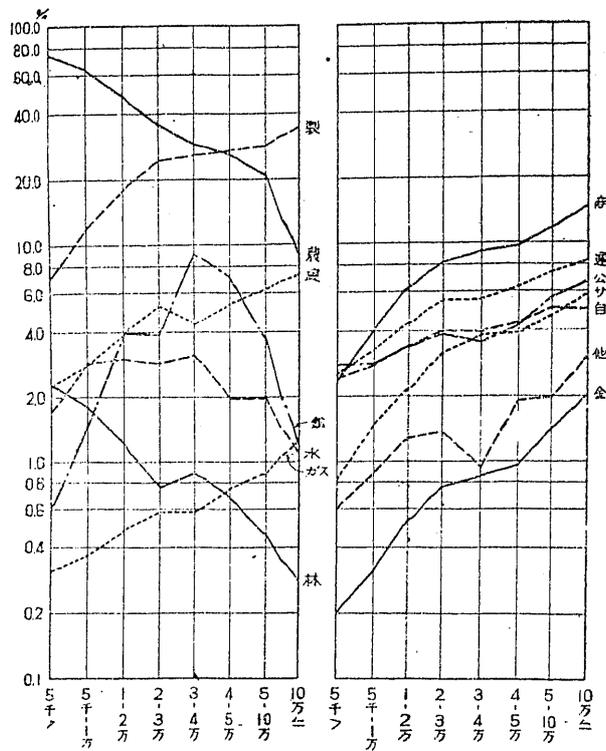
第7表 地域社会の大きさによる産業別就業者割合 昭和22年

人口階級	就業率	産業別									
		A 農林業	1 農業	2 林業	3 水産業	4 鉱業	B 工業	5 建設工業	6 製造工業	7 ガス、電気及び水道業	
総数	42.67	51.31	49.87	1.44	2.13	2.00	21.70	3.96	17.17	0.57	
10万 \leq	34.70	9.25	8.97	0.28	1.09	1.21	42.79	7.32	34.23	1.24	
5-10万	36.46	21.18	20.73	0.45	1.97	3.69	35.23	6.23	28.12	0.88	
4-5万	39.01	26.52	25.84	0.68	1.97	7.10	33.12	5.34	27.04	0.75	
3-4万	40.13	29.80	28.93	0.88	3.08	9.09	30.33	4.35	25.40	0.58	
2-3万	37.31	36.43	35.67	0.76	2.87	3.84	30.13	5.22	24.33	0.58	
1-2万	41.89	49.44	48.24	1.21	3.00	3.93	22.15	3.90	17.78	0.48	
5千-1万	45.67	64.97	63.18	1.79	2.88	1.47	15.12	2.80	11.94	0.37	
5千 $>$	50.04	76.46	74.18	2.28	1.70	0.60	9.57	2.26	7.00	0.31	

人口階級	産業別									
	C 商業	8 商業	9 金融業	10 運輸通信業	11 サービス業	D 公務自由業	12 自由業	13 公務及び団体	14 その他の産業	
総数	7.29	6.57	0.72	4.52	2.52	7.19	3.38	3.81	1.33	
10万 \leq	16.81	14.78	2.02	8.29	5.89	11.62	4.98	6.64	3.04	
5-10万	13.20	11.78	1.42	7.40	4.64	10.71	5.04	5.67	1.98	
4-5万	10.70	9.74	0.96	6.29	3.86	8.56	4.34	4.21	1.90	
3-4万	10.00	9.15	0.85	5.54	3.77	7.44	3.94	3.49	0.94	
2-3万	8.91	8.15	0.76	5.51	3.15	7.80	3.99	3.81	1.37	
1-2万	6.81	6.28	0.53	4.34	2.30	6.74	3.37	3.37	1.28	
5千-1万	4.37	4.06	0.31	3.26	1.47	5.59	2.78	2.81	0.88	
5千 $>$	2.53	2.33	0.20	2.53	0.81	5.20	2.42	2.79	0.60	

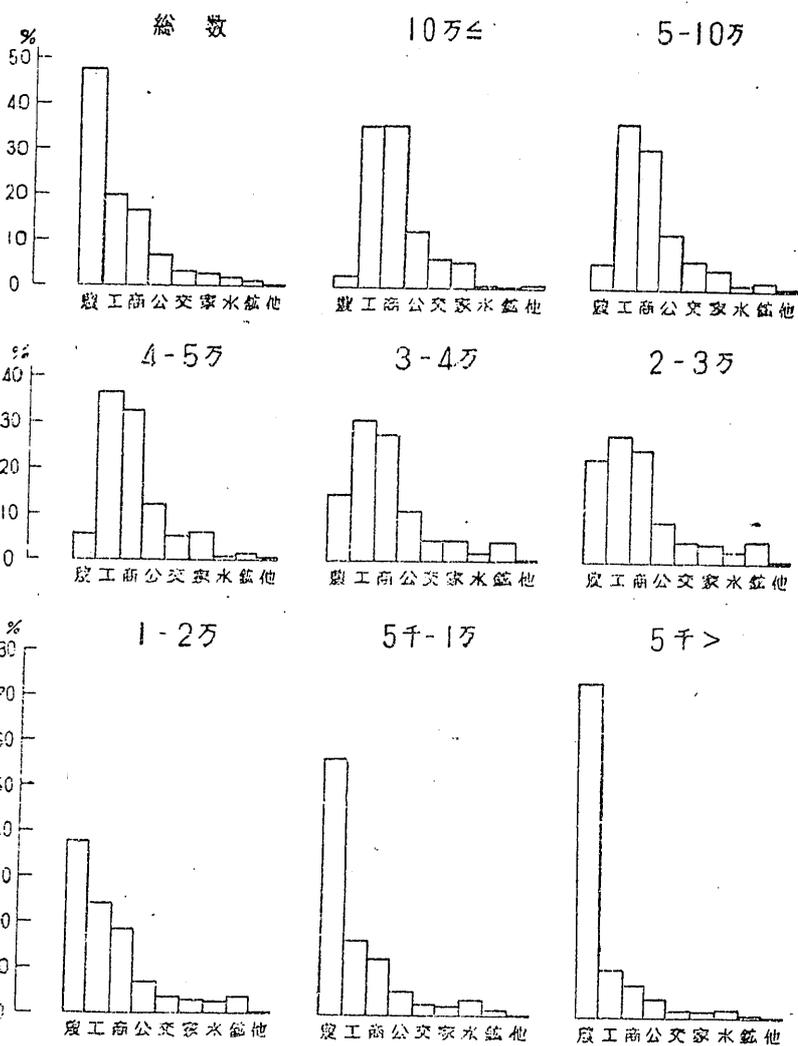
就業率は人口総数100につき、各産業別人口の割合は就業者総数100につき。

第6図 地域社会の大きさによる産業別就業者割合 昭和22年



農…農業、林…林業、水…水産業、鉱…鉱業、建…建設工業、製…製造工業、ガス…ガス、電気、水道業、商…商業、金…金融業、運…運輸通信業、サ…サービス業、自…自由業、公…公務及び団体、他…その他産業

第7図 地域社会の大きさによる産業別人口構成型 昭和5年



農……農業 工……工業 商……商業 公……公務自由業 交……
 交通業 家……家事 水……水産業 飲……飲業 他……その他の産業

国平均は五一%で、昭和五年よりもかなり高率を示している。戦後まだ商工業の回復が遅々としていた時期で、就業者数は一、七〇〇万以上を示し、昭和五年に比べて三百万以上も多く、その比率も、大正九年当時と余り差がない。

(B) 昭和二十二年
 昭和二十二年の産業分類の基準は昭和五年と全く変つてゐるから戦前との比較は非常に困難であつて、変化のきわめて大要を推測しうるに過ぎない。昭和二十二年の産業分類をいくらかでも昭和五年に近ずけるためにこれを若干要約して比較することとした。

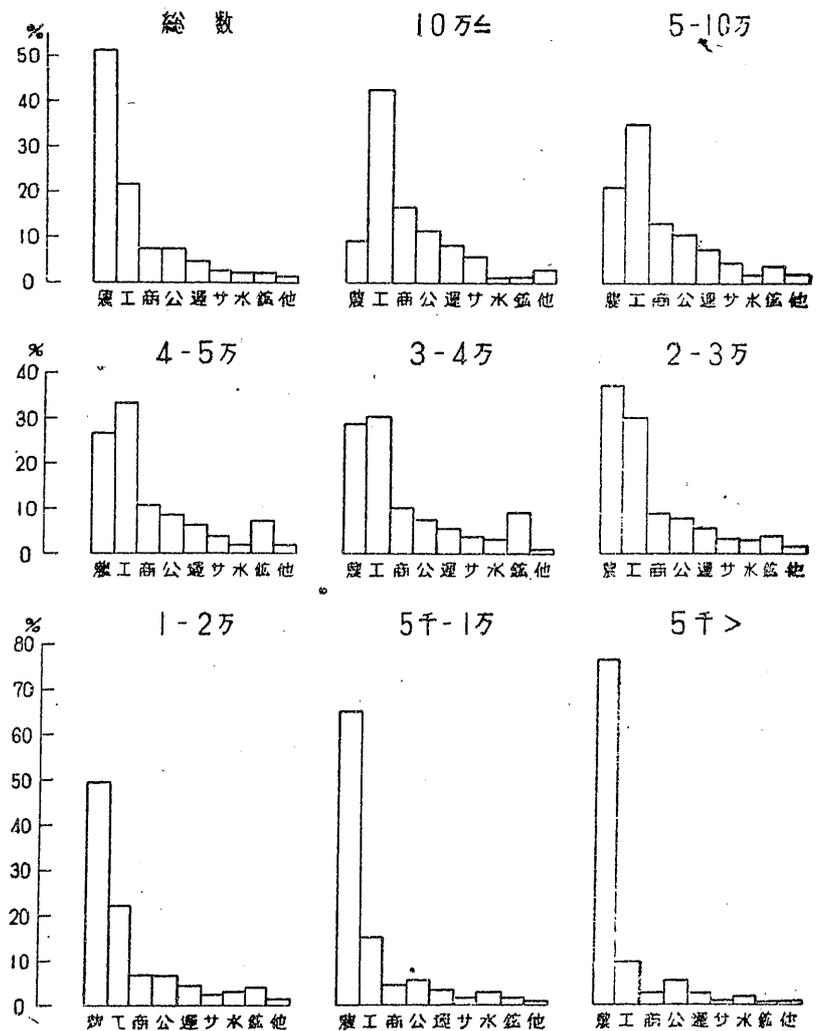
(a) 農林業人口率
 昭和二十二年の分類においては、昭和五年と異なり林業が別に大分類項目として掲げられているが、これを合わせて観察すれば、全

口四―五万の社会では戦前わずかに五%であつたのが、昭和二十二年では二七%と五倍近い上昇を示し、人口一〇万以上の大都市でさえ九%という高率を示している。このことは、そのまま農業人口の著しい増加を示し、またそうした人口増加によつて上の階級へ飛びこんだ町村の多かつたこと、さらにまた隣接町村の合併によつて都市地域に農村的地域が入りこんだこと等によるものと推測される。

農林業人口のうちほとんど大部分は農業人口で、林業人口率は一%に過ぎないから、ここに述べた傾向はほとんど農業人口率の傾向

これを地域社会の大きさによつてみると、人口五千未満の社会の七六%から社会の大きさの拡大にともなつて低下し、人口一〇万以上の社会の九%に至つてゐる。この間一―二万の社会で五〇%を割り、同時に全国平均をも割つてゐることは昭和五年と全く同様である。しかし、この間昭和五年にみるように五十一―〇万の社会において低下が停滞してはいない。その上、昭和五年に比べてどの階級も率が高まつていて、しかも社会の大きさの拡大につれてその開きが拡大している。すなわち、人口五千未満の社会は戦前七三%が七六%となつた程度であるが、人

第8図 地域社会の大きさによる産業別人口構成型 昭和22年



農……農業+林業 工……建設工業+製造工業+ガス、電気、水道業
 商……商業+金融業 公……公務及び団体+自由業 運……運輸通信業
 サ……サービス業 水……水産業 鉱……鉱業 他……その他の産業

でもある。林業人口率もまた人口五千未満の二%から社会の大きさの拡大につれて農業人口と同様な速度で低下し、人口一〇万以上の大都市の〇・三%となる。その間全国平均を割るのは、やはり一―二万の社会であるが、人口三―四万の社会でやや上昇を示している。

(b) 水産業人口率

全国平均は二%でやはり昭和五年よりもわずかに上昇している。社会の大きさによってみると、やはり人口五千未満の社会よりも五千―一萬の社会の方が高いことは、昭和五年と同様であるが、五千

る。その後は低下していくが、一〇万以上の社会においても一%で五千未満の二倍の率を示している点は昭和五年と異なっている。昭和五年に比べて低いのは二―三万の社会のみで他はいずれも昭和五年よりも高く、その開きは二万未満の社会ではわずかであるが、三万以上の社会では大きく、特に三万から五万までの社会において著しい。そこで昭和五年とは異なり、鉱業人口率の高いのは一萬から一〇万までの社会で、特に三万から五万までの社会であるということになる。

一萬の社会から三―四万の社会までは昭和五年のごとく低下を示さず、ほぼ同じような率で停滞し、三―四万の社会が三%を示して最も高い。四―五万の社会でやや低下し、五―一〇万の社会においてまた停滞し、人口一〇万以上の社会に至つて一%と低下する。昭和五年に比べて低下しているのは人口一萬未満の社会のみで、一萬以上の社会はいずれも上昇しており三万から五万までの社会にその開きが大きい。しかし、五千から四万までの社会に特に比率が大きいことは昭和五年と全く同様である。

(c) 鉱業人口率

これもまた昭和五年よりも上昇し、全国平均で二%を示しているが、社会の大きさによつてみると、五千未満の社会から一―二万の社会まで上昇をつづけ、二―三万の社会では停滞し、三―四万の社会ではふたたび上昇して最高九%に達す

(d) 工業人口率

工業人口率は全国平均二二%で、昭和五年に比べてわずかに高い程度である。社会の大きさによつてみると、五千未満の一〇%を最低として、社会の大きさの拡大につれて上昇をつづけ、一〇万以上の社会に至つて最高四三%を示すに至る。この間一一二万の社会で全国平均を越える点は昭和五年と同様であるが、三一四万の社会においてやや停滞し、以後は上昇をつづけ、一〇万以上の社会が最高を示して、五一一〇万の社会より低下するようなことがない点は昭和五年とは異なつてゐる。すなわち、繊維工業を中心とする中小工業が集中してゐることによつて、五一一〇万の社会が工業人口率を高めていた昭和五年のような特長が失われている。むしろ、そのような中小規模の工業を多く持つ都市が人口増加により一階級上の一〇万以上の大都市に飛びこんだことが、一〇万以上の社会の工業人口率を高めたと考えられる。それとともに次にみるように建設工業関係の就業者が戦後増加し、それらは大都市に最も多数をしめてゐることなども、一〇万以上の社会の工業人口率を高めたと考えられる。

社会の大きさによつてみて工業人口率が昭和五年より高くなつてゐるのは、二一三万の社会と一〇万以上の社会のみで、他はどの社会も昭和五年より低くなつてゐるが、その開きはいずれもわずかである。ただ差が多少著しいのは五千未満の社会と一〇万以上の社会のみであるが、一〇万以上のウェイトが大きいために全国平均の比率を高めてゐるとみられる。

以上にみた工業人口は次の三つの産業を合計したものであるからこれを個々にみると、

(aa) 製造工業—製造工業人口は工業人口の大部分をしめ、その比率は全国平均一七%で五千未満の社会の七%から社会が大きくなるにつれて高まり、一〇万以上の社会の三四%に至つてゐる。そ

の間人口一一二万の社会で全国平均を越え、三一四万の社会から五一一〇万の社会までは上昇の速度が、二一三万の社会までに比べてやや緩慢となるが、一〇万以上の社会でまたかなり高まつてゐる。こうして、一〇万以上の社会では、他のどの産業よりも格段に比率の高い産業となつてゐる。

(bb) 建設工業—建設工業人口の割合は、全国平均で四%であるが、やはり傾向としては社会が大きくなるにつれて、その比率を高めてゐる。しかし、その速度は製造工業に比べて緩慢であつて、最低五千未満の社会の二%から一〇万以上の社会の七%に至る間、二一三万の社会までは上昇をつづけるが、三一四万の社会に至つてやや低下し、以後ふたたび上昇に転ずる。全国平均を越えるのは二一三万の社会であることも製造工業と異なつてゐる。

(cc) ガス・電気・水道業—これ等の産業に所属する人口の割合は全国平均でわずかに〇・六%であるが、五千未満の〇・三%から、社会の大きくなるにもなつて拡大し、一〇万以上の社会では一・二%をしめてゐる。比率上昇の速度は建設工業とほぼ同様で、三一四万の社会でやや停滞し、二一三万で全国平均を越えることなども建設工業と似てゐる。

(e) 商業人口率

昭和二十二年の分類では商業と金融業とを合わせてその割合は全国平均が七%で、昭和五年に比べて半分以下の低さである。しかし昭和五年に商業に含まれてゐた旅館、下宿、興行、娯楽等がサービス業の一部に含まれてゐるためでもあるが、かりにサービス業の全部を合わせてもなお著しく縮小してゐる。

社会の大きさによつてみると、五千未満の社会の三%から社会が大きくなるにつれて上昇し、一〇万以上の社会に至つて最高一七%を示してゐる。その間、三一四万、四一五万の社会で上昇の度がわずかに鈍つてゐるが、その後ふたたび上昇をつづけていて、昭和五

年にみるように五—一〇万の社会においては停滞を示していない。また、全国平均を越えるのは人口二—三万の社会である点も昭和五年と異なっている。さらに昭和五年に比べて各人口階級とも縮少しているが、大体において社会が大きくなるにつれて拡大し、特に四—五万の社会はその開きが著しい。

以上を各別にみると、本来の商業の就業者は全国平均で一七%を示し、五千未満の社会の二%から、社会の大きさの拡大にともなつて上昇し一〇万以上の一五%に至つて最高となる。

金融業就業者の割合は全国平均でわずかに〇・七%に過ぎず、五千未満の〇・二%から社会が大きくなるにつれて拡大し、一〇万以上の大都市では二%を示している。

商業、金融業いずれの就業者の率も社会の拡大にともなつて上昇している点、四—五万の社会において停滞している点等、その傾向は両者全く同様である。

(f) 運輸通信業人口率

全国平均が四・五%で、昭和五年の交通業人口率に比べて高まつているが、五千未満の社会の二・五%から一〇万以上の社会の八・三%まで社会の大きさにつれて拡大する傾向は昭和五年と同様である。この間、三—四万の社会においてやや停滞を示すことは昭和五年と同様であるが、一〇万以上の社会において停滞を示さず、上昇をつづけ最高率を示すことは、昭和五年と異なっている。いずれの人口階級においても昭和五年より高いが、その開きは五千未満の社会と一〇万以上の社会において著しい。また、全国平均を越えるのは二—三万の社会であることは、商業人口率と同じく昭和五年と異なっている点である。

(g) サービス業人口率

昭和二十五年のこの大分類に属する就業者は、昭和五年においては商業、公務自由業及び家事にそれぞれ分属していたので、戦前に

は比較すべき資料がない。全国平均は二・五%で、五千未満の社会の〇・八%から社会の大きくなるにつれて上昇し一〇万以上の社会の五・九%に至っている。その間、上昇の速度は五千未満の社会から三—四万の社会まで特に著しいが、四—五万の社会でやや停滞する。この産業に就業する人口の割合もまた二—三万の社会において全国平均を越えている点は工業、商業と同様である。

(h) 公務自由業人口率

昭和二十二年の産業大分類では『自由業』と『公務及び団体』に分れているが、ここでは両者を合わせて観察する。しかし、昭和五年の『公務自由業』には医療衛生など、昭和二十二年の『サービス業』に含まれているものが若干あるから、厳密には比較できないが、大要を観察することとしよう。

上述の意味における公務自由業人口率の全国平均は七・二%であつて、その範囲が昭和五年より小さいにもかかわらず、昭和五年全国の六・八%よりも高まつている。五千未満の社会が五・二%で最も低く、社会の大きさの拡大にともなつて上昇し、一〇万以上の社会が一・六%で最も高い。この間、三—四万の社会で停滞している点は建設工業、ガス・電気及び水道業などと類似しており、また、二—三万の社会で全国平均を越えている点も、工業その他多くの産業と類似している。

昭和二十二年においては、全国平均では昭和五年よりも高いが、社会の大きさによつてみると、昭和五年に比べて高いのは一万未満の社会のみで、他はいずれも低く、その開きは三万から五万の社会において最も著しく、一—二万の社会においてのみ接近している。

以上の傾向をさらに個別的にみると、自由業は全国平均して三・四%であつて、五千未満の社会の二・八%から社会の大きくなるにつれて上昇するが、五—一〇万の社会に至つて最高五%を示している。三—四万の社会と一〇万以上の社会とは、やや停滞している。

公務及び団体は全国平均して三・八％であるが、五千未満の二・八％から一〇万以上の社会の六・六％まで、社会の大きくなるにつれて上昇する。しかし、やはり三十四万の社会で二一三万の社会よりもわずかながら低下する。

以上『自由業』と『公務及び団体』とが二一三万の社会で全国平均を越えること、比率上昇の程度が工業、商業、運輸通信業、サービス業までの各産業よりもやや緩いことは両者同様である。

(i) その他産業の人口率

全国平均一・三％を示し、昭和五年に比べてはるかに高率となっている。五千未満の社会の〇・六％を最低として、社会の大きくなるにつれて上昇するが、二一三万の社会でやや停滞し、三十四万の社会では低下している。しかし、その後また上昇し、五一一〇万の社会においてもやや停滞するが、一〇万以上の社会においてふたたび上昇して三・〇％と最高を示している。いずれの大きさの社会においても昭和五年よりは高いが、比率の開きは四万以上の社会において特に著しく、三十四万の社会において最も少い。

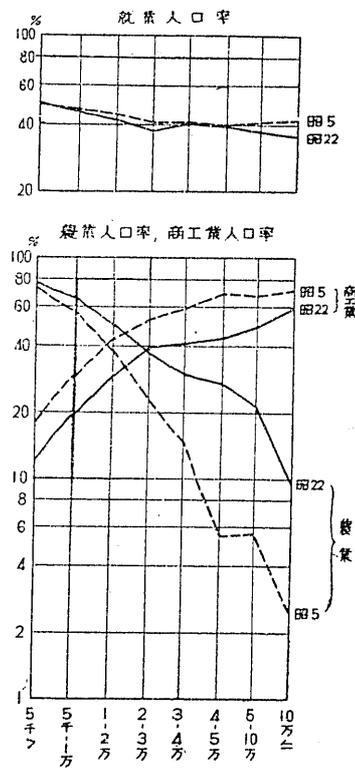
(j) 就業人口率

昭和二十二年の就業人口率と昭和五年の有業率とはやや性質が異なっているから厳密な比較はできないが、昭和二十二年の就業人口率は全国平均四三％であつて、昭和五年に比べてやや低い(第9図参照)。

これを社会の大きさによつてみると、最も高いのは五千未満の五〇％で、これより二一三万の社会まで漸次低下している。しかし、三十四万の社会ではかえつてやや上昇し、四一五万の社会では停滞を示している。ところが、五一一〇万の社会からはふたたび低下に転じ、一〇万以上の社会では三五％の最低率を示している。このように社会が大きくなるにつれて低下している傾向は、昭和五年では、五一一〇万及び一〇万以上の社会において有業率が高まつている傾

向と異なつてゐる。昭和五年に比べて比率の高いのは五千未満の社会のみで、五千以上の社会はいずれも低いが、以上の傾向から五一一〇万と一〇万以上の社会において特に著しい。五千未満の社会と、三十四万、四一五万の社会はかなり接近している。

第9図 地域社会の大きさによる就業率及び農業人口率と商工業人口率



以上を要約すれば、昭和二十二年についても、社会の大きさの変化と人口からみた産業構造の変化との基本的関係は、昭和五年について観察したところと概ね一致している。しかし、昭和二十二年においては、

(a) 農業人口率が各社会を通じて著しく高まつており、しかも社会の大きくなるに従つてその開きが拡大している。農業人口の著しい増加によつて上級の地域へ飛びこんだ社会が多かつたことを反映している。

(b) その半面、商業人口率は各人口階級を通じてかなり縮小しており、大体において社会の大きくなるにともなつてその開きが拡大している。これに比べると、工業人口率は開きがわずかであるが昭和五年より比率を縮小している社会が多い。

(c) 以上の結果、昭和五年においては、一―二万の社会で商工業人口率が農業人口率を越えることを指摘したが、昭和二十二年に

おいては一階級ずれて二―三万の社会で商工業人口率が農業人口率を越えている(第9図)。

(d) 農業人口率が全国平均よりも低くなり、工業人口率が全国平均を越えるのは、いずれも一―二万の社会においてであることは昭和五年と同様である。しかし、商業から公務及び団体に至る各産業別人口の比率が全国平均を越えるのは、昭和五年と異なり一階級上になつて二―三万の社会においてである。

(e) 各社会について昭和五年のごとく第8図を描くと、五千未満の社会と五千―一万の社会は農業人口率は圧倒的に高く、その形がきわめて似ていることは昭和五年と同様である。一―二万の社会は農業人口率が一万未満の社会より減つてゐるが、工業人口率は少し高くなるだけで、二―三万の社会とは形が異なる点も昭和五年と同様である。二―三万の社会は農業人口率が低まり、工業人口率は高まるがまだ農業人口率を越えていない点は昭和五年と少しく形を異にしている。二―三万の社会と形が類似している三―四万の社会において工業人口率をはじめて農業人口率よりも高くなる。商業人口率もやや高くなるが、昭和五年のごとく工業人口率に接近してゐない。この社会において鉱業人口率がきわめて高いことが特長的である。

四―五万の社会において農業人口率は減じて工業人口率や商業人口率が高まるが、五―一〇万の社会とその形が類似している点は昭和五年と同様である。四―五万の社会においてもやや高いことが目立っている。

一〇万以上の社会に至つて農業人口率は著しく下り、これに反して工業人口率が急に高まる点は昭和五年と同様であるが、昭和五年と異なつて商業人口率は工業人口率の半分にも及んでゐない。

このように各社会について各産業別人口率の形をみても大体の傾向は昭和五年と同様であるが(a)(b)において述べた特長が昭和五

年とやや異なつた形を描いてゐる。すなわち、昭和二十二年においては、戦争の影響によつて、昭和五年に比べて、各大きさの社会を通じて、産業構造の顕著な後退現象が認められるが、二―三万、三―四万の社会において特に著しいように考えられる。それは農業人口の膨脹によつて上級社会に入りこんだ地域の多いことを物語るものである。これに対して、大都市的領域における産業構造の後退現象は、大都市的領域における産業構造自体の破壊の結果であることも多いとみられる。

(C) 地域社会の大きさによる産業高度別割合の変動

次に、昭和五年と昭和二十二年について、社会の大きさによる人口の所属産業構造の変化を概観するために、産業を Colin Clark のいわゆる第一次、第二次及び第三次産業に大別してみると第8表第10図に示す通りである。このように、産業分類を三つに総合してみると、戦前と戦後の両年次における産業分類の相異が大部分解消して、比較的安全な比較が可能であると思われる。

(a) 第一次産業人口率

第一次産業人口率が、五千未満の社会から社会の大きさの拡大にともなつて低下することは、両年次とも同様であるが、低下の速度は昭和二十二年の方がやや緩慢となつてゐる。そのため各階級を通じて比率の膨脹がみられるが、その開きは社会が大きくなるに従つて拡大し、四―五万の社会において最も著しい。また五―一〇万の社会においては昭和五年の比率がやや停滞しているため、その開きがやや縮少し、一〇万以上の社会においてはさらに縮少している。人口一―二万の社会において全国平均を割ることは両年次とも全く同様である。

(b) 第二次産業人口率

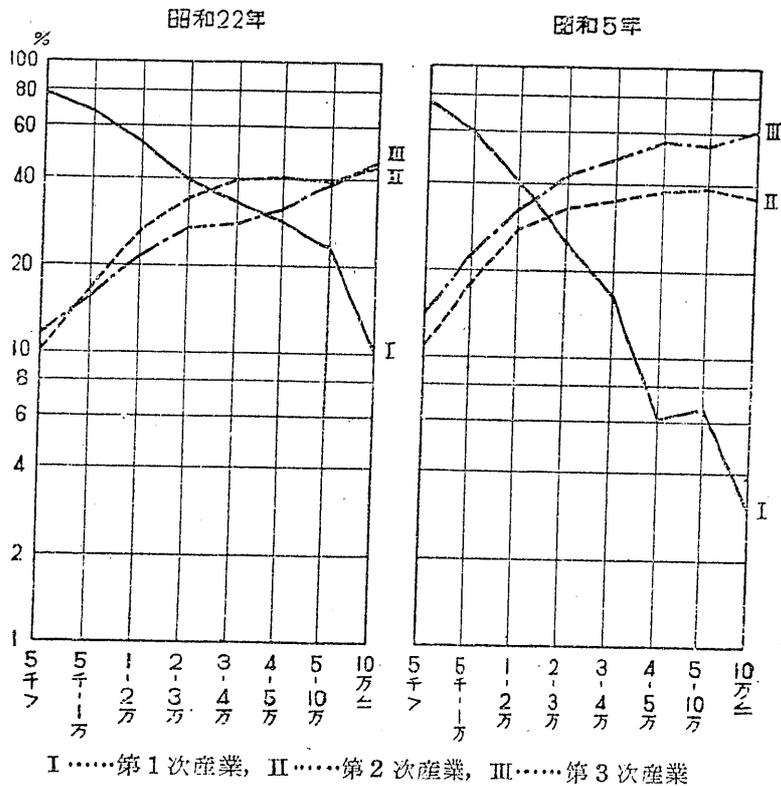
第二次産業人口率が五千未満の社会から社会の大きさの拡大にともなつて上昇し、その程度が五千未満の社会から一―二万の社会に

第8表 地域社会の大きさによる産業高度別人口割合

人口階級	昭和22年			昭和5年		
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
総数	53.44%	23.70%	22.85%	49.38%	20.99%	29.63%
10万以下	10.34%	44.00%	45.64%	3.00%	35.90%	61.09%
5-10万	23.15%	38.92%	37.93%	6.72%	38.68%	54.59%
4-5万	28.49%	40.23%	31.30%	6.10%	37.69%	56.21%
3-4万	32.89%	39.42%	27.68%	16.42%	34.96%	48.61%
2-3万	39.30%	33.97%	26.74%	24.99%	32.55%	42.46%
1-2万	52.45%	26.09%	21.47%	40.31%	27.55%	32.16%
5千-1万	67.85%	16.58%	15.57%	59.88%	17.82%	22.31%
5千以下	78.16%	10.17%	11.68%	75.09%	10.88%	14.03%

至るまで特に著しいことは両年次とも同様である。しかし、昭和五年においては三十四万以上の社会において上昇の速度がやや緩くなり、一〇万以上の社会においてかえつて低下しているのに対して、昭和二十二年においては三十四万、四十五万の社会は停滞しているが、五十一〇万の社会がやや低下しており、一〇万以上の社会ではふたたび上昇している。昭和二十二年は昭和五年に比べて二万未満の社会はいずれもやや縮小しているのに、二万以上の社会ではいずれも拡大し、特に三十五万の社会と一〇万以上の社会において著しく、五十一〇万の社会はその開きはわずかである。一十二万の社会において全国平均を越えていることは両年次とも共通である。

第10図 地域社会の大きさによる産業高度別人口割合



(C) 第三次産業人口率

これも、社会の大きさの拡大にともなつて上昇する傾向は第二次産業人口率と同様であるが、昭和五年においては五十一〇万の社会がわずかに低下しているのに対して、昭和二十二年においては三十四万の社会において停滞し、四万以上の社会では上昇をつまづけている。昭和二十二年は昭和五年に比べていずれの社会においても収縮しているが、その程度は社会の大きいほど著しく四十五万の社会において最も著しい。また、上昇の途中で全国平均を越えるのは昭和五年においては一十二万の社会であるのに、昭和二十二年においては

は二―三万の社会においてである。

以上の事実によつて、わが国の産業構造が戦争によつていかに退歩したかを、地域社会の大きさによる産業別人口の構造を通じて認めることができる。

(D) 産業別人口構造の変化を通じてみた都市と農村人口分類の基準

前項において、地域社会の特長を最も単純に、最も形式的に、しかも最も包括的に示す指標として地域社会がもつ人間の集団形式、すなわち人口の大きさを仮定し、この意味での地域社会の大きさの変化につれて、人口現象の中で都市的な性格と最も基本的な関係を持つ側面として、人的にみた産業構造、すなわち、所属産業別人口の構造がいかに変動するかを考察した。そこで社会の大きさの変化につれて産業構造が変動する態様に基ずいて、一応、都市と農村の人口統計学的分類基準を想定することができる。終戦後間もない昭和二十二年においては、産業構造が全面的に退歩していることを認めたが、なおかつ社会の大きさと人的な産業構造の変化との基本的関係について、戦前昭和五年のそれを打破つていとは思えない。昭和五年に重点をおき、かつ昭和二十二年の事実を考慮して、都市と農村の分類基準について考察しよう。

まず、人口一万に満たない社会は農業人口率が五〇%を越え、商業人口率はすこぶる低く、ほとんど完全に農村的な社会の特質をみせている。すなわち人口一万のところで一線を劃し、一万未満の社会を農村的な社会とし、人口一万以上の社会を都市的な社会とすることができよう。人口一万以上の都市的な社会の中で、一―二万の社会は農業人口率は五〇%を割るが、商工業人口率は農業人口率よりもやや高くなるとはいえ、まだそれほど上昇せず農村的社会から都市的社会への移行地帯たる特質をみせている。二―三万の社会では農業人口率は工業人口率及び商業人口率のいずれよりも減じて

きて都市的性格が漸次現われてくる。これに比べて、三―四万の社会はより都市的性格を強く現わすが、次の四―五万の社会よりは二―三万の社会とすこぶる類似している。四―五万の社会は農業人口率が急に減退し、工業人口率や商業人口率が急に高まる。すなわち都市的性格が確立して安定してきたことを示している。五―一〇万の社会は次の一〇万以上の社会よりは四―五万の社会に類似しており、やはり農村社会的な要素が大部分消失している。ところが、一〇万以上の社会に至ると、農業人口率など第一次産業人口率がきわめて微微たるものとなつて、工業人口率と商業人口率が六〇―七〇%をしめるようになり交通業(運輸通信業)、公務自由業、家事業あるいはサービス業等の人口比率が増して、独自の産業構造をみせている。すなわち、一〇万以上の社会に至つて、明確に大都市としての典型的な特質を現わしてくる。

以上の特質によつて、すくなくとも、社会の人的産業構造の変化によつてみる限り、人口一万未満を農村的社会とし、人口一万以上の都市的社会を、人口一―二万の社会、人口二―四万の社会、人口四―一〇万の社会、人口一〇万以上の大都市社会の四階級に分けることができると思はれる。

3 地域社会の大きさによる人口密度の変動

以上において、地域社会の大きさと、その都市的性格を決定する基本的要因の一としての人的産業構造の変動との関係を考察し、地域社会の大きさによる都市的性格の概略の段階を刻んだ。

進んで、それぞれ段階的に都市的性格をもつ地域社会の大きさによつて、人口現象がいかなる変動を現わしているかを考察しよう。この場合、人口現象の基本的特質をその再生産現象に認めるわれわれは、再生産現象の変動に重点をおくことというまでもないが、順序として、まず、再生産結果たると同時に再生産条件をなす人口の地

域的分布の形態と人口の基本的構造たる男女年齢別人口構成について概観し、その後、総合的に再生産過程を物語る普通出生率及び死亡率を考察し、さらにその後、再生産基礎条件たる男女年齢別人口構成の差異を除去して、人口現象として最も本質的な再生産力の考察に及ぼうとする。

註1) 縮 珍『人口統計学序説—人口統計集団—』—人口問題研究 第八巻 第一号 昭和二十七年七月参照。

人口の地域的分布の形態を物語る最も簡単な、そして最も機械的な指標として、人口の地域的分布と空間との関係を示す普通人口密度をとることとする。そこで、地域社会の大きさに従つて、人口密度を算定し、これを表示したものが第9表、第11図である。

(A) 昭和十年

戦前の昭和十年についてみると、全国平均は一平方軒につき一八二人であるが、五千未満の社会の一〇人から一〇万以上の社会の六、四一八人に至るまで、社会が大きくなるにつれて人口密度も大となつてゐる。しかし、その変化の形態において前項で述べた産業構造の変化とはやや異なるところがある。すなわち、人口密度にあつては、全国平均を越えるのは二—三万の社会においてであつて、五千未満の社会の一〇人から一二万の社会の一四六人までの上昇は余り著しくない。ところが、二—三万の社会において飛躍的な上昇を示し、この社会から四—五万の社会の六九四人までの上昇もそれほど著しくない。しかるに五—一〇万の社会の二、三七五人への上昇は飛躍的であり、一〇万以上の社会の六、四一八人もきわめて著しい上昇である。

(B) 昭和二十二年

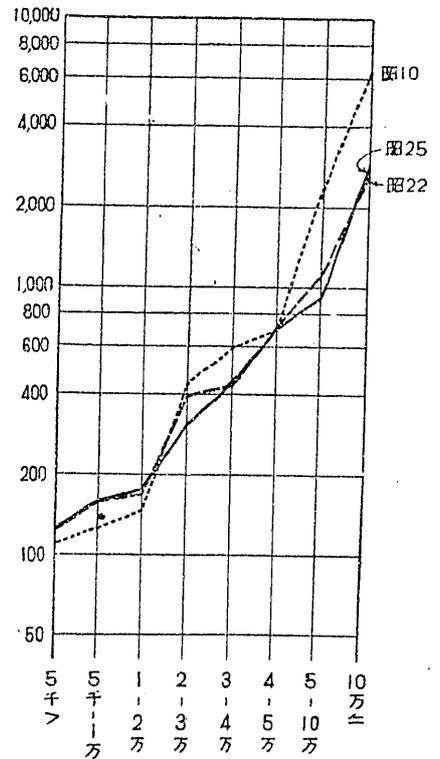
次に戦後の昭和二十二年についてみると、社会の大きさが拡大す

第9表 地域社会の大きさによる人口密度

人口階級	昭和25年			昭和22年			昭和10年		
	面積	人口	人口密度 (1方軒につき)	面積	人口	人口密度 (1方軒につき)	面積	人口	人口密度 (1方軒につき)
総数	366,113	83,200	227	366,256	78,099	213	377,949	68,662	182
10万 ≤	7,417	21,326	2,875	6,306	16,789	2,662	2,729	17,518	6,418
5 — 10万	6,910	6,307	913	5,510	6,148	1,116	1,524	3,620	2,375
4 — 5万	3,235	2,269	701	3,116	2,216	711	1,066	740	694
3 — 4万	5,747	2,564	446	4,899	2,128	434	2,508	1,489	594
2 — 3万	9,306	2,843	305	6,952	2,737	394	4,571	2,017	441
1 — 2万	55,167	9,598	174	55,572	9,393	169	40,890	5,975	146
5千 — 1万	111,515	17,622	158	112,258	17,636	157	101,828	12,775	125
5千 >	166,817	20,671	124	171,645	21,052	123	222,833	24,527	110

「三 方法の概要 (B) 人口密度」及びその註に記したごとく、市町村に分属しない湖沼、潟、入会地等を含まないから、ここに掲げた総数は各年次の全国面積と異なる。従つて従来発表されている全国人口密度とやや異なる。昭和10年は旧内地から沖縄のみを除く。昭和22年と昭和25年は戦後の境域であるから沖縄はもちろん千島、小笠原島、鹿児島県大島郡を除く。ただし昭和22年において大島郡のうち十島村(そのうち硫黄島、竹島及び黒島を除く)は調査されたがその面積不明のため除いてある。昭和25年には改測された面積で合せてある。

第11図 地域社会の大きさによる人口密度



るにつれて人口密度が上昇する傾向は昭和十年とほとんど同様であることは第11図に示す通りである。しかし、最も注目されるのは人口一〇万以上の大都市の密度が著しく低減して一平方料二、六六二と昭和十年の四〇%になり、また人口五―一〇万の社会も昭和十年の半以下に低減したことである。一〇万以上の大都市の人口は昭和二十二年には昭和十年よりもわずかに低い程度まで回復したのであり、五―一〇万の社会の人口は昭和十年の七〇%近く増加しているにかかわらず以上のように密度が低減しているのは、密度のやや低い下の階級から飛びこんだ社会のあること、境域の拡大、大都市周辺地域の密度がそれほど高くない町村の合併がいかに多いかを推測せしめる。人口五万未満の社会では三―四万、二―三万の社会が戦前より低減している他は、どの社会もことごとく高まつており、中でも五千―一万の社会の密度の上昇がやや著しい。五千未満の社会は人口は昭和十年に比べて減少しているにかかわらず、密度がかえつて上昇しているのは、全般的な人口の増加にともなう、密度の上昇を示すとともに、昭和十年当時の境域から他の社会へ入りこんだ町村を除けばその上昇の度がさらに著しいことを物語っている。

(C) 昭和二十五年

さらに戦後最近の昭和二十五年についてみると、大体の傾向は昭和二十二年と同様であるが、人口一〇万以上の大都市の密度は昭和二十二年よりも上昇しているが、なお昭和十年の半ばに達しない。五―一〇万の社会の密度は昭和二十二年よりもさらに低下して昭和十年の三八%となつており、二―三万の社会の密度も昭和二十二年より低減して昭和十年の六九%となつた。その他の社会では四―五万の社会の密度が昭和二十二年よりもわずかに低くなつている他はみな昭和二十二年よりもさらに高まつているが、いずれも上昇の度はきわめてわずかである。全体的にみて、昭和二十五年の人口密度の分布は昭和二十二年よりも戦争の影響が薄れて正常な状態に帰りつつあるようである。しかし、人口密度の人口階級間分布からみても戦争による大都市の破壊、農村的な小社会の人口密度の緊張が特長的であり、ここにも戦争による後退現象がみられる。

産業構造においては、四―五万と五―一〇万の社会とはほとんど差異がみられなかつた。しかるに人口密度においてはこの二つの社会の間に著しい差が認められる。全体の傾向としては、密度の上昇は産業構造の変化と矛盾はしない。しかし、密度が飛躍的な変化を行う社会の大きさが産業構造よりも多少ずれているかに思われる。

4 地域社会の大きさによる男女年齢別人口構成の変動

地域社会の大きさに従い特殊年齢区分によつて集計した男女年齢別人口とその構成係数は第10―13表の通りである。しかし、第三節で述べたごとく、観察に便利なように年齢を五区分にくくり、さらにこれを三区分にまとめたものが第14―17表である。

(A) 幼少年人口 (〇―一四歳)

(a) 昭和五年

幼少年人口の年齢構成係数は、全国平均では三七%を示してい

る。これに対して人口五千—一万の社会の三九%が最も高いが、五千未満の社会との差はきわめてわずかである。五千—一万の社会から社会の大きさの拡大にもなつて低減し、一〇万以上の三一%に至つて最低となつてゐる。この間五—一〇万の社会は、四—五万の社会に比しわずかに高くなつてゐる。また一〇万以上の社会の低減はやや著しい。これを〇—五歳と六—一四歳に分けてみても傾向は全く同様である。

男女別の構成係数をみても、その傾向は全く同様である。ただ一〇万以上の社会における低下の度は女子の方がやや著しい。また一般に男子の係数が女子よりも大であるが、六—一四歳における一—二万、二—三万の社会と四—五万、五—一〇万の社会のみは男子の方が女子よりも少い。

さらに、男女各別に細い年齢区分によつてみても、一三歳までの各年齢はすべて社会の大きくなるにもなつてその構成係数を低減しているが、ただ、一四歳においてのみ次にみる生産年齢人口と同様上昇を示している。

(b) 昭和十年

昭和十年の幼年人口の年齢構成係数は、全国平均で三七%を示し、昭和五年とほぼ同様であるが、昭和五年に比べていく分拡大している。五千—一万の社会の三九%を最高として、社会の大きさの拡大にもなつて低減し、一〇万以上の三二%に至つて最低となつてゐる。この間どの人口階級も昭和五年より高まつてゐるが、三—四万、四—五万の社会においては、その開きがやや著しい。しかし、社会の大きさの拡大にもなつて低減する傾向は昭和五年と全く同様である。

しかし、その内訳をみるといずれの人口階級においても、〇—五歳は昭和五年よりわずかつ低くなつてゐるが、六—一四歳は昭和五年よりも高く、その差がやや著しい。

男女別にみるとその傾向は昭和五年と同様である。その間〇—五歳は五—一〇万、二—三万の社会において男女とも昭和五年との差が他の社会よりもやや著しく、六—一四歳は三—四万、四—五万、五—一〇万の社会において、特に女において昭和五年との差が著しい。また男女の開きは、六—一四歳においては五千未満の社会と一〇万以上の社会を除いたいずれの社会も女子の方が大で、四—五万の社会においてその差は特に著しい。

さらに男女各別に細い年齢区分によつてみると、一三歳までの各年齢は社会の大となるにつれて低減し、一四歳において上昇を示していることは昭和五年と同様な傾向である。昭和五年に比べて、〇歳と一—五歳はともに低くなつてゐるが、六—一三歳は昭和五年よりも大となつており、その差はやや著しい。一四歳は昭和五年に比べて、一—二万の社会よりも小さい社会は低くなつており、これより大きな社会は高くなつてゐる。以上は男女とも同様な傾向を示している。

(B) 生産年齢人口（一五—五九歳）

(a) 昭和五年

生産年齢人口の年齢構成係数は、全国平均では五六%であるが、五千未満の社会の五二%から、社会が大きくなるにつれて漸次上昇を示し、一〇万以上の社会の六五%に至つて最高を示している。この間五—一〇万の社会においてはやや上昇の度を緩めてゐる。

これを分けて一五—二四歳についてみると、その傾向は一五—一九歳の傾向と全く同様で上昇の度がやや著しい。しかし、二五—五九歳は上昇の度が緩るやかで、五千—一万の社会が最低となり、五—一〇万の社会においてもやや低下してゐる。

また、男女別にみると、男子は五千未満の社会を最低として社会の大きさの拡大にもない上昇を示し、一〇万以上の社会においては特に上昇著しく三五%の多きに達する。これに対して女子は四—

第10表 地域社会の大きさによる年齢階級別男人口

(単位1,000人)

人口階級	男人口	0	1—5	6—13	14	15—16	17—19	20	21—24	25—39	40—59	60—64	65≤
昭和10年													
総数	34,453	1,021	4,512	6,507	734	1,396	1,926	626	2,392	7,099	5,970	907	1,361
10万≤	9,100	244	1,021	1,383	201	452	678	226	886	2,239	1,419	161	191
5—10万	1,794	49	222	314	41	85	115	38	145	402	294	38	50
4—5万	360	11	47	67	8	17	21	7	27	80	58	7	10
3—4万	731	21	95	137	16	32	42	13	51	159	123	17	23
2—3万	1,002	31	135	192	22	41	55	18	72	213	167	23	32
1—2万	2,952	92	409	584	63	116	154	50	194	606	501	74	108
5千—1万	6,341	200	891	1,298	133	234	311	100	380	1,208	1,121	181	283
5千>	12,175	373	1,692	2,533	250	419	548	173	639	2,193	2,286	405	664
昭和5年													
総数	32,117	977	4,335	5,790	678	1,345	1,947	603	2,195	6,468	5,650	812	1,308
10万≤	6,029	158	675	835	131	314	503	161	599	1,464	950	104	125
5—10万	2,184	65	281	345	47	105	155	48	182	507	355	40	52
4—5万	597	18	77	94	12	28	42	13	48	142	95	11	15
3—4万	648	19	85	107	13	29	43	14	52	145	108	14	18
2—3万	1,067	34	149	190	23	47	64	20	76	232	178	22	33
1—2万	2,711	89	384	508	58	113	157	49	182	547	455	63	97
5千—1万	6,119	195	875	1,190	129	240	337	103	372	1,151	1,090	163	274
5千>	12,760	398	1,808	2,521	264	459	646	196	683	2,282	2,405	394	695

第11表 地域社会の大きさによる年齢階級別男人口割合

人口階級	男人口	0	1—5	6—13	14	15—16	17—19	20	21—24	25—39	40—59	60—64	65≤
昭和10年													
総数	50.18	1.49	6.57	9.48	1.07	2.03	2.81	0.91	3.48	10.34	8.69	1.32	1.98
10万≤	51.95	1.39	5.83	7.89	1.15	2.58	3.87	1.29	5.06	12.78	8.10	0.92	1.09
5—10万	49.55	1.37	6.13	8.68	1.14	2.34	3.18	1.05	4.01	11.09	8.12	1.05	1.38
4—5万	48.60	1.44	6.39	9.01	1.08	2.25	2.87	0.96	3.60	10.77	7.88	0.99	1.32
3—4万	49.09	1.44	6.41	9.21	1.09	2.16	2.85	0.89	3.40	10.67	8.28	1.16	1.56
2—3万	49.65	1.53	6.70	9.53	1.07	2.03	2.75	0.90	3.55	10.57	8.26	1.15	1.61
1—2万	49.40	1.54	6.84	9.77	1.05	1.94	2.58	0.84	3.24	10.14	8.39	1.24	1.81
5千—1万	49.63	1.57	6.97	10.16	1.04	1.83	2.44	0.78	2.97	9.45	8.78	1.42	2.21
5千>	49.64	1.52	6.90	10.33	1.02	1.71	2.24	0.71	2.60	8.94	9.32	1.65	2.71
昭和5年													
総数	50.28	1.53	6.79	9.05	1.06	2.11	3.05	0.94	3.44	10.13	8.85	1.27	2.05
10万≤	52.52	1.38	5.88	7.27	1.14	2.74	4.38	1.40	5.22	12.75	8.35	0.90	1.09
5—10万	50.30	1.49	6.47	7.94	1.09	2.43	3.57	1.11	4.20	11.63	8.20	0.92	1.21
4—5万	50.11	1.51	6.50	7.91	1.05	2.36	3.50	1.11	4.03	11.90	8.07	0.95	1.23
3—4万	50.13	1.51	6.56	8.30	1.04	2.23	3.32	1.05	4.06	11.25	8.35	1.05	1.39
2—3万	49.93	1.59	6.98	8.89	1.06	2.20	2.99	0.93	3.55	10.83	8.35	1.03	1.53
1—2万	49.52	1.60	7.01	9.28	1.06	2.06	2.87	0.89	3.32	9.98	8.50	1.16	1.78
5千—1万	49.74	1.60	7.11	9.67	1.05	1.95	2.74	0.83	3.02	9.35	8.85	1.33	2.22
5千>	49.75	1.55	7.05	9.83	1.03	1.83	2.52	0.76	2.66	8.90	9.38	1.54	2.71

各地域社会の人口総数 100.00 につき

第12表 地域社会の大きさによる年齢階級別女人口

(単位1,000人)

人口階級	女人口	0	1—5	6—13	14	15—19	20—24	25—44	45—59	60—64	65≤
昭和 10 年											
総 数	34,209	995	4,423	6,399	748	3,265	3,013	8,341	4,225	1,002	1,828
10 万 ≤	8,418	236	996	1,351	177	985	974	2,329	894	184	291
5—10万	1,826	48	216	316	46	225	187	466	203	44	75
4—5万	380	10	46	68	10	49	39	94	40	9	15
3—4万	758	21	94	138	19	86	73	189	86	19	33
2—3万	1,016	30	132	192	23	104	93	252	117	26	46
1—2万	3,023	90	401	585	70	307	265	722	353	82	147
5千—1万	6,435	196	877	1,282	137	571	504	1,483	816	199	370
5 千 >	12,353	363	1,660	2,467	235	938	876	2,805	1,717	439	851
昭和 5 年											
数	31,755	957	4,268	5,685	661	3,196	2,694	7,648	4,030	890	1,726
10 万 ≤	5,452	154	662	808	110	685	618	1,494	609	120	191
5—10万	2,158	63	276	348	52	275	224	565	232	46	77
4—5万	595	17	76	94	14	75	63	158	63	13	22
3—4万	645	19	83	106	14	76	63	166	74	15	27
2—3万	1,070	34	147	189	24	116	98	270	121	25	46
1—2万	2,764	86	379	508	65	301	239	658	327	70	132
5千—1万	6,183	193	864	1,175	133	591	480	1,421	794	178	354
5 千 >	12,888	391	1,781	2,455	249	1,077	910	2,917	1,808	422	877

第13表 地域社会の大きさによる年齢階級別女人口割合

人口階級	女人口	0	1—5	6—13	14	15—19	20—24	25—44	45—59	60—64	65≤
昭和 10 年											
総 数	49.82	1.45	6.44	9.32	1.05	4.76	4.39	12.15	6.15	1.46	2.66
10 万 ≤	48.05	1.35	5.69	7.71	1.01	5.62	5.56	13.30	5.10	1.05	1.66
5—10万	50.45	1.34	5.97	8.72	1.26	6.21	5.18	12.87	5.62	1.23	2.06
4—5万	51.40	1.41	6.28	9.15	1.40	6.58	5.33	12.76	5.35	1.17	1.97
3—4万	50.91	1.40	6.29	9.26	1.24	5.80	4.93	12.71	5.76	1.31	2.20
2—3万	50.35	1.47	6.56	9.54	1.16	5.16	4.60	12.50	5.78	1.30	2.29
1—2万	50.60	1.51	6.71	9.78	1.18	5.14	4.44	12.09	5.90	1.38	2.46
5千—1万	50.37	1.54	6.86	10.03	1.07	4.47	3.95	11.60	6.39	1.55	2.90
5 千 >	50.36	1.48	6.77	10.06	0.96	3.83	3.57	11.44	7.00	1.79	3.47
昭和 5 年											
総 数	49.72	1.50	6.68	8.90	1.03	5.00	4.22	11.97	6.31	1.39	2.70
10 万 ≤	47.48	1.34	5.76	7.04	0.96	5.96	5.38	13.01	5.31	1.05	1.67
5—10万	49.70	1.45	6.35	8.02	1.20	6.34	5.15	13.00	5.33	1.07	1.77
4—5万	49.89	1.47	6.36	7.85	1.13	6.33	5.28	13.25	5.32	1.09	1.81
3—4万	49.87	1.47	6.45	8.23	1.10	5.87	4.87	12.83	5.74	1.19	2.12
2—3万	50.07	1.57	6.87	8.86	1.11	5.41	4.60	12.64	5.67	1.19	2.14
1—2万	50.48	1.56	6.92	9.28	1.19	5.50	4.36	12.02	5.98	1.28	2.40
5千—1万	50.26	1.57	7.02	9.55	1.08	4.80	3.90	11.55	6.46	1.44	2.88
5 千 >	50.25	1.52	6.95	9.57	0.97	4.20	3.55	11.37	7.05	1.65	3.42

各地域社会の人口総数100.00につき

第14表 地域社会の大きさによる年齢階級別人口 昭和5年

(単位1,000人)

人口階級	総数	0 — 14			15 — 59			60 ≤
		総数	0 — 5	6 — 14	総数	15 — 24	25 — 59	
総数								
総数	63,872	23,350	10,537	12,813	35,787	11,980	23,807	4,736
10万 ≤	11,481	3,535	1,650	1,885	7,407	2,880	4,527	540
5 — 10万	4,342	1,477	685	792	2,649	990	1,659	216
4 — 5万	1,192	403	189	214	729	270	459	60
3 — 4万	1,293	448	207	242	771	277	494	74
2 — 3万	2,138	789	364	426	1,222	421	801	126
1 — 2万	5,476	2,076	937	1,139	3,038	1,040	1,997	362
5千 — 1万	12,302	4,755	2,129	2,627	6,578	2,122	4,456	968
5千 >	25,649	9,867	4,378	5,489	13,393	3,981	9,413	2,389
男								
総数	32,117	11,779	5,311	6,468	18,218	6,089	12,129	2,120
10万 ≤	6,029	1,800	834	966	4,001	1,577	2,424	228
5 — 10万	2,184	738	346	392	1,354	491	863	93
4 — 5万	597	202	95	107	369	131	238	26
3 — 4万	648	225	104	121	392	138	254	32
2 — 3万	1,067	396	183	213	617	207	410	55
1 — 2万	2,711	1,038	472	566	1,513	501	1,012	161
5千 — 1万	6,119	2,390	1,071	1,319	3,292	1,051	2,241	437
5千 >	12,760	4,990	2,206	2,784	6,681	1,994	4,687	1,089
女								
総数	31,755	11,571	5,226	6,345	17,568	5,890	11,678	2,616
10万 ≤	5,452	1,735	816	919	3,406	1,302	2,103	312
5 — 10万	2,158	739	339	400	1,295	499	796	123
4 — 5万	595	200	93	107	360	138	221	35
3 — 4万	645	223	102	121	379	139	240	43
2 — 3万	1,070	394	180	213	605	214	391	71
1 — 2万	2,764	1,038	465	573	1,525	540	985	201
5千 — 1万	6,183	2,366	1,058	1,308	3,286	1,071	2,215	532
5千 >	12,888	4,877	2,172	2,704	6,712	1,987	4,725	1,300

第15表 地域社会の大きさ 年齢階級人口 昭和10年 (単位:千人)

人口階級	総数	0 - 14			15 - 59			60 ≧
		総数	0 - 5	6 - 14	総数	15 - 24	25 - 59	
総数	68,662	25,310	10,952	14,358	38,253	12,619	25,634	5,099
10万 ≦	17,518	5,611	2,498	3,113	11,081	4,201	6,881	826
5 - 10万	3,620	1,253	536	717	2,160	795	1,365	207
4 - 5万	740	268	115	153	432	160	272	40
3 - 4万	1,489	541	231	310	855	298	557	93
2 - 3万	2,017	758	329	430	1,132	383	749	128
1 - 2万	5,975	2,294	992	1,302	3,269	1,087	2,182	412
5千 - 1万	12,775	5,014	2,164	2,849	6,729	2,101	4,628	1,033
5千 >	24,527	9,572	4,088	5,485	12,596	3,595	9,001	2,359
男								
総数	34,453	12,775	5,534	7,241	19,409	6,341	13,068	2,269
10万 ≦	9,100	2,849	1,265	1,584	5,899	2,242	3,657	352
5 - 10万	1,794	627	271	356	1,079	383	696	88
4 - 5万	360	133	58	75	210	72	138	17
3 - 4万	731	270	117	153	420	138	282	40
2 - 3万	1,002	380	166	214	566	186	380	56
1 - 2万	2,952	1,148	501	647	1,621	514	1,107	183
5千 - 1万	6,341	2,522	1,091	1,431	3,355	1,026	2,329	464
5千 >	12,175	4,847	2,065	2,782	6,259	1,780	4,479	1,069
女								
総数	34,209	12,535	5,418	7,116	18,844	6,278	12,566	2,830
10万 ≦	8,418	2,762	1,233	1,529	5,182	1,959	3,223	475
5 - 10万	1,826	626	265	361	1,081	412	669	119
4 - 5万	380	135	57	78	222	88	134	23
3 - 4万	758	271	115	156	435	160	275	52
2 - 3万	1,016	378	162	216	566	197	369	72
1 - 2万	3,023	1,146	491	655	1,647	572	1,075	229
5千 - 1万	6,435	2,492	1,073	1,419	3,374	1,075	2,299	569
5千 >	12,353	4,725	2,023	2,702	6,337	1,815	4,522	1,290

第16表 地域社会の大きさによる年齢階級別人口割合 昭和5年

人口階級	総数	0 — 14			15 — 59			60 ≧
		総数	0 — 5	6 — 14	総数	15 — 24	25 — 59	
総数								
総数	100.00	36.56	16.50	20.06	56.03	18.75	37.27	7.42
10万 ≦	100.00	30.79	14.37	16.42	64.51	25.08	39.43	4.70
5 — 10万	100.00	34.03	15.77	18.25	61.01	22.79	38.21	4.97
4 — 5万	100.00	33.77	15.83	17.94	61.16	22.61	38.54	5.07
3 — 4万	100.00	34.66	15.97	18.68	59.59	21.41	38.21	5.75
2 — 3万	100.00	36.93	17.00	19.92	57.19	19.69	37.49	5.88
1 — 2万	100.00	37.91	17.11	20.81	55.48	19.00	36.47	6.61
5千 — 1万	100.00	38.66	17.31	21.35	53.47	17.25	36.23	7.87
5千 >	100.00	38.47	17.07	21.40	52.22	15.52	36.70	9.32
男								
総数	50.28	18.44	8.32	10.13	28.52	9.53	18.99	3.32
10万 ≦	52.52	15.68	7.26	8.42	34.85	13.74	21.11	1.99
5 — 10万	50.30	17.00	7.96	9.03	31.18	11.30	19.87	2.13
4 — 5万	50.11	16.96	8.01	8.96	30.97	11.00	19.97	2.17
3 — 4万	50.13	17.41	8.06	9.35	30.28	10.67	19.63	2.44
2 — 3万	49.93	18.51	8.56	9.95	28.86	9.68	19.18	2.56
1 — 2万	49.52	18.96	8.62	10.34	27.63	9.14	18.48	2.93
5千 — 1万	49.74	19.43	8.71	10.72	26.76	8.55	18.22	3.55
5千 >	49.75	19.46	8.60	10.86	26.05	7.77	18.28	4.25
女								
総数	49.72	18.12	8.18	9.93	27.51	9.22	18.28	4.10
10万 ≦	47.48	15.11	7.11	8.00	29.66	11.34	18.32	2.71
5 — 10万	49.70	17.03	7.81	9.22	29.83	11.49	18.34	2.84
4 — 5万	49.89	16.81	7.82	8.98	30.19	11.61	18.57	2.90
3 — 4万	49.87	17.25	7.91	9.33	29.31	10.74	18.58	3.31
2 — 3万	50.07	18.42	8.44	9.97	28.33	10.01	18.31	3.32
1 — 2万	50.48	18.95	8.49	10.47	27.85	9.86	17.99	3.68
5千 — 1万	50.26	19.23	8.60	10.63	26.71	8.70	18.01	4.32
5千 >	50.25	19.01	8.47	10.54	26.17	7.75	18.42	5.07

各地域社会の人口総数100.00につき

第17表 地域社会の大きさによる年齢階級別人口割合 昭和10年

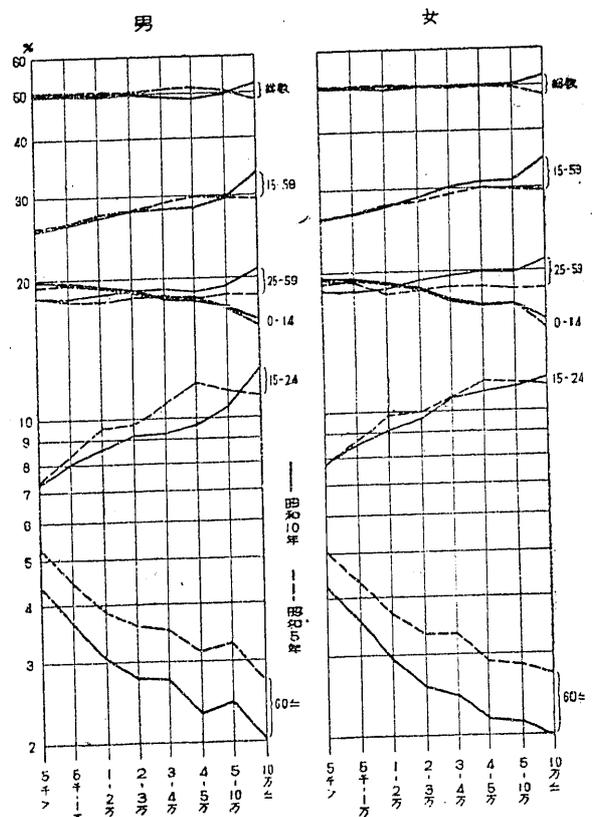
人口階級	総数	0 — 14			15 — 59			60 ≤
		総数	0—5	6—14	総数	15—24	25—59	
総数								
総数	100.00	36.86	15.95	20.91	55.71	18.38	37.33	7.43
10万 ≤	100.00	32.03	14.26	17.77	63.26	23.98	39.28	4.72
5—10万	100.00	34.61	14.80	19.81	59.67	21.97	37.70	5.72
4—5万	100.00	36.17	15.53	20.65	58.38	21.61	36.76	5.45
3—4万	100.00	36.34	15.54	20.80	57.44	20.02	37.42	6.22
2—3万	100.00	37.56	16.26	21.30	56.10	18.99	37.11	6.35
1—2万	100.00	38.39	16.61	21.78	54.71	18.19	36.52	6.90
5千—1万	100.00	39.25	16.94	22.30	52.67	16.45	36.23	8.08
5千 >	100.00	39.03	16.67	22.36	51.35	14.66	36.70	9.62
男								
総数	50.18	18.61	8.06	10.55	28.27	9.24	19.03	3.30
10万 ≤	51.95	16.26	7.22	9.04	33.68	12.80	20.88	2.01
5—10万	49.55	17.32	7.49	9.82	29.80	10.58	19.22	2.44
4—5万	48.60	17.94	7.84	10.10	28.35	9.71	18.65	2.31
3—4万	49.09	18.13	7.84	10.29	28.24	9.29	18.95	2.72
2—3万	49.65	18.83	8.23	10.60	28.06	9.23	18.83	2.76
1—2万	49.40	19.21	8.38	10.82	27.14	8.61	18.53	3.06
5千—1万	49.63	19.74	8.54	11.20	26.26	8.03	18.23	3.63
5千 >	49.64	19.76	8.42	11.34	25.52	7.26	18.26	4.36
女								
総数	49.82	18.26	7.89	10.36	27.44	9.14	18.30	4.12
10万 ≤	48.05	15.76	7.04	8.73	29.58	11.18	18.40	2.71
5—10万	50.45	17.29	7.31	9.98	29.87	11.39	18.48	3.28
4—5万	51.40	18.24	7.69	10.55	30.02	11.91	18.12	3.14
3—4万	50.91	18.20	7.69	10.51	29.20	10.73	18.47	3.51
2—3万	50.35	18.73	8.03	10.70	28.04	9.76	18.28	3.59
1—2万	50.60	19.19	8.22	10.96	27.57	9.58	17.99	3.84
5千—1万	50.37	19.50	8.40	11.10	26.41	8.42	17.99	4.45
5千 >	50.36	19.27	8.25	11.02	25.84	7.40	18.44	5.26

各地域社会の人口総数100.00につき

五万の社会までは男子と同様上昇するが、それ以上の社会では減少に転じている点が男子と異なっている。一―二万の社会よりも小さい社会においては男子の方が女子に比して低いが、これより大きい社会においては高く、特に一〇万以上の社会においては著しい差を示している。一五―二四歳は、ほとんど女子の方が男子よりも高いが、五千未満の社会は男子の方がきわめてわずかに高く、また一〇万以上の社会においては男子の方が著しく高い。男子においては著しいの大きさにつれて漸次上昇し、特に一〇万以上の社会において著しいの、女子は四―五万の社会までは上昇するが、それより漸減している。また二五―五九歳は五千未満の社会を除いて各社会とも男子の方が高い。その上男子は漸次上昇を示すのに対して、女子は各社会ともほとんど同様で一八%に安定していることは注目し値する。

さらに細い年齢別の構成係数についてみると、男子においては、一五―一六歳、一七―一九歳、二〇歳、二一―二四歳の各年齢はいずれも同様な傾向を示し、社会の大きさが大きくなるにつれて明らかに上昇を示している。特に一〇万以上の社会の上昇が著しいことも同様な傾向である。しかるに二五―三九歳はこれらの年齢に比して上昇の度が緩慢となり、四〇―五九歳においては逆に社会の大きなるに従つて低下の傾向を示し、五―一〇万の社会に至つてふたたびやや上昇を示している。これに対し女子においては、一五―一九歳、二〇―二四歳の各年齢はいずれも四―五万の社会に至るまで社会の大きくなるにつれて上昇を示すが、それ以後はあるいは低下し、あるいは上昇の度が緩慢となる。二五―四四歳はこれらに比べて上昇の度が緩慢で五―一〇万の社会からは低下の傾向を示している。しかるに四五―五九歳は五千未満の社会の七%を最高として社会の大きさが大となるにつれて漸次低下しており、次にみる六〇歳以上と同様な傾向を示している。

第12図 地域社会の大きさによる男女年齢別人口構成



(b) 昭和十年

昭和十年の生産年齢人口の年齢構成係数は全国平均で五六%を示し、昭和五年よりもやや少くなっている。五千未満の社会の五一%から社会が大となるにもなつて漸次上昇して一〇万以上の社会の六三%に至つており、各社会とも昭和五年よりわずかばかり低い傾向は昭和五年と全く同様である。その内訳をみると一五―二四歳は社会が大となるにつれて上昇をつづけ二五―五九歳は上昇が緩やかであることは昭和五年と同様である。ただ、一五―二四歳は各社会とも昭和五年より低くなつていてのに対して、二五―五九歳は三―四万、四―五万の社会のみは昭和五年よりかなり低くなつていてのを除いては昭和五年との差はきわめて少ない。

男女別にみるとその傾向は昭和五年と全く同様であるが、各大きさの社会とも、女子は昭和五年との開きは少いの、男子は昭和五年より低下し、特に三―四万、四―五万の社会においてその開きが

著しい。さらにその内訳をみると、男子の一五—二四歳においては昭和五年よりかなり低くなつており、三—四万、四—五万の社会は特に著しい差を示している。また、二五—五九歳は五千未満から一—二万の社会までは昭和五年との差がないのに三—四万、四—五万五—一〇万の社会は昭和五年よりかなり低くなつてゐる。これに對して、女子も一五—二四歳は男子ほどではないが昭和五年に比べて低く、特に二万未満の社会においてその差がやや著しいのに、二五—五九歳はほとんど差が見られず、やはり一八%に安定してゐる。しかし、一五—二四歳は四—五万の社会において、二五—五九歳は五千未満、五—一〇万、一〇万以上の社会において、昭和五年よりもきわめてわずかながら高くなつてゐる。男女の開きは一五—二四歳においてはどの社会も男子の方が女子よりも低いが、一〇万以上の社会のみは男子の方がかなり高いことは昭和五年と同様であるが一般にその差は昭和五年よりもやや著しい。二五—五九歳は五千未満の社会を除いてどの社会も女子より男子の方が高いことは昭和五年と同様の傾向であるが、その開きは昭和五年よりも少ない。

これをさらに細い年齢区分によつてみると、男子はほとんど各年齢とも昭和五年に比べて低くなつており、一七—一九歳はいずれの社会にあつてもその差がやや大きく、二〇歳では三—四万から五—一〇万までの社会においてその差がやや大きくなつてゐる。これに對し女子においては、必ずしも昭和五年よりは低くはなく、昭和五年ときわめて接近している。ただ一五—一九歳の五千未満から二—三万までの社会においてその差はやや大きくなつてゐる。

(C) 老年人口 (六〇歳以上)

(a) 昭和五年

老年人口の年齢構成係数は全国平均では七%であるが、五千未満の社会の九%が最も大で社会の大きくなるにつれて低下し、一〇万以上の社会の五%に至つて最低となる。その低下の度は、幼少年人

口、生産年齢人口のいずれよりも急速であるが、この間三—四万と五—一〇万の社会は低下の度がやや緩慢である。男女別にみると傾向は男女とも同様であるが、女子は男子に比してかなり高く、その上、低下の度は男子よりもやや緩るやかである。

さらに細い年齢区分でみると、六〇—六四歳よりも六五歳以上の方が低下の度が一層急である。また男女の差も六五歳以上の方が大である。

(b) 昭和十年

昭和十年の年齢構成係数は全国平均で七%を示し、昭和五年に比べてほとんど等しいが、各社会についてみるといずれも昭和五年よりも高くなつてゐる。昭和五年と同様に、五千未満の社会の一〇%から一〇万以上の社会の五%まで低下を示しているが、その間五—一〇万の社会は四—五万の社会よりもやや高くなつてゐる。そのために五—一〇万の社会において昭和五年との差がやや大きくなつてゐる。

男女とも同様な傾向で社会の大きくなるにつれて低下しており、男女とも同様に昭和五年より高く、その開きは五—一〇万の社会においてやや著しいが、一〇万以上の社会のみは昭和五年とほとんど等しい。

右の内訳をみると、六〇—六四歳はいずれの社会も昭和五年より高いが、五—一〇万の社会においては、男女ともややその開きが大きく、一〇万以上の社会においては、女子は昭和五年と等しく、男子もその差がきわめて小である。また、六五歳以上は、男子において五千—一萬と一〇万以上の社会は昭和五年と等しく、五千未満の社会は昭和五年よりも小となつており、女子は一〇万以上の社会のみ昭和五年より小となつてゐる。その他の社会はいずれも昭和五年より高いが、男女とも四—五万、五—一〇万の社会においてその開きがやや大きくなつてゐる。

(D) 以上の観察を要約すれば、

(a) 幼年人口の年齢構成係数は、原則として社会の大きさの拡大につれて減退を示し、老年人口係数についても同様である。これに反して生産年齢人口係数は社会の大きさの拡大にともなつて漸次上昇をみせている。

(b) 幼年人口の中でも、一四歳の係数は生産年齢人口と同様に社会が大きくなるにつれて上昇を示している。生産年齢人口の中では、一五―二四歳の係数の上昇が著しく、二五歳以上では年齢の高まるにつれて上昇の度が緩慢となり、四〇歳を越えると老年人口と同様低下の傾向を示し、老年人口の中でも年齢の高い方が低下の度が著しく。

(c) 男女別に年齢構成係数を見ると、幼年人口においては一般に男子の方が女子よりも高く、生産年齢人口の中では一五―二四歳は女子の方が高く、二五―五九歳は男子の方が高い。老年人口はいうまでもなく女子の方が高い。生産年齢人口において女子は四―五万よりも大きい社会に至つて上昇の度を減じ、低下を示す年齢もある。

この結果、特に一〇万以上の社会において男女の開きが著しくなる。二五―五九歳において男子が上昇を示すのに対して女子は各社会とも一八%台できわめて安定している。老年人口において低下の度は男子の方がやや急である。

(d) 昭和五年に比べて昭和十年においては、幼年人口係数と老年人口係数が高くなつているのに対して、生産年齢人口係数は低くなつている。幼年人口の中でも〇―五歳の係数は昭和五年に比べて昭和十年の方がわずかに低い、六一―一四歳の係数は昭和十年の方がかなり高くなつている。生産年齢人口の中でも一五―二四歳の係数は昭和十年の方が低い、二五―五九歳の係数は昭和五年との差はきわめて少い。老年人口の中では、六〇―六四歳の係数はい

ずれの社会も昭和十年の方が高いが、六五歳以上は必ずしもそうではない。

以上のごとく、社会の大きさによる年齢構成係数の変化は、概ね上述の産業構造の変化と相対応しているといつてよい。

(E) 男女性比の変化

年齢構成に附随して男女性比についてみると、男女性比は社会の大きさの変化と特にきわだつた関係を現わしていない。しかし、大体において社会の大きさが拡大するにつれて男子人口の比率が大となる傾きがある。

(a) 戦前―すなわち第18表及び第13図によつてみれば、五千未満から一―二万までの社会はいずれの年次においても女子人口が男子人口を超過しており、各年次の性比の差異はきわめて少く、女一〇〇につき男九七から九九の程度である。二―三万の社会は大正十四年を除き、三―四万の社会は大正九年、昭和五年を除き女子人口超過である。四―五万の社会はこれらの社会よりもやや女子人口が増して昭和五年を除いて女子人口超過となつていく。しかるに、五―一〇万の社会になると男子人口の割合が増大し、昭和十年を除いて各年次とも男子超過となつていく。一〇万以上の社会になると、男子人口の割合はさらに飛躍的に増大して大正九年のごときは女一〇〇につき男一一三で、昭和十年でも男一〇八の多きに上つてくる。

全国平均の男女性比は大正九年の女一〇〇に付男一〇〇・五を最低として大正十四年、昭和五年と上昇してきたが、昭和十年に至つて一〇〇・七と低下し、男子の割合を減じている。これを社会の大ききによつてみても大体の傾向として、大正十四年、昭和五年よりも大正九年、昭和十年の方が女子超過の度が低くなつていく。特に昭和十年は各年次の中で最も低く、一〇万以上の社会を除いてはいずれの社会も女子超過であることは注目し得る。特に四―五万の

第18表 地域社会の大きさによる男女別人口及び性比

人口階級	昭和22年	昭和10年	昭和5年	大正14年	大正9年
男 人 口					
総 数	38,129	34,453	32,117	29,745	27,769
10 万 ≤	8,390	9,100	6,029	4,605	3,578
5—10万	2,996	1,794	2,184	1,737	1,056
4—5万	1,073	360	597	690	437
3—4万	1,028	731	648	623	710
2—3万	1,333	1,002	1,067	877	866
1—2万	4,560	2,952	2,711	2,471	2,408
5千—1万	8,535	6,341	6,119	5,636	5,299
5 千 >	10,214	12,175	12,760	13,106	13,415
女 人 口					
総 数	39,972	34,209	31,755	29,434	27,622
10 万 ≤	8,399	8,418	5,452	4,137	3,176
5—10万	3,151	1,826	2,158	1,653	995
4—5万	1,143	380	595	691	452
3—4万	1,100	758	645	626	697
2—3万	1,404	1,016	1,070	864	874
1—2万	4,833	3,023	2,764	2,523	2,422
5千—1万	9,102	6,435	6,183	5,678	5,349
5 千 >	10,840	12,353	12,888	13,262	13,657
女 100.00 につき男					
総 数	95.39	100.71	101.14	101.06	100.53
10 万 ≤	99.90	108.10	110.60	111.31	112.64
5—10万	95.09	98.21	101.22	105.13	106.16
4—5万	93.83	94.55	100.44	99.76	96.75
3—4万	93.47	96.43	100.52	99.45	101.84
2—3万	94.99	98.61	99.73	101.50	99.12
1—2万	94.34	97.64	98.09	97.95	99.42
5千—1万	93.77	98.54	98.96	99.26	99.06
5 千 >	94.23	98.56	99.01	98.82	98.23

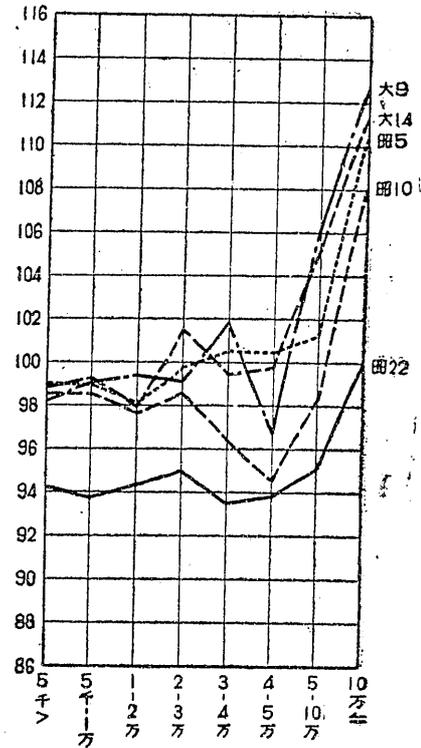
社会は女一〇〇につき男九五に過ぎず、女子超過が最もはなはだし。これはこの社会の中に紡織工業によつて女子人口を多数に吸収している町村の存在するためである。

また、全国平均をはるかに越えているのは、大正九年、大正十四年においては五万以上の社会、昭和五年、昭和十年においては一〇万以上の社会のみであつて、五—一〇万と一〇万以上の社会は男子超過が著しいが、累年明らかにその度を減じており、五—一〇万は昭和十年において女子超過に一転している。

以上によつてみれば、わが国においては、社会の大きさが拡大するにつれて男子人口の比率が拡大する傾きがある。この点において欧米文明国とは全く異なつて都市化の傾向とともに人口構成が女性化する傾向は少くとも戦前においては現われていないといえよう。

第13図 地域社会の大きさによる性比

(b) 戦後—終戦後間もない昭和二十二年の性比についてみると全国平均が女一〇〇につき男九五と、戦前とは一変して女子超過の



度が著しく、これを社会の大きさによつてみても、一〇万以上の社会を除いては、いずれもこの平均より低く、しかも各社会の間に差が少くなり、女一〇〇につき男九三から九五の間にある。一〇万以上の社会のみは他の社会と異なり女一〇〇につき男一〇〇で、女子の割合が最も少い。

しかし、昭和二十二年当時はまだ復員引揚による人口(特に男子)の増加が盛んに進みつつあつた時期で、その性比は戦争の影響をうけてこのように特に不均衡を呈しているのであつて、都市化の傾向にともなう人口構成の女性化の現われであるとは速断できない。

5 地域社会の大きさによる普通人口動態率の変動

前項で述べた地域社会の大きさによる人口構造の変動は、それぞれの大きさの地域社会の人口再生産力の差異と、人口移動によるその攪乱結果を集約して描き出している。そこで進んで、これ等の人口構造の変化を条件として、各々の地域社会において、いかに人口の再生産が行われているかを考察しよう。

第20表は、地域社会の大きさによる普通人口動態率を表章したものであつて、男女年齢別人口構成を始め、一切の構造的条件を含んで、各大きさの地域社会がいかに人口を再生産しているかを示したものである。第20表、第14—16図の物語る主要な事項を列記すれば概ね次のごとくである。

(A) 普通出生率

(a) 大正十四年

普通出生率は全国平均において三五%であるが、五千未満の社会の三七%を最高として社会の拡大するにつれて低下し、一〇万以上の社会の二九%に至つて最低となつている。この間、一—二万の社会において全国平均を割り、四—五万、五—一〇万の社会においては低下の度が緩やかで、三—四万の社会とともに三一%に停滞して

いる。しかるに、一〇万以上の社会に至つてふたたびやや顕著に低下を示し、全国平均の八割となつている。

(b) 昭和五年

全国平均は三二%で、大正十四年に比べて八%方下つている。社会の拡大につれて低減を示すことは、大正十四年と全く同様であるが、各社会とも大正十四年に比べて六%ないし九%の低下である。すなわち、五千未満の社会の三五%が最も高く、一—二万の社会で全国平均を割り、一〇万以上の社会の二六%が最低となつている。この間、五千—一万の社会から三—四万の社会への低下は顕著であるが、四—五万の社会に至つて停滞することは大正十四年と同様である。しかし、五—一〇万の社会に至つてやや低下している点は大正十四年と異なつている。従つて大正十四年との開きは、社会が大きくなるに従つて拡大している。

(c) 昭和十年

全国平均は三二%で、昭和五年に比べてきわめてわずかに低い。社会の拡大にもなつて低減することは昭和五年と全く同様で、昭和五年との差はきわめてわずかである。五千未満の社会の三五%を最高として、一〇万以上の社会の二六%にまで低下しているが、一〇万以上の社会を除いていずれの社会も昭和五年より低く、三—四万、四—五万、五—一〇万の社会においてその開きがやや大となつている。従つて大正十四年との開きは四—五万、五—一〇万の社会において著しい。四—五万の社会の低下が緩やかであることも昭和五年と同様である。ただ、全国平均を割るのが二—三万の社会においてであることは他の二年次と異なつている。

以上、戦前においては各年次とも社会の拡大にもなつて普通出生率は低減するが、大正十四年に比べて昭和五年ではいずれの社会も著しく低下し、社会の大きい程その差が大である。また、昭和十年は昭和五年と大差はないが、一〇万以上の社会を除いて、やはり

社会の大きい程その差が大となつてゐる。従つて、大正十四年以降十年間において出生率の減退は社会の大きいほど著しくなつてゐる。

(d) 昭和二十二年

戦後、昭和二十二年は出生率が最も上昇した年であつて、全国平均は三四%と、大正十四年の九八%に当つてゐる。これを地域社会の大きさによつてみると、戦前のような人口階級による変化はほとんど消え去つてゐる。すなわち、五万未満の各社会とも全国平均より高く、いずれも約三五%であるが、その中では一―二万の社会が最も高く、五千未満の社会はむしろ低い。これらに比べると、五―一〇万の社会はやや低く、一〇万以上の大都市はさらにやや著しく低下して三二%を示しているが、それでも大正十四年のこの社会よりも一―%の上昇である。従つて、戦前に比べて、社会の大きさの拡大につれて出生率の上昇の度が著しいということになる。昭和二十二年は『ベイビィ・ブーム』の絶頂であつて、もとより正常な状態ではない。正常な状態に復帰するにつれて、戦前におけるような規則性がふたたび現われてくるのではないかと推測される。またこのような出生率における社会の大きさによる差異がいかなる原因によつて消失したかは重要な課題であるが、現在ではこれに答える十分の材料が存在しない。

註1) 館 総『戦後の日本人口』―毎日新聞社人口問題調査会編 日本
の人口問題 昭和二十五年八月、六三―六六頁。

(B) 普通死亡率

(a) 大正十四年

普通死亡率の全国平均は約二〇%であるが、五千未満の社会は一%で最も高く、大体の傾向としては社会の大きさの拡大するに従つて低減し、一〇万以上の社会の一九%に至つてゐる。この間一―

二万の社会までの低下は著しく、五千―一万の社会において全国平均を割つてゐる。しかるに二―三万の社会においてはわずかながら上昇し、三―四万の社会は停滞してゐる。四―五万の社会は低下しているが、五―一〇万の社会に至つてふたたび停滞し、一〇万以上の社会はきわめてわずかに低下を示している。いずれにしても社会の大きさによる普通死亡率の開差は非常にわずかであつて、社会の大きさによる普通出生率の変動とはとうてい比べものにならない。こうして、地域社会の大きさによる人口再生産のいかんを決定する要因は死亡率ではなくて出生率である。

(b) 昭和五年

全国平均は一八%で大正十四年に比べて一〇%低いが、社会の拡大にもなつて低減を示すことは大正十四年よりもやや明瞭に現われている。五千未満の社会は二〇%であるが、これから一―二万の社会の一八%までの低下が著しく、大正十四年と同様ここで全国平均を割つてゐる。一―二万の社会から三―四万の社会までは低下がきわめて緩慢となり、四―五万の社会においてはかえつて上昇を示している。四―五万の社会からはふたたび顕著に低下し、一〇万以上の社会の一六%に至つてゐる。四―五万の社会を除いて各社会とも大正十四年より一〇%低率であるが、大体において社会が大きくなるにつれて大正十四年との開きが大きくなつてゐる。

(c) 昭和十年

全国平均は一七%で昭和五年に比べて八%方低下しており、大正十四年に比べて一七%方の低下となつてゐる。五千未満の社会の一八%を最高として社会の拡大にもなつて低減することは、前二年度と同様の傾向を示している。この間五千未満の社会から一―二万の社会に至る低下が著しいことと、その速度は前二年度と同様であり一―二万の社会で全国平均を割り、二―三万の社会では低下がきわめて緩慢となることも昭和五年と同様である。しかるに、三―四万

の社会においてわずかではあるが上昇しており、四―五万の社会においては低下しているけれども、五―一〇万の社会においては著しく上昇している点は昭和五年と異なり、むしろ大正十四年と傾向を同じくしている。しかし、一〇万以上の社会で著しく低下していることは昭和五年と同様であるが、一四%を示して大正十四年に比べて二四%という著しい低下を示している。昭和五年に比べて四―五万の社会の開きが最も大きく、五―一〇万の社会はむしろ昭和十年の方がきわめてわずかではあるが高率である。従つて大正十四年に比べては、一〇万以上の社会が最も低下しており、二―三万、四―五万の社会がこれにつき、五―一〇万の社会は最も低下の度が少く、その他の社会はその中間にあつて同じような低下の度を示している。

以上、各年次とも大体の傾向としては、社会の拡大にともなつて普通死亡率は低減しているが、その低下の度は出生率に比べて緩慢である。すなわち、一―二万の社会から三―四万の社会までは各年次とも低下の度が弱まり、四―五万は昭和五年において、五―一〇万は昭和十年において上昇をすら示している。この兩者を除いて他の社会は大正十四年から昭和五年までの低下の方が、昭和五年から昭和十年までの低下よりもやや大である。また、全国平均を割るのは大正十四年は五千―一万の社会においてであるが、昭和五年、十年においては一―二万の社会においてである。

要するに、大正十四年から十年間に死亡率改善の度は、一〇万以上の社会が最も著しく、二―三万、四―五万の社会がこれについている。五―一〇万の社会の改善の度は大正十四―昭和五年間にはやや大であつたが、昭和五―十年間には停滞している。

(d) 昭和二十二年

戦後死亡率の改善はきわめて著しく、昭和二十二年には一五%でまだそれほどでもなかつたが、大正十四年に比べて約三〇%、昭和十年に比べて一三%方も低下している。これを社会の大きさによつ

てみても、いずれも昭和十年より低い、その中では五千未満の社会が一五%で最も高い。二〇万以上の大都市は一三%で最も低い、その他の社会はいずれも一四%である。すなわち、各社会の間の差異は戦前に比べて、一そう稀薄となつていて、ただ大都市のみが、やや明らかに低いというに過ぎない。それとともに、出生率と同様、全国平均よりも低下しているのは人口五万以上の社会のみであつて、これも全く戦前と趣きを異にしている。しかし、戦後の混乱期は別として少くとも戦前正常の状態の下では、上述のごとく、社会の大きさは死亡率よりも出生率に重大な影響を与えることに注意しなければならない。

(c) 普通自然増加率

(a) 大正十四年

普通自然増加率の全国平均は一五%であるが、大体の傾向としては、社会の拡大につれて低下の傾向を示している。しかし、最も高いのは五千―一万の社会の一六%で、五千未満の社会はきわめてわずかであるが、これより低い。二―三万の社会で全国平均を割るが、五千―一万の社会から三―四万の社会までの低下はきわめて著しく、その低下の度は出生率低下の度よりもはるかに著しい。しかるに、四―五万の社会はかなり上昇し、五―一〇万の社会はまたわずかに低減を示し、一〇万以上の社会に至つて一〇%と最低を示している。

五千未満の社会よりも五千―一万の社会の方が高いのはこれらの社会の出生率の低下よりも死亡率の低下の度が大きいためである。五千―一万の社会から三―四万の社会までの低下が著しいのは死亡率の低下が停滞しているのに出生率は低下をつずけるためである。四―五万の社会が上昇を示し、五―一〇万の社会もわずかな低下しか示さないのは出生率の低下が停滞して、死亡率が四―五万の社会においてやや低下し、五―一〇万の社会においてそれが停滞しているためである。一〇万以上の社会が低率を示すのは死亡率がきわめ

第19表 地域社会の大きさによる人口動態実数
(単位1,000人)

人口階級	昭和22年	昭和10年	昭和 5年	大正14年
出 生				
総 数	2,679	2,174	2,071	2,072
10 万 ≤	538	461	302	252
5—10万	209	101	124	107
4—5万	78	21	35	43
3—4万	74	43	38	39
2—3万	96	61	66	58
1—2万	333	191	177	171
5千—1万	618	440	425	414
5 千 >	732	857	905	988
死 亡				
総 数	1,138	1,152	1,162	1,200
10 万 ≤	220	248	181	162
5—10万	89	60	72	64
4—5万	33	12	21	26
3—4万	31	25	22	25
2—3万	41	33	37	35
1—2万	138	99	97	96
5千—1万	263	223	227	228
5 千 >	323	452	504	564
自 然 増 加				
総 数	1,541	1,022	909	872
10 万 ≤	318	213	121	90
5—10万	120	40	52	42
4—5万	45	10	13	17
3—4万	43	18	15	14
2—3万	55	28	29	24
1—2万	196	92	81	75
5千—1万	355	217	198	186
5 千 >	409	404	401	424

てわずかに低下しているのに対して出生率が著しく低下しているためである。

(b) 昭和五年

全国平均は一四%で大正十四年に比べてわずかながら低くなつてゐる。社会の拡大にともなつて低減を示す傾向は大正十四年よりも明らかに現われている。すなわち、最高はやはり五千—一万の社会で一六%を示し、五千未満の社会よりも高いが、これより四—五万の社会の一%まで大正十四年と同様な程度に顕著な低下を示している。この間全国平均を割るのも大正十四年と同様二—三万の社会においてである。しかし、大正十四年と異なり、四—五万の社会はわずかながら低下し、また、五—一〇万の社会はわずかながら上昇し、一〇万以上の社会はふたたび低下して一%と最低率を示している。五千未満の社会から二—三万の社会までと五—一〇万の社会

の率は大正十四年の率より低い、その差はきわめてわずかでである。しかるに四—五万の社会の率は大正十四年よりもかなり低くなつてゐる。三—四万の社会と一〇万以上の社会の率は大正十四年よりもやや高率である。五千未満の社会から三—四万の社会までは、大正十四年と同様な出生率と死亡率との関係によつて低下を示すのであるが、四—五万の社会も低下しているのは昭和五年の死亡率がこの社会において上昇を示しているためである。五—一〇万の社会が上昇を示しているのは出生率低下の度よりも死亡率低下の度がやや強いためである。一〇万以上の社会は死亡率の低下がわずかなのに対して出生率の低下がやや大きいためである。

(c) 昭和十年

全国平均は一五%で大正十四年よりもやや高率となつてゐる。社会の拡大にともなう低下の傾向はやはり認められるが、その中では

第20表 地域社会の大きさによる人口動態率

人口階級	人口動態率				人口動態率の指数(大正14年=100)			
	昭和22年	昭和10年	昭和5年	大正14年	昭和22年	昭和10年	昭和5年	大正14年
出生率								
総数	34.30	31.67	32.42	35.00	98	90	93	100
10万 ≤	32.03	26.31	26.26	28.84	111	91	91	100
5—10万	34.07	27.78	28.53	31.43	108	88	91	100
4—5万	35.26	28.55	29.01	31.33	113	91	93	100
3—4万	34.84	28.67	29.23	31.22	112	92	94	100
2—3万	35.09	30.46	30.90	33.41	105	91	92	100
1—2万	35.48	32.04	32.42	34.23	104	94	95	100
5千—1万	35.04	34.41	34.54	36.56	96	94	94	100
5千 >	34.77	34.93	35.27	37.46	93	93	94	100
死亡率								
総数	14.57	16.78	18.18	20.28	72	83	90	100
10万 ≤	13.11	14.17	15.74	18.54	71	76	85	100
5—10万	14.50	16.66	16.61	19.02	76	88	87	100
4—5万	14.92	15.71	17.84	18.81	79	84	95	100
3—4万	14.65	16.70	17.27	19.74	60	68	70	100
2—3万	14.92	16.52	17.51	19.88	75	83	88	100
1—2万	14.66	16.57	17.70	19.27	76	86	92	100
5千—1万	14.91	17.44	18.45	20.15	74	87	92	100
5千 >	15.35	18.44	19.64	21.38	72	86	92	100
自然増加率								
総数	19.73	14.88	14.24	14.73	134	101	97	100
10万 ≤	18.91	12.13	10.52	10.30	184	118	102	100
5—10万	19.58	11.13	11.92	12.41	158	90	96	100
4—5万	20.34	12.85	11.18	12.52	162	103	89	100
3—4万	20.19	11.97	11.96	11.48	176	104	104	100
2—3万	20.17	13.94	13.40	13.53	149	103	99	100
1—2万	20.82	15.47	14.72	14.96	139	103	98	100
5千—1万	20.12	16.98	16.09	16.41	123	103	98	100
5千 >	19.43	16.49	15.62	16.08	121	103	97	100

五千—一万の社会の一七%から三—四万の社会の一二%までの低下が著しい。五千未満の社会は他の二年次と同様、五千—一万の社会よりもやや低い。四—五万の社会は昭和五年と異なり大正十四年と同様上昇を示すが、五—一〇万の社会は、大正十四年、昭和五年とも異なりかなり低下して一一%となり、各社会の中で最低率を示している。一〇万以上の社会も他の二年次と異なり、上昇して一二%を示している。この間、全国平均を割るのは昭和五年と同様二—三万の社会においてである。五—一〇万の社会のみは他の二年次よりも低率であり、三—四万の社会は昭和五年とほとんど同率であるがその他の社会はいずれも他の二年次よりもやや高率となつてゐる。一〇万以上の社会は他の二年次よりも著しく高い。五千未満の社会から三—四万の社会までは他の二年次と同様の出生率と死亡率との関係によつて低下を示すのであるが、各社会ともに出生率の低下よりも死亡率の低下が著しいために、他の二年次より高率を示しているのである。四—五万の社会が高率なのは死亡率の低下がやや著しいためである。また、五—一〇万の社会が低率なのは死亡率が高率のためであるが、一〇万以上の社会が上昇しているのは死亡率の低下が著しいためである。

以上のごとく、戦前においては各年次とも自然増加率は、社会の大きさが大となるに従つて低下を示しているが、出生率低下の度が死亡率低下のそれに比べて大きいために、自然増加率低下の度は著しい。特に五千—一万の社会から三—四万の社会に至る低下の度は顕著である。各年次とも五千—一万の社会の自然増加率が最も高いのは死亡率の低下が五千未満の社会に比べて出生率低下の度よりもやや大きいために、五千未満の社会の自然増加率との開きが大きくなる結果である。五千未満から二—三万までの各社会は、大正十四年に比して昭和五年はわずかに低くなつてゐるが、昭和十年には高くなつて、大正十四年との開きがやや大となつてゐる。昭和五—十年

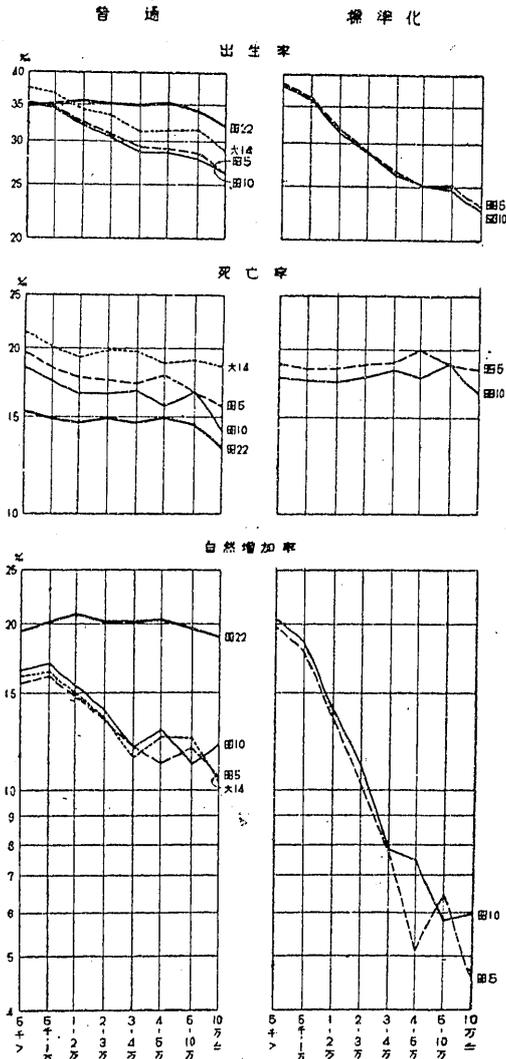
間に死亡率の低下が出生率のそれよりも著しいためである。

このように三—四万の社会よりも小さい社会は各年次同様な傾向であるが、これより大きい社会は年次によつて傾向を異にしてゐる。すなわち三—四万の社会は大正十四年に比べて昭和五年はやや上昇し、昭和十年はこれとほとんど同率である。四—五万の社会は昭和五年に著しく低率となり、昭和十年には上昇して大正十四年よりもやや高率となつてゐる。これは死亡率の低下が大正十四—昭和五年間よりも昭和五—十年間に著しかつたためである。五—一〇万の社会は大正十四年が最も高く、各年次低下してゐる。死亡率の低下が大正十四—昭和五年間にはやや著しいが、昭和五—十年間には停滞したからである。これに反して一〇万以上の社会は昭和五年は大正十四年よりもやや高い程度であるが、昭和十年は昭和五年に比べて著しく高い。出生率の低下よりも死亡率の低下の方が著しいからである。

(d) 昭和二十二年

出生率の上昇と死亡率の低下によつて、昭和二十二年の自然増加率は二〇%と著しく上昇し、大正十四年の一三四%となつてゐる。これを社会の大きさによつてみると、どの社会も戦前に比べて著しく上昇してゐるが、各社会間の差異はほとんど消失してゐる。すなわち、最高は一—二万の社会の二一%であるが、最低の一〇万以上の社会の一九%と二%弱の開きしか示していない。しいていへば、五千未満の社会から一—二万の社会までは上昇してゐるが、これはこの間に出生率がやや上昇し、死亡率がやや低下してゐるためである。二—三万の社会から四—五万の社会までの自然増加率はほとんど停滞してゐる。また、五—一〇万と一〇万以上の社会はやや低下してゐるのは、死亡率低下の度よりも出生率低下の度がやや大きいためである。自然増加率においても五万以上の社会は全国平均より低い、五千未満の社会もまた低いことは出生率、死亡率と異なつ

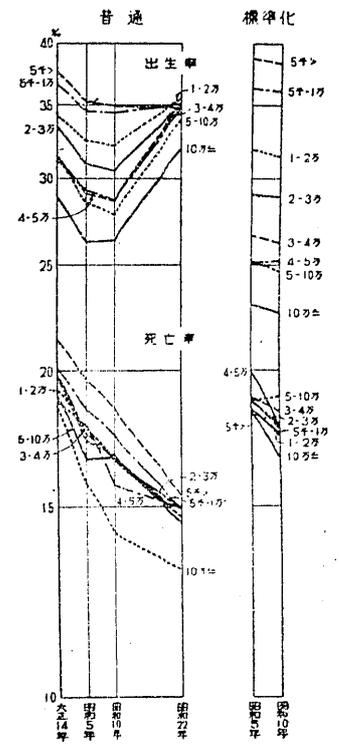
第14図 地域社会の大きさによる普通及び標準化人口動態率



各動態率ともに大体一―二万の社会で全国平均を割り、出生率の変化が一―二万の社会と一〇万以上の社会とに明瞭な区切りがあり一―二万の社会から三―四万の社会までの減退速度が顕著である等の点は、産業構造の変化と全く一致している。ただ、産業構造の変化においては四―五万の社会と一〇万以上の社会との間にほとんど

年輪構成変化の影響であるか判然しない。
 以上、普通人口動態率を社会の大きさによつて観察すると、少くとも戦前においては、社会が大となればなるほど、出生率は傾向としてきわめて明瞭に減退を現わしている。死亡率も同様に社会の大きさが拡大するにつれて低減する傾きを示しているが、その速度はきわめて弱く、はたして、死亡が実的に低減するの否、上述の

第15図 地域社会の大きさによる出生率、死亡率年次比較

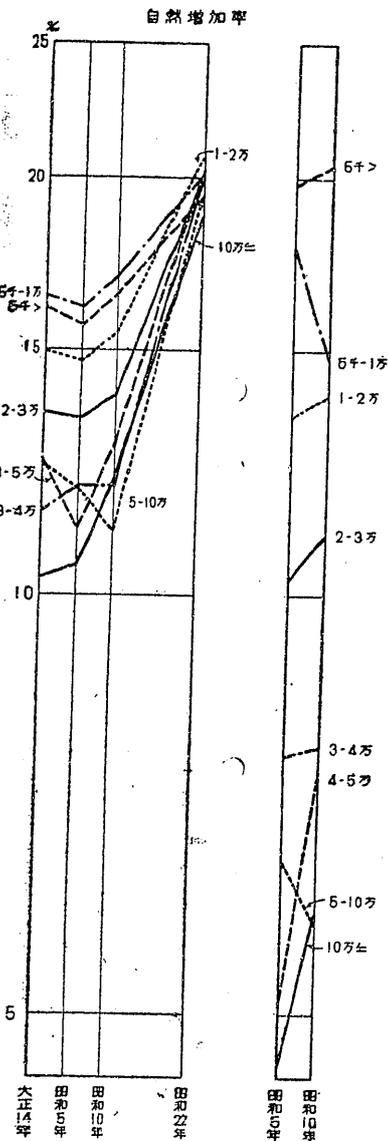


差異が認められなかつたが、出生率においては、大正十四年以外、この二つの社会の間に明らかに差異が認められる。ただし、戦後の昭和二十二年は混乱期であつて、各動態率において各社会の間の変化が消失している。しかし、戦後の社会が安定するにもなつて、おそらく、ふたたび、戦前のような規則性が現われるであろうと推測される。

6 地域社会の大きさによる標準化人口動態率の変動

以上において、われわれは普通人口動態率によつて、大きさの異なる地域社会が、人口の構造的諸条件を総て包含して、結局、どのような状態で人口を再生産しているかを概観した。そこでわれわれは普通人口動態率をすでに述べた方法で、標準化することによつて、人口の再生産の構造的諸条件の中最も基本的な男女年齢別人口構成の差異を除去して、地域社会の大きさによる人口再生産力の変動について略説しよう。ここで用いた人口動態率の標準化法が人口再生産力を測定する最もよい統計方法であると

第16図 地域社会の大きさによる自然増加率年次比較
普通標準化



は考えていない。しかし、統計材料の制限上、これ以上の方法を講じることは不可能であった。しかし、われわれの経験によつて、少くとも戦前においてはこの方法によつても十分再生産力の差異を表現することができると思われる。標準化した動態率を取りまとめ、表章ならびに図示したものが第21表、第14-16図であるが、これによつて知り得る主な事項を列記すれば概ね次のごとくである。

(A) 標準化出生率

(a) 昭和五年

標準化出生率の全国平均は三二%で普通出生率に比べてほとんど差がないが、社会の拡大にもなつて低下を示すことは普通出生率に比べてはるかに著しい。すなわち、五千未満の社会が最も高く三九%を示し、これよりしだいに低下して一〇万以上の社会の二三%に至つて最低となつている。この間普通出生率におけると同様一―二万の社会で全国平均を割り、同時に五千―一万の社会との差もやや著しい。一―二万の社会から四―五万の社会までは同じような速度で低下するが、五―一〇万の社会に至つて停滞を示し、四―五万の社会との差がほとんどない。しかるに一〇万以上の社会においては一〇万以上の社会の標準化出生

は出生にとつて有利になるように変化しているから、その差異を除き去した標準化出生率においては普通出生率との開差がどのように拡大するものとみられる。

(b) 昭和十年

全国平均は三一%で、普通出生率と同様昭和五年よりもやや低い。五千未満の社会の三八%から社会の拡大にもなつて低下し、一〇万以上の社会の二三%に至つて最低を示すことは昭和五年と同様である。その間における低下の度も全く昭和五年と同様であるが、四―五万の社会のみが昭和五年の率よりもわずかに高いのを除いて、他の社会はいずれも昭和五年よりやや低率を示している。その差はいずれもきわめてわずかであるが、五―一〇万と一〇万以上の社会のみは他よりもその差がやや大である。

また、普通出生率と比較して一万未満の各社会は高いが、その中五千未満の社会の方が開きが大きいこと、及び一万以上の各社会は標準化出生率の方が低く、その差は社会の大きいほど大であることも昭和五年と同様である。

(B) 標準化死亡率

(a) 昭和五年

率は全国平均の七割に過ぎない低率であるが、一万未満の社会の標準化出生率はいずれも普通出生率よりも高くなつており、五千未満の社会において特に著しい。

また、一万以上の社会の標準化出生率はいずれも普通出生率に比べて低率であるが、その程度は社会が大きくなるほど著しい。すなわち、すでにみ

第21表 地域社会の大きさによる標準化人口動態率

人口階級	標準化人口動態率						標準化人口動態率の指数 (昭和5年を100とする 昭和10年)		
	出生率		死亡率		自然増加率		出生率	死亡率	自然増加率
	昭和10年	昭和5年	昭和10年	昭和5年	昭和10年	昭和5年			
総数	31.12	32.41	17.36	18.63	13.76	13.78	96	93	100
10万 ≤	22.57	22.97	16.62	18.38	5.95	4.59	98	90	130
5—10万	24.68	25.19	18.88	18.75	5.80	6.44	98	101	90
4—5万	25.18	25.13	17.74	20.02	7.44	5.11	100	89	146
3—4万	26.16	26.58	18.36	18.91	7.80	7.67	98	97	102
2—3万	28.87	29.00	17.80	18.74	11.07	10.26	100	95	108
1—2万	31.34	31.87	17.42	18.45	13.92	13.42	98	94	104
5千—1万	35.99	36.20	17.51	18.40	18.48	17.80	99	95	104
5千 >	38.16	38.55	17.73	18.79	20.43	19.76	99	94	103

標準化死亡率の全国平均は一九%で、普通死亡率に比べてやや高い。普通死亡率においては社会の大きさの拡大にもなつて低下しているのに対して、標準化死亡率においてはかかる傾向は認められず、ほとんどの社会も一八%台でその差はきわめてわずかである。たゞ四—五万の社会においてのみ例外的に高く二〇%を示していることは注目し得る。その他の社会は、しいてその差を求めれば、五千—一万の社会、一—二万の社会及び一〇万以上の社会において、その他の社会に比べてわずかではあるが低く、同時に全国平均をも割っている。これらの標準化死亡率は普通死亡率に比べて、一万未満の社会は普通死亡率よりもやや低いが、一万以上の社会においてはいずれも普通死亡率よりも高く、社会の拡大にもなつてその開差が拡大を示している。

(b) 昭和十年

全国平均は一七%で、普通死亡率に比べてやや高いが、昭和五年に比べてやや低くなつている。社会の大きさによつてみると、やはり昭和五年と同様な傾向を示し、普通死亡率におけるごとく社会の拡大にもなつて低下の傾向を認めることができない。すなわち、五—一〇万の社会を除いて、いずれも昭和五年に比べてやや低率であつて、三万未満の社会と四—五万の社会はいずれも一七%台を示し、その差はきわめてわずかである。

昭和五年と異なつて、三—四万の社会と五—一〇万の社会がやや高く、いずれも一八%台を示しており、昭和五年に高かつた四—五万の社会は昭和十年においては一七%台で高率ではない。また、一〇万以上の社会は一七%で他の社会に比べてやや低率である点も昭和五年と異なつている。

以上を普通死亡率と比較すると、五千未満の社会が低率であるのを除いて、その他の社会はいずれも標準化死亡率の方が高く、社会の拡大につれてその程度が著しい。一〇万以上の社会はその度が最

も著しいけれども、普通率がきわめて低いから右の通り標準化率においても各社会の中で最低となつてゐる。

(C) 標準化自然増加率

(a) 昭和五年

標準化自然増加率の全国平均は一四%で、普通自然増加率に比べてやや低い。いうまでもなく標準化出生率は普通出生率よりもやや低いのに標準化死亡率は普通死亡率よりもやや高いからである。社会の拡大にもなつて低下を示すことは普通自然増加率に比べて、はるかに著しい。すなわち、五千未満の社会は二〇%で最も高く、五千—一万の社会の一八%に、出生率の低下とほとんど同じ程度に低下する。しかし、これから四—五万の社会の五%までは出生率の低下よりもはるかに著しく、その間一—二万の社会で全国平均を割つてゐる。五—一〇万の社会では六%と上昇するが、一〇万以上の社会に至つてさらに五%に低下し最低を示している。

このように低下の著しいのは、社会の大きさの拡大にもなう標準化出生率の低下は普通率よりもやや著しいのに、標準化死亡率はほとんど差異を示さないことにもとづくものであるこというまでもない。五—一〇万の社会において上昇を示しているのは、出生率の低下がやや停滞するのに対し、死亡率は四—五万の社会に対して低いからである。

一万未満の社会は普通自然増加率に比べていずれも標準化自然増加率の方が高いが、一万以上の社会はいずれも普通率に比べて標準化率の方が低く、その差は社会の拡大につれて増大し、一〇万以上の社会においては標準化自然増加率は普通率の四九%に過ぎないものとなつてゐる。

(b) 昭和十年

全国平均は一四%で、普通自然増加率に比べてやや低い。社会の拡大にもなつて低下を示していることは、昭和五年と同様きわめ

て顕著である。

すなわち、五千未満の社会は二〇%で最も高く、これより三—四万の社会の八%まで昭和五年と同様な傾向で低下している。その間昭和五年と異なり二—三万の社会において全国平均を割つてゐる。四—五万の社会では停滞して七%を示していることも昭和五年と異なつてゐる。また、五—一〇万の社会では低下して六%を示し、一〇万以上の社会もほとんど同様である。

五千未満の社会から三—四万の社会に至る間の低下がきわめて著しいのは、昭和五年と同様標準化死亡率がほとんど低下を示さないのに、標準化出生率が著しく低下を示しているためである。四—五万の社会において低下が緩やかなのは死亡率がやや低いためであり、五—一〇万の社会における低下は死亡率がやや上昇するためであり、また一〇万以上の社会においてやや上昇しているのは出生率の低下よりも死亡率の低下がやや大きいためである。

昭和五年に比べて低いのは五—一〇万の社会のみであつて、その他の社会はいずれも高い。ほとんどの社会においても、出生率は昭和五年に比べてわずかに低い程度であるのに、死亡率は昭和五年に比べて出生率よりもやや低下が著しいからである。四—五万の社会は昭和五年に比べて著しく高くなつてゐるのも死亡率の差が著しいためである。

標準化自然増加率は普通自然増加率に比べて一万未満の社会において高く、一万以上の社会においては低く、その開きは社会の大きさの拡大とともに著しくなることは昭和五年と同様で、一〇万以上の社会においては標準化率は普通率の四九%にしか当らない。

以上、標準化動態率について観察したところは次のごとく要約することができる。

まず、社会の大きさによる標準化出生率の変動は産業構造の変動とほとんど全く一致を示している。もしも、この事実が完全に証明

五 結 語

された結果であるならば、そして、人的産業構造の変動が都市的、農村的性格の社会的基礎を反映するものであるならば、人的産業構造の差異を示す人口統計学的指標と標準化出生率との差異の一致は都市的及び農村的性格の差異の経済的基礎と社会関係との一致共変を物語るものである。

次に、標準化死亡率は多少の例外をのこしてほとんど完全に社会の大きさの変化による変動を失つてゐる。その例外は、昭和五年においては四―五万の社会のみ他の社会に比べてやや高いことであり昭和十年においては、三―四万及び五―一〇万の社会においてやや高く、一〇万以上の社会においてやや低いことである。ここに示した事実のみによつて結論することは早計であるが、社会の死亡の実態が社会の大きさのいかんとはたして無関係であるか、上にあげたように例外的に高低のある社会において死亡を変化せしめている理由はどこにあるのか。人口現象研究上重要な課題である。

なだ、昭和五年の四―五万の社会については、二七の市町村がこの階級に属しているが、その中旧東京市の新興郊外町村が一一の多きに上つてゐる。なおこれらの外にも若干の新興工業都市を含んでゐる。人口の急激な増加を特長とするこれらの地域の死亡率は低くないから、これらの特殊の都市を少なからず含むということが、この階級の標準化死亡率をやや高めているのではないかと推測される。昭和十年においてこの階級の標準化死亡率がかえつて低下してゐることは、以上の特殊の都市が旧東京市に吸収せられて、この階級に加わらなくなつたことによるとも推測される。

また、標準化自然増加率は、標準化死亡率がほとんどコンスタントであるから、標準化出生率と同様の変動を示し、社会の大きさの拡大にともなう低下の傾向は普通自然増加率におけるよりもはるかに著しい。

以上の観察は、いまだ中間的なものに過ぎないのであつて、資料が整うにつれて、稿を改めて追加修正を加える予定であるが、取りあえず、以上の資料の範囲で、以上の方法によつて観察した都市と農村の基本的人口現象の変動に關する若干の主要な結果を要約して結びとしよう。なお、参照の便宜のために総括表を掲げておこう。第22表がそれである。

(1) 最少行政区劃を地域社会の單元として、地域社会の大きさの変動に従つて人口現象の重要な側面における変動を観察すれば、社会の大きさの変動にともなつてこれらの人口現象は重要な変動を遂げている。すなわち、人口の所属産業別構造としてみた地域社会の経済構造は、地域社会の大きさの変動とともにきわめて規則正しい変動を現わしている。人口密度によつてみた空間との關係における人口分布も、男女年齢別人口構成という人口学的基本構造においても、それぞれこれに対応して、比較的規則正しい変動をみせてゐる。人口現象の人口学的な基本的特質たる人口の自己再生産の状態もまた、これに対応して明らかな規則性を現わしている。そしてこれ等の人口現象の変動は地域社会の大きさが拡大するにつれて社会的都市的性格が段階的に拡大し、その人口現象に対する關係を物語つてゐる。

(2) 地域社会の大きさの拡大による都市的性格の拡大は、人的産業構造の変動という地域社会の経済的基礎の変動と、出生力という地域社会の文化的類型を総合的に反映する事実とによつて最も明瞭に現われている。

(3) これらの点からみれば、

(a) 人口一万に満たない地域社会はほとんど完全に農村的社会的特質を見せてゐる。

第 22 表 總 括 表

地域社会	地 域 社 会 数					人 口 (単位1,000人)				
	昭和25年	昭和22年	昭和10年	昭和 5 年	大正14年	昭和25年	昭和22年	昭和10年	昭和 5 年	大正14年
總 数	10,414	10,505	11,488	11,807	11,961	83,200	78,101	68,662	63,872	59,179
大 都 市	64	52	34	32	21	21,326	16,789	17,518	11,481	8,741
中 都 市	142	137	69	91	81	8,576	8,364	4,360	5,534	4,772
小 都 市	197	176	128	128	111	5,406	4,865	3,506	3,431	2,991
地方都市	724	705	446	408	374	9,598	9,393	5,975	5,476	4,994
農 村	9,287	9,435	10,811	11,148	11,374	38,294	38,688	37,303	37,951	37,681

地域社会	人 口 割 合 (総数=100)					人 口 指 数 (大正14年=100)				
	昭和25年	昭和22年	昭和10年	昭和 5 年	大正14年	昭和25年	昭和22年	昭和10年	昭和 5 年	大正14年
總 数	100	100	100	100	100	141	132	116	108	100
大 都 市	26	22	26	18	15	244	192	200	131	100
中 都 市	10	11	6	9	8	180	175	91	116	100
小 都 市	7	6	5	5	5	181	163	117	115	100
地方都市	12	12	9	9	8	192	188	120	110	100
農 村	46	50	54	59	64	102	103	99	101	100

地域社会	常 住 人 口					人 的 産 業 構 造 係 数 (総数)						人 的 産 業 構 造 係 数 (男)		
	人 口		割 合 (総数=100)		指 数 (昭和10年=100)	昭 和 2 2 年			昭 和 5 年			昭 和 5 年		
	昭和25年	昭和10年	昭和25年	昭和10年		第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
總 数	83,200	68,404	100	100	122	53	24	23	49	21	30	43	25	32
大 都 市	21,326	21,299	26	31	100	10	44	46	3	36	61	3	40	57
中 都 市	8,576	6,168	10	9	139	25	39	36	7	38	55	4	40	56
小 都 市	5,406	3,724	7	5	145	36	36	27	22	33	45	18	37	44
地方都市	9,598	6,867	12	10	140	52	26	21	40	28	32	36	30	34
農 村	38,294	30,346	46	44	126	74	13	13	70	13	17	62	17	21

地域社会	人口密度 (1平方料につき)		性比 (女100につき男)			年齢構成係数(総数)(総人口100につき)					
						0—14歳		15—19歳		60歳以上	
	昭和25年	昭和10年	昭和22年	昭和10年	昭和5年	昭和10年	昭和5年	昭和10年	昭和5年	昭和10年	昭和5年
総数	227	182	95	101	101	37	37	56	56	7	7
大都市	2,875	6,418	100	108	111	32	31	63	65	5	5
中都市	845	1,683	95	98	101	35	34	59	61	6	5
小都市	359	495	94	98	100	37	36	57	58	6	6
地方都市	174	146	94	98	98	38	38	55	55	7	7
農村	138	115	94	99	99	39	39	52	53	9	9

地域社会	普通出生率				普通死亡率				普通自然増加率			
	昭和22年	昭和10年	昭和5年	大正14年	昭和22年	昭和10年	昭和5年	大正14年	昭和22年	昭和10年	昭和5年	大正14年
総数	34.3	31.7	32.4	35.0	14.6	16.8	18.2	20.3	19.7	14.9	14.2	14.7
大都市	32.0	26.3	26.3	28.8	13.1	14.2	15.7	18.5	18.9	12.1	10.5	10.3
中都市	34.4	27.9	28.6	31.4	14.6	16.5	16.9	19.0	19.8	11.4	11.8	12.4
小都市	35.0	29.7	30.3	32.5	14.8	16.6	17.4	19.8	20.2	13.1	12.9	12.7
地方都市	35.5	32.0	32.4	34.2	14.7	16.6	17.7	19.3	20.8	15.5	14.7	15.0
農村	34.9	34.8	35.0	37.2	15.2	18.1	19.3	21.0	19.7	16.7	15.8	16.2

地域社会	標準化出生率		標準化死亡率		標準化自然増加率	
	昭和10年	昭和5年	昭和10年	昭和5年	昭和10年	昭和5年
総数	31.1	32.4	17.4	18.6	13.8	13.8
大都市	22.6	23.0	16.6	18.4	6.0	4.6
中都市	24.8	25.2	18.7	19.0	6.1	6.2
小都市	27.7	28.1	18.0	18.8	9.7	9.3
地方都市	31.3	31.9	17.4	18.5	13.9	13.4
農村	37.4	37.8	17.7	18.7	19.8	19.1

(b) 人口一万から二万までの地域社会は、農村的社会から都市的社会への移行地帯たる特質を見せている。

(c) 人口二万から四万までの地域社会は、都市的性格を漸くあらわにした地域で、社会の大きさの拡大とともにその性格を明瞭に高めて行くようである。

(d) 人口四万から一〇万の地域社会においては都市的性格が確立して安定することを示し、ここで農村社会的な要素の大部分が消失しているとみられる。

(e) 人口一〇万以上の地域社会は明確に大都市としてその典型的な特質を現わしている。

(4) 前項で述べたところによつて、都市と農村の区分の人口統計学的基準をここに求めることができる。すなわち、(a)人口一万未満の地域社会を村落または農村とし、(b)人口一万から二万の地域社会を地方都市、(c)人口二万から四万の地域社会を小都市、(d)人口四万から一〇万の地域社会を中都市、(e)人口一〇万以上の地域社会を大都市とすることができる。

このような都市と農村の区分の基準は、はしなくも、つとに大正五年刊行の内閣統計局編『大正二年末人口動態調査の結果による帝国人口概説』の中で花房直三郎博士がとられた都市農村人口分類基準に非常に近接する。

なお、次の表のごとく、西欧文明国における区分の基準は、都市と農村の境界は、わが国に比してきわめて低く、人口二千のところを一線を引いている。また、都市的な社会についても分類基準が著しく異なつていて、わが国における都市農村分布の特殊性を明らかにすることができる。

(5) 以上は、戦前の比較的安定的な時期について観察した結果であるが戦後における変動を要約すれば次の通りである。

(a) 戦後における人口階級別にみた地域社会の人口現象には、

第23表 都市農村分類の人口統計学的基準

地域	本研究	花房博士	西欧文明国 ¹⁾
大都市	100,000以上	100,000以上	100,000以上
中都市	40,000—100,000	50,000—100,000	20,000—100,000
小都市	20,000—40,000	20,000—50,000	5,000—20,000
地方都市	10,000—20,000	10,000—20,000	2,000—5,000
農村	10,000未満	10,000未満	2,000未満

1) U.S. は 2,000 の代りに 2,500

戦争の擾乱的な影響が著しく残存している。

(b) その最も著しいものは、戦争による大都市の破壊と、都市の産業構造の逆転とである。これ等の事実に対応する人口現象の特色は都市と農村との人口現象の特質の混淆ということである。

(c) このことは、地域社会の都市的性格を敏感に反映する出生力が、人口階級間の差異を稀薄ならしめていることにも現われている。

(d) それにもかかわらず、戦前における人口階級からみた人口現象の基本的特質は、戦後の人口現象の中にもこれを認めることができる。戦争の影響が薄らぐにつれて、その特質はますます明確に現われてくるものと推測される。

ここに結論された都市と農村の区分の人口統計学的基準は、いうまでもなく歴史的なものである。前項において、戦前安定期の事実に基づいて、われわれが設けた区分は、都市化の進展、人口の地域的分布の変動に応じて、すなわち、歴史的な發展段階に対応してこれを改めるにやぶさかでないが、戦後の事實は、少くとも、ここに取り扱った範囲の事実については、まだこれをくつがえすに至っていないと思われる。

(昭和二十七年九月二十七日稿)

毎日新聞社の産児調節に関する第二回世論調査

本 多 龍 雄

は し が き

毎日新聞社人口問題調査会では同社世論調査部の協力の下に本年五月初旬に産児調節に関する第二回目の世論調査を実施した。その結果の要約はすでに六月中旬の同紙々上に速報されているが、そのやゝ詳細な報告書は同調査会刊行の英文資料シリーズの一部として近く発表される筈である。但し邦文文献としては別に発表の予定がないので、貴重な研究資料として右報告書の邦文原稿をここに掲載することとした。因みに右原稿は第一回調査のときと同じく同調査会の依頼により私の作成したものである。前回調査結果の報告も本誌第七巻第二号本欄に掲載されているからあわせ参照されたい。

内 容 目 次

- 一、緒言
- 二、基本的な生活態度の推移について
 - A 子供への依頼感の減退
 - B 子供への責任感の強化
- 三、家族計画的志向の進捗について
 - A 小家族主義的志向の強化
 - B 避妊に対する賛成の増加と反対の減少

- 四、避妊知識の普及状況について
 - A 半数はなお無知識の段階
 - B 主たる媒介路は新聞雑誌
- 五、避妊経路の普及状況について
 - A 普及度の総体的前進
 - B 戦後における避妊の大衆化
 - C 小家族主義の実践
 - D 簡便で出費の少い避妊方法の普及
 - E 避妊実行は夫婦生活にむしろ好影響
- 六、避妊実行の動機について
 - A 経済的必要と母子への配慮
 - B 決意をほむ暗黙の子だから思想
- 七、国の人口政策に対する世論について
 - A 人口増加抑制政策を圧倒的に支持
 - B 具体的には指導や施設の強化普及策を要望
- 八、墮胎（人工妊娠中絶）に関する世論とその実態
 - A 母体保護の範囲内でほぼ容認
 - B 墮胎経験普及の実態
- 九、要約

一、緒言

この調査は産児調節に対する日本人の心的態度を明らかにするとともに、兼ねてその実際の普及状況を計測することを目的として立案されたもので、最初の調査はすでに一昨一九五〇年四月末に行われた。（毎日新聞社人口問題調査会英文資料シリーズ第三号参照） 今度一九五二年五月初旬に行われた調査は第二回目の調査となるわけで、満二ヶ年の歳月の経過がどのような変化を醸成しているかを観察することがわれわれの最大の関心事であつた。したがつて調査の方法や調査事項も概ね前回の形を踏襲したが、しかしこまかい点ではいろいろの技術的改善が行われた。

調査は今度も標本調査の方式にしたがい、妻の年令が四十九才以下の全夫婦の三、五〇〇分の一、すなわちほぼ三、五〇〇組ちかくの夫婦を抽出することを目的として実施された。やゝ詳しく述べれば、われわれは全国を六大都市、其他の市部及び郡部の三層に層化し、それぞれからその人口比重にしたがい一九五〇年の国勢調査の調査区をランダムに抽出し、抽出された各調査区から当該地域の配給用世帯表にもとづきそれぞれ一四組の該当夫婦をランダムに抽出したものである。調査票は夫婦別々に一枚づゝ配布され、各自記入の上、密封して返却できるように配慮された。

回収集計された調査票は男三、一三二票、女三、一五八票、計六、二九〇票で、回収率は男において八九・五%、女においては九〇・二%であつた。集計された調査客体の概貌を一括表示してみると第一表のようである。

とくに地域別および職業別の構成を前回のそれ

第2表 兩次調査客体の地域別及び職業別構成の比較

	今回	前回
(a) 地域別構成		
六大都市	16.0	12.6
その他の市部	24.5	22.1
郡部	59.5	65.3
計	100.0	100.0
(b) 職業別構成		
農漁業者	31.6	30.7
労働者	12.0	12.8
商工業者	18.4	22.1
給料生活者	27.9	29.2
自由業者	1.7	2.5
その他	8.4	2.7
計	100.0	100.0

と較べてみると第二表のよう、地域別には市部、とくに六大都市の割合の増加が目立つが、これは最近二ヶ年間に於ける全国人口の動きを反映するものであろう。これに対し職業別構成で農漁業者の割合が減つていないのは農漁業者の割合が多少過少であつた前回の欠陥が或る程度補正されたものとみてよい。但し一九五〇年センサスの結果(但し男子人口の職業別構成で有配偶者のそれではない)と対照してみると、農漁業者の割合はなお幾分過少のようであり、労働者の割合はなお著しく少ない。

なお職業別構成を六大都市、その他の市部及び郡部別にしめすと第三表のよう、六大都市その他の市部との間の一ぱんな差は給料生活者の比重の相違にあることがわかる。たゞし同一の職業者についても、その職業の内容やその生活水準に相当の差異があるであろうことはいふまでもない。

また現有子供数別にみた父親の分布を職業別にみると第四表のよう、子供数は農漁業者において最も多く、給料生活者において最も少い。労働者と商工業者とはその中間にあるが、労働者の方が、小家族のようであり、一般の職業別にみた差別出生力の形を正確に反映している。

第1表 調査客体の概貌

	男	女	計
(a) 総数			
実数	3,132	3,158	6,290
割合	100.0	100.0	100.0
(b) 年齢			
24歳以下	-	8.9	-
25—34歳	-	44.2	-
35—49歳	-	46.9	-
(c) 地域			
六大都市	16.0	15.9	16.0
その他の市部	24.6	24.4	24.5
郡部	59.4	59.7	59.5
(d) 職業			
農漁業者	31.6	-	-
労働者	12.0	-	-
商工業者	18.4	-	-
給料生活者	27.9	-	-
自由業者	1.7	-	-
その他	8.4	-	-
(e) 就学年数			
9年以下	63.5	67.8	65.6
10—12年	26.0	30.0	28.0
13年以上	10.5	2.2	6.4
(f) 信教			
仏教	70.9	64.4	69.2
神道	1.7	2.3	2.0
キリスト教	0.9	1.1	1.0
その他	0.8	0.9	0.8
無記入	25.7	31.3	27.0
(g) 結婚時期			
戦前(1936年以前)	33.7	33.0	33.4
戦時中(1937—44)	33.0	34.1	33.5
戦後(1945年以降)	31.9	31.7	31.8
不詳	1.4	1.2	1.3
(h) 現有子供数			
0子	8.9	9.1	9.0
1子	18.5	18.4	18.4
2子	22.2	21.9	22.1
3子	18.4	18.4	18.4
4—5子	22.1	22.2	22.1
6子以上	9.4	9.3	9.3
不詳	0.5	0.7	0.7

〔備考〕 (h)の子供数は実子に限らず、再婚者が前の結婚で設けた子供でも現在の夫婦の間で育てている場合は一緒に数えることとした。

第5表 老後生活保障に関する心的態度
(下記の返答別返答数の百分率)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
(1) たよる					
(2) たよらぬ					
(3) たよりたいができそうもない、その他条件づきの返答					
(4) 考えたことがない(無回答を含む)					
(5) 計					
(a) 総数(前回との比較)					
前回	54.8	21.3	3.9	20.0	100.0
今回	51.0	19.3	8.1	21.6	100.0
(b) 男女別					
男	46.2	23.7	8.6	21.5	100.0
女	55.8	14.9	7.4	21.9	100.0
(c) 年齢別(女子)					
24歳以下	42.4	13.9	2.5	41.2	100.0
25~34歳	50.0	17.3	7.1	25.6	100.0
35歳以上	63.6	12.8	9.2	14.4	100.0
(d) 地域別					
男子					
六大都市	24.5	39.4	13.8	22.3	100.0
その他	35.5	30.5	8.7	25.3	100.0
女子					
六大都市	36.7	26.0	12.2	25.1	100.0
その他	45.5	19.4	8.6	26.5	100.0
(e) 職業別(男子)					
農漁業者	69.2	8.9	5.2	16.7	100.0
労働者	42.7	20.1	12.7	24.5	100.0
商工業者	40.9	26.2	10.7	22.2	100.0
給料生活者	27.6	38.7	9.0	24.7	100.0
自由業者	27.6	31.5	7.5	33.4	100.0
その他	42.7	27.3	9.6	20.4	100.0
(f) 就学年数別					
男子					
9年以下	57.2	14.5	8.3	20.0	100.0
10~12年	31.4	34.9	8.8	24.9	100.0
13年以上	17.0	51.2	9.7	22.1	100.0
女子					
9年以下	63.1	9.5	6.7	20.7	100.0
10~12年	41.1	24.8	10.1	24.0	100.0
13年以上	25.4	45.1	5.6	23.9	100.0
(g) 現有子供数別					
夫					
1子	36.4	28.0	5.4	30.2	100.0
2~3子	44.7	27.8	7.7	19.8	100.0
4~5子	58.3	18.0	9.1	14.6	100.0
6子以上	71.7	9.5	10.9	7.9	100.0
妻					
1子	48.4	16.9	5.3	29.4	100.0
2~3子	54.3	17.2	7.0	21.5	100.0
4~5子	66.4	11.4	8.3	13.9	100.0
6子以上	76.8	6.0	5.5	11.7	100.0

(備考) (g) 現有子供数別における0子の場合には少数観察となるので省略

われわれは、前回と同じく、産児調節に最も関

係の深い基本的な生活態度として(A)老後の生活の保障と(B)子供の養育の負担について彼らはどう考えているかを問うた。砕いていえばわれわれは子供に対する(A)依頼感と(B)責任感の程度を測

のとおりである。

「あなたは老後の生活を子供にたよつていくつもりですか?」返答の結果を一括表示すると第五表

二、基本的な生活態度の推移について

第3表 地域別にみた職業別構成

	六大都市	その他市部	郡部
農漁業者	2.8	7.2	49.5
労働者	17.1	16.9	8.7
商工業者	20.9	23.6	15.6
給料生活者	46.2	39.1	18.3
自由業者	1.4	3.3	1.2
その他	11.6	9.9	6.7
計	100.0	100.0	100.0

第4表 現有子供数別にみた各職業別父親数の分布

	(1) 農漁業者	(2) 労働者	(3) 商工業者	(4) 給料生活者	(5) 自由業者	(6) 其他
0子	7.9	7.4	7.6	10.8	29.6	12.7
1子	15.1	21.5	16.8	22.7		15.4
2子	17.8	24.1	20.1	28.0	16.7	22.3
3子	17.7	18.6	23.2	15.6	20.4	19.6
4~5子	26.1	20.2	22.0	19.1	24.1	19.2
6子以上	14.7	8.0	10.1	3.5	7.4	9.2
不詳	0.7	0.2	0.2	0.3	1.8	1.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(備考) 自由業者の0子、1子は極めて少数観察となるので合算した。

定しようとしたわけである。このような基本的な生活態度については僅か二カ年の間にそう大きな変化のあらう筈はなく、したがって集計された数字の多少の変化から統計的誤差の範囲をこえる実際の推移の跡を検証することは極めて困難であるが、しかし最近二カ年の歳月がわれわれの生活環境にとつては相当に大きな変化を齎したものであることを考えるならば、われわれは若干の数字の変化の中にも自分の意味を説きとる努力を断念してはなるまい。

A 子供への依頼感の減退

—老後の生活の保障に対する心的態度—

大観して子供への依頼感は前回調査の場合と同じく圧倒的に強い。明確に子供に頼ると考えている者だけで五〇%をこえており、それに頼りたいができそうもないという者、まだ考えたことがないという者、ないし無回答者などの大部分もこのような家族主義的伝統観念の支配下にある者と考えられるから、それらを連計すると優に八〇%ちかくを占めるわけになる。

このような伝統的観念の支配力は男女別には、女子の方にやゝ強く、年令的には年令の上昇につれて強まっている。地域別並びに職業別の差異はとくに顕著で、農漁業者と給料生活者（及び自由業者）の間においてその隔差は極めて著しい。しかし差異の最も顕著なのは教育程度別にみた場合の相違である。また現有子供数別にみると現に多勢の子供をもっている者ほど子供への依頼感が強いという結果になつてゐる。これらの諸傾向はいずれも前回調査のそれと全く同じであつた。

しかしいまとくに両次調査の結果を比較対照してみると、上掲第五表中に総括的数値で示されてゐるとおり、子供への依頼感は今度の調査では前回にくらべて僅かながら減少してゐる。しかしこの事実から当然に予期される期待とは反対に、子供に頼らないと答えた者の割合も亦同じ様に減少してゐるのが注意をひく。いゝかえば、頼りたいたいができそうもないという者その他いづれとも確定しがたい中間的状态にある者の割合が増えていることになる。このような傾向は単に総括的結果として現われてゐるだけでなく、更に詳しく男女別にみても、年令階層別にみても、地域別ない

し、職業別にみても概ね一貫して認められるものであるから、ほゞ疑いない最近二ヶ年間の推移傾向と断定して差し支えないであらう。唯一の顕著の例外は職業別にみた場合に給料生活者においてのみ、第六表にみるように、子供への依頼感の減少がほゞそのまゝ、明瞭な非依頼感の強化として現われていることである。

第六表 給料生活者における子供への依頼感の推移

(返答別回答者数割合)

	(1)	(2)	(3)	(4)
	たよる	たよらぬ	その他	計
前	36.0	32.4	31.6	100.0
今	27.6	38.7	33.7	100.0
増減	-8.4	+6.3	+2.1	±0.0

総じて子供への依頼感の減少は疑義の余地なき傾向といつてよく、またこの依頼感の減少がなお明確な非依頼感として生長することなく多分に不確定な状態に停迷してゐるということもほゞ断定して差し支えないと思われ。給料生活者においてのみ認められる明白な例外的現象は却つてそのような一般的状态を一その首肯させる拠りどころとなるであらう。

家族主義的伝統の一般的支配はなお相互に強力であるが、しかしまたわれわれはその間にあつても生活環境の相違によつて相当の差異が存在するという事実に一その関心をよせねばなるまい。大都市と農村の間、農漁業者と給料生活の間、とくにまた教育程度の差異における変化は極めて顕

著で、とくに高等教育を受けた男子においては非依頼感の方が逆に五〇%をこえるというよりな実状をしめしている。勿論、上掲第一表にみたとおり、給料生活者夫婦は全夫婦の三〇%に充たず、高等教育修了者数は全数の六%余にすぎないが、少くともそこに反伝統的な新しい志向の橋頭堡は構築されつゝあるといつてよからう。

B 子供への責任感の強化

— 子供の養育負担に対する心的態度 —

われわれの投げかけた質問は次のようであつた、「子供のために親が苦勞することはどう思いますか？」返答の結果を一括表示すると第七表のとおりである。

両次調査の総括的数値の推移に示されてゐるように、子供の養育負担に対する心的態度は一段と安定性を増大した。すなわち養育の苦勞を当然のこととする態度は八五%をこえ、とくに苦勞の甲斐あることと考える気持ちが増強しており、之に反し犠牲感も著しく減少してゐる。この犠牲感の減少には幾分の調査技術上の影響もないではない。というのは、われわれは前回にはこの気持ちを「当然のことではあるが相当の犠牲だと思ふ」という表現によつて返答させたが、今回は直接に「相当の犠牲だと思ふ」というゆとりを少い表現を用いたからである。しかしこのような調査技術上の影響だけでこの変化のすべてを説明しつくせるわけではない。われわれはむしろ率直にこの犠牲感の減退をこの間における国民生活の安定、生活意識の健全化の結果と考へる方が妥当である。

第7表 子供の養育負担に関する心的態度
(下記の返答別返答者数割合)

	(1)	(1a)	(1b)	(2)	(3)	(4)	(5)
(1) 1a+1b							
(1a) 産んだ以上当然だと思う							
(1b) 苦勞の甲斐のあることだと思う							
(2) 相当の犠牲だと思う							
(3) その他の条件づき返答							
(4) 考えたことがない(無回答を含む)							
(5) 計							
(a) 総数(前回との比較)							
前回	78.5	51.0	27.5	11.5	1.1	8.9	100.0
今回	85.7	52.5	33.2	5.7	1.0	7.6	100.0
(b) 男女別							
男子	85.6	52.1	33.5	6.1	1.2	7.1	100.0
女子	85.7	52.9	32.8	5.4	0.8	8.1	100.0
(c) 年齢別(女子)							
24歳以下	81.5	47.7	33.8	4.3	0.7	13.5	100.0
25~34歳	87.5	55.2	32.3	4.5	1.1	6.9	100.0
35~49歳	84.9	51.7	33.2	6.4	0.5	8.2	100.0
(d) 地域別							
男子							
大都市	87.2	56.3	30.9	2.0	3.6	7.2	100.0
その他	88.0	56.6	31.4	5.3	0.6	6.1	100.0
市部	84.1	49.1	35.0	7.5	0.9	7.5	100.0
郡部	87.9	57.5	30.4	3.8	2.0	6.3	100.0
その他	87.1	56.1	31.0	4.6	0.4	7.9	100.0
市部	84.5	50.3	34.2	6.2	0.6	8.7	100.0
郡部							
女子							
大都市	87.9	57.5	30.4	3.8	2.0	6.3	100.0
その他	87.1	56.1	31.0	4.6	0.4	7.9	100.0
市部	84.5	50.3	34.2	6.2	0.6	8.7	100.0
郡部							
(e) 職業別(男子)							
農漁業者	81.6	45.8	35.8	8.1	1.1	9.2	100.0
労働者	84.6	53.8	30.8	6.1	2.9	6.4	100.0
商工業者	86.5	56.7	29.8	6.6	—	6.9	100.0
給料生活者	88.9	56.5	32.4	4.0	1.4	5.7	100.0
自由業者	90.7	57.4	33.3	—	3.7	5.6	100.0
その他	87.7	46.9	40.8	5.4	1.2	5.7	100.0
(f) 就学年数別							
男子							
9年以下	83.3	49.9	33.4	7.3	1.4	8.0	100.0
10~12年	89.1	55.3	33.8	4.4	1.1	5.4	100.0
13年以上	91.3	58.0	33.3	2.4	1.5	4.8	100.0
女子							
9年以下	84.6	51.2	33.4	5.5	0.6	9.3	100.0
10~12年	88.0	55.9	32.1	5.2	1.0	5.8	100.0
13年以上	90.2	63.4	26.8	4.2	1.4	4.2	100.0
(g) 現有子供数別							
夫							
1子	87.5	52.1	35.4	3.5	1.0	8.0	100.0
2~3子	87.8	54.1	33.7	5.1	1.7	5.4	100.0
4~5子	85.4	53.3	32.1	8.8	0.7	5.1	100.0
6子以上	83.0	49.9	33.1	10.9	1.0	5.1	100.0
妻							
1子	89.3	53.5	35.8	3.1	0.9	6.7	100.0
2~3子	88.0	55.5	32.5	4.7	0.4	6.9	100.0
4~5子	88.1	54.8	33.3	5.9	0.1	5.9	100.0
6子以上	83.2	50.7	32.5	8.9	1.7	6.2	100.0

(備考) (g) 現有子供数別の0子の場合は少数のため省略

う。子供数を制限しようとする思想もむしろ子供をよりよく養育せねばならないと考える健全な責任感の強化からこそ生れるべきもので、子供の養育負担に関する心的態度の中に現われる保守的、伝統的な安定性は、それが子供に対する依頼感、親の家族主義的な利己主義と分離して生長するかぎり、むしろ社会的進歩の基礎であるといつてもよいのではないかと思う。

そのような考えに従つて今度の調査結果をみると、われわれ日本人の子供に対する心的態度はよい意味で極めて安定しており、また前般にみたよ

うな子供への依頼感の減退にもかゝらず、その安定度を増しつゝあるといつてよいであらう。男、女別、地域的、職業別ないし教育程度別にみて、この安定性には殆んど隔差がないことも特記に値する事実であらう。

たゞやゝ些細に観察すると、苦勞の甲斐あることだといふものが市部よりも郡部に、また給料生活者よりも農漁業者により高く出ている反面、犠牲を語るもの割合もまた農村と農漁業者において最も高いという一見矛盾した事実が注意をひく。しかしこの矛盾こそ実は零細なわが国農家の家族

労働的生産形態そのものの矛盾を反映したものでわが国零細農体制の苦悶を表裏あわせて物語るものといつてよいと思われる。

三、家族計画的志向の進捗について

家族計画的志向がどのくらい普及し、またどのような社会層にとくに強く浸透しているかを探索する手段の一つとしてわれわれは彼らが何人ぐらゐの子供数を理想としているかを質問した。その際われわれは抽象的に理想の子供数を問う通例の

第8表 現在2子をもつ者の今後の希望子供数別分布

- (1) もういらぬ又は今でも多すぎる
- (2) あと一人ほしい
- (3) あと二人ほしい
- (4) あと三人ほしい
- (5) あと四人以上ほしい
- (6) 考えたことがないその他
- (7) 計

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	
(a) 総数 (前回との比較)								
前 回	29.8	32.8	19.2	3.5	3.4	11.3	100.0	
今 回	39.3	35.2	14.7	4.4	1.0	5.4	100.0	
(b) 男女別								
男 子	36.7	36.0	16.5	4.5	1.2	5.1	100.0	
女 子	41.8	34.5	12.8	4.3	0.9	5.7	100.0	
(c) 年齢別 (女子)								
24歳以下	25.0	32.5	20.0	7.5	2.5	12.5	100.0	
25~34歳	35.8	38.8	14.6	4.5	1.1	5.2	100.0	
35~49歳	60.8	24.2	7.0	3.2	—	4.8	100.0	
(d) 地域別								
男 子	六大市の	40.9	42.5	13.4	—	—	3.2	100.0
	その他の	46.5	33.7	11.4	1.0	1.0	6.4	100.0
	市郡部	29.8	35.0	20.5	7.9	1.6	5.2	100.0
女 子	六大市の	53.8	30.8	11.5	—	—	3.9	100.0
	その他の	45.9	35.6	10.8	1.5	—	6.2	100.0
	市郡部	35.5	35.2	14.6	7.3	1.6	5.8	100.0
(e) 職業別 (男子)								
農漁業者	27.3	31.3	21.6	10.8	3.4	5.6	100.0	
労働者	38.5	35.2	15.4	3.3	1.1	6.5	100.0	
商工業者	38.8	34.5	21.6	0.9	—	4.2	100.0	
給料生活者	40.0	43.3	10.2	2.0	—	4.5	100.0	
自由業者	44.4	22.2	..	—	—	..	100.0	
その他	43.1	25.9	20.7	5.2	1.7	3.4	100.0	
(f) 就学年数別 (女子)								
9年以下	40.4	32.7	11.9	6.4	1.4	7.5	100.0	
10~12年	43.6	38.4	14.4	1.2	—	2.4	100.0	
13年以上	53.3	20.0	13.3	..	—	..	100.0	

(備考) 返答(1)の中の今でも多すぎるは男子の方には1名もなく、女子の方には僅かに1名を数えるのみである。(e)及び(f)における..印は実数1乃至2人で比率計算を省略せることを示す。

やり方をとらず、彼らが現在もっている子供数を基準としてあと何人ほしいと思うか、またもういらないと考えているかを問うた。つまり現実に対応した理想、あるいは最も現実的な理想を明らかにしようとしたわけである。

A 小家族主義的志向の強化

全夫婦の中から特に現在二子をもつものだけ男女六九五五人、女六九三人について集計した結果は第八表のとおりで、子供はもういらぬというものが即ち二子を理想とするものが男女を通じて第一位を

占め、前回の結果とくらべて小家族主義が決定的な前進をとげたことが認められる。

上表にみるとおり、総計して、二子ないし三子家族を理想とする者が前回は六二・六%であったのに対し今回は七四・五%に増加しており、しかも優位は完全に二子家族の方に移行した。

この小家族主義的志向の強化を更に詳しく観察してみると、男子よりも女子の方に一そう顕著であり、かつ三五歳以上の女子において圧倒的である。また地域別には郡部よりも市部において強かったが職業別には郡部よりも農漁業者とその他の職

業者との間に大きなみぞができてきている。労働者階級が小家族主義の志向において商工業者や給料生活者と大差ない状況をしめすに到っていることも特記すべき事実であろう。教育程度別にみた場合教育程度の上昇につれてそれが著しく強化されていることは勿論であるが、しかし最低層においても小家族主義への志向は刻明に表白されている。総じて小家族主義への動向は決定的な前進をとげつつあると断定して差し支えなからう。

もつとも右の観察は現在二子をもつ者についてのみ試みられた集計であつて、その他の者について

第9表 避妊に対する賛否意見の分布

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
(1) 賛成					
(2) 反対					
(3) 特殊意見					
(4) わからない (無回答を含む)					
(5) 計					
(a) 総数(前回との比較)					
前回	60.7	15.0	5.7	18.6	100.0
今回	65.0	11.6	2.8	20.6	100.0
(b) 男女別					
男子	67.1	12.2	3.1	17.6	100.0
女子	60.4	11.0	2.6	26.0	100.0
(c) 年齢別(女子)					
24歳以下	65.1	7.1	3.2	24.6	100.0
25~34歳	69.0	8.7	2.1	20.2	100.0
35~49歳	56.8	14.0	2.9	26.3	100.0
(d) 地域別					
男子					
大都市	75.4	7.6	2.6	14.4	100.0
その他	69.1	12.2	3.2	15.5	100.0
市部	64.0	13.3	3.2	19.5	100.0
女子					
大都市	74.0	8.3	2.2	15.5	100.0
その他	65.7	9.2	2.1	23.0	100.0
市部	58.9	12.5	2.9	25.7	100.0
(e) 職業別(男子)					
農漁業者	57.5	15.2	3.4	23.9	100.0
労働者	64.1	11.7	1.1	23.1	100.0
商工業者	70.5	11.4	2.8	15.3	100.0
給料生活者	77.5	8.1	3.8	10.6	100.0
自由業者	74.0	13.0	5.6	7.4	100.0
その他	64.2	16.2	2.7	16.9	100.0
(f) 就学年数別					
男子					
9年以下	60.6	13.7	2.3	23.4	100.0
10~12年	75.7	10.4	4.6	9.3	100.0
13年以上	85.5	6.7	4.5	3.3	100.0
女子					
9年以下	55.6	13.1	2.0	29.3	100.0
10~12年	77.8	7.0	3.6	11.6	100.0
13年以上	85.8	4.2	7.2	2.8	100.0
(g) 信教別					
男子					
仏教	67.4	12.4	3.1	17.1	100.0
神道	77.4	9.4	7.5	5.7	100.0
キリスト教	67.8	14.3	3.6	14.3	100.0
その他	70.8	16.7	—	12.5	100.0
無記入	65.5	11.4	3.0	20.1	100.0
女子					
仏教	61.1	11.8	2.7	24.4	100.0
神道	65.2	12.5	2.8	19.5	100.0
キリスト教	71.4	8.6	5.7	14.3	100.0
その他	55.6	22.2	3.7	18.5	100.0
無記入	66.5	9.2	2.1	22.2	100.0

ては今回は残念なことに事務的な手ちがいから集計が行われなかったが、前回の調査結果から類推して、現在二子家族について確認された右の傾向はそのまま全体の傾向と考えて太過ないものと考えられる。

多少の傍証として極めて大まかな計算をしてみると、女子三、一五八人中現存二子以上をもつ者は二、二六八人、または三子以上をもつ者は一、五七五人であつたが、他方、子供はもういらぬ乃至いまでも多すぎて困ると答えた者は総計して一、六九五五人、その内現存二子の者二九一人を除くと一、四〇四人であつた。現在無子ないし一子の者で子供はもういらぬと答える者は無視してもよい程度に僅少であるから、そうすると現在二子以上をもつ者のほゞ七五%、また現在三子以上をもつ者の九〇%ちかくはすでに子供を望んでい

ないわけになる。この数字は前回の調査結果と対照していずれも相当に高い値をしめしており、小家族主義的志向への前進は總体的にも疑いない事実としてよからう。

B 避妊に対する賛成の増加と反対の減少

小家族主義の実行が避妊に俟たねばならないことはいうまでもないが、避妊普及の推進力が主として家族計画的志向、とりわけ小家族主義的意向の進展にあることもまたいうまでもない。家族計画的志向の進展はまた避妊に対する賛否意見の進捗からも計量することができよう。避妊の賛否をきいたわれわれの質問に対する結果は第九表のようであつた。

賛成意見は総計して六五・〇%に達し、反対意

見は一・六%にまで減少した。賛成の増加と反対の減少は都部にあつても農漁業者についても乃至は最低教育層においても一貫して認められる。但し意見のない者すなわちわからぬと答えた者と無回答者とが併せてなお二〇%をこえているという事実にも目を止めておく必要がある。というのは反対者数よりもむしろこのような中間層の比重こそ思想的啓蒙運動の欠陥を計る格好の指標だといつてよいからである。

信教別にはさしたる差異は認めがたい。仏教徒がやゝ積極性を欠くようではあるが、それも仏教が国民的宗教として農村により多くの比重をかけていることを考えれば当然のこと、宗教的信仰ないし生活態度からくる差異を語るに足るような程度のものではない。

われわれは単に賛否の決をとるだけでなく、賛否

の理由をもでざるだけ記入するように依頼したが、そのような理由をも附記してくれた賛成者一、六三四人、反対者二二三人についてその多岐にわたる理由を大別集計してみた結果は第一〇表のようなものとなった。

第10表 避妊賛否理由の割合

A 賛成理由		
(1)	経済的見地	38.9
(2)	子女教育上の見地	18.6
(3)	家族計画的見地	8.9
(4)	国家的見地	17.1
(5)	保健的見地	8.7
(6)	その他	7.8
(7)	計	100.0
B 反対理由		
(1)	道徳的見地	28.4
(2)	自然的反と考	15.1
(3)	保健的見地	19.8
(4)	国家的見地	13.4
(5)	宗教的見地	6.9
(6)	その他	16.4
(7)	計	100.0

(備考) 本表は賛否理由について具体的記入のある票についてのみの集計である。

賛成理由の首位は経済的見地に立つもので、子供の教育ないし家族計画の見地に立つものが之についており、反之、反対理由では道徳的見地に立つものが首位を占め、保健上の見地からするものが之についている。保健上の考慮が賛否両意見の双方にその理由として取り上げられているところに多少の興味がないでもない。国家的見地が双方の陣営から取り上げられていることも当然であるが、その比重はどちらにおいて比較的軽いつてよからう。しかし反対理由中とくに道徳的見地に立つものの多くは個人主義を非とするといつて

おり、結局は国家の利害をとく者といつてよく、反対意見の背骨はやはり国家的見地にあるということもできよう。

四、避妊知識の普及状況について

避妊の実際の普及状況をわれわれはその知識、その実行および実行を動機づける諸要因にわたつて探究した。とくに今度の調査が新しく取り上げた避妊知識の普及状況についてはその知識の実際の程度とその知識をえた社会的経路を明らかにすることを趣旨としたものであつた。

A 半数はなお無知識の段階

避妊知識の種々の程度をできるだけ機械的に計量するために、われわれは次のような七つの場合をあげて各自に該当項を選択させた。即ち(1)全然知らない場合、(2)名前だけを知っている場合、(3)ひと通り知っている場合、及び(4)実行できる程度に知っている場合の四段階をあげ、後の三段階についてはそれぞれ(a)一つの方法だけについて知っている場合と(b)二つ以上の方法について知っている場合とをあげ、合計七つの段階に分類した。知っている方法の数を聞いたのは実行に際して選択が行われているかどうかを明らかにしたいからであつたが、やゝ機械的にすぎたようでもあつたので、こゝには集計結果の表示を省略することとする。もつとも「ひと通り知っている」と「実行できる程度に知っている」との境界も疑問の余地が少くないものであるが、単に名前だけを

知っている程度の知識と完全な知識との間の中間的知識の段階を捉えるのが目的であつた。実情は第一一表にみるとおりのものであつた。

総計して、全然知らないもの一五・五%、名前だけしか知らないものと合せて四一・四%、更に無回答者をも之に加えると四九・四%、すなわちおよそ半数に達する。この比率はとくに郡部においては六〇%ちかい数値となり、農漁業者においては五四・八%、最低教育層においては男五五・七%、女六二・六%という数値をみる。之に対し少くともひと通りの知識をもっている者及び実行できる程度の知識をもっている者の割合は、総計して五〇・六%であるが、六大都市の男子においては六五・一%、給料生活者においては六八・六%高等教育修了の男子において八〇・九%という結果を認めしており、知識普及度の社会階級別差異は相当地に顕著である。この隔差は上段にみた避妊に対する賛成意見の社会階級差よりもずっと大きい。総計して避妊への賛成者は六五%に達していたが、避妊について少くともひと通りの知識のある者は五〇%に過ぎない。知識の普及が時勢の動向に立ちおかれていくわけで、賛成投票の少ない部分は未だ自ら熟知していないものへの切実な願望として告白されていることになる。

なお、避妊知識の程度についてみても男女の間に僅かながら判然とした差異のあることも記憶に値いする事実であらう。この女性の立ち遅れは、基本的な生活態度や、ないしは避妊に対する賛否の態度におけるそれと正確に符合するものではないが、しかし上掲第八表にみえてきたとおり小家族

第11表 知識の段階別にみた避妊知識の普及状況

- (1) 全然知らない
- (2) 名前だけは知っている
- (3) ひと通り知っている
- (4) 実行できる程度に知っている
- (5) 無回答
- (6) 計

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
(a) 総数及び男女別							
総 数	15.5	25.9	14.9	35.7	8.0	100.0	
男 子	13.2	24.0	16.0	39.1	7.7	100.0	
女 子	17.8	27.8	13.9	32.3	8.2	100.0	
(b) 年齢別 (女子)							
24歳以下	12.1	25.7	16.4	40.1	5.7	100.0	
25~34歳	12.5	28.6	15.1	37.4	6.4	100.0	
35歳以上	23.9	27.3	12.2	26.2	10.4	100.0	
(c) 地域別							
男 子	六大都市	8.4	18.1	17.3	47.8	8.4	100.0
	その他の市	10.8	25.9	15.7	41.6	6.0	100.0
	郡 部	22.8	24.9	15.7	28.3	8.3	100.0
女 子	六大都市	11.9	25.2	10.4	44.4	8.1	100.0
	その他の市	13.8	28.5	15.4	36.1	6.2	100.0
	郡 部	21.1	28.1	14.2	27.6	9.0	100.0
(d) 職業別 (男子)							
農漁業者	19.8	26.3	14.5	30.7	8.7	100.0	
労働者	16.7	28.4	14.3	30.8	9.8	100.0	
商工業者	11.6	24.3	14.0	43.2	6.9	100.0	
給料生活者	4.9	21.1	19.7	48.9	5.4	100.0	
自由業者	9.3	16.7	24.1	48.0	1.9	100.0	
その他	15.0	19.6	14.3	39.2	11.9	100.0	
(e) 就学年数別							
男 子	9年以下	18.4	27.0	14.1	30.2	10.3	100.0
	10~12年	5.0	20.8	20.2	50.6	3.4	100.0
	13年以上	1.8	14.0	16.4	64.5	3.3	100.0
女 子	9年以下	23.5	28.9	12.5	24.9	10.2	100.0
	10~12年	5.9	26.1	16.9	47.3	3.8	100.0
	13年以上	5.6	12.8	16.9	59.1	5.6	100.0

を求めると、この点においては女性の方が遙かに熱心なものである。この事実は女性がその最も身近かで切実な要望を社会的認識にまで客観化しうるに足る社会的地位をなおもっていないということの一つの証佐といつてよいものであろう。

B 主たる媒介路は新聞雑誌

その程度には右のようにさまざまの段階があつたが、それらの避妊知識を彼らは果してどこから獲得したかを明らかにするものが第一二表である。われわれはその知識が主としてどこから得ら

第12表 避妊知識獲得経路の利用率
(利用度数の人員数に対する百分比)

	男	女
(a) 父 母	0.4	1.6
(b) 兄弟姉妹	1.4	2.7
(c) その他の近親者	12.1	12.7
(d) 新聞ラジオ	40.2	32.8
(e) 雑 誌	69.2	64.8
(f) 単行本	19.0	10.0
(g) 講 演	12.6	10.7
(h) 開業医	11.7	10.9
(i) 保健所・優生 結婚相談所	9.9	9.9
(j) 助産婦	4.2	9.3
(k) 民間の産児調 節相談所	1.6	1.2
(l) 学 校	1.6	1.7
(m) その他	2.8	2.6
計	186.7	170.9

(備考) 女子の(m)その他の半数ちかくは「配偶者」と明記されており男子においても(m)その他の中に「配偶者」と明記された若干票があつた。

第13表 避妊経験の普及状況

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
(1) 現在実行者						
(2) 既往実行者						
(3) 未経験者						
(4) 無回答						
(5) 計						
(a) 総数(前回との比較)						
前回	19.5	9.6	63.6	7.3	100.0	
今回	26.3	13.9	54.9	4.9	100.0	
(b) 男女別						
男子	26.1	14.6	54.3	5.0	100.0	
女子	26.6	13.1	55.5	4.8	100.0	
(c) 年齢別(女子)						
24歳以下	28.1	12.1	54.5	5.3	100.0	
25~34歳	31.0	14.8	51.3	2.9	100.0	
35~49歳	22.1	11.7	59.8	6.4	100.0	
(d) 地域別(男女合計)						
六大都市	34.8	17.2	42.3	5.7	100.0	
その他の市	31.1	14.9	50.0	4.0	100.0	
その他部	22.1	12.5	60.3	5.1	100.0	
(e) 職業別(男子)						
農漁業者	17.0	11.4	65.2	6.4	100.0	
労働者	23.9	13.8	56.7	5.6	100.0	
商工業者	24.7	16.1	54.2	5.0	100.0	
給料生活者	36.9	18.3	42.1	2.7	100.0	
自由業者	35.2	18.5	44.4	1.9	100.0	
その他	29.2	11.1	52.4	7.3	100.0	
(f) 就学年数別						
男子	9年以下	18.2	13.1	62.0	6.7	100.0
	10~12年	37.0	16.8	43.9	2.3	100.0
	13年以上	47.0	17.9	33.3	1.8	100.0
女子	9年以下	20.1	11.6	62.4	5.9	100.0
	10~12年	38.7	16.5	42.2	2.6	100.0
	13年以上	59.1	11.3	29.6	—	100.0

れたかを聞いたが、主たる源泉も勿論一人一点とは限らない。本表はさまざまな知識源泉の利用度を本問に対する返答者数、男二、四九五五人、女二、四三〇人に対する百分比として示したものである。右返答者は、前表避妊知識の程度における(1)全然知らない者と(5)無回答者を差し引いた人員に一致しているようである。

右はあらゆる段階の知識を突込みにした集計ではあるが、新聞、ラジオ、雑誌などの影響の圧倒的に強いことが窺われる。それは市郡を通じまた各社会階級を通じて認められる事実であるが、表示の煩を省けるべく、ここに教育程度別にみると、教育程度の上昇につれて男女を通じて雑誌、単行本、講演の利用度が目立って高くなり、また開業医の役目もはつきりと著増している。逆に、教育程度が四九歳以下の夫婦中に避妊の経験ある夫婦が何

ものは、父母、兄弟姉妹、その他の近親者等の对人的諸関係であり、また助産婦の役目が大きくなつてきていることも対照して興味深い。専門の指導施設の利用が比較的少ないことも注意すべき点であるが、施設の普及が現在なおはかばかしくないことも考慮せねばなるまい。もつとも以上の概貌も避妊知識の程度別に観察されたならばまた別の相貌を露呈することになるかもしれない。

ものは、父母、兄弟姉妹、その他の近親者等の对人的諸関係であり、また助産婦の役目が大きくなつてきていることも対照して興味深い。専門の指導施設の利用が比較的少ないことも注意すべき点であるが、施設の普及が現在なおはかばかしくないことも考慮せねばなるまい。もつとも以上の概貌も避妊知識の程度別に観察されたならばまた別の相貌を露呈することになるかもしれない。

五、避妊経験の普及状況について

A 普及度の総体的前進

避妊経験の普及状況を前例にしたがい妻の年齢が四九歳以下の夫婦中に避妊の経験ある夫婦が何

組あるかという百分率によつて示した結果は第一三表のとおりである。もつとも本調査は最初にものべたように夫妻を別々の調査単位として扱つてゐるが、男女別に集計された数値は当然のことながら極めて接近している。

上表にみるとおり、避妊は最近二カ年の間に着実に国民的普及への途を歩んでいる。現在実行者数の割合からみた避妊普及率は、前回には二〇%に満たなかつたが、今回は二六%をこえるに到つたし、既往における実行者をも加えた避妊経験の普及度は三〇%に満たなかつた前回の数字を四〇%をこえるところまで前進させた。避妊経験の有無からみた全夫婦群の色分けは七分三分の割合から六分四分という状態にまで前進したわけになる。

この前進は単に総括的平均として観察されるば

かりでなく、地域別、職業別、ないしは教育程度別等に考察してもまた一ように認識される。試みに地域別の普及度を前後兩次の調査について比較対照してみると第一四表とおりである。

第14表 兩次調査における地域別避妊普及率の比較

	(1) 全 国	(2) 六大都市	(3) 他 郡 部	(4) 郡 部
(a) 現在実行者の割合(%)				
前回	19.5	23.7	23.6	17.4
今回	26.3	34.8	31.1	22.1
増減率	+ 6.8	+11.1	+ 7.5	+ 4.6
増減	+34.9	+46.8	+31.8	+38.5
(b) 避妊経験者の割合(%)				
前回	29.1	35.7	32.9	26.6
今回	40.2	52.0	46.0	34.6
増減率	+11.1	+16.3	+13.1	+ 8.0
増減	+38.1	+45.7	+39.8	+30.1

普及度はたしかに總体的に前進しているが、しかし前進速度は都市において高く、都鄙間の隔差は増大しつつある。それは避妊普及の過渡期的現象として当然のことではあるが、この農村地域の立遅れがそのような当然の時間的ずれに過ぎないものとして、将来の飛躍的前進を期待してよいものかどうかはわれわれの特に関心すべき別途の精密調査の研究課題であらう。

職業別にみた避妊普及率の差異は上表中に示されているとおりであるが、更に地域的差異を考慮に入れて分析してみると同じ職業集団の中にも顕著な差異が観取される。即ち農漁業者を除いては、

いずれの職業集団においてもその避妊普及率は郡部よりも市部において高く、六大都市において最も高い。例えば給料生活者のそれは上記のとおり総計して三六・九%であつたが、郡部在住者においては三三・八%、六大都市在住者においては三九・七%という値をしめす。しかし農漁業者についてみると、郡部在住の農漁業者における普及率は一七・四%で、却つて総平均一七・〇%をや、超えている。この事實は、避妊の普及が単にその生活環境の都市化によつてよりも、むしろそれぞれの職業生活の合理的な経営努力の中からこそ生まれるものであることを示唆する一例といつてよい。そしてまたわれわれが農村における避妊普及の今後の帰趨に関心するに當つて念頭におくべき一ばん大事な点もまたそこにあるといつてよいであらう。

B 戦後における避妊の大衆化

最近二カ年間に於ける避妊普及の實情は右に見たとおりであるが、とくに戦前と対比して戦後における避妊大衆化の一端を明らかにするために、われわれは第一五表のような集計を試みてみた。本表は現在の夫婦の夫婦生活と彼らの避妊経験とがそれぞれ何時から始まつたかを集計したもので、それをそれぞれ戦前、戦時、戦後の三期に分けた夫婦数の分布として相互に対照させてみたものである。なお戦前とは日華事変(一九三六年)以前を、戦時中とは爾後太平洋戦争終了(一九四五一年)までをいう。

第15表 戦前、戦時及び戦後における避妊普及率の状況

A	B	戦前、戦時及び戦後に於ける避妊普及率の状況			
		(1) 戦前	(2) 戦時中	(3) 戦後	(4) 計
(1)	総 数	33.8	34.0	32.2	100.0
	A	5.6	9.4	85.0	100.0
	B	31.6	37.0	31.4	100.0
(2)	六大都市	8.9	10.0	81.1	100.0
	A	28.3	35.9	35.8	100.0
	B	4.4	7.8	87.8	100.0
(3)	その他の市部	43.3	38.3	18.4	100.0
	A	4.9	9.9	85.2	100.0
	B				

(備考) A, Bともに各該当事項の無記入票を除く。

表示のとおり、総計して夫婦の婚姻年次はほぼ三期間に平均して分布しているが、彼らの避妊経験の開始年次は圧倒的に戦後期に集中している。とはいへ、戦前・戦後にあつても都鄙を通じて避妊行為は着実に前進しつつあつたことも認知されよう。

また、同じ資料によつて現在の夫婦群の戦前及び終戦前における避妊経験普及度を計算してみると第一六表のような結果をうる。

即ち避妊経験の普及度は戦前においてはほぼ一〇%、終戦前においてはほぼ一三%という数値をうる。現在の四〇・〇%という数値は上掲第一四表の四〇・二%とほぼ一致する。現在に生残している夫婦の経歴から過去の全般的事實を語ることは理論的に多少の難点があるが、仮りにそのような理論的冒険が許されるとすれば、現在の避妊

第16表 戦前及び終戦前の避妊経験普及率 推計

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	戦前	戦時中	戦後	詳	計
(a) 婚姻成立件数	1,049	1,055	1,000	41	3,145
(a') 同上, 修正数	1,063	1,069	1,013	—	3,145
(b) 避妊開始件数	60	100	918	180	1,258
(b') 同上, 修正数	103	172	983	—	1,258
	(6)	(7)	(8)		
	戦前	終戦前	現在		
(c) 夫婦数	1,063	2,132	3,145	—	—
(d) 避妊経験組数	103	275	1,258	—	—
(e) 避妊経験率(%)	9.7	12.9	40.0	—	—

(備考) 夫婦数その他すべて男女の平均数をとる。統計的修正は各事項の不淨票の差異による影響を消去するために行われたものである

経験の普及度は戦前にくらべてほぼ四倍に、終戦直前にくらべてほぼ三倍に増大したわけになる。この戦後における避妊の急速な普及がその大衆化に負うものであることはいうまでもない。上掲第一六表と同じ計算法により終戦前の避妊経験普及率を職業別に推算し、現在のそれと対照してみると第一七表のとおりで、終戦前と対比した戦後の急速度の普及は農漁業者や労働者によつて代表される大衆的処女地において相当効果的に嫁いでいるものであることが窺せられよう。

第18表 避妊は子供が何人生まれてから始められたか?

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
(1) 結婚当時から								
(2) 1人生まれてから								
(3) 2人生まれてから								
(4) 3人生まれてから								
(5) 4人生まれてから								
(6) 5人以上生まれてから								
(7) 無回答								
(8) 計								
(a) 総数(前回との比較)								
前回	5.9	18.9	21.4	19.7	27.2	6.9	100.0	
今回	8.7	18.4	22.9	19.3	11.7	10.4	8.6	100.0
(b) 地域別(女子)								
六大都市	9.9	18.7	21.5	18.7	12.6	8.7	9.9	100.0
その他の都市郡部	9.7	22.2	24.9	18.2	10.9	8.2	5.9	100.0
郡部	7.6	16.1	22.3	20.2	11.7	12.4	9.7	100.0
(c) 年齢別(女子)								
24歳以下	25.5	51.4	15.1	0.9	—	0.9	6.2	100.0
25~34歳	8.8	21.0	31.9	21.2	6.9	2.4	7.8	100.0
35~49歳	4.8	7.6	13.0	21.2	20.4	22.8	10.2	100.0
(d) 職業別(男子)								
農漁業者	6.0	12.5	20.6	19.2	13.5	14.9	13.3	100.0
労働者	3.5	18.3	28.2	25.4	9.2	9.2	6.2	100.0
商工業者	4.7	20.0	22.1	23.8	9.4	15.4	4.6	100.0
給料生活者	12.9	22.8	24.5	17.3	11.2	6.8	4.5	100.0
自由業者	13.8	27.6	27.6	20.7	—	10.3	—	100.0
その他	4.8	20.0	26.7	24.8	6.7	8.6	8.4	100.0
(e) 就学年数別(男子)								
9年以下	4.9	15.3	20.7	22.1	12.2	14.2	10.6	100.0
10~12年	9.1	21.5	28.3	19.6	8.9	8.4	4.2	100.0
13年以上	15.4	26.6	23.8	18.2	8.9	5.2	1.9	100.0

(備考) (a) 今回の総数は女子の側からの集計による。男子の側からの集計も大同小異の傾向をしめす。

第17表 終戦直前における職業別避妊経験普及度(%)

	(1)	(2)	(3)
	終戦前	現在	(2)÷(1)
農漁業者	4.7	28.3	6.0
労働者	3.8	37.7	9.9
商工業者	6.6	40.8	6.2
給料生活者	12.3	45.2	4.5
自由業者	25.0	53.7	2.1
その他	9.3	40.3	4.3

(備考) (1)の数字は上掲第16表におけるような統計的修正が施されていないから、それぞれ多少の程度において実際よりもやや過少である。

C 小家族主義の實踐
われわれはさきに一般的世論として小家族主義の志向が著しく強化したことをみたが、避妊の實踐に入りつゝあることを見ることが出来る。われわれはそのような探究の手段として避妊は子供が何人生まれてから始められたかを問うた。その結果は第一八表のとおりで、二人生まれてから初めた者が二・九%で首位を占めており、二人以下の場合を合算すると五〇・〇%を占めていることになる。

第19表 各種避妊方法の利用度
(利用度数の避妊経験者数に対する百分比)

	(1)		(2)	
	今	前	今	前
a) コンドーム	55.8	38.5		
b) 定期禁欲法	29.6	27.4		
c) その他の禁欲法	9.3			
d) 錠剤	12.8	14.2		
e) ゼリー	12.1	15.5		
f) 性交中斷法	10.9	12.7		
g) ベツサリー	6.3	5.6		
h) 洗滌法	3.3	4.9		
i) スポンジ	1.5	4.3		
j) その他	2.1			
k) 無回答	8.1	9.9		
l) 計	151.8	133.0		

(備考) 男女合計による

小家族主義 実践は地域別や職業別にみてみると、郡部や農漁業者についても現われている点が目につく。即ち二子から初めている者が一番多い。但し社会的差異はこゝでも教育程度別に見た場合が最も顕著で、中等教育修了程度において刻明に強化される小家族主義的志向は、高等教育修了程度に到ると更にその重点を二子から一子の方にまで押し進めており、他方初等教育修了程度にあつてはなほ三子のところに最高の集中点をおいている。

D 簡便で出費の少い避妊方法の普及

避妊経験者に利用されている避妊方法の利用度を避妊経験者数に対する百分比としてしめすと第一九表のようで、コンドーム、定期禁欲法、性交中斷法のような在来からの大衆的方法が圧倒的に

高い利用度をしめしており、それに混つて戦後新発売の器具薬品類の中でこれも大衆的に使用し易く且つ比較的出費の少い錠剤が相当に高い利用度をしめしているのが目につく。

前回の調査は丁度戦後新発売の器具薬品類の出廻り期に當つていたが、その使用率はその後総じてやや退潮きみといつてよく、たゞその中で錠剤のような簡便なものが利用度の順位を上げていることになる。効果の確実さよりも用法の簡易さが撰択の基準となつていともいへよう。

この錠剤の使用は地域的にみると市部よりも郡部に、また教育程度別にみると低い層において一そう高く、これと丁度逆の傾向をしめしているものは定期禁欲法で、郡部よりも市部の方に高く、教育程度の上昇に伴う利用度の上昇は一その顯著である。しかし一般的には地域差や教育差による避妊方法の撰択性向には今のところなお決定的な傾向が少く、その点現在はお避妊大衆化途上における各種方法の実験時代といつてもよいようである。相当高度の知的水準を必要とすると考えられるベツサリーの利用度が都部を越えまた教育程度の上下を通じて殆んど同一の値をしめしているようなこともその一例といつてよいようである。

E 避妊の実行は夫婦生活にむしろ好影響

避妊の実行が夫婦生活に果してどのような影響を及ぼしたかを見るために今度の調査では新しく次のような質問が試みられた、「実行して夫婦生活にどんな影響がありましたか？」われわれの質

問の真意は単に夫婦の性生活にだけ限らず、避妊の実行を機縁とする夫婦の協力が夫婦生活全般にどのような影響を与えているかを探究することにあつたわけであるが、そのような趣旨が十分に了解されたかどうかには多少の不安がなくもない。ともあれわれわれの用意した返答別に集計された結果は第二〇表のようで、避妊は夫婦生活に不都合よりも寧ろ好影響を与えていると断定してほゞ間違いないようである。

第20表 夫婦生活に対する避妊の影響

		影響があつた				
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
(a) 男子	総数	69.3	12.1	10.3	8.3	100.0
	大都市	69.2	10.4	8.4	12.0	100.0
	その他の市部	74.7	11.1	10.8	3.4	100.0
	郡部	66.5	13.3	10.7	9.5	100.0
	女子	総数	70.2	10.9	8.4	10.5
(b) 女子	大都市	69.1	9.5	7.6	13.8	100.0
	その他の市部	75.5	10.7	6.7	7.1	100.0
	郡部	67.6	11.6	9.7	11.1	100.0

六、避妊実行の動機について

避妊しようとする決意の社会的背景を(A)実行者の実行理由と(B)不実行者の不実行理由の両面から探究してみると以下のようである。

A 経済的必要と母子への配慮

避妊実行者をして実行を決定するに到らしめた心的諸動機の構成的比重を各種の実行理由数の実行者数に対する百分比としてしめすと第二一表のとおり、経済上の必要と母体の保健及び子供の将来への配慮がそれぞれ同じくらいの程度で圧倒的な比重をしめしているが、生活享樂欲もまたそれらについて相当の比重で浸透しつつあることが観察されよう。

第21表 避妊実行者における各種実行理由の構成的比重
(実行理由数の実行者数に対する百分比)

	今回	前回
a) 経済上の必要	46.1	43.8
b) 子供の健康や教育への配慮	42.2	38.9
c) 母体の健康への配慮	31.8	31.4
d) 生活を享樂したい欲求	17.1	15.5
e) 悪質遺伝の忌避	1.6	0.9
f) 財産分割の配慮	1.3	0.8
g) その他	2.1	3.6
h) 無回答	5.4	5.1
i) 計	147.6	140.0

但し、右の四つの主要理由について特に夫の教育程度別に観察してみると第二二表のようで、教育差による偏りは極めて顕著である。とくに子供の将来に対する配慮が最低層と中等層との間で格段の差異をしめしていることが注目されよう。この事実は下層大衆における避妊の普及が主として

経済的窮乏に動機づけられ、そのような経済的強制が文化的に消化される余地の如何に乏しいものであるかを思わせに不足しないようである。

第22表 教育程度別にみた避妊実行理由 (男子)
(各種実行理由数の実行者数に対する百分比)

就学年数	理由					
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
9年以下	51.5	25.3	27.7	11.6	13.6	129.7
10~12年	46.1	60.7	31.3	20.1	7.9	166.1
13年以上	39.7	51.8	38.3	18.7	6.5	155.0

B 決意をはばむ暗黙の「子だから」
思想

他方、避妊不実行者の不実行理由を上掲実行者の場合と同じ形で表示してみると第二三表のような結果をうる。

(a) 子供が欲しいからという一ばん積極的な理由が三五・三%という圧倒的な比重をもつて首位にあるが、上掲第一表にもみたとおり現存子供数が一人未満の夫婦は二七・四%を占めていたこともあわせ考慮せねばなるまい。(不実行者で将

第23表 避妊不実行者における各種不実行理由の構成的比重
(各種不実行理由数の不実行者数に対する百分比)

	理由	
	(1) 今回	(2) 前回
(a) 子供が欲しいから	35.3	38.0
(b) 子供が生まれても困らないから	11.9	12.2
(c) どうでもよいから	11.2	13.1
(d) そういうことを全然知らなかつたから	10.8	—
(e) 信頼できる避妊方法がないから	6.2	9.1
(f) 実行が面倒だから	5.5	5.5
(g) 妊娠の心配がないから	5.1	5.2
(h) 主義として反対だから	4.9	7.4
(i) 避妊方法がわからないから	4.0	4.6
(j) 金がかかるから	3.1	2.8
(k) その他	2.6	4.4
(l) 無回答	10.5	8.9
(m) 計	111.1	111.2

(備考) (d) の回答項目は今回新しく用意されたものである。

来も不実行を宣言していたものは、後に第二四表にみるように、女子において総計して一五・〇%に及んでいた) そうすると、(a)乃至(d)の四つの理由とは同じ比重で避妊実行への主要な阻止的因子として働いているといつてよいことにならう。そして(d)全然知らなかつたからという完全な無知無関心に始まり、(c) どうでもよいからという自然放任主義的な態度や、(d) 生まれても困らないからというやゝ積極的な態度を経て、(a) 子供が欲しいからという明確な欲求に到るまでの一連の心的態度の中にこそ伝統的な「子だから」思想の安住する住み家はあるといえよう。本表の数

第24表 避妊不実行者の将来における実行意志の有無

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
(1) 実行するつもりだ					
(2) 実行しないつもりだ					
(3) 実行する必要がない					
(4) わからない、無回答、その他					
(5) 計					
(a) 女子総数	25.1	15.0	27.7	32.2	100.0
(b) 同、年齢別					
24歳以下	42.5	10.4	8.5	38.6	100.0
25~34歳	37.2	14.0	16.5	32.3	100.0
35~49歳	12.3	16.6	40.2	30.9	100.0

第25表 人口政策の根本指針に関する世論

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
(1) 産児をへらすような方法をとる					
(2) 人口をふやすような方法をとる					
(3) 国はなにもしないですべて個人の自由に委せる					
(4) わからない及び無回答					
(5) 計					
(a) 総数及び男女別					
総数	69.0	4.8	8.2	18.0	100.0
男子	69.4	5.9	9.0	15.7	100.0
女子	68.5	3.7	7.5	20.3	100.0
(b) 地域別					
男子					
六大都市	75.2	6.0	7.0	11.8	100.0
その他の市郡	73.7	4.0	9.0	13.3	100.0
女子					
六大都市	66.0	6.7	9.6	17.7	100.0
その他の市郡	74.0	1.8	6.3	17.9	100.0
女子					
六大都市	74.9	3.4	6.8	14.9	100.0
その他の市郡	64.6	4.3	8.1	23.0	100.0
(c) 年齢別(女子)					
24歳以下	73.9	1.1	7.5	17.5	100.0
25~34歳	72.4	3.5	7.5	16.6	100.0
35~49歳	63.9	4.3	7.6	24.2	100.0
(d) 職業別(男子)					
農漁業者	59.7	8.3	11.1	20.9	100.0
労働者	69.3	5.8	6.6	18.3	100.0
商工業者	71.6	5.0	7.6	15.8	100.0
給料生活者	79.8	4.1	7.2	8.9	100.0
自由業者	68.4	9.3	16.7	5.6	100.0
その他	66.6	4.6	12.3	16.5	100.0

(備考) 前回には本表と対照すべき調査事項がなかつた。

字はその性質上機械的な加算を許さないが、大抵つばに目算しても避妊をむしる適当とする避妊不実行者の過半数はそのような暗黙の子だから思想或るいは自覚されていない多産主義の支配下にあるといつてもよいのではないかと考えられる。避妊方法に対する不信頼(e)や実行を面倒がる気持ち(f)なども当然にこの無反省な伝統的隋性の支配下にあるものといつてよからう。

われわれはまた現在の避妊不実行者に対して異して今後に行う意志をもつていくかどうかを聞いた。その結果を女子についてのみ表示すると第二四表のとおりで、わからないと答えた者や無回答者の多いことは右にみたような伝統的隋性の支

配を別の観点から再認させるに足るようである。

上表中、(3)必要なしと答えた者のすべてを仮りに生理学的に必要なものと考へて除いてみると、現在不実行者の中で将来実行を表白している者の割合は三四・七%となり、優に三分の一をこえることとなるが、しかし、四四・五%即ち半数はかくはなお未決定の状態にあることになる。

七、国の人口政策に対する世論について

A 人口増加抑制方を圧倒的に支持

われわれの掲げた質問は次のようであつた、「人口問題の対策として国はどうかすればよいと思

いますか？」その返答をわれわれは根本的政策指針と各その具体的方策とに分けて用意した。根本方針に関する世論を一括表示すると第二五表のようで、産児制限の方向を圧倒的に支持している。

B 具体的には指導や施設の強化普及策を要望

上記の産児制限方針をよしとする者の具体的方策に関する意見をみると第二六表のとおりで、産児調節のための指導や施設の強化と普及を要望する声が最もよい。

第26表 産児制限政策の具体的方策に関する世論

(回答者数に対する各方策支持数の百分比)

	(1) 男	(2) 女	(3) 計	(4) 前回
(a) 国で産児の数を制限する	14.1	15.3	14.7	10.1
(b) 産者に不利なるよ	3.6	2.6	3.1	1.8
(c) 多産者を化すける指導や施設	63.9	61.1	62.5	41.3
(d) 多産者を化すける個人の意志にまかせる	36.5	37.8	37.2	31.2
(e) その他及び無回答	2.4	11.6	7.0	16.5
(f) 計	120.5	128.4	124.5	100.9

「国で産児の数を制限する」といつたような実際上不可能で且つ多分に反動的色彩の強い考え方に相当の賛成票が集まっているのは、このような言葉が極めて軽い意味で受けとられるせいであろう。しかし「多産者に不利益になるような方法を講ずる」というのはつきりした表現の返答についても前回より票数を増していることは注意してよい。もちろんこういう声は極めて少数で、一番圧倒的な支持と要望を集めているのは、前回と同じく指導や施設の強化という温健方策であり、かつ

前回と対比してその比重を更に著しく強化している。これについては個人の自由意志を強調する気持ちが大比重大を占めており、右の温健政策のいわば精神的裏打ちをしているといつてよからう。無意見ないし無回答票の減つたこともまた注目してよい。

八、墮胎(人工妊娠中絶)に関する世論とその実態

墮胎を合法的に行いうる範囲は一九四八年の新立法以来いぢるしく拡大された。墮胎は従来どおり悪質遺伝の防止ないし母体の生命の危険防止のために許されるだけでなく、妊娠や出産によつて母体の健康が著しく害されるおそれのある場合或るいは暴行によつて妊娠した場合などにも、所定の審査をへて許されることとなつた。同法はさらに一九五〇年に一部改正され、母体の健康障害のおそれある場合を単に医学的見地からだけでなく、経済的見地からも考慮しうるようになつた。この改正は丁度われわれの前回の調査が行われるのと前後する事件であつたが、今度の第二次調査の実施に際してもまた同法は再度改正され、上記のような場合については従来の審査制度をも廃止し、単に医師の認定だけでこと足りるようになつた。その手続きを簡易化されることとなつた。このような改正の当否については現在も一部に熾烈な論議が行われているばかりでなく、この戦後の新立法による最近の合法的墮胎数は累年著増の勢をしめし、昨一九五一年には僅に六〇万をこえるに到つた。われわれが前回以来、受胎調節に関する世

論調査に附帯して墮胎に関する世論を明らかにしようとしている理由もまたここに在る。

A 母体保護の範囲内では容認

われわれは墮胎が正当に許さるべきさまさまの場合を列挙してそれぞれについて賛同の有無を問うた。また墮胎反対の場合のいろいろの理由も同時に列挙した、その結果をしめすと第二七表のとおりである。

概勢はほとんど前回と同じで、現行關係法が合法化した(a)乃至(e)の範囲についてはほぼ半数以上の賛成をえており、大きなみぞは(d)と(f)の間に、いゝかえれば生活苦による墮胎を認めるにしても、それをどこまで母体の健康問題に関連させて考えるか、というところに横つてみるとよいようである。本表の数字に一応の信をおくならば、このみぞは前後両回の結果を対照して一そうはつきりと開いたといつてよく、墮胎反対の理由に母体の健康への配慮が首位を占めていることゝあわせて多少の興味をそゝる事実といえよう。

悪質遺伝防止の場合や母体の生命の危険防止の場合が一〇〇%ちかい支持をえないのは多少不思議ではあるが、一般の大家にとつてはそのような特殊の場合についての実感がさほど深刻でないせいと考えるのが妥当であらう。

われわれはまた墮胎に関する世論を信教別にも集計してみたが、さして問題をすべき差異を発見しなかつた。その点さきに避妊に対する賛否意見についてみた場合と同様である。

第27表 墮胎に関する世論の概観
(容認又は反対の各理由数の総人員に対する百分比)

	1) 男	2) 女	3) 計	4) 前回
A 認める場合				
(a) 悪い病気が遺伝する場合	62.1	59.1	60.6	65.8
(d) お産のため母親の生命が危い場合	71.1	69.0	70.0	72.9
(c) お産のため母親の健康が非常に そこなわれる場合	60.0	58.8	59.4	64.3
(d) 生活が苦しく母体の健康が非常 にそこなわれる場合	56.5	56.1	56.3	50.6
(e) 暴行をうけて妊娠した場合	49.0	46.1	47.3	50.9
(f) 生活が苦しい場合	38.4	37.1	37.7	38.6
(g) 避妊で失敗した場合	17.2	18.2	17.4	18.4
(h) 無条件に認める	3.8	3.0	3.4	3.0
B 反対の理由				
(i) 母体の健康に害があるから	6.7	7.5	7.1	—
(j) 道義がすたれるから	7.0	6.1	6.6	8.2
(k) 罪悪だと思ふから	4.0	4.6	4.3	
(l) 宗教上から	3.2	3.1	3.8	2.9
(m) どんな場合も絶対反対	1.3	0.9	1.1	1.4
C その他				
(n) その他の特殊回答	1.0	0.6	0.8	
(o) わからぬ及び無回答	8.8	11.5	10.2	

(備考) (i)及び(k)は今回新しく追加された事項である。

B 墮胎経験普及の実態

今回の調査では新しい試みとして墮胎が実際にどのくらい慣用されているかを調査した。ことからの性質上完全な計数は望みがないが、妻の側からの申告によつてその結果をしめすと第二八表のようである。

本表は上記のとおり妻の側からの申告によるものであるが、夫の側からの申告による墮胎経験率は九・四%であつた。事柄の性質上妻の側からの数字が実際に近いものであろう。一五・四%とい

う経験率は、一六・二%に及ぶ無回答者を除いて計算してみると、一八・四%という数字となるが、この数字はいくつかの人口統計的資料と結びつけて戦後の墮胎数を説明するのにはよゝ妥当なものよりである。

年令や教育程度からみた傾向は避妊普及度のそれと酷似しており、墮胎が避妊実行者の実行前の産児制限法として、乃至は避妊に失敗後の次善手段として利用されていることを思わせる。墮胎の経験率を避妊経験の有無別に分析してみた第二九

第28表 墮胎経験の有無別妻の数 (%)

	(1) 有る	(2) ない	(3) 無回答	(4) 計
(a) 総数	15.4	68.4	16.2	100.0
(b) 年齢別				
24歳以下	9.6	72.3	18.1	100.0
25～34歳	17.6	68.3	14.1	100.0
35～49歳	14.3	67.8	17.9	100.0
(c) 地域別				
六大都市	18.7	65.6	15.7	100.0
その他の市部	20.0	66.2	13.8	100.0
郡	12.6	70.0	17.4	100.0
(d) 就学年数別				
9年以下	12.2	69.8	18.0	100.0
10～12年	20.9	66.2	12.9	100.0
13年以上	36.6	54.9	8.5	100.0

表はこの間の事情を一そりはつきりさせるであらう。即ち墮胎の経験は総計して一五・四%であつたが、避妊経験者においては三一・五%が、また現在避妊実行者においては三四・〇%が、墮胎の経験をもつてゐるわけになる。避妊未経験者における割合は僅かに五%にも充たない。

更に多少立ち入つて、右の避妊経験の有無別にみた墮胎経験率を年令別及び地域別にしめすと第三〇表のようである。但し本表の墮胎経験率は無回答者を除外して計算された数字である。いゝかえれば無回答者も回答者と同じ割合で墮胎の経験をもつてゐると仮定されて計算されたわけ、無回答票数の差異による歪みを消去して比較に便す

第29表 避妊経験の有無別にみた墮胎経験の普及度

	(1) 現在 避妊者	(2) 既往 避妊者	(3) (1)+(2)	(4) 未 経験者
墮胎経験				
有り	34.0	26.4	31.5	4.8
無し	51.8	58.1	53.8	83.2
無回答	14.2	15.5	14.7	12.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0

(備考) 女子によること前表に同じ

第30表 避妊経験の有無別にみた年齢別及び地域別の墮胎経験者割合 (%)

	(1) 現在 避妊者	(2) 既往 避妊者	(3) 未 経験者
(a) 総年齢別	39.7	31.2	5.5
(b) 24歳以下	20.0	18.7	6.1
25～34歳	39.0	33.7	5.9
35～49歳	45.5	30.8	5.0
(c) 地域別			
六大都市部	38.7	33.3	4.8
その他の市部	43.4	34.5	7.0
郡部	37.7	28.6	5.2
(d) 年齢及び地域別			
24歳以下			
六大都市部	24.3	30.8	9.3
その他の市部	14.3	10.5	4.6
郡部			
25～34歳			
六大都市部	35.8	35.9	4.5
その他の市部	42.4	44.4	7.1
郡部	38.3	25.9	5.8
35～49歳			
六大都市部	44.1	35.7	4.5
その他の市部	54.1	33.3	6.3
郡部	41.6	25.3	4.7

(備考) 女子のみによること前表に同じ。また本表の数字が無回答票を除いたものであること本文に注意のとおり。

るのが趣旨である。

無回答者を除外して計算された墮胎経験者割合は、総計して一八・四%であつたが、現在避妊実行者だけについてみるとほぼ四〇%という数字をうる。これを更に年齢別にみるとその上昇につれて著増しており、年令の上昇にともない墮胎が避妊失敗後の次善策として利用される切実さが想像される。反之、既往の避妊実行者においては二五―三四歳の中間年齢層に最も高い値が現われているのはこれも極めて当然のことといつてよく、こゝでは墮胎が避妊断念後の次善策として用いられていることになる。

地域別にみると利用度は六大都市においてよりも寧ろその他の市部において一そり高い。この事實は、産児を制限しようとする志向は郡部よりも強いが避妊行為を十分に消化するための社会的成

熟度は大都市よりも劣つてゐる中小都市の実情を反映してゐるものと考えられるが至当であろう。年齢と地域とを組み合せてみると、中小都市における現在避妊実行者の墮胎経験率は二五―三四歳層において四〇%をこえ、三五―四九歳層においては五〇%をこえ、いずれも他と格段の高率を占めてゐる。しかしこの中小都市にみる苦悶の姿こそ、同時にまたわが国全般の苦悶であり、その典型的な縮図でもあることをわれわれは鋭く反省する必要がある。

九、要 約

以上の探究から想起に値する若干の重要な結果を兩次調査の二カ年間の推移傾向を主題として重ねて要約列記してみると以下のようである。

一、伝統的な家族主義的思想は極めて強固であ

るが、老後生活保障の問題についてみれば子供への依頼感の弱化的傾向を認められており、これに反し子女養育負担の問題についてみれば子供への責任感の健全な強化の足どりをみせていた。このような動きは地域的には大都市に、職業別には給料生活者層に、また教育程度別には高等教育修了者層において一そり刻明であつた。

二、基本的な生活態度のそのような動きに照応して家族計画的志向も一段と普及された。避妊に対する賛成意見は増大し、反対意見は減少した。とくに小家族主義への志向は著しく強化し、子供数の理想はその集中点を前回の三子から二子のところへ置きかえられるに到つた。このような小家族主義的志向が、その他の点では一般により保守的であつた女子の方に一そり強く現われていたことにも一に附記しておかねばなるまい。

三、避妊をよいことだというものは六五%に及んでしたが、少くともひと通りの避妊知識をもっていると認められるものは五〇%に過ぎなかつた。このような知識的啓蒙の立ち遅れは避妊知識の伝播に専門的施設の活動が見るに足るべき役目を果していない点にも認められた。

四、妻の年齢が四九歳以下の夫婦数に対する割合として計算された避妊の普及率は、前回は二〇%に充たなかつたが、今回は二六・三%となつた。地域別、職業別、ないし教育程度別等にみた普及率の傾向は前回と同じ。農漁業者における普及率は一七%であつたが、最高教育を受けたものにおいてはほぼその半数が避妊を実行していた。避妊は總体的に普及しつゝあるが、社会的普及率はやゝ増大しつゝあるといえよう。

五、既往における避妊実行者をも含めた避妊経験の普及率は、前回は三〇%に充たなかつたが、今回は四〇%をこえた。本調査の被調査夫婦の夫婦生活経歴から計算された過去における避妊経験の普及率は、戦前においてほぼ一〇%、終戦前においてはほぼ一三%であつたから、現在の普及率はほぼ戦前の四倍、終戦前の三倍とみてよいことになる。

六、避妊実行者の五〇%は第三子の生まれる以前に実行しはじめており、上記二子家族主義の理想は少くとも現実の意図としては実践に移されているといえよう。右の数字においても前回調査の結果(四六・二%)とくらべて前進のあとが窺われる。とくに妻の年齢二四歳以下の若い層の避妊実行者にあつては二五・五%のものが結婚直後或

るいは第一子出生以前から、七六・九%のものが第二子の出生以前から実行を開始している。

七、避妊の方法については前回と同じくコンドーム使用と定期禁欲法とが圧倒的な比重で利用されている。且つともに前回よりもその利用度を増しているのは避妊大衆化の当然の結果であろう。男子のコンドームと対応する女子の大衆的避妊用具としては錠剤が最も利用度が高い。但し避妊方法の撰択はなお過渡期的な実験時代にあるといつてよいようである。

八、避妊の実行を決意させる心理的動因は主として経済的必要と母子への配慮であつたが、社会階級の上昇につれて経済的必要よりも母体の健康への配慮、さらに子供の将来への配慮がその比重を増していた。他方、避妊がむしろ望ましいはずの不実行者とその実行から引きとめていられる一ぼん大きな力は表面的には無知と無関心と不熱心であつたといつてよいが、このような心的態度の底にあるものはやはり伝統的な子だから思想の暗黙の承認と考へてよいようである。今後も避妊の必要を生理学的に免除されない不実行者のほぼ三分の一は将来にこの実行を表明していたが、半数ちかくの者はなおいづれとも未決定の心的状態にあつた。

九、国の人口政策に対する世論においては人口増加抑制方針を圧倒的に支持しており、具体的には避妊普及のための指導施設の強化という穩健な方針を要望する声が最もつよかつた。この点前回調査の結果と同じであつた。墮胎に関する世論も前回の結果と同じで、現行関係法が合法化してい

る範囲はほぼ過半数の支持をえているといつてよい。つまり生活苦による墮胎も母体保健の見地とその範囲において容認していることになる。信教別の差異もさして特異ある変化をしめさなかつた。

一〇、今回の調査で新しく探究された墮胎経験の普及率は一五・四%であつた。この数字は無回答者を除くと一八・四%となる。しかし墮胎経験の普及率は之をとくに避妊経験者のみについても三・一・五%という高い率をしめし、避妊未経験者においては五%に充たない。すなわち墮胎は殆んど避妊失敗後の乃至は避妊放棄後の次善的手段として慣用されていることが想像される。墮胎の慣用が中小都市において最も高いという事実もそのような事情から十分納得されよう。しかし避妊の必要とその社会的適応性の未成熟とから生まれるこの窮路が総じて現代日本社会の一般的苦悶の象徴といつてよいものであることはいうまでもない。

一九五〇年の国勢調査の結果に基く 日本婦人の出産力

一 緒 言

一九五〇年に行われた日本の国勢調査には、従来の一般的な調査事項のほかに、家族についての調査事項が附加せられたのであつて、日本で、一九二〇年に近代的な国勢調査を開始して以来、最初のことであるので、この家族調査は、重要な統計資料であるといわなければならない。というのは、東京市では、一九三五年に家族調査を行つて「家族統計」と題する統計資料を公刊し、また厚生省人口問題研究所では、一九四〇年に出産力調査を行つて、その結果を公表（機関誌「人口問題研究」一九四〇年一〇月参照）した実例はあるがこれらの調査は、地方的のものであるか、または標本のものであるにすぎないが、今度の家族調査によつて、全国的な出産力を統計的に明らかにすることが出来たからである。ただこの家族調査は比較的簡単な様式で行われたために、研究者の欲求を十分に満足させない。たとえば、この調査結果からは、母のもつ出生児数を知ることができ、出生児の出生順位や出生間隔については何らの知識も与へることは出来ない。また母の結婚

岡 崎 文 規

年齢について何らの表章もなされていない。しかし、われわれは、この調査結果によつて、日本婦人の出産力を初めて知ることが出来るのであるから、一つの新しい統計資料が提供せられたことを喜びとしなければならない。

この家族調査では、結婚したことのある女子について、つぎの調査事項を調査した。ここで結婚したことのある女子というのは、現に夫をもつてゐる有配偶婦人と、夫と死別または離別の状態にある婦人とである。

(一) 初婚か否かの別

初婚者は、現に初婚の状態をつづけている有配偶婦人と、初婚の状態で、夫と死別または離別して、その後結婚していない婦人である。再婚者は、夫と死別または離別して、その後重ねて結婚した婦人である。したがつて死別または離別の経験ある婦人で、重ねて結婚して、現に夫のある者も、現に独身でゐる者も、再婚者のうちに数えられる。

(二) 結婚年数

初婚で現に夫のある有配偶婦人の結婚年数は、結婚の成立した時（事実上夫婦になつた

時）から一九五〇年一〇月一日までの年数である。初婚で現に死別または離別の状態にある独身婦人の結婚年数は、結婚の成立した時から、死別または離別した時までの年数である。再婚の婦人で、現に夫のある者の結婚年数は、現在の夫との結婚年数と、以前の夫との結婚年数とを合計したものである。なお、夫が入宮、応召、出稼などで別居していてもその別居期間は結婚年数に入れて計算されている。

(三) 子供の数

結婚したことのある婦人が一九五〇年一〇月一日までに生んだ子供（生きて生れた子供にかぎり、死産および流産を除く）の総数を調査した。再婚婦人の生んだ子供の総数は、前の夫とのあいだに生れた子供の数も合わせたものである。出生後に死亡した子供も、子供の総数に加わつてゐることはいうまでもない。

総理府統計局は、一九五二年四月に、「一〇％抽出集計による結果速報（その一三）、全国人口の「出産力関係」を公刊した。この抽出調査結果は、いうまでもなく、標本誤差を含んでゐる。総理府統計局の計算によると、この抽出集計における推計数の大きさが三〇〇〇万の場合には、その標準誤差は〇・二％、三〇〇万の場合には〇・三％、三〇万の場合には、〇・六％、三万の場合には一・五％となつてゐる。またこの調査結果は、すでに述べたように、きわめて簡単な事柄についての知識を提供しているにすぎないが、この調査結果を

解析することは、日本の出産力を解示するために意味あることと信ずる。

二 家族調査の解析

一九五〇年に行われた家族調査の結果によると一五歳以上の既婚婦人の総数は、二〇、五四八、〇〇〇であり、このうち有配偶婦人の総数は四、九三〇、〇〇〇であつて、配偶関係不詳の婦人の総数は一三、〇〇〇である。

これらの婦人の大部分は、上に述べた三つの調査事項に対して回答を与えているが、初婚と否との区別、結婚年数、子供の数について、回答のないもの、または回答の不備なものが若干あつた。これは甚だ遺憾なことであるが、これらの不備な回答は、この観察から除外するはかなかつた。なお、この報告書では、いずれの場合にも、単位は一、〇〇〇人であつて、四捨五入の計算であるから、個々の数字を合計しても、必ずしも総数と合致しないことを注意しておかなければならない。

(イ) 子供数別に見た既婚婦人の分布

既婚婦人（一五歳以上の）の総数は、すでに述べたように、二〇、五四八、〇〇〇であつて、調査日までに生れた子供の総数は七三、〇四九、〇〇〇であり、一既婚婦人当り、子供数は三・五五である。さらに、これを市部と郡部に分けて観察すると、市部における既婚婦人の総数は七、六七〇、〇〇〇であつて、調査日までに生れた子供の総数は二三、八六六、〇〇〇であり、一既婚婦人当り子供数は三・一一である。郡部における既婚婦人の総数は一二、八七六、〇〇〇であつて、調

査日までに生れた子供の総数は四九、一七八、〇〇〇であつて、一既婚婦人当り子供数は三・八二である。これで見ると、農村の婦人は、都市の婦人にくらべると、多くの子供をもつてゐることがわかる。しかし、この平均出生児数は真実の出産力をあらわしていることとは出来ない。死産や流産の問題をしばらく除外するとしても、これらの既婚婦人の妊孕可能期間は、調査日に、すべて終結していない。すなわちすべての既婚婦人は調査日に、四五歳以上に達してゐるのではなく、調査日以後にも子供を生む婦人が少なくないからである。それゆえに、真実の出産力を知るためには、妊孕可能期間を経過している既婚婦人について、その子供数を調べる必要がある。調査日に、四五歳から五四歳に達している既婚婦人の総数は三、五七五、〇〇〇であり、調査日までに生れた子供の総数は一七、〇六五、〇〇〇であるから、一既婚婦人当り子供数は、四・七七である。それゆえに、日本の既婚婦人は、平均的に見て、五人より少し少い子供をもつてゐるということが出来る。しかし、市部の既婚婦人と郡部の既婚婦人とは、出産力に差異がある。すなわち市部においては、調査日に四五歳から五四歳に達している既婚婦人の総数は一、三五三、〇〇〇であり、調査日までに生れた子供の総数は五、五二六、〇〇〇であるから、一既婚婦人当り子供数は四・〇八である。これに対して、郡部においては、調査日に四五歳から五四歳に達している既婚婦人の総数は二、二一九、〇〇〇であり、調査日までに生れた子供の総数は一一、五三八、〇〇〇であるから、

一既婚婦人当り子供数は五・二〇である。したがつて、郡部の既婚婦人は、都市の既婚婦人にくらべて、一・一二人だけ多くの子供をもつてゐることになる。

妊孕可能期間を経過した既婚婦人のもつ平均子供数は、上に述べた通りであるが、子供数は、それぞれの婦人によつてまちまちであつて、いまま、子供数別に既婚婦人の分布を示すと、つぎの第一表のようである。比較対照のために、一九三六年に行われたフランスの家族調査の結果に基づいて、ソーヴイト教授は、彼の著書「人口」の九一頁に四五歳から五四歳までの既婚婦人の子供数別分布を掲げているから、それを引用して、ここに併せ示すことにする。

第1表 45歳—54歳の既婚婦人の子供数別分布
単位 1,000人

子供の数	日本		フランス	
	実数	百分比	実数	百分比
無	333	9.4%	357	14.2%
1	305	8.6	740	29.6
2	290	8.2	638	25.5
3	336	9.5	351	14.0
4	379	10.7	187	7.5
5	406	11.5	102	4.0
6	398	11.2	58	2.3
7	357	10.1	33	1.3
8	306	8.6		
9	202	5.7		
10	131	3.7	40	1.6
11	97	2.8		
以上計	3,540	100.0	2,506	100.0

備考 子供数不詳の婦人 35,000 を除外した

右の第一表で見ると、既婚婦人の無子率は、フ

フランスでは一四・二%であるが、日本では九・四%である。婦人の生理的な繁殖力は、日本とフランスにおいて、差異がないものとすれば、主意的に子供をもちたくないという婦人は、日本にくらべて、フランスの方が多いことになる。つぎに、フランスにおいては、一子または二子をもつ既婚婦人は、圧倒的に多く、既婚婦人総数の五五%も占めているが、日本においては、一子または二子をもつ既婚婦人は、既婚婦人総数の一七%にすぎない。日本では、五子をもつ既婚婦人の割合が最も多く、一一・五%であるが、フランスではこの割合は、僅か四%にすぎない。六子または七子をもつ既婚婦人の割合は、日本では、それぞれ一・二%、一〇・一%であるが、フランスでは、それぞれ二・三%、一・三%にすぎない。八子以上をもつ多産な既婚婦人の割合は、日本では、なお二〇%を越えているが、フランスでは、その一〇分の一にも達していない。日本の婦人は、フランスの婦人に較べて、如何に多産であるかは、この統計によつて明白である。日本婦人の出産力が、将来も略ぼ現状を維持するものとすれば、死亡率が西欧文明国の死亡率と略ぼ同一水準まで激減したのであるから、人口増加力は、必要以上に大きくなる危険がある。これに反して、フランス婦人の出産力は、もう少し高くならなければ、過少人口の悩みは解消しないのではあるまいか。日本婦人の出産力とフランス婦人の出産力の中間の位置に兩國の出産力がおちつくならば、日本の過剰人口問題も、フランスの過少人口問題も大いに緩和されるのではあるまいかとおもわれる。

第2表 45歳—54歳の初婚婦人の子供数別分布 単位=1,000人

子供の数	全 国		市 部		郡 部	
	実 数	百分比	実 数	百分比	実 数	百分比
無	233	7.4%	107	9.2%	126	6.7%
1	242	7.7	128	11.0	115	6.1
2	340	10.8	119	10.2	121	6.4
3	289	9.2	135	11.6	155	8.2
4	333	10.6	142	12.2	192	10.1
5	361	11.4	139	12.0	222	11.7
6	359	11.4	123	10.6	236	12.4
7	324	10.3	99	8.5	224	11.8
8	280	8.9	75	6.5	205	10.8
9	184	5.8	46	4.0	138	7.3
10	122	3.9	27	2.3	95	5.0
11	88	2.6	22	1.9	67	3.5
それ以上計	3,155	100.0	1,162	100.0	1,896	100.0

まず全国について見ると、五子または六子をもつ既婚婦人の割合が最も多く、共に全体の一一・四%を占めている。これについて二子をもつ既婚

つぎに、既婚婦人の全体については、初婚の既婚婦人について、子供数別分布を觀察する方が一そう合理的であろう。というのは、初婚は、すでに前稿で述べたように、結婚の常態であると共、結婚の大多数を占めているからである。いま、一九五〇年に四五歳から五四歳までの初婚婦人について、子供数別分布を示すと、つぎの第二表のようである。

婦人の一〇・八%、七子をもつ既婚婦人の一〇・三%が多い。無子の既婚婦人は七・四%にすぎない。つぎに、既婚婦人の子供数別分布を、市部と郡部とを比較対照して見ると、無子から五子までもつ既婚婦人の割合は、郡部に比べて、市部の方が常に多くなつてゐる。ところが六子以上をもつ既婚婦人の割合は、これと全く反対に、市部に比べて、郡部の方が常に多くなつてゐる。これで見ると、多産の婦人は、郡部において遙かに多いことがわかる。

(二) 無子の既婚婦人

調査日における一五歳以上の既婚婦人二〇、五四八、〇〇〇のうち、一子も持たない婦人は二、五一四、〇〇〇であるから、無子の婦人の割合は一・二・二%である。しかし、これらの既婚婦人のうちには、妊娠可能期間を経過していない婦人は一二、一一五、〇〇〇もあつて、調査日以後において、なお子供を生む可能性をもつてゐるから、完全な無子の婦人の割合を決定するには、調査日にすでに妊娠可能期間を経過している婦人のみを問題としなければならない。調査日に四五歳以上に達している既婚婦人の総数は八、四二四、〇〇〇であり、無子の婦人は八六六、〇〇〇であるから、無子の婦人の割合は、一〇・三%である。(四五歳—五四歳の既婚婦人の無子の割合は九・四%である)

調査日にすでに妊娠可能期間を経過している既婚婦人の無子の割合は、市部と郡部とは差異がある。市部において、調査日に四五歳以上に達している既婚婦人の総数は二、九〇一、〇〇〇であ

り、無子の婦人は三三八、〇〇〇であるから、無子の婦人の割合は一一・六％である。また郡部において、調査日に四五歳以上に達している既婚婦人の総数は五、五二〇、〇〇〇であり、無子の婦人は五二七、〇〇〇であるから、無子の婦人の割合は九・五％である。

つぎに、調査日にすでに四五歳以上に達している初婚婦人の無子の割合を観察しよう。まず全国について見ると、四五歳以上に達している初婚婦人の総数は七、一九四、〇〇〇であり、無子の初婚婦人は六〇七、〇〇〇であるから、無子の初婚婦人の割合は八・三％である。また市部において四五歳以上に達している初婚婦人の総数は二、五〇〇、〇〇〇であり、無子の初婚婦人は二四二、〇〇〇であるから、無子の初婚婦人の割合は九・七％である。郡部において、四五歳以上に達している初婚婦人の総数は四、六九四、〇〇〇であり、無子の初婚婦人は三六四、〇〇〇であるから、無子の初婚婦人の割合は七・八％である。

無子の既婚婦人の割合は、いうまでもなく、結婚年齢によつて、また結婚継続期間によつて大きな影響を受けるにちがいない。遺憾なことには、総理府統計局の公表した報告書には、既婚婦人もつ子供数と既婚婦人の結婚年齢とを組合せた統計資料を提供していない。ただ一五歳以上の初婚婦人の結婚継続期間別子供数を掲げているから、この統計資料に基づいて、結婚継続期間別に、無子の初婚婦人の割合を観察するに止めるほかない。

第3表 結婚継続期間別による初婚婦人の無子の割合

単位 1,000人

結婚継続期間	全 国			市 部			郡 部		
	初婚婦人数	無子の婦人数	無子の婦人の割合	初婚婦人数	無子の婦人数	無子の婦人の割合	初婚婦人数	無子の婦人数	無子の婦人の割合
0年	406	360	88.7%	157	138	87.9%	247	221	89.5%
1	614	300	48.9	263	131	49.9	351	170	48.4
2	664	146	22.0	274	64	23.4	391	82	21.0
3	865	113	13.1	351	53	15.1	513	60	11.7
4	773	71	9.2	293	33	11.3	480	38	8.1
5	644	63	9.8	264	32	12.1	380	31	8.2
6	437	39	8.9	185	20	10.8	251	19	7.6
7	500	41	8.2	209	22	10.5	290	20	6.9
8	530	44	8.3	224	22	9.8	305	21	6.9
9	447	30	6.7	187	15	8.0	259	15	5.8
10	2,310	179	7.7	971	91	9.4	1,339	87	6.5
15	2,004	135	6.7	794	65	8.2	1,209	69	5.7
20	1,986	136	6.8	764	61	8.0	1,222	75	6.1
25	1,692	110	6.5	639	48	7.5	1,053	62	5.8
30年およびそれ以上	4,319	299	6.9	1,311	98	7.5	3,008	201	6.7
合 計	18,189	2,068	11.4	6,886	893	13.0	11,298	1,171	10.4

備考 結婚継続期間別初婚婦人は全国で 32,000、市部 11,000、郡部 21,000 が不詳であつた。

上の第三表で見ると、無子の初婚婦人の割合は、結婚継続期間の長くなるにつれて、次第に小さくなつていくが、しかし、その割合の低減傾向は、結婚継続期間が三年ごろまでは急激であり、それよりも長くなると、きわめて緩慢にしか低減しない。たとえば全国の場合についていうと、その無子の割合は結婚継続期間一年未満では八八・七％であつて、大部分の初婚婦人はなお子供を生んでいない。ところが、結婚後一年を経過すると子供をもたない初婚婦人は半数以下になり、結婚後二年を経過すると、子供をもたない初婚婦人は全体の五分の一近くに、結婚後三年を経過すると、子供をもたない初婚婦人は僅か全体の一三％にすぎなくなる。しかるに、結婚継続期間がそれ以上になると、子供をもたない初婚婦人の割合は殆ど固定してしまつて、目立つほどの低減はない。すなわち結婚後四年を経過すると、子供をもたない初婚婦人は全体の僅か九・八％にすぎない。そして結婚継続期間がそれよりも長くなつても、子供をもたない初婚婦人の割合は、きわめて僅かしか減少しないのであつて、結婚後三〇年以上を経過している初婚婦人において、子供をもたない者の割合は六・九％である。これで見ると、初婚婦人のうちで、その九〇％以上は、結婚後四年以内に子供を生み、結婚後四

年を経過しても子供をもたない初婚婦人は、大部分、生涯を通じて子供を生まないことがわかる。

つきに、結婚継続期間別に無子の初婚婦人の割合を市郡別に比較すると、結婚一年以内では、無子の初婚婦人の割合は、郡部におけるよりも都市において僅か少くなっているが、結婚継続期間が一年以上になると、郡部におけるよりも都市において常に大きい。特に郡部における無子の初婚婦人の割合は、結婚継続期間が三年以上になると、全体の一〇%以下になつてゐるが、都市における無子の初婚婦人の割合は、結婚継続期間が八年以上にならないければ、全体の一〇%以下に減少しないのである。これは何に原因しているか。市部における初婚婦人は、郡部における初婚婦人にくらべて、もともと生理的に受胎能力により多くの障害があるのか、それとも出産を延期したいという出産抑制の意志作用が強いためであるか。そのいずれであるかは容易に断定することは出来ない。

都市においては結婚後八年を経過し、また郡部においては結婚後四年を経過すると、結婚継続期間が長くなつても、子供をもたない初婚婦人の割合は、両者ともに、きわめて僅かしか減少していない。しかし、いずれの結婚継続期間においても都市における子供をもたない初婚婦人の割合は、郡部における子供をもたない初婚婦人の割合にくらべて、常に幾分、大きくなつてゐる。

(四) 結婚継続期間別子供数

調査日における一五歳以上の既婚婦人の総数二〇、五四八、〇〇〇のうち、子供をもつてゐる婦人は一七、七八九、〇〇〇であり、また一既婚婦

人当り子供数は三・六であることは、すでに述べた通りであつて、一既婚婦人当り子供数を結婚継続期間別に観察することは興味あることにちがいないが、残念なことには、統計局は、既婚婦人の結婚継続期間別子供数に関する統計資料を提供してゐない。ただ初婚婦人の結婚継続期間別初婚婦人数とその子供数に関する統計資料を提供してゐるから、ここで結婚継続期間別に、一初婚婦人当り子供数を示すと下の第四表のようである。

まず全国について見ると、結婚後三年にして一子をもち、結婚後七年にして二子をもち、結婚後一〇年ないし一四年で三子をもち、結婚後一五年ないし一九年で四子をもち、結婚後二五年ないし二九年で五子をもつことになつてゐる。これで見ると、子供を更に生み加えるのに、平均四年ほどの期間を必要とすることになつてゐるが、この数値は、生涯を通じて一人も子供を生まない婦人や極めて長い期間を経過しなければ子供を生まない婦人等を含めて、その平均した計算値であるために、その間隔が長きに過ぎるよううに感ぜられるのである。結婚年齢が若く、そして相当に多産の婦人について、結婚継続期間別に平均子供数を計算すれば、子供を更に生み加える時間の間隔はこれよりも遙かに短かいにちがいない。

つきに、結婚継続期間別平均子供数を

第4表 結婚継続期間別による初婚婦人の子供の数 単位 1,000人

結婚継続期間	全 国			市 部			郡 部		
	初婚婦人の総数	初婚婦人の子供数	一初婚婦人当り子供数	初婚婦人の総数	初婚婦人の子供数	一初婚婦人当り子供数	初婚婦人の総数	初婚婦人の子供数	一初婚婦人当り子供数
0年	406	31	0.08	157	13	0.08	247	18	0.07
1	614	297	0.48	263	123	0.47	351	174	0.50
2	664	545	0.82	274	218	0.80	391	327	0.84
3	865	958	1.07	351	373	1.06	513	585	1.14
4	773	1,131	1.46	293	408	1.39	480	723	1.51
5	644	1,081	1.68	264	418	1.58	380	663	1.74
6	437	859	1.97	185	346	1.87	251	514	2.05
7	500	1,099	2.20	209	435	2.08	290	664	2.29
8	530	1,273	2.40	224	509	2.27	305	765	2.51
9	447	1,208	2.70	187	480	2.57	259	728	2.81
10—14	2,310	7,447	3.22	971	2,900	2.99	1,339	4,548	3.40
15—19	2,004	8,364	4.17	794	2,992	3.77	1,209	5,371	4.44
20—24	1,986	9,585	4.83	764	3,250	4.25	1,222	6,335	5.18
25—29	1,692	8,781	5.19	639	2,916	4.56	1,053	5,865	5.57
30年およびそれ以上	4,319	23,399	5.42	1,311	6,503	4.96	3,008	16,893	5.62
合 計	18,189	66,059	3.63	6,886	21,884	3.18	11,298	44,174	3.90

備考 結婚継続期間別初婚婦人の数は全国で 32,000、市部 11,000、郡部で 21,000 が不詳であつた。

第5表 府県別一既婚婦人当り子供数

単位 1,000 人

	既婚婦人数	子供数	一既婚婦人当り子供数
総数	20,548	73,049	3.6
北海道	944	3,880	4.1
青森	297	1,229	4.1
岩手	328	1,281	3.9
宮城	386	1,533	4.0
秋田	312	1,216	3.9
山形	332	1,287	3.9
福島	496	1,953	3.9
茨城	500	1,902	3.8
栃木	371	1,483	4.0
群馬	379	1,465	3.9
埼玉県	511	1,964	3.8
千葉県	544	1,926	3.5
東京都	1,470	4,340	3.0
神奈川県	592	1,953	3.3
新潟県	605	2,366	3.9
富山県	272	1,016	3.7
石川県	161	929	3.6
福井県	203	747	3.7
山梨県	189	764	4.0
長野県	499	1,801	3.6
岐阜県	382	1,437	3.8
静岡県	597	2,272	3.8
愛知県	834	2,972	3.6
三重県	378	1,344	3.6
滋賀県	223	793	3.6
京都府	476	1,489	3.1
大阪府	963	2,830	2.9
兵庫県	839	2,676	3.2
奈良県	201	641	3.2
和歌山県	262	881	3.4
鳥取県	161	552	3.4
島根県	242	848	3.5
岡山県	450	1,458	3.2
広島県	554	1,860	3.4
山口県	398	1,324	3.3
徳島県	229	850	3.7
香川県	253	891	3.5
高知県	386	1,411	3.7
福岡県	244	791	3.2
佐賀県	868	2,904	3.3
熊本県	238	868	3.6
大分県	400	1,426	3.6
宮崎県	456	1,628	3.6
鹿児島県	324	1,148	3.5
沖縄県	260	970	3.7
総数	441	1,741	3.9

市郡別に比較して見ると、都市でも郡部でも、一子を生むまでには、同様に結婚後三年を必要としている。しかし、結婚後二子をもつまでの期間は郡部では六年であるが、市部では一年だけ長く七年を必要とする。また結婚後三子をもつまでの期間は、郡部では一〇年ないし一四年であるが、市部では一五年ないし一九年である。また結婚後四子をもつまでの期間は、郡部では一五年ないし一九年であるが、市部では二〇年ないし二四年を必要とする。これで見ると、同数の子供をもつために、市部の婦人は、郡部の婦人にくらべて、常に一そう長い期間を必要とするのである。これは市部の婦人の結婚年齢が、郡部の婦人の結婚年齢にくらべて、一般に高いということのほか、出産期間を延長したいという出産抑制の意欲が、郡部の

の婦人にくらべて、市部の婦人に強い結果ではあるまいかと想像せられる。

(四) 各府県および六大都市における一既婚婦人当り子供数

総理府統計局は、各府県および六大都市における出産力については、単に一五歳以上の既婚婦人の数とそれらの婦人の生んだ子供の数についての統計資料を提供しているにすぎないので、統計調査は一そう簡単なものになるが、ここに、一既婚婦人当り子供数を、各府県について示すと、つぎの第五表のようである。

まず、各府県における一既婚婦人当り子供数を見ると、北海道および青森県の四・一人が最も多く、これについて、宮城県、山梨県および栃木県の四・〇人、岩手県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、新潟県および鹿児島県の三・九人が多い。全国平均の三・六人よりも多くの平均子供数をもっている地方は、上に述べた諸県のほかに、なお九県あるが、比較的多くの子供をもっている母は、東北地域の全部と北陸地域および関東地域の一部である。これに反して、一既婚婦人当り子供の最も少いのは、大阪府の二・九人、東京都の三・〇人、京都府の三・一人、兵庫県、奈良県、岡山県および高知県の三・二人である。このほかに、全国平均の三・六人よりも少い平均子供数をもっている府県は一〇県あるが、その大部分は、大都市を含んでいる府県か、近畿地域および中国地域である。これらの地域の出生粗率も一般に低いのである。

東北地域にある六県は、元来、出生粗率の最も

高い地方であつて、これに相応して平均子供数も最も多くなつてゐる。これらの諸県における主要産業は農業であつて、日本では生活水準も最も低く、しかも人口圧力が最も強いために、貧困問題に常に悩んでゐる。これに反して、近畿地域および中国地域にある諸県は、農業を主要産業としてゐる地方においても、出生粗率は一般に低く、これに相応して平均子供数も少い。これらの諸県は東北地方の諸県にくらべると、生活水準は遙かに高い。東北地域においては、出生率が高いために生活水準が低いのか、それとも生活水準が低いために出生率が高いのか、いずれを原因と見、いずれの結果と見るかは、簡単に断定しえないが、相互関係にあることは確かであるようにおもわれる。それはともかくとして、日本の過剰人口問題は、東北六県を含めて、一般に農業県の高い出生率の蓄積の結果に基因してゐるといつてよい。日本工業が絶えず発展の一路を辿つて、農村から放出される余剰労働力人口を完全に吸収することが出来るかぎり、農村の出生率が高くて、農村は余剰労働力人口をもてあますことはないはずである。

日本工業の発展期には、農村の余剰労働力人口は、つぎつぎと工業に吸収されたのである。それでも、資本主義経済制のもとで、さげがたい周期的な不況の襲来する毎に、工業における失業人口は、農村に還流し、農村は、工業の苦境と運命を共にして、一そう多くの犠牲を払つて来たのである。今次大戦後の産業界は、容易に復興しないために、農業は、一定の耕地面積に対して、過大な労働力人口を抱え込んでゐるばかりではなく、農村において次第に労働力人口にくり上つて来る青年人口を、戦前のように都市工業に送り込むことが全く困難な状態にあるために、農村の過大な労働力人口は、いよいよ重大化してゐる。現に農村が抱えてゐる過大な労働力人口を処置することは、現下の重大な人口対策であるが、将来に向つて、農村の出生率を抑制する方策こそ更に一そう重要であることを痛感する。そうしなければ、日本の過剰人口問題は永く解決されないであらう。

つぎに、六大都市における一既婚婦人当り子供数を示すと、つぎの第六表のようである。

第6表 六大都市における一既婚婦人当り子供数

	既婚婦人	子供数	一既婚婦人当り子供数
内市市	1,268	3,638	2.9
京区	226	693	3.1
区市	253	804	3.2
横市	284	831	2.9
名古部	484	1,358	2.8
京阪市	194	535	2.8
大戸市			
神			

右の第六表で見ると、一既婚婦人当り子供数はいずれの都市においても、全国の三・六人よりも遙かに少い。ことに大阪市および神戸市の二・八人は最も少い。大都市において平均子供数の少い

ことは、生理的な受胎能力が農村の婦人に劣つてゐるといふことよりも、出生制限の意欲の作用によるものではあるまいか。ただこれだけの統計資料をもつて、これを断定しえないだけである。

追記——総理府統計局の発表した統計資料の範囲内では、この程度の分析しかなしえないのである。一九五〇年の家族調査は、最初の試みであつて、将来、一そう精細な調査が行われ、一そう内容の豊富な統計資料の公刊されることを期待すると共に、期待するような統計資料が公表される場合には、重ねて統計的分析を行うであらう。

研究資料の刊行

前々号所載以降の刊行研究資料は左のとおり。

○研究資料

第七七号、第五回簡速静止人口表(生命表)

年 月
二七・八

○中間報告資料

第一一号、露店商に関する職業移動調査集計結果表
二七・三

第二二号、八幡製鉄所下請会社の職業移動調査集計結果表
二七・三

○英文資料

Research-Data A.—No. 14. Les mort-nés au Japon dans ces dernières années (A. Okasaki) Août 1951

ib. No. 15. Fertility of the Farming Population in Japan (A. Okasaki) August 1951

ib. No. 16. Fertility of Salaried Men in the Urban Aea (A. Okasaki) July 1952

ib. No. 17. Fertility of Japanese Women Based on Results of Population Census of 1950 (A. Okasaki) July 1952

優生保護法施行令並びに施行

規則の改正

優生保護法の改正法文については本誌前号本欄

に所載のとおりであるが、右に伴う施行細則の改正法文は以下のものである。

優生保護法施行令

昭和二十四年一月二〇日政令第一六〇号、昭和二十四年五月三十一日政令第一六四号改正、昭和二十七年六月七日政令第一七九号改正

内閣は、優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)第十一條及び第十九條の規定に基づき、ここに優生保護法施行令を制定する。

第一條 中央優生保護審査会及び都道府県優生保護審査会(以下審査会と総称する。)の委員の任期はそれぞれ二年とする。

2 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が職務の遂行に支障があり又は委員たるにふさわしくない行為のあつたときは、前二項の規定にかかわらずこれを解任する事が出来る。

第二條 審査会の委員長は会務を総理する。

2 委員長に事故がある時は、委員の互選により選ばれた委員がその職務を代理する。

第三條 審査会は、委員の総数の二分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決する事ができない。

2 審査会の議事は、出席委員の三分の二以上の賛成をもつて決する。

第四條 審査会に、幹事五人以内及び書記三人以内を置く。

2 幹事及び書記は、中央優生保護審査会にあつ

ては、厚生事務官又は厚生技官の中から厚生大臣が、都道府県優生保護審査会にあつては、都道府県の事務吏員又は技術吏員の中から都道府県知事が、それぞれこれを命ずる。

3 幹事は、委員長の指揮を受けて庶務を整理する。

4 書記は、上司の指揮を受けて庶務に従事する

第五條 優生保護法第十一條に規定する優生手術に関する費用は左の各号に掲げるものとする。

一 優生手術を受ける者の鉄道賃、船賃、車賃

二 手術料

三 入院料

四 注射料

五 処置料

2 前項の費用の額、支給方法、その他必要な事項は、厚生大臣が定める。

第六條 優生保護法第二十一條第四項の規定による国庫の補助は、各年度において都道府県又は保健所を設置する市が優生保護相談所の設置及び運営のために支出した費用の額から、その年度におけるその事業に関する収入の額を控除した精算額につき、厚生大臣が内閣総理大臣及び大蔵大臣と協議して定める算定基準に従つて行うものとする。

前項の規定により控除しなければならない金額が、その年度において都道府県又は保健所を設置する市が支出した費用の額を超過したとき

は、その超過額は、後年度における支出額から控除する。

附則

この政令は、公布の日から施行し、優生保護施行の日（昭和二十三年九月十一日）から、適用する。

附則（昭和二十四年政令第一六四号厚生省

設置法の施行に伴い、優生保護法等の一部を改正する政令の附則）

この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附則（昭和二十七年政令第七十九号の附

則）

この政令は、公布の日から施行する。

優生保護法施行規則

第一章 優生手術

（優生手術の術式）

第一条 優生保護法（以下「法」という。）第二条に規定する優生手術は左に掲げる術式によるものとする。

一 精管切除結さつ法「精管を陰のう根部で精索からはく離して、二センチメートル以上を切除し、各断端を焼しやく結さつするもの（いう。）」

二 精管離断変位法（精管を陰のう根部で精索からはく離して切断し、各断端を結さつしてから変位固定するものをいう。）

三 卵管圧挫結さつ法（マドレーネル氏法）（卵管をおよそ中央部では押し、直角又は鋭角に

屈曲させて、その両脚を圧さかん子で圧さしてから結さつするものをいう。）

四 卵管間質部けい状切除法（卵管峽部で卵管

を結さつ切断してから子宮角にけい状切開を施して間質部を除去し、残存の卵管断端を広しん帯又は腹膜内に埋没するものをいう。）

（審査を要件とする優生手術の申請）

第二条 法第四条の規定による申請は、別記様式

第一号による申請書によらなければならない。

2 前項の申請書には、別記様式第二号による健康診断書及び遺伝調査書を添えなければならない。

（審査を要件とする優生手術の決定及び通知）

第三条 法第五条第一項の規定による決定は、申

請を受理した日から三十日以内にならなければならない。但し、やむをえない事由があるときはこの限りでない。

2 前項の決定の結果の通知は、別記様式第三号による決定通知書によらなければならない。

3 法第五条第二項の規定による通知は、別記様式第四号による指定通知書によらなければならない。

（再審査の申請）

第四条 法第六条第一項の規定による申請は、その理由を記載した文書により、優生手術を受くべき旨の決定をした都道府県優生保護審査会を経由してしなければならない。

2 前項の場合においては、都道府県優生保護審査会は、これに意見を附し、且つ、第二条第一項の申請書の写並びに前条第二項及び第三項の

通知書の写を添えて中央優生保護審査会に送付しなければならない。

（再審査の決定）

第五条 法第七条の規定による決定は、申請を受

理した日から三十日以内にならなければならない。但し、やむをえない事由があるときは、この限りでない。

2 前項の決定の結果の通知は、別記様式第三号による決定通知書によらなければならない。

（精神病者等に対する優生手術の申請）

第六条 法第十二条の規定による申請は、別記様式第一号による申請書によらなければならない。

2 前項の申請書には、別記様式第五号による健康診断書及び別記様式第六号による同意書を添えなければならない。

（精神病者等に対する優生手術の決定及び通知）

第七条 法第十三条第一項の規定による決定は、申請を受理した日から三十日以内にならなければならない。但し、やむをえない事由があるときは、この限りでない。

2 前項の決定の結果の通知は、別記様式第三号による決定通知書によらなければならない。

第二章 母性保護

（指定医師の標識の交付）

第八条 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会は、法第十四条第一項の規定により医師を指定したときは、別記様式第七号による標識をその医師に交付するものとする。

(指定の申請)

第九条 法第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けようとする者は、左に掲げる書類を添えて、別記様式第八号による申請書を住所地の都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 助産婦、保健婦又は看護婦の免許証の写
- 二 第十五条第二項に規定する都道府県知事の認定する講習(以下認定講習という。)を終了したことを証する書面

(指定証及び標識の交付)

第十条 都道府県知事は、法第十五条第一項の規定による指定をしたときは、別記様式第九号による「指定証」を当該指定を受けた者(以下「指定を受けた者」という。)に交付しなければならない。

2 都道府県知事は、指定を受けた者の申請により別記様式第十号による標識を交付することができる。

(指定を受けた者の名簿の作成)

第十一条 都道府県知事は、指定を受けた者につき、指定を受けた者の名簿を作り、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 指定証番号及び指定年月日
- 二 本籍及び住所
- 三 氏名及び生年月日
- 四 助産婦、保健婦、看護婦の別
- 五 認定講習の名称及び終了年月日
- 六 指定証の再交付を受けた者であるときは、その旨並びにその事由及び年月日

七 指定を取り消したときは、その旨並びにその事由及び年月日

(指定証の更訂)

第十二条 指定を受けた者は、本籍又は氏名を変更したときは、指定証及び戸籍抄本を添え、三十日以内に住所地の都道府県知事に指定証の更訂を申請しなければならない。

2 前項の場合には、都道府県知事は、指定証を更訂して、交付しなければならない。

(住所変更の届出)

第十三条 指定を受けた者が住所を変更したときは、十日以内に新住所地の都道府県知事に新旧の住所を届け出なければならない。

2 前項の届出を受けた都道府県知事が、旧住所地の都道府県知事と異るときは、その届出を受けた都道府県知事は、旧住所地の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた都道府県知事は第十一条各号に掲げる記載事項の写を新住所地の都道府県知事に送付し、且つ、指定を受けた者の名簿からその記載事項をまつ消しなければならない。

(指定証及び標識の再交付)

第十四条 指定を受けた者は、指定証をき損し、又は亡失したときはその旨を記し、き損したときはその指定証を添え、三十日以内に住所地の都道府県知事に指定証の再交付を申請しなければならない。

2 第十条第二項の規定により標識の交付を受けた者は、標識をき損し、又は亡失したときはそ

の旨を記し、き損したときはその標識を添え、住所地の都道府県知事に標識の再交付を申請することができる。

3 指定証又は標識の再交付を受けた後、亡失した指定証又は標識を発見したときは、その指定証又はその標識を五日以内に住所地の都道府県知事に提出しなければならない。

(指定の取消)

第十五条 指定を受けた者は、指定の取消を受けようとするときは、その指定証を添え文書により住所地の都道府県知事に申請しなければならない。

2 指定を受けた者が死亡し又は失せり宣告を受けたときは戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失せりの届出義務者は三十日以内に指定証を添え、文書により住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

3 前二項の場合において指定を受けた者が標識の交付を受けた者であるときは、その標識をあわせて返納しなければならない。

4 第一項の申請又は第二項の届出を受けた都道府県知事は、その指定を取り消し、且つ、指定を受けた者の名簿からその記載事項をまつ消しなければならない。

(認定の申請)

第十六条 認定講習を実施しようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を実施地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 実施者の住所、氏名及び履歴(実施者が法人であるときは、その名称、主たる事務所所

在地、代表者の住所、氏名並びに定款又は寄附行為)

- 二 講習の名称
- 三 実施の場所
- 四 使用施設の概要
- 五 期間及び日程
- 六 受講者の資格及び定員
- 七 各授業科目の時間数
- 八 講師の氏名(履歴及び担当科目)
- 九 教授用及び実習用の器具、模型その他の教材の目録
- 十 成績審査の方法
- 十一 経理に関する事項
- 十二 その他必要と認める事項

(認定講習の認定基準)

第十七条 法第十五条第二項に規定する認定講習の認定基準は、左の通りとする。

- 一 受講資格は、助産婦、保健婦又は看護婦の免許証を有している者であること。
- 二 講習の科目及び時間数は、別表に定めるもの以上であること。
- 三 受講者の定員は、各学級につき十人以上三十人以下であること。
- 四 講習に必要な施設及び設備を有していること。
- 五 運営の方法が適正であること。

(変更の届出)

第十八条 認定講習の実施者は、第十六条第二号から第十一号までに掲げる事項に変更があつたときは、すみやかに、認定をした都道府県知事

に届け出なければならない。

(認定講習の終了を証する書面の交付)

第十九条 認定講習の実施者は、その認定講習における各授業科目の課程を終了し、且つ、成績審査に合格した者に対して、認定講習を終了したことを証する書面を交付しなければならない。

(認定の取消)

第二十条 認定講習が、第十七条に規定する基準に該当しなくなつたときは、認定をした都道府県知事は、その認定を取り消すことができる。

第三章 優生保護相談所

(設置承認の申請等)

第二十一条 都道府県又は保健所を設置する市は、法第二十一条第三項の規定により優生保護相談所(以下「相談所」という)の設置の承認を受けようとするときは、左に掲げる事項を記載した申請書を厚生大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び位置
 - 二 事業開始の予定年月日
 - 三 相談所の長及び主な職員の氏名、履歴及び専任又は兼任の別
 - 四 建物の構造、平面図及び各室の用途
 - 五 設備の概要
 - 六 設置に要する経費の内訳
 - 七 収支予算
- 2 都道府県又は保健所を設置する市は、前項第一号から第五号までに掲げる事項に変更があつたときは、すみやかに厚生大臣に届け出なければならない。

ばならない。

(設置認可等の申請)

第二十二条 法第二十二条第一項の規定により相談所の設置の認可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を、その施設の所在地の都道府県知事を經由して、厚生大臣に提出しなければならない。

- 一 設置者の住所、氏名及び履歴(設置者が法人であるときは、その名称、主たる事務所所在地、代表者の住所及び氏名並びに定款又は寄附行為)
- 二 前条第一項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項
- 三 経営及び維持の方法

2 法第二十二条第一項の規定により相談所の設置の認可を受けた者は、前条第一項第四号若しくは前項第三号に掲げる事項又は相談所の長を変更しようとするときは、その施設の所在地の都道府県知事を經由して、厚生大臣に申請し、その承認を受けなければならない。

3 法第二十二条第一項の規定により相談所の設置の認可を受けた者は、前条第一項第一号、第五号若しくは第一項第一号に掲げる事項又は相談所の主な職員に変更があつたときは、すみやかにその施設の住所地の都道府県知事を經由し、厚生大臣に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第一項及び第二項の規定により申請書の提出を受けたときは、意見を附して厚生大臣に提出しなければならない。(相談所の基準等)

第二十三条 法第二十二條第二項に規定する相談

所の基準は、左の通りとする。

- 一 優生結婚及び受胎調節の相談に応ずる能力のある医師を置くこと。
- 二 受胎調節の実地指導のための設備、一般健康診断用の設備、血液検査のための採血設備等を備えること。

(承認又は認可の取消)

第二十四条 厚生大臣は、法第二十二條第三項の規定により承認を受けた相談所の運営方法が、その目的遂行のため不適当であると認めるとき又は法第二十二條第一項の規定により認可を受けた相談所(以下「認可を受けた相談所」という。)が前条に規定する基準に該当しなくなつたとき若しくは第二十二條第二項の規定に違反したときは、その承認又は認可を取り消すことができる。

(相談所の廃止)

第二十五条 相談所の設置者は、その相談所を廃止したときは、すみやかにその旨を文書により厚生大臣に届け出なければならぬ。

2 認可を受けた相談所の設置者が行う前項の届出は、その所在地の都道府県知事を経由して行うものとする。

(届出)

第二十六条 相談所の設置者は、毎月十五日までに前月の成績を別記様式第十一号により厚生大臣に届け出なければならない。

2 認可を受けた相談所の設置者が行う前項の届出は、その施設の所在地の都道府県知事を経由

して行うものとする。

第四章 雑則

(法第二十五条の届出)

第二十七条 法第二十五条に規定する法第三条第一項、第十条及び第十三條第二項に関する届出は、別記様式第十二号による報告書により、法第十四條第一項に関する届出は、別記様式第十三号による報告書によらなければならない。

2 都道府県知事は、法第二十五条の規定による届出を受理したときは、別記様式第十四号による月報及び別記様式第十五号による年報を作成し、月報はその月の末日までに年報は翌年一月末日までに厚生大臣に提出しなければならない。

(保健所長の経由)

第二十八条 第九条、第十二條第一項、第十四條第一項及び第二項並びに第十五條第一項の申請第十四條第三項の提出並びに第十三條第一項、第十五條第二項及び前條第一項の届出は、その住所地の保健所長を経由して行うものとする。

2 第十六條の申請及び第十八條の届出は、認定講習実施地の保健所長を経由して行うものとする。

3 第十六條第一項、第二十三條第一項及び第二十三條第二項の申請並びに第十八條第二十二條第三項、第二十五條第二項及び第二十六條第二項の届出は、その施設所在地の保健所長を経由して行うものとする。

附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七

年七月一日から適用する。

(別表様式を省略)

厚生省の受胎調節普及要領及び普及実施要領細目の決定

受胎調節普及に関する昨昭和二十六年一〇月の閣議の決定については本誌前々号本欄に記載のとおりであるが、厚生省においては右の趣旨にもとづきその普及要領及び実施細目について昭和二十七年六月左のとおり決定をみるに到つた。

受胎調節普及実施要領

(昭和二十七年六月二十七日 厚生省府發五八五号)

一、方針

最近人工妊娠中絶は激増の傾向にあり、その母体の生命及び健康に及ぼす影響は相当に考慮すべきものがあるので、次のような方法により公衆衛生の見地から積極的に各階各層に適切な受胎調節の普及を行い、国民の福祉及び資質の向上をはかるものとする。

二、要領

- 1 受胎調節を行うかどうかは、あくまで個人が自主的に決定すべきものであるからこれを強制することなく十分理解させるよう指導する。
- 2 実施の方法は、個別指導(ケース・ワーク)及び集団教育(グループ・ワーク)に重点をおき、あわせてその実施を容易ならしめるため広報活動を行うものとする。

イ 個別指導

個別指導は、厚生大臣が指定する避妊用の器具を直接女子の身体に対して使用する実地指導の方法と、その他受胎調節に関する一般的な知識、関係施設の利用及び薬品の使い方等について口頭で説明する方法とによるものとする。

(1) 医師及び都道府県知事の指定を受けた助産婦、保健婦又は看護婦は実地指導の方法及びその他の方法をあわせて行うものとする。

(2) 前号の指定を受けない助産婦、保健婦又は看護婦並びに医療社会事業担当者その他のケース・ワーカーは、その職務の範囲内で受胎調節の必要性及び優生保護相談所又は実地指導者の所在等を口頭で説明するものとする。

(3) 開局薬剤師(薬局に勤務する薬剤師を含む)は、薬局に於てその業務の範囲内で、器具又は薬品の使い方及び保存の方法等を口頭で説明するものとする。

(4) 優生保護相談所又は保健所は集団教育を主たる活動として行いが、個別指導についても前記の職員によつてこれを行うものとする。

ロ 集団教育

工場、婦人団体その他の特定集団に対する教育指導は、優生保護相談所又は保健所が行う。尚適当な指導者のある場合は集団自体も実情に応じこれを行うものとする。

ハ 広報活動

広報活動は、主として厚生省及び都道府県(政令市を含む)がこれを行うものとする。

3 実施にあつては、関係民間団体の積極的な活動により、適切な協力推進を期待するものとする。

4 優生保護相談所又は保健所は、優生保護法指定医師、一般医師、助産婦等並びに医療社会事業担当者その他のケース・ワーカー及び開局薬剤師の行う個別指導、集団が行う集団教育及び民間団体の行う活動に対して、適切な技術及び資料を提供する等努めてこれに便宜を供与するものとする。

三、措置

1 優生保護相談所の整備及び運用の改善

都道府県は、優生保護相談所を全保健所に附置し、その整備をはかるとともに、産婦人科を有する病院等に対して私立優生保護相談所を設置するよう指導する。

又既存のものについては活動状況を再検討し、その運用の改善向上をはかる。

2 指導に対する教育の実施

イ 厚生省は、国立公衆衛生院において、各都道府県の担当職員に対する専門教育を行う。

ロ 都道府県は、前項の職員を中心として、優生保護相談所又は保健所の担当職員その他の集団教育指導者に対する専門教育を行う。

ハ 都道府県は、都道府県医師会及び日本看護協会と道府県支部と共同して、助産婦、保健婦及び看護婦に対する専門教育を行う。

3 集団教育及び広報活動の実施

イ 優生保護相談所又は保健所は、座談会等を開催し、器具の展示、映画、スライドの上映等により集団教育を行い、あわせて各団体に対してこれらの行事を行うよう指導し、かつその実施について協力する。

ロ 厚生省及び都道府県は、個別指導及び集団教育の実施効果をあげるため、ラジオ、新聞その他の方法により広報活動を行う。

優生保護相談所又は保健所は、適当な方法により所内に器具等を展示し、常時必要とする人々の参考に資するものとする。

ハ 集団教育及び広報活動に必要な映画、スライド、パンフレット、リーフレット等の資料は、厚生省及び都道府県において作成整備する。

4 民間団体に対する協力、指導

厚生省は、受胎調節普及に関する民間協力団体の設置に協力し、その事業の育成をはかるとともに既存民間団体の指導を行う。

四、実施上の注意

1 普及指導は女子だけでなく、男子に対しても積極的にこれを行うこと。

2 人口妊娠中絶、死産及び妊娠婦死亡の特に多い地域並びに受胎調節普及度の低い地域ないし階層に対しては特に重点をおいて普及指導を行う。

導を行うこと。

- 3 一般の広報活動及び集団指導にあつては社会の善良な風俗を害わないよう十分注意するとともに、国民の質的並びに文化的向上に留意して行うものとする。
- 4 個人に対する指導にあつては、その者の住居の状況、経済的條件、知識の程度等を十分観察の上、それらに応じて継続的に実施しうる効果的な方法を指導すること。

受胎調節普及実施要領細目

この細目は、「受胎調節普及実施要領」を補足的に解説するものである。

一、受胎調節普及の実施方法

(一) 個別指導

- 1 女子に対する実施指導に使用すべき避妊用の器具は、避妊用々具として厚生大臣より製造許可をうけたものとする。
現在は左の四種類がある。

- (1) ペッサリー類
- (2) 避妊用海綿その他の避妊用スポンジ類
- (3) 避妊薬注入器具類
- (4) 家庭用腔内洗滌器具類

2 医療社会事業担当者等のケース・ワーカー及び開局薬剤師は、従来の職務の範囲内に於て行うものであつて、実施に当つては、右の範囲を逸脱しないよう特に注意するものとする。

受胎調節普及のためのケース・ワーカーとしては特に左の者が期待される。

- (1) 医療社会事業担当者
- (2) 保健婦
- (3) 衛生教育担当者
- (4) 生活改良普及員
- (5) 助産婦
- (6) 民生委員
- (7) 衛生管理者

(二) 集団教育

- 1 集団教育の対象となる集団は、工場、事業場、婦人団体、青年団体、母親学校、公民講座等である。
- 2 集団教育は、受胎調節普及の目的をもつて集団自体、優生保護相談所及び保健所が行う場合のみならず、集団が他の目的をもつて行ふ場合を利用して行ふ等必要に応じて効果的な方法をもつて行うものとする。

- 3 実施にあつては、社会の善良な風俗を害わないように、開催の掲示を適切に行い、内容の如何によつては受講者を男女に区別し、又は既婚者のみとし、或は年齢を限定する等入場者を制限する措置をとるものとする。
- 4 講習会等の内容は、大体次のような項目が骨子となる。

この際、映画、スライド、掛図等の視覚教材及びパンフレット、リーフレット等を利用し、又状況に応じ実地指導を行うことも効果的であると考えられる。

- (1) 受胎調節の必要性
- (2) 妊娠の成立
- (3) 受胎調節の方法

- (4) 実地指導に応ずる場所及び実地指導者の存在の教示

(三) 広報活動

- 1 広報活動は、一般社会風教特に年少者に対する影響を考慮し、受胎調節の方法そのものよりも、受胎調節の必要性、相談施設、指導者の存在、各種行事の開催期日等について行うものとする。
- 2 具体的な方法として特につきのものがあげられる。

イ ラジオ……講演、放送討論会、スポーツ

ニ ユース「皆さんの健康」婦人の時間、「県

(郡)民の時間」

ロ 新聞……家庭欄、地方版、壁新聞等

ハ 講演会、映画会、展示会等……場所及び入場者の撰択等については特に慎重に考慮する。

二、指導者の教育

(一) 中央における講習

厚生省は、公衆衛生院において、各都道府県(政令市を含む)の衛生部、優生保護相談所又は保健所の医師である担当職員に対して講習(年三回程度毎週一週間位)を行う。

(二) 伝達講習

都道府県は、前項の講習終了の都度、前項の職員を中心として、優生保護相談所又は保健所の担当職員に対して伝達講習を行う。

(三) 認定講習

実地指導を行う助産婦、保健婦及び看護婦に對しては、優生保護法第十五条第二項にもとづ

く認定講習を行う。

1 主催者としては都道府県、政令市等の公共
 団体、都道府県医師会、日本看護協会都道府
 郡支部、日本赤十字社、済生会等の公共的な

団体又は助産婦養成所等の養成機関が適当と
 考えられる。

2 講習の科目及び時間数は、次表のとおりと
 する。

科 目	助産婦	保健婦	看護婦	備 考
総 論	五	五	五	① 実習に必要な模型は五人に一人、モデルは一〇人に一人を基準とする。 ② 実習の回数は助産婦の場合は人体六回(六時間)以上、保健婦(六時間)以上とし、保健婦、看護婦の場合は、人体一〇回(一五時間)以上、模型一〇回(一五時間)以上とする。
受胎調節の意義と目的	一	一	一	
母体保護と受胎調節	一	一	一	
関連概念の整理	一	一	一	
優生保護法解説	一	一	一	
人工妊娠中絶の現状と母体に及ぼす影響	一	一	一	
妊娠の成立	二	一四	一四	
男女性器の構造	一	三	三	
受精及受胎の生理	一	五	五	
妊娠の初期徴候について	〇	六	六	
受胎調節の理論	五	五	五	
受胎調節の効果判定	一	一	一	
受胎調節の指導法	五	五	五	
受胎調節法選択の基準	一	一	一	
個別実地指導法	三	三	三	
一般指導法	一	一	一	
実 習	一一	三〇	三〇	
討 論	三	三	三	
計	三三	六三	六三	

3 受講者は一クラス、一〇人乃至三〇人とす
 る。

(一) 厚生省

1 受胎調節普及実施に関する基本的事項の企画、運用を行う。

2 都道府県及び政令市に対し優生保護相談所の設置を奨励指導し、その設置運営に要する費用について補助する。

3 受胎調節普及指導に関する資料を作成して各都道府県及び関係方面に配布すると共にラジオ、新聞等による全国的な広報活動を行う。

4 前記二の(一)により都道府県の担当職員等に対して講習を行う。

(二) 都道府県(政令市を含む)

5 関係各省との連絡、調整をはかり、民間団体の設置運営について適切な指導を行う。

1 厚生省の定める基本方針に即応し、現地の実情を勘案して、管内における受胎調節普及指導の適切な企画、運用を図る。

2 優生保護相談所の整備を行う。特に都道府県立以外の公、私立優生保護相談所の整備について指導協力する。この場合受胎調節普及実施の見地から考慮すべき事項は左の通りである。

(1) 人工妊娠中絶数、死産数及び受胎調節普及度、優生保護相談所の配置状況等を勘案すること。

(2) 実地指導室及び相談室を設け、婦人科用検診台、受胎の生理模型、女性々器模型、

展示用避妊用具及薬品一式、墮鏡、墮内洗滌器、スライド、幻灯器、掛図、パネルパンフレット、リーフレット等の受胎調節普及指導に必要な器具及び資料を備えること。

3 受胎調節に関する資料を収集、作成の上、優生保護相談所、保健所及び関係各方面に配布するとともに、ラジオ、新聞及び壁新聞等を利用して積極的に全県的な広報活動を行う。

4 前記二の(二)及び二の(三)により、優生保護相談所及び保健所の担当職員に対する伝達講習並びに助産婦、保健婦、看護婦に対する認定講習を行う。

5 関係行政庁及び関係民間団体との連絡、調整をほかり、必要に応じ、受胎調節普及対策協議会等適当な連絡機関を設置する。

(三) 優生保護相談所(又は保健所)

1 都道府県(政令市)立優生保護相談所

(1) 都道府県(政令市)の計画にもとづいて受胎調節普及実施の中心となり所内指導、巡回指導を行い関係機関との連絡、調整を図る。

(2) 所内指導

一週二日以上個別指導の日を設け、実地指導を行う。その他随時講習会、座談会、展示会等を開催する。

(3) 巡回指導

随時講演会、講習会、座談会、映画会、展示会等を行い、或は民間団体に行わせるよう指導し、それに協力する。尚必要に依

じ個別指導を合せて行う。

(4) 随時実態調査を行い、管内の状況を十分に把握し、普及指導の参考資料とする。

2 その他公、私立優生保護相談所

所内指導を主とし、都道府県又は政令市の計画に即応し、都道府県(政令市)立優生保護相談所又は保健所の事業に協力するものとする。

II 昭和 26 年, 昭和 27 年 1 月—6 月人口動態

A 昭和 26 年人口動態

第 1 表 年次別人口動態 (大正 9—昭和 26 年) (1) 実数

年次	出生	死亡	自然増加	死産	乳児死亡	婚姻	離婚	
大正	9	2,011,634	1,409,371	602,263	144,035	334,381	541,542	54,671
	10	1,976,055	1,279,219	696,836	138,294	334,352	514,823	52,643
	11	1,953,560	1,278,120	675,440	132,230	326,684	510,385	52,082
	12	2,028,955	1,323,648	705,307	133,855	333,120	508,100	50,314
	13	1,984,326	1,245,343	738,983	125,831	311,357	508,660	50,904
	14	2,071,560	1,199,936	871,624	124,394	295,888	516,639	50,741
昭和	1	2,089,237	1,151,163	938,074	124,036	288,301	497,959	49,224
	2	2,045,828	1,204,847	840,981	116,916	291,209	482,907	49,689
	3	2,120,493	1,227,570	892,923	120,186	293,026	494,345	48,235
	4	2,061,720	1,251,041	810,679	116,967	294,057	491,988	50,310
	5	2,070,765	1,161,504	909,261	117,729	257,846	501,831	50,516
	6	2,088,608	1,231,154	857,454	116,505	275,644	492,094	49,887
	7	2,168,026	1,166,167	1,001,859	119,575	255,701	510,603	50,728
	8	2,106,260	1,184,546	621,714	114,135	256,395	481,012	48,546
	9	2,028,289	1,225,402	802,887	113,039	254,213	506,937	47,806
	10	2,174,291	1,152,371	1,021,920	115,592	232,821	551,032	47,721
	11	2,086,355	1,220,023	866,332	111,050	244,558	543,518	45,399
	12	2,164,949	1,198,400	966,549	111,481	229,911	668,336	45,719
	13	1,911,966	1,250,093	661,873	99,527	219,943	532,103	43,832
	14	1,885,957	1,258,514	627,443	98,347	201,291	548,118	45,178
	15	2,100,164	1,176,517	923,647	102,033	189,809	660,184	47,804
	16	2,260,270	1,140,428	1,119,842	103,393	190,780	783,858	48,605
	17	2,216,271	1,157,845	1,058,426	95,446	190,162	671,680	45,529
18	2,235,431	1,204,802	1,030,629	92,882	194,551	736,183	48,832	
22	2,678,792	1,138,238	1,540,554	123,837	205,360	934,170	79,551	
23	2,681,624	950,610	1,731,014	143,963	165,406	953,999	79,032	
24	2,696,638	945,444	1,751,194	192,677	168,467	842,170	82,575	
25	2,356,856	908,801	1,448,055	216,982	141,011	717,069	83,864	
26	2,157,414	842,898	1,314,516	217,477	123,293	672,081	82,670	
27	2,024,000	780,000	1,244,000	215,000	110,000	669,000	82,000	
昭和 8—12 平均	2,112,029	1,196,148	915,881	113,059	243,580	550,167	47,038	

備考 昭和 18 年以前は、沖縄県を除いてある。昭和 22, 23, 24 年の動態数は年報確定数である。

昭和 25, 26 両年は毎月概数の年計分であるから、将来人口動態統計年報として公表される確定数(純粹に昭和 25, 26 年中に発生した動態事実の数)に比べてやや多い。昭和 27 年は 1 月—6 月の概数による推計。

第 2 表 年次別人口動態 (大正 9 — 昭和 26 年) (2) 率

年 次	出 生	死 亡	自然増加	死 産	乳児死亡	婚 姻	離 婚
大正 9	36.32	25.44	10.88	66.8	166.2	9.78	0.99
10	35.21	22.79	12.42	65.4	169.2	9.17	0.94
11	34.38	22.49	11.89	63.4	167.2	8.98	0.92
12	35.26	23.00	12.26	61.9	164.2	8.83	0.87
13	34.04	21.36	12.68	59.6	156.9	8.72	0.87
14	35.00	20.28	14.72	56.6	142.8	8.73	0.86
昭和 1	34.72	19.13	15.59	56.0	138.0	8.27	0.82
2	33.48	19.72	13.76	54.1	142.3	7.90	0.81
3	34.17	19.78	14.39	53.6	138.2	7.97	0.78
4	32.76	19.88	12.88	53.7	142.6	7.82	0.80
5	32.42	18.18	14.24	53.8	124.5	7.86	0.79
6	32.22	18.99	13.23	52.8	132.0	7.59	0.77
7	32.95	17.72	15.23	52.3	117.9	7.76	0.77
8	31.54	17.74	13.80	51.4	121.7	7.20	0.73
9	29.97	18.11	11.86	52.8	125.3	7.49	0.71
10	31.67	16.78	14.89	50.5	107.1	8.02	0.70
11	29.98	17.53	12.45	50.5	117.2	7.81	0.65
12	30.77	17.03	13.74	49.0	106.2	9.50	0.65
13	27.09	17.71	9.38	49.5	115.0	7.54	0.62
14	26.59	17.74	8.85	49.6	106.7	7.73	0.64
15	29.36	16.45	12.91	46.3	90.4	9.23	0.67
16	31.07	15.68	15.39	43.7	84.4	10.77	0.67
17	30.17	15.76	14.41	41.3	85.8	9.14	0.62
18	30.22	16.29	13.93	39.9	87.0	9.95	0.66
22	34.30	14.57	19.73	44.2	76.7	11.96	1.02
23	33.52	11.88	21.64	50.9	61.7	11.92	0.99
24	32.97	11.56	21.41	66.7	62.5	10.30	1.01
25	28.33	10.92	17.41	84.3	59.8	8.62	1.01
26	25.50	9.96	15.54	91.6	57.1	7.94	0.98
27	23.64	9.11	14.53	96.0	54.6	7.81	0.95
昭和 8—12 平 均	30.78	17.43	13.35	50.8	106.2	8.02	0.69

備考 第 1 表の実数にもとずいて算出、その基礎人口は昭和 18 年までと昭和 23、24 年は GHQ. E. S. S. 推計の各年 10 月 1 日現在人口、昭和 22、25 両年は国勢調査人口、昭和 26 年は総理府統計局推計の 10 月 1 日現在推計人口である。昭和 27 年は第 1 表の推計数にもとずき、総理府統計局推計の 7 月 1 日推計人口により算出。

死産率は出産 (出生 + 死産) 1,000 について、乳児死亡率は出生 1,000 について、その他は人口 1,000 についての率である。

第3表 昭和26年都道府県別人口動態 (i) 実数

都 道 府 県	出 生	死 亡	自然増加	死 産	乳児死亡	婚 姻	離 婚
総 数	2,157,414	842,898	1,314,516	217,477	123,293	672,081	82,670
北 海 道	137,390	41,229	96,161	12,300	7,788	38,941	4,260
	41,927	15,269	26,658	3,871	3,802	11,663	1,522
	41,944	16,544	25,400	4,511	3,804	11,431	1,343
	48,371	16,443	31,928	4,906	3,137	13,839	1,325
	37,555	15,174	22,381	3,609	3,094	11,182	1,559
山 形 県	35,562	15,208	20,354	3,880	2,544	11,733	1,504
	61,647	22,394	39,253	5,896	3,959	17,206	2,060
	56,440	23,063	33,377	5,323	3,618	16,425	1,343
	42,753	16,655	26,098	3,807	2,324	12,251	1,342
	40,470	16,240	24,230	4,649	2,058	12,400	1,385
埼 千 東 奈 新	56,784	23,720	33,064	4,784	3,351	15,291	1,604
	54,028	23,929	30,099	4,112	3,427	15,658	1,646
	137,326	48,747	88,579	12,605	5,891	48,173	6,041
	60,042	20,812	39,230	5,384	2,427	20,467	2,299
	66,241	26,794	39,447	6,583	3,805	19,608	2,342
富 石 福 山 長	23,875	11,526	12,349	2,014	2,073	8,015	1,185
	22,259	11,246	11,013	1,876	1,889	7,823	1,092
	19,225	8,822	10,403	1,753	1,437	6,394	875
	20,180	7,476	12,704	2,132	882	5,963	597
	44,910	19,729	25,181	5,789	2,016	15,675	1,438
岐 静 愛 三 滋	37,811	15,988	21,823	3,790	2,241	12,517	1,334
	66,839	22,809	44,030	6,376	3,311	19,716	2,332
	78,974	32,296	46,678	8,828	4,491	26,354	2,879
	33,370	14,673	18,697	3,259	2,095	11,378	1,238
	19,622	9,129	10,493	1,885	1,246	6,649	671
京 大 兵 奈 和 歌	36,708	16,421	20,287	4,556	1,805	12,786	1,736
	89,061	34,047	55,014	11,668	4,503	29,682	4,300
	77,413	31,399	46,014	8,835	4,108	27,202	3,380
	17,720	7,919	9,801	1,390	1,118	6,375	861
	22,362	9,438	12,924	2,273	1,145	8,128	1,088
鳥 島 岡 広 山	15,073	6,287	8,786	2,596	879	5,231	700
	23,066	10,119	12,947	2,642	1,312	7,306	855
	38,120	17,076	21,044	4,680	2,282	13,787	1,750
	48,225	21,216	27,009	4,145	2,383	17,883	2,565
	38,755	16,072	22,683	4,426	1,896	12,604	1,856
徳 香 愛 高 福	23,506	9,674	13,832	2,105	1,428	7,372	886
	22,639	10,120	12,519	2,445	1,546	8,203	1,181
	41,570	15,895	25,675	3,849	2,242	12,361	1,835
	20,100	9,226	10,874	1,860	1,063	7,069	1,209
	102,404	35,699	66,705	11,034	5,095	29,812	4,155
佐 長 熊 大 宮	28,255	10,820	17,435	2,674	1,712	7,992	941
	52,493	18,581	33,912	5,401	2,781	13,912	1,983
	52,543	20,230	32,313	4,776	2,524	14,523	1,897
	34,083	15,062	19,021	3,599	2,131	9,724	1,366
	33,902	11,914	21,988	4,361	1,875	8,581	1,104
鹿 児 島	53,871	19,768	34,103	4,240	2,755	14,796	1,815

備考(25頁)参照。

第 4 表 昭和 26 年都道府県別人口動態 (2) 率

都 道 府 県	出 生	死 亡	自然増加	死 産	乳児死亡	婚 姻	離 婚
総 数	25.50	9.96	15.54	91.6	57.1	7.94	0.98
北 海 道	31.20	9.36	21.84	82.2	56.7	8.84	0.97
	32.01	11.66	20.35	84.5	90.7	8.90	1.16
	30.59	12.07	18.53	97.1	90.7	8.34	0.98
	28.59	9.72	18.87	92.1	64.9	8.18	0.78
	28.36	11.46	16.90	87.7	82.4	8.45	1.18
山 形 県	26.00	11.12	14.88	98.4	71.5	8.58	1.10
	29.58	10.75	18.84	87.3	64.2	8.26	0.99
	27.53	11.25	16.28	86.2	64.1	8.01	0.66
	27.46	10.70	16.76	81.8	54.4	7.87	0.86
	25.15	10.09	15.06	103.0	50.9	7.71	0.86
埼 千 東 奈 新	26.24	10.96	15.28	77.7	59.0	7.07	0.74
	25.13	11.13	14.00	70.7	63.4	7.28	0.77
	20.82	7.39	13.43	84.1	42.9	7.30	0.92
	23.50	8.15	15.35	82.3	40.4	8.01	0.90
	26.68	10.79	15.89	90.4	57.4	7.90	0.94
富 石 福 山 長	23.45	11.32	12.13	77.8	86.8	7.87	1.16
	23.02	11.63	11.39	77.7	84.9	8.09	1.13
	25.23	11.58	13.65	83.6	74.7	8.39	1.15
	24.73	9.16	15.57	95.6	43.7	7.31	0.73
	21.73	9.54	12.18	114.2	44.9	7.58	0.70
岐 静 愛 三 滋	24.27	10.26	14.01	91.1	59.3	8.03	0.86
	26.67	9.10	17.57	87.1	49.5	7.87	0.93
	22.84	9.34	13.50	100.5	56.9	7.62	0.83
	22.67	9.97	12.70	89.0	62.8	7.73	0.84
	22.71	10.57	12.14	87.6	63.5	7.70	0.78
京 大 兵 奈 和 歌	19.77	8.84	10.92	110.4	49.2	6.89	0.93
	22.34	8.54	13.80	115.8	50.6	7.45	1.08
	22.94	9.31	13.64	102.4	53.1	8.06	1.00
	23.10	10.32	12.78	72.7	63.1	8.31	1.12
	22.61	9.54	13.07	92.3	51.2	8.22	1.10
鳥 島 岡 広 山	24.91	10.39	14.52	146.9	58.3	8.65	1.16
	25.07	11.00	14.07	102.8	56.9	7.94	0.93
	22.79	10.21	12.58	109.3	59.9	8.24	1.05
	22.92	10.08	12.84	79.1	49.4	8.45	1.22
	24.84	10.30	14.54	102.5	48.9	8.08	1.19
徳 香 愛 高 福	26.50	10.91	15.59	82.2	60.8	8.31	1.00
	23.71	10.60	13.11	97.5	68.3	8.59	1.24
	26.94	10.30	16.64	84.7	53.9	8.01	1.19
	22.79	10.46	12.33	84.7	52.9	8.01	1.37
	28.33	9.88	18.45	97.3	49.8	8.25	1.15
佐 長 熊 大 宮	29.59	11.33	18.26	86.5	60.6	8.37	0.99
	31.28	11.07	20.21	92.3	53.0	8.29	1.18
	28.42	10.94	17.48	83.3	48.0	7.85	1.03
	27.01	11.94	15.07	95.5	62.5	7.71	1.08
	30.57	10.74	19.83	114.0	55.3	7.74	1.00
鹿 児 島	29.52	10.83	18.69	73.0	51.1	8.11	0.99

備 考 第 3 表 の 実 数 に も と づ い て 算 出 ， そ の 基 礎 人 口 は 昭 和 26 年 10 月 1 日 現 在 推 計 人 口 。 死 産 率 は 出 産 (出 生 + 死 産) 1,000 に つ い て ， 乳 児 死 亡 率 は 出 生 1,000 に つ い て ， そ の 他 は 人 口 1,000 に つ い て の 率 で あ る 。 (25 頁 参 照)

第5表 昭和26年主要死因別死亡

(a) 昭和26年主要死因別死亡

順位	死 因	死 亡 数	総死亡に対する割合%	死亡率(人口10万につき)
	死 亡 総 数	842,898	100.0	996.3
1	中 枢 神 経 系 の 血 管 損 傷	108,350	12.9	128.1
2	全 結 核	93,654	11.1	110.7
3	悪 性 新 生 物	66,460	7.9	78.6
4	精 神 病 の 記 載 の ない 老 衰	59,946	7.1	70.9
5	胃 炎 十 二 指 腸 炎 及 び 大 腸 炎 (新 生 児 下 痢 を 除 く)	55,547	6.6	65.7
6	全 心 臓 の 疾 患	54,472	6.5	64.4
7	そ の 他 の 乳 児 固 有 の 疾 患 及 び 性 質 不 明 の 未 熟 児	46,874	5.6	55.4
8	肺 炎 (新 生 児 肺 炎 を 除 く)	45,492	5.4	53.8
9	不 慮 の 事 故 (自 動 車 事 故 を 含 む)	32,459	3.9	38.4
10	腎 炎 及 び ネ フ ロ ー ゼ	24,902	2.9	29.4
11	気 管 支 炎	19,043	2.3	22.5
12	胃 及 び 十 二 指 腸 潰 瘍	18,313	2.2	21.6
13	自 殺 及 び 自 傷	15,455	1.8	18.3
14	赤 痢	14,836	1.8	17.5

備考 この表は原則として簡単分類によつて順位を決定したが、特定のものについては若干考慮を加えてある(25頁参照)。

(b) 昭和25,26年主要死因別死亡の比較

死 因	死 亡 数			死亡率(人口10万につき)	
	昭和26年	昭和25年	増 減 数	昭和26年	昭和25年
死 亡 総 数	842,898	908,801	- 65,903	996.3	1,092.3
中 枢 神 経 系 の 血 管 損 傷	108,350	106,014	+ 2,336	128.1	127.4
全 結 核	93,654	122,099	- 28,445	110.7	146.8
* 悪 性 新 生 物	66,460	61,784	+ 4,676	78.6	74.3
* 老 衰	59,946	59,581	+ 365	70.9	71.6
* 心 臓 の 疾 患	54,472	51,844	+ 2,628	64.4	62.3
下 痢 腸 炎 及 び 腸 潰 瘍	53,141	63,618	- 10,477	62.8	76.5
肺 炎	51,021	54,678	- 3,657	60.3	65.7
* 先 天 性 弱 質 及 び 早 産	42,341	46,167	- 3,826	19.6	19.6
腎 炎 及 び ネ フ ロ ー ゼ	32,876	35,989	- 3,113	38.9	43.3
不 慮 の 事 故 及 び 暴 力	32,459	33,241	- 782	38.4	40.0
* 気 管 支 炎	19,043	23,775	- 4,732	22.5	28.6
* 胃 及 び 十 二 指 腸 潰 瘍	18,313	20,495	- 2,182	21.6	24.6
* 自 殺	15,455	16,334	- 879	18.3	19.6
赤 痢	14,836	12,020	+ 2,816	17.5	14.4

備考 この表の死因名は昭和25年との比較の便宜上昭和25年の名称にしたがつた。昭和26年の数字は昭和25年となるべく比較が出来るように操作してあるが、なお完全には一致しないので、*印を附した死因については比較に若干の注意を要する(備考25頁参照)。
なお、先天性弱質及び早産の率は出生1,000についての率で、その他の死因はすべて人口10万についての率である。

(c) 昭和 26 年主要死因別乳児死亡

順位	死 因	死 亡 数	総死亡に對する割合%	死亡率(出生1000につき)
	死 亡 総 数	123,293	100.0	57.1
1	新生児固有の疾患にして診断不適當のもの	28,985	23.5	13.4
2	肺 炎	23,050	18.7	10.7
3	胃 腸 炎, 腸 炎 及 び 大 腸 炎	14,407	11.7	6.7
4	性 質 不 明 の 未 熟 児	6,134	5.0	2.8
5	乳 児 栄 養 失 調 症 (1 才 未 満)	5,816	4.7	2.7
6	気 管 支 炎	5,579	4.5	2.6
7	先 天 奇 形	4,832	3.9	2.2
8	新 生 児 の 出 血 性 疾 患	4,231	3.4	2.0
9	麻 疹	3,414	2.8	1.6
10	脚 気	2,073	1.7	1.0
11	不 慮 の 事 故	2,056	1.7	1.0
12	百 日 咳	2,030	1.6	0.9
13	そ の 他 の 副 次 疾 患 の 記 載 の あ る 未 熟 児	1,368	1.1	0.6
14	髄 膜 炎 (髄膜炎菌性及び結核性を除く)	1,308	1.1	0.6

備考 この表の順位は原則として昭和 26 年より採用した分類によつた。新生児固有の疾患にして診断不適當のものの内容は

a	先 天 性 弱 質 (未熟児の記載なきもの)	17,038
b	そ の 他 (")	1,035
c	先天性弱質及びその他 (未熟児の記載あるもの)	10,912

(d) 昭和 25, 26 年主要死因別乳児死亡の比較

死 因	死 亡 数			死亡率(出生1000につき)	
	昭和26年	昭和25年	増 減 数	昭和26年	昭和25年
死 亡 総 数	123,293	141,011	17,718	57.1	59.8
* 先 天 性 弱 質 及 び 早 産	42,347	46,167	- 3,820	19.6	19.6
肺 炎	23,050	24,129	- 1,079	10.7	10.2
* 下 痢, 腸 炎 及 び 腸 潰 瘍	14,407	19,383	- 4,976	6.7	8.2
* そ の 他 の 乳 児 固 有 の 疾 患	5,972	7,863	- 1,891	2.8	3.3
* 気 管 支 炎	5,579	7,170	- 1,591	2.6	3.0
先 天 奇 形	4,832	5,469	- 637	2.2	2.3
麻 疹	3,414	1,325	+ 2,089	1.6	0.6
脚 気	2,073	2,482	- 409	1.0	1.1
不 慮 の 事 故, 中 毒 及 び 暴 力	2,056	2,168	- 112	1.0	0.9
百 日 咳	2,030	4,435	- 2,405	0.9	1.9
出 生 時 の 損 傷	1,394	1,303	+ 91	0.6	0.6
髄 膜 炎	1,308	1,790	- 482	0.6	0.8

備考 この表の死因名は昭和 25 年との比較の便宜上 25 年の死因名にしたがつた。しかしなお完全には一致しないので、* 印を附した死因については比較に若干の注意を要する (25頁参照)。

第6表 昭和26年市部郡別自然死産及び人工妊娠中絶

市 部 郡 部	実 数			率 (出産 1,000 につき)			全死産に對する人工妊娠中絶の割合 %
	総 数	自然死産	人工妊娠中絶	総 数	自然死産	人工妊娠中絶	
全 国 昭和23年	144,017	104,325	31,055	50.5	36.6	10.9	21.6
24	193,001	114,161	75,585	66.2	39.1	25.9	39.2
25	216,982	107,604	109,170	84.3	41.8	42.4	50.3
26	217,477	100,540	116,791	91.6	42.3	49.2	53.7
市 部 昭和23年	59,957	38,589	18,728	62.7	40.4	19.6	31.2
24	88,872	43,305	44,529	87.3	42.5	43.7	50.1
25	107,560	41,910	65,578	118.1	46.0	72.0	61.0
26	114,117	42,284	71,767	130.0	48.2	81.7	62.9
郡 部 昭和23年	84,060	65,736	12,327	44.3	34.6	6.5	14.7
24	104,129	70,856	31,056	54.8	37.3	16.4	29.8
25	109,422	65,694	43,592	65.8	39.5	26.2	39.8
26	103,360	58,256	45,024	69.1	38.9	30.1	43.6

備考 今まで年報確定数では、自然人工別の死産の製表が行われなかつたので、この表の数字はすべて概数によつた。したがつて23、24年の総数が他の表の死産数(確定数)と多少相違している。総数には自然、人工の別不詳を含む(25頁参照)

B 昭和27年1月—6月人口動態

第1表 昭和27年1—6月人口動態

人口動態	1月	2月	3月	4月	5月	6月	1—6月	1—12月
出生 昭和27	225,709	193,094	188,239	169,353	151,410	141,842	1,069,647	2,024,000
26	260,259	208,337	204,990	176,716	161,377	150,819	1,162,498	2,157,414
25	258,135	221,843	217,517	189,292	173,098	163,529	1,223,414	2,356,856
死亡 昭和27	76,203	76,323	75,003	64,908	61,254	56,016	409,707	780,000
26	96,992	78,371	78,155	68,729	66,369	61,579	450,195	842,898
25	91,526	81,745	89,367	71,635	69,296	66,346	469,915	908,801
死産 昭和27	17,923	19,225	19,945	18,050	17,026	14,765	106,934	215,000
26	19,423	18,752	20,534	17,809	17,772	15,504	109,794	217,477
25	17,471	17,753	19,913	18,060	17,591	15,578	106,366	216,982
乳児死亡 昭和27	13,109	13,570	12,075	8,844	7,211	12,336	67,145	110,000
26	17,358	15,957	14,709	11,080	9,374	8,071	76,549	123,293
25	19,553	16,878	16,676	11,464	10,233	9,400	84,204	141,011
婚姻 昭和27	55,158	65,875	62,997	62,322	68,454	63,699	378,505	669,000
26	58,366	63,379	68,461	63,004	73,438	51,170	377,818	672,081
25	67,201	73,552	77,263	67,193	70,918	52,283	408,410	717,069
離婚 昭和27	6,108	7,011	7,607	6,966	6,864	6,209	40,765	82,000
26	6,164	6,725	7,892	6,289	7,718	6,350	41,138	82,670
25	5,890	6,887	7,853	7,157	7,625	6,270	41,682	83,864

備考 昭和26年以前の毎月概数には前年以前に発生して、その月に届け出られたものを含んでいるが、昭和27年の毎月概数にはこれを含んでない、したがつて昭和27年の数字はその分だけ昭和25、26年のものより過少となり、比較に注意を要する。昭和27年の1—12月は同年1—6月の概数にもとずき昭和25、26年概数の季節変動により推計したもの。なお、昭和25、26年は概数の年計報告によるので、各月の未着分及びその他の訂正追加の数字を補正してある。(25頁参照)

Ⅲ 毎月全国推計人口

第1表 毎月全国推計人口(1)全人口

期 間	月 初 推計人口	自 然 動 態			社 会 動 態			差増の計 (←は減)	差増の計	人口増加 の割合%
		出生児数	死亡者数	差 増	入 国 者 数	出 国 者 数	差 増 (←は減)			
昭和25年10月	1) 83,199,637	191,021	67,555	123,466	1,956	2,217	— 261	123,205	0.15	
11月	83,300,000	188,134	68,488	119,646	2,064	1,586	478	120,124	0.14	
12月	83,400,000	187,534	91,132	96,402	2,608	2,261	347	96,749	0.12	
昭和26年1月	83,500,000	262,352	97,469	164,883	1,779	2,068	— 289	164,594	0.20	
2月	83,700,000	210,149	78,846	131,303	2,063	2,047	16	131,319	0.16	
3月	83,800,000	206,859	78,580	128,279	2,843	2,557	286	128,565	0.15	
4月	84,000,000	178,016	68,223	109,793	3,178	2,061	1,117	110,910	0.13	
5月	84,100,000	162,885	66,762	96,123	3,560	3,550	10	96,133	0.11	
6月	84,200,000	152,291	61,932	90,359	3,369	3,464	— 95	90,264	0.11	
7月	84,300,000	173,988	66,408	107,580	3,698	3,513	185	107,765	0.13	
8月	84,400,000	172,523	65,455	107,068	3,583	3,627	— 44	107,024	0.13	
9月	84,500,000	161,266	64,421	96,845	3,883	3,629	254	97,099	0.11	
10月	84,600,000	163,156	63,570	99,586	3,934	3,590	344	99,930	0.12	
11月	84,700,000	167,070	63,523	103,547	3,195	4,480	— 1,285	102,262	0.12	
12月	84,800,000	166,432	71,542	94,890	3,717	3,269	448	95,338	0.11	
昭和27年1月	84,900,000	227,666	76,658	151,008	3,233	2,850	383	151,391	0.18	
2月	85,000,000	194,894	76,745	118,149	2,296	2,357	— 61	118,088	0.14	
3月	85,100,000	190,094	75,429	114,665	3,173	2,281	892	115,557	0.14	
4月	85,300,000	170,896	65,286	105,610	5,757	4,255	1,502	107,112	0.13	
5月	85,400,000	—	—	—	—	—	—	—	—	
6月	2) 85,500,000	—	—	—	—	—	—	—	—	
昭和25. 10. 1. —26. 9. 30.	—	2,247,018	875,271	1,371,747	34,584	32,580	2,004	1,373,751	1.65	
昭和25. 10. 1. —27. 4. 30.	—	3,527,226	1,368,024	2,159,202	59,889	55,662	4,227	2,163,429	2.60	

1) 昭和25年国勢調査確定人口 2) 概算

第2表 毎月全国推計人口(2)日本人人口

期 間	月 初 推計人口	自 然 動 態			社 会 動 態			差増の計 (←は減)	差増の計	人口増加 の割合%
		出生児数	死亡者数	差 増	入 国 者 数	出 国 者 数	差 増 (←は減)			
昭和25年10月	1) 82,670,000	189,370	67,200	122,170	705	770	— 65	122,105	0.15	
11月	82,800,000	186,468	68,124	118,344	580	566	14	118,358	0.14	
12月	82,900,000	185,791	90,725	95,066	824	814	10	95,076	0.11	
昭和26年1月	83,000,000	260,259	96,982	163,277	539	901	— 362	162,915	0.20	
2月	83,200,000	208,334	78,370	129,964	655	947	— 292	129,672	0.16	
3月	83,300,000	204,990	78,155	126,835	984	953	31	126,866	0.15	
4月	83,400,000	176,447	67,817	108,630	1,233	796	437	109,067	0.13	
5月	83,500,000	161,377	66,368	95,009	1,424	1,230	194	95,203	0.11	
6月	83,600,000	150,819	61,579	89,240	1,522	1,489	33	89,273	0.11	
7月	83,700,000	172,310	65,990	106,320	1,506	1,618	— 112	106,208	0.13	
8月	83,800,000	170,973	65,107	105,866	1,208	1,580	— 372	105,494	0.13	
9月	83,900,000	159,801	64,089	95,712	1,458	1,730	— 272	95,440	0.11	
10月	84,000,000	161,653	63,213	98,440	1,438	1,747	— 309	98,131	0.12	
11月	84,100,000	165,434	63,165	102,269	1,146	2,435	— 1,289	100,980	0.12	
12月	84,200,000	164,743	71,138	93,605	1,665	1,495	170	93,775	0.11	
昭和27年1月	84,300,000	225,709	76,203	149,506	1,360	1,260	100	149,606	0.18	
2月	84,500,000	193,094	76,323	116,771	516	864	— 348	116,423	0.14	
3月	84,600,000	188,239	75,003	113,236	207	351	— 144	113,092	0.13	
4月	84,700,000	169,353	64,908	104,445	2,932	2,050	882	105,327	0.12	
5月	84,800,000	—	—	—	—	—	—	—	—	
6月	2) 84,900,000	—	—	—	—	—	—	—	—	
昭和25. 10. 1. —26. 9. 30.	—	2,226,939	870,506	1,356,433	12,638	13,394	— 756	1,355,677	1.64	
昭和25. 10. 1. —27. 4. 30.	—	3,495,164	1,360,459	2,134,705	21,902	23,596	— 1,694	2,133,011	2.58	

備考 (25頁) 参照, 1) 昭和25年国勢調査10%抽出集計による本邦, 樺太, 千島, 沖縄, 鹿児島県大島郡及び小笠原在籍者数. 2) 概算

備考 資料の出所：—

- I, A, 第 1—4 表……総理府統計局「昭和 25 年国勢調査 10% 抽出集計による結果速報, その 8, 産業 (大分類) 従業上の地位就業時間別就業者」昭和 27 年 2 月 15 日 (国速 B—8) による。
 第 5, 7 表……総理府統計局「昭和 25 年国勢調査 10% 抽出集計による結果速報, その 8, 都道府県, 六大都市の就業時間別就業者」昭和 27 年 2 月 15 日 (国速 B P—8) による。
 第 6—8 表……実数に基づいて人口問題研究所において算定したもの。
- B, 第 1, 3—5 表……総理府統計局「昭和 25 年国勢調査 10% 抽出集計による結果速報, その 11, 全国人口の在学関係」昭和 26 年 12 月 25 日 (国速 B—11) による。
 第 2 表……第 1 表に基づいて人口問題研究所において算定したもの。
 第 6 表……総理府統計局「昭和 25 年国勢調査 10% 抽出集計による結果速報, その 11, 都道府県及び六大都市別人口の在学関係」昭和 26 年 12 月 25 日 (国速 B P—11) による。
- C, 第 1—4 表……総理府統計局「昭和 25 年国勢調査 10% 抽出集計による結果速報, その 13, 全国人口の出産力関係」昭和 27 年 4 月 25 日 (国速 B—13) による。
 第 5 表……総理府統計局「昭和 25 年国勢調査 10% 抽出集計による結果速報, その 13, 都道府県及び六大都市別人口の出産力関係」昭和 27 年 4 月 25 日 (国速 B P—13) による。
- II, A, 第 1—3 表, 第 5, 6 表……厚生省大臣官房統計調査部「人口動態統計毎月概数, 昭和 26 年計」昭和 27 年 6 月による。
 第 4 表……第 3 表の都道府県別人口動態実数と, 人口問題研究所において推計した昭和 26 年 10 月 1 日都道府県別推計人口によつて比率を算出した。その推計方法は昭和 25 年 10 月 1 日国勢調査による都道府県別常住人口を基礎とし, 最近の都道府県別人口増加傾向により推計したものを, 総理府統計局の全国推計人口によつて補正したものである。
- B, 第 1 表……厚生省大臣官房統計調査部「人口動態統計毎月概数」昭和 27 年 1—6 月分による。
- III, 第 1 表, 第 2 表……総理府統計局「人口推計月報」昭和 27 年 5 月分による。
 推計方法……昭和 25 年 10 月 1 日国勢調査による全国確定人口を基礎とし, その後毎月の出生児数と入国者数を加え, 死亡者数と出国者数とを減じて, 翌月初めの全国人口を推計したものである。
 人口の範囲……全国人口の範囲は日本人外国人を含む総人口である。ただし, 連合軍関係者, 連合軍最高司令官の任命又は承認した使節団の団員, 外国政府の公務を帯びて日本に駐在する者及び以上の者の家族を含まない。平和条約発効後は, 上記但し書きの者の中アメリカ合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族と日本に駐留する国連軍関係者以外の者は全国人口に含めるべきであるが, 資料をかくためその補正は行われていない。
 推計の基準として用いた昭和 25 年国勢調査の確定人口は日本に常住する所謂常住人口である。
 地域は現在日本政府の行政権の及ぶ範囲である。昭和 27 年 2 月 10 日に帰属した鹿児島県大島郡十島村の人口 (昭和 27 年 5 月 1 日現在 2,968) は昭和 27 年 5 月 1 日以後に含めた。
 推計の基礎資料……出生児数, 死亡者数は厚生大臣官房統計調査部による「毎月概数」である。毎月概数は日本人については日本で事件発生したもので, 出生児数は棄児を, 死亡者数は失踪及び死亡確認を含まない。日本人以外の者は市区町村役場に届出のあつたもののみである。
 出入国者数は昭和 27 年 3 月までについては, 入国管理庁審判調査部による正規出入国者総数より占領軍要員の正規出入国者数を除いたものである。更に入国者数については引揚援護庁援護局による引揚者数を加えた。
 昭和 27 年 4 月以後の出入国者数は, 出入国管理令による正常の手続によつて出入国した者の数で, 入国者数についてはこれに引揚者数を加えたものである。

抽出集計の結果数字の信頼性：—

I の各表の実数は, すべて抽出集計に基づき推計数であるから, いわゆる標本誤差を含んでいる。一般的に云えばこの標本誤差は小さな推計数字に対するものほど大きく, 大きな推計数字に対するも

のほど小さい。次のa表は種々の大きさの推計数に対する標準誤差の大体の大きさを示すものである。推計数字と悉皆集計すれば得られるであろう値との差が次表に示される標準誤差以内になる確率は約3分の2であり、それが次表に示される標準誤差の2倍以内になる確率は約20分の19である。

a 推計数の標準誤差

推計数の大きさ	(1)				(2)			
	標準誤差		標準誤差の2倍		標準誤差		標準誤差の2倍	
	実数	推計数に対する割合	実数	推計数に対する割合	実数	推計数に対する割合	実数	推計数に対する割合
80,000,000	160,000	0.2	320,000	0.4	160,000	0.2	320,000	0.4
50,000,000	100,000	0.2	200,000	0.4	100,000	0.2	200,000	0.4
30,000,000	60,000	0.3	120,000	0.6	60,000	0.2	120,000	0.4
20,000,000	60,000	0.3	120,000	0.6	60,000	0.3	120,000	0.6
10,000,000	40,000	0.4	80,000	0.8	30,000	0.3	60,000	0.6
5,000,000	25,000	0.5	50,000	1.0	15,000	0.3	30,000	0.6
3,000,000	15,000	0.5	30,000	1.0	9,000	0.3	18,000	0.6
2,000,000	12,000	0.6	24,000	1.2	6,000	0.3	12,000	0.6
1,000,000	8,000	0.8	16,000	1.6	4,000	0.4	8,000	0.8
500,000	6,000	1.2	12,000	2.4	2,000	0.4	4,000	0.8
300,000	4,200	1.4	8,400	2.8	1,800	0.6	3,600	1.2
200,000	3,400	1.7	6,800	3.4	1,200	0.6	2,400	1.2
100,000	2,200	2.2	4,400	4.4	900	0.9	1,800	1.8
50,000	1,400	2.8	2,800	5.6	600	1.2	1,200	2.4
30,000	960	3.2	1,920	6.4	450	1.5	900	3.0
20,000	720	3.6	1,440	7.2	400	2.0	800	4.0
10,000	450	4.5	900	9.0	300	3.0	600	6.0
5,000	400	8.0	800	16.0	250	5.0	500	10.0
3,000	360	12.0	720	24.0	180	6.0	360	12.0
2,000	320	16.0	640	32.0	160	8.0	320	16.0
1,000	300	30.0	600	60.0	150	15.0	300	30.0

(1)..... I, A (2)..... I, B, C

また I, A, 第5—8表, B, 第4表, C, 第5表, の各都道府県の数字に対する標準誤差を求めるには、まずそれぞれの項目に関する全国推計数の変異係数(標準誤差の推計数に対する割合)をa表から求める。これに次のb表の乗数を乗じてその都道府県の変異係数を求め、各都道府県の推計数にこの変異係数を乗ずれば標準誤差が得られる。

b 都道府県に対する乗数

都道府県	乗数	都道府県	乗数	都道府県	乗数	都道府県	乗数	都道府県	乗数
北海道	4.0	群馬	7.0	山梨	9.5	兵奈	4.5	香	9.0
青森	8.0	埼玉	6.0	長野	6.0	和歌	9.5	愛	7.0
岩手	8.0	千葉	6.5	岐阜	6.5	鳥	8.5	高	8.5
宮城	7.0	東	3.5	静岡	6.0	島	10.0	福	5.0
秋田	8.0	神奈川	5.5	愛	4.5	島	9.0	佐	9.5
								長	7.0
								熊	7.0
								大	8.0
								宮	8.5
								鹿	6.5
								見	6.5
山形	7.5	新潟	5.5	三重	7.0	岡	6.5		
福	6.0	富山	8.5	滋	9.0	山	5.5		
茨	6.5	石川	8.5	京	5.5	徳	7.0		
栃	7.5	福	9.0	大	4.5	島	9.5		

また推計数はすべて四捨五入して千位にとどめてあるから、個々の数字を合計しても必ずしも総数に合わない。500未満の推計数は「0」とし、500以上1,500未満は「1,000」としてある。実数の性質上、割合についても個々の数字を合しても総数に合わない場合がある。なお割合のうち「0.0」は0.05未満を示している。なお、標本抽出の方法、調査の範囲等については上記の資料を参照のこと。

(2)

I 昭和 25 年国勢調査結果 (5)

A 就業時間別就業者

第1表 産業(大分類)及び就業時間別 14才以上就業者(1)実数

(単位千人)

産 産 (大 分 類)	総 数	休業中	20時間 未満	20—34 時間	35—48 時間	49—59 時間	60時間 以上	不 詳
総 数	35,575	831	1,790	4,715	12,386	8,885	6,885	82
農 業	16,132	396	1,221	3,156	3,990	3,765	3,577	27
林業及び狩猟業 (伐木業を含む)	402	5	13	55	131	122	74	1
漁業及び水産養殖業	690	24	43	120	163	150	185	3
鉱 業	576	28	11	29	321	144	41	1
建設業	1,379	32	29	125	535	483	171	4
製造業	5,646	118	127	363	2,792	1,529	705	12
卸売業及び小売業	3,835	62	140	387	1,152	936	1,150	6
金融、保険及び不動産業	363	6	4	15	218	82	35	6
運輸、通信及びその他の公益事業	1,806	38	18	64	938	508	233	1
サービス	3,156	77	158	318	1,270	788	537	6
公務	1,508	22	20	71	854	364	171	9
分類不能の産業及び不詳	82	23	4	10	23	13	6	4
男								
総 数	21,811	450	658	1,964	7,929	6,128	4,629	55
農 業	7,819	128	384	1,091	1,874	2,185	2,145	14
林業及び狩猟業 (伐木業を含む)	345	4	8	39	113	111	69	1
漁業及び水産養殖業	614	21	29	96	147	140	177	3
鉱 業	511	26	10	25	280	131	37	1
建設業	1,301	31	26	113	499	463	166	4
製造業	4,025	88	56	185	1,927	1,180	579	9
卸売業及び小売業	2,343	42	53	156	716	625	745	6
金融、保険及び不動産業	241	5	3	10	136	58	28	1
運輸、通信及びその他の公益事業	1,608	34	15	55	812	464	222	5
サービス	1,700	40	61	135	716	446	297	5
公務	1,251	18	13	51	692	314	157	5
分類不能の産業及び不詳	52	13	2	5	16	10	4	2
女								
総 数	13,763	382	1,133	2,750	4,457	2,758	2,256	27
農 業	8,314	268	837	2,066	2,116	1,580	1,432	14
林業及び狩猟業 (伐木業を含む)	56	1	6	16	18	10	5	0
漁業及び水産養殖業	76	3	14	24	16	11	8	0
鉱 業	65	2	1	4	40	13	3	0
建設業	77	1	4	13	35	20	4	0
製造業	1,621	30	72	177	865	349	125	3
卸売業及び小売業	1,492	20	88	230	436	311	404	3
金融、保険及び不動産業	121	2	2	5	81	24	8	0
運輸、通信及びその他の公益事業	197	4	3	9	126	43	11	1
サービス	1,456	36	97	182	553	342	239	4
公務	257	4	7	20	162	49	14	2
分類不能の産業及び不詳	30	10	2	5	6	3	2	0

備考 (25頁) 参照

第2表 産業（大分類）及び就業時間別 14才以上就業者（2）割合

産 業（大 分 類）	休業中	20時間 未満	20—34 時間	35—48. 時間	49—59 時間	60時間 以上	不 詳
総 数							
総 数	2.3	5.0	13.3	34.8	25.0	19.4	0.2
農 業	2.5	7.6	19.6	24.7	23.3	22.2	0.2
林業及び狩猟業（伐木業を含む）	1.2	3.2	13.7	32.6	30.3	18.4	0.2
漁業及び水産養殖業	3.5	6.2	17.4	23.6	21.7	26.8	0.4
鉱建業	4.9	1.9	5.0	55.7	25.0	7.1	0.2
製造業	2.3	2.1	9.1	38.8	35.0	12.4	0.3
卸売業及び小売業	2.1	2.2	6.4	49.5	27.1	12.5	0.2
金融、保険及び不動産業	1.6	3.7	10.1	30.0	24.4	30.0	0.2
運輸、通信及びその他の公益事業	1.7	1.1	4.1	60.1	22.6	9.6	0.3
サービス	2.1	1.0	3.5	51.9	28.1	12.9	0.3
公務	2.4	5.0	10.1	40.2	25.0	17.0	0.3
分類不能の産業及び不詳	1.5	1.3	4.7	56.6	24.1	11.3	0.4
	28.0	4.9	12.2	28.0	15.9	7.3	4.9
男							
総 数	2.1	3.0	9.0	36.4	28.1	21.2	0.3
農 業	1.6	4.9	14.0	24.0	27.9	27.4	0.2
林業及び狩猟業（伐木業を含む）	1.2	2.3	11.3	32.8	32.2	20.0	0.3
漁業及び水産養殖業	3.4	4.7	15.6	23.9	22.8	28.8	0.5
鉱建業	5.1	2.0	4.9	54.8	25.6	7.2	0.2
製造業	2.4	2.0	8.7	38.4	35.6	12.8	0.3
卸売業及び小売業	2.2	1.4	4.6	47.9	29.3	14.4	0.2
金融、保険及び不動産業	1.8	2.3	6.7	30.6	26.7	31.8	0.3
運輸、通信及びその他の公益事業	2.1	1.2	4.1	56.4	24.1	11.6	0.4
サービス	2.1	0.9	3.4	50.5	28.9	13.8	0.3
公務	2.4	3.6	7.9	42.1	26.2	17.5	0.3
分類不能の産業及び不詳	1.4	1.0	4.1	55.3	25.1	12.5	0.4
	25.0	3.8	9.6	30.8	19.2	7.7	3.8
女							
総 数	2.8	8.2	20.0	32.4	20.0	16.4	0.2
農 業	3.2	10.1	24.8	25.5	19.0	17.2	0.2
林業及び狩猟業（伐木業を含む）	1.8	10.7	28.6	32.1	17.9	8.9	0.0
漁業及び水産養殖業	3.9	18.4	31.6	21.1	14.5	10.5	0.0
鉱建業	3.1	1.5	6.2	61.5	20.0	4.6	0.0
製造業	1.3	5.2	16.9	45.5	26.0	5.2	0.0
卸売業及び小売業	1.9	4.4	10.9	53.4	21.5	7.7	0.2
金融、保険及び不動産業	1.3	5.9	15.4	29.2	20.8	27.1	0.2
運輸、通信及びその他の公益事業	1.7	1.7	4.1	66.9	19.8	6.6	0.0
サービス	2.0	1.5	4.6	64.0	21.8	5.6	0.0
公務	2.5	6.7	12.5	38.0	23.5	16.4	0.3
分類不能の産業及び不詳	1.6	2.7	7.8	63.0	19.1	5.4	0.4
	33.3	6.7	16.7	20.0	10.0	6.7	6.7

備考（25頁）参照，各産業別総数 100.0 につき。

第3表 従業上の地位、就業時間及び男女別 14才以上就業者

従業上の地位	総数	休業中	20時間未満	20—34時間	35—48時間	49—59時間	60時間以上	不詳
実数 (単位千人)								
総数								
総数	35,575	831	1,790	4,715	12,386	8,885	6,885	82
業主者	9,297	231	497	1,401	2,358	2,374	2,416	20
家族従業者	12,248	305	1,066	2,609	2,997	2,639	2,613	20
不詳	13,967	272	224	699	7,017	3,864	1,852	39
業主者	61	22	3	7	14	8	4	3
男								
総数	21,811	450	658	1,964	7,929	6,128	4,629	55
業主者	7,607	176	296	973	1,913	2,092	2,140	16
家族従業者	3,813	51	227	537	899	1,043	1,048	6
不詳	10,357	209	133	453	5,108	2,986	1,437	31
業主者	35	12	1	3	9	6	3	2
女								
総数	13,763	382	1,133	2,750	4,457	2,758	2,256	27
業主者	1,691	55	200	429	446	282	276	3
家族従業者	8,436	255	840	2,072	2,098	1,595	1,563	14
不詳	3,610	63	91	246	1,909	878	415	9
業主者	27	9	2	4	5	3	2	2
割合 (各従業上の地位を 100.0 とする就業時間別割合)								
総数								
総数	100.0	2.3	5.0	13.3	34.8	25.0	19.4	0.2
業主者	100.0	2.5	5.3	15.1	25.4	25.5	26.0	0.2
家族従業者	100.0	2.5	8.7	21.3	24.5	21.5	21.3	0.2
不詳	100.0	1.9	1.6	5.0	50.2	27.7	13.3	0.3
業主者	100.0	36.1	4.9	11.5	23.0	13.1	6.6	4.9
男								
総数	100.0	2.1	3.0	9.0	36.4	28.1	21.2	0.3
業主者	100.0	2.3	3.9	12.8	25.1	27.5	28.1	0.2
家族従業者	100.0	1.3	6.0	14.1	23.6	27.4	27.5	0.2
不詳	100.0	2.0	1.3	4.4	49.3	28.8	13.9	0.3
業主者	100.0	34.3	2.9	8.6	25.7	17.1	8.6	5.7
女								
総数	100.0	2.8	8.2	20.0	32.4	20.0	16.4	0.2
業主者	100.0	3.3	11.8	25.4	26.4	16.7	16.3	0.2
家族従業者	100.0	3.0	10.0	24.6	24.9	18.9	18.5	0.2
不詳	100.0	1.7	2.5	6.8	52.9	24.3	11.5	0.2
業主者	100.0	33.3	7.4	14.8	18.5	11.1	7.4	7.4

備考 (25頁) 参照

第 4 表 農非農, 就業時間及び男女別 14 才以上就業者

農 非 農 別	総 数	休 業 中	20 時 間 未 満	20—34 時 間	35—48 時 間	49—59 時 間	60時間 以 上	不 詳
実 数 (単位千人)								
総 数	35,575	831	1,790	4,715	12,386	8,885	6,885	82
農 林 業	16,534	401	1,234	3,211	4,121	3,887	3,651	29
非 農 林 業	18,958	408	553	1,493	8,242	4,984	3,229	50
分類不能及び不詳	82	23	4	10	23	13	6	4
男								
総 数	21,811	450	658	1,964	7,929	6,128	4,629	55
農 林 業	8,164	131	392	1,130	1,987	2,296	2,214	15
非 農 林 業	13,595	304	264	829	5,926	3,820	2,411	38
分類不能及び不詳	52	13	2	5	16	10	4	2
女								
総 数	13,763	382	1,133	2,750	4,457	2,758	2,256	27
農 林 業	8,370	269	842	2,082	2,134	1,591	1,437	14
非 農 林 業	5,363	103	287	664	2,317	1,164	817	12
分類不能及び不詳	30	10	2	5	6	3	2	2
割 合 (各農非農別総数を 100.0 とする就業時間別割合)								
総 数	100.0	2.3	5.0	13.3	34.8	25.0	19.4	0.2
農 林 業	100.0	2.4	7.5	19.4	24.9	23.5	22.1	0.2
非 農 林 業	100.0	2.2	2.9	7.9	43.5	26.3	17.0	0.3
分類不能及び不詳	100.0	28.0	4.9	12.2	28.0	15.9	7.3	4.9
男								
総 数	100.0	2.1	3.0	9.0	36.4	28.1	21.2	0.3
農 林 業	100.0	1.6	4.8	13.8	24.3	28.1	27.1	0.2
非 農 林 業	100.0	2.2	1.9	6.1	43.6	28.1	17.7	0.3
分類不能及び不詳	100.0	25.0	3.8	9.6	30.8	19.2	7.7	3.8
女								
総 数	100.0	2.8	8.2	20.0	32.4	20.0	16.4	0.2
農 林 業	100.0	3.2	10.1	24.9	25.5	19.0	17.2	0.2
非 農 林 業	100.0	1.9	5.4	12.4	43.2	21.7	15.2	0.2
分類不能及び不詳	100.0	33.3	6.7	16.7	20.0	10.0	6.7	6.7

備考 (25頁) 参照

第 5 表 都道府県別、農林業の就業時間別14才以上就業者(1)実数

(単 位 千 人)

都道府県	総数	休業中	20時間 未 満	20—34 時 間	35—48 時 間	49—59 時 間	60時間 以 上	不 詳
総 数	16,534	401	1,234	3,211	4,121	3,887	3,651	29
北海道	709	9	21	66	110	137	366	0
道 道	355	6	16	54	87	93	96	1
青森	409	5	16	56	92	111	128	1
岩手	378	5	19	62	102	107	84	0
宮城	367	4	14	47	78	93	131	1
山形	384	4	18	53	71	109	129	1
福 島	544	8	28	94	144	139	127	1
茨 城	657	8	26	106	175	211	130	2
栃 木	397	7	19	61	97	116	95	1
群 馬	399	7	33	91	112	101	54	1
埼玉県	530	6	30	102	136	156	99	1
山 口	560	8	26	93	136	164	133	1
千 葉	147	2	6	23	34	39	43	0
東 京	202	2	14	43	47	48	46	0
神 奈 川	693	10	30	80	111	145	316	1
新潟	248	3	11	34	45	56	97	0
富 山	223	3	13	32	46	54	75	1
石 川	188	2	9	25	38	44	68	0
福 井	208	4	17	49	55	50	32	0
山 梨	602	32	103	153	157	104	54	1
岐阜	351	9	27	75	88	81	74	1
静 岡	506	11	31	95	133	131	103	1
愛 知	504	12	42	109	132	114	95	1
三 重	312	12	30	68	83	69	52	0
滋 賀	235	17	28	62	63	43	21	0
京都	219	7	16	45	61	54	34	0
大 阪	156	4	13	36	40	32	30	0
兵 庫	422	12	40	104	106	88	67	1
奈 良	144	2	12	37	47	30	15	0
和 歌 山	188	5	17	45	51	42	28	0
鳥 取	177	6	13	34	47	39	37	0
島 根	272	7	27	56	74	62	47	0
岡 山	406	19	44	97	103	79	64	1
廣 島	428	13	61	91	103	81	76	1
山 口	299	8	31	69	76	59	56	0
徳 島	224	5	16	41	52	54	54	1
香 川	202	10	22	56	54	36	23	0
愛 媛	324	16	43	83	83	60	39	0
高 松	255	6	14	47	63	61	64	0
福 岡	404	22	42	104	111	73	50	1
佐 賀	209	10	21	52	61	40	25	0
長 崎	309	6	29	79	92	64	40	0
熊 本	481	13	35	95	136	116	85	1
大 宮	339	10	31	80	86	72	60	1
宮 崎	320	7	19	66	97	81	50	0
鹿 児 島	641	14	61	161	202	147	54	1

備 考 (25頁) 参照

第 6 表 都道府県別、農林業の就業時間別 14 才以上就業者 (2) 割合

都 道 府 県	休 業 中	20 時 間 未 満	20 — 34 時 間	35 — 48 時 間	49 — 59 時 間	60 時 間 以 上	不 詳
総 数	2.4	7.5	19.4	24.9	23.5	22.1	0.2
北 海 道	1.3	3.0	9.3	15.5	19.3	51.6	0.0
青 岩 宮 秋	1.7	4.5	15.2	24.5	26.2	27.0	0.3
森 手 城 田	1.2	3.9	13.7	22.5	27.1	31.3	0.2
山 福 茨 栃 群	1.3	5.0	16.4	27.0	28.3	22.2	0.0
山 福 茨 栃 群	1.1	3.8	12.8	21.3	25.3	35.7	0.3
山 福 茨 栃 群	1.0	4.7	13.8	18.5	28.4	33.6	0.3
山 福 茨 栃 群	1.5	5.1	17.3	26.5	25.6	23.3	0.2
山 福 茨 栃 群	1.2	4.0	16.1	26.6	32.1	19.8	0.3
山 福 茨 栃 群	1.8	4.8	15.4	24.4	29.2	23.9	0.3
山 福 茨 栃 群	1.8	8.3	22.8	28.1	25.3	13.5	0.3
埼 千 東 神 新	1.1	5.7	19.2	25.7	29.4	18.7	0.2
奈 葉 京 川 潟	1.4	4.6	16.6	24.3	29.3	23.7	0.2
奈 葉 京 川 潟	1.4	4.1	15.6	23.1	26.5	29.3	0.0
奈 葉 京 川 潟	1.0	6.9	21.3	23.3	23.8	22.3	0.0
奈 葉 京 川 潟	1.4	4.3	11.5	16.0	20.9	45.6	0.1
富 石 福 山 長	1.2	4.4	13.7	18.1	22.6	39.1	0.0
富 石 福 山 長	1.3	5.8	14.3	20.6	24.2	33.6	0.4
富 石 福 山 長	1.1	4.8	13.3	20.2	23.4	36.2	0.0
富 石 福 山 長	1.9	8.2	23.6	26.4	24.0	15.4	0.0
富 石 福 山 長	5.3	17.1	25.4	26.1	17.3	9.0	0.2
岐 静 愛 三 滋	2.6	7.7	21.4	25.1	23.1	21.1	0.3
岐 静 愛 三 滋	2.2	6.1	18.8	26.3	25.9	20.4	0.2
岐 静 愛 三 滋	2.4	8.3	21.6	26.2	22.6	18.8	0.2
岐 静 愛 三 滋	3.8	9.6	21.8	26.6	22.1	16.7	0.0
岐 静 愛 三 滋	7.2	11.9	26.4	26.8	18.3	8.9	0.0
京 大 兵 奈 和	3.2	7.3	20.5	27.9	24.7	15.5	0.0
京 大 兵 奈 和	2.6	8.3	23.1	25.6	20.5	19.2	0.0
京 大 兵 奈 和	2.8	9.5	24.6	25.1	20.9	15.9	0.2
京 大 兵 奈 和	1.4	8.3	25.7	32.6	20.8	10.4	0.0
京 大 兵 奈 和	2.7	9.0	23.9	27.1	22.3	14.9	0.0
鳥 島 岡 広 山	3.4	7.3	19.2	26.6	22.0	20.9	0.0
鳥 島 岡 広 山	2.6	9.9	20.6	27.2	22.8	17.3	0.0
鳥 島 岡 広 山	4.7	10.8	23.9	25.4	19.5	15.8	0.2
鳥 島 岡 広 山	3.0	14.3	21.3	24.1	18.9	17.8	0.2
鳥 島 岡 広 山	2.7	10.4	23.1	25.4	19.7	18.7	0.0
徳 香 愛 高 福	2.2	7.1	18.3	23.2	24.1	24.1	0.4
徳 香 愛 高 福	5.0	10.9	27.7	26.7	17.8	11.4	0.0
徳 香 愛 高 福	4.9	13.3	25.6	25.6	18.5	12.0	0.0
徳 香 愛 高 福	2.4	5.5	18.4	24.7	23.9	25.1	0.0
徳 香 愛 高 福	5.4	10.4	25.7	27.5	18.1	12.4	0.2
佐 長 熊 大 宮	4.8	10.0	24.9	29.2	19.1	12.0	0.0
佐 長 熊 大 宮	1.9	9.4	25.6	29.8	20.7	12.9	0.0
佐 長 熊 大 宮	2.7	7.3	19.8	28.3	24.1	17.7	0.2
佐 長 熊 大 宮	2.9	9.1	23.6	25.4	21.2	17.7	0.3
佐 長 熊 大 宮	2.2	5.9	20.6	30.3	25.3	15.6	0.0
鹿 児 島	2.2	9.5	25.1	31.5	22.9	8.4	0.2

備考 (25頁)参照, 各都道府県就業者総数 100.0 につき

第 7 表 都道府県別、非農林業の就業時間別 14 才以上就業者 (1) 実数

(単 位 千 人)

都 道 府 県	総 数	休 業 中	20 時 間 未 満	20 — 34 時 間	35 — 48 時 間	49 — 59 時 間	60 時 間 以 上	不 詳
総 数	18,958	408	553	1,493	8,242	4,984	3,229	30
北 海 道	1,001	28	27	67	414	270	192	2
青 森 県	216	5	9	26	86	59	31	1
岩 手 県	220	6	6	20	81	71	37	1
宮 城 県	309	6	9	27	135	91	40	0
秋 田 県	203	4	6	19	82	62	30	1
山 形 県	232	6	9	21	89	70	38	1
福 岡 県	353	7	11	36	149	98	51	1
茨 城 県	297	7	9	27	116	91	47	1
栃 木 県	277	5	9	25	102	89	47	1
群 馬 県	300	6	9	25	106	98	54	1
埼 千 東 神 奈 川 新 潟	402	6	10	28	186	112	59	1
	386	10	14	38	147	106	70	1
	2,198	35	37	105	1,067	526	419	8
	734	14	13	36	363	172	132	3
	448	9	14	36	183	130	75	1
富 石 福 山 長 岐 静 愛 三 滋	226	4	7	18	105	56	34	1
	226	4	6	20	93	64	39	1
	186	3	5	16	63	57	42	1
	144	3	4	12	51	49	26	0
	365	8	15	33	159	95	54	1
	350	6	10	29	144	100	62	1
	537	9	15	41	221	153	96	1
	965	17	26	71	454	236	158	1
	335	8	12	32	143	84	56	1
	174	4	6	16	88	41	20	0
京 大 兵 奈 和 歌 島 鳥 岡 広 山	516	9	15	38	252	123	79	1
	1,276	24	21	68	643	289	227	4
	896	19	20	56	415	223	160	4
	162	3	5	15	83	37	19	1
	226	6	8	23	89	59	42	0
	104	3	4	9	41	28	20	0
	159	5	8	17	61	42	26	0
	336	9	14	36	134	87	57	1
	501	11	23	50	193	132	92	1
	365	9	12	30	153	98	63	0
徳 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 児 島	164	5	6	17	57	48	30	1
	202	5	8	22	79	52	36	1
	310	8	14	33	115	82	58	0
	158	4	7	20	56	41	30	0
	961	29	26	73	459	233	140	3
	197	6	8	20	86	49	28	1
	376	11	16	40	153	92	64	0
	318	8	14	35	126	84	49	2
	222	6	9	25	78	65	38	1
	183	5	6	19	65	59	29	0
	245	8	12	28	79	82	36	0

備考 (25頁) 参照

第 8 表 都道府県別、非農林業の就業時間別 14 才以上就業者 (2) 割合

都 道 府 県	休 業 中	20時間未満	20—34時間	35—48時間	49—59時間	60時間以上	不 詳
総 数	2.2	2.9	7.9	43.5	26.3	17.0	0.3
北 海 道	2.8	2.7	6.7	41.4	27.0	19.2	0.2
青 森 県	2.3	4.2	12.0	39.8	27.3	14.4	0.5
岩 手 県	2.7	2.7	9.1	36.8	32.3	16.8	0.5
宮 城 県	1.9	2.9	8.7	43.7	29.4	12.9	0.0
秋 田 県	2.0	3.0	9.4	40.4	30.5	14.8	0.5
山 形 県	2.6	3.9	9.1	38.4	30.2	16.4	0.4
福 岡 県	2.0	3.1	10.2	42.2	27.8	14.4	0.3
茨 城 県	2.4	3.0	9.1	39.1	30.6	15.8	0.3
栃 木 県	1.8	3.2	9.0	36.8	32.1	17.0	0.4
馬 場 郡	2.0	3.0	8.3	35.3	32.7	18.0	0.3
埼 千 東 奈 新	1.5	2.5	7.0	46.3	27.9	14.7	0.2
東 神 奈 川	2.6	3.6	9.8	38.1	27.5	18.1	0.3
東 神 奈 川	1.6	1.7	4.8	48.5	23.9	19.1	0.4
神 奈 川	1.9	1.8	4.9	49.5	23.4	18.0	0.4
神 奈 川	2.0	3.1	8.0	40.8	29.0	16.7	0.2
富 山 県	1.8	3.1	8.0	46.5	24.8	15.0	0.4
石 川 県	1.8	2.7	8.8	41.2	28.3	17.3	0.4
福 山 県	1.6	2.7	8.6	33.9	30.6	22.6	0.5
山 梨 県	2.1	2.8	8.3	35.4	34.0	18.1	0.0
山 梨 県	2.2	4.1	9.0	43.6	26.0	14.8	0.3
岐 静 愛 三 滋	1.7	2.9	8.3	41.1	28.6	17.7	0.3
愛 知 県	1.7	2.8	7.6	41.2	28.5	17.9	0.2
愛 知 県	1.8	2.7	7.4	47.0	24.5	16.4	0.1
三 重 県	2.4	3.6	9.6	42.7	25.1	16.7	0.3
滋 賀 県	2.3	3.4	9.2	50.6	23.6	11.5	0.0
京 大 兵 奈 和 歌	1.7	2.9	7.4	48.8	23.8	15.3	0.2
大 阪 府	1.9	1.6	5.3	50.4	22.6	17.8	0.3
兵 庫 県	2.1	2.2	6.2	46.3	24.9	17.9	0.4
和 歌 山 県	1.9	3.1	9.3	51.2	22.8	11.7	0.1
和 歌 山 県	2.7	3.5	10.2	39.4	26.1	18.6	0.0
鳥 島 岡 広 山	2.9	3.8	8.7	39.4	26.9	19.2	0.0
島 根 県	3.1	5.0	10.7	38.4	26.4	16.4	0.0
岡 山 県	2.7	4.2	10.7	39.9	25.9	17.0	0.3
広 島 県	2.2	4.6	10.0	38.5	26.3	18.4	0.2
山 口 県	2.5	3.3	8.2	41.9	26.8	17.3	0.0
徳 香 愛 高 福	3.0	3.7	10.4	34.8	29.3	18.3	0.6
香 川 県	2.5	4.0	10.9	39.1	25.7	17.8	0.5
愛 媛 県	2.6	4.5	10.6	37.1	26.5	18.7	0.0
高 知 県	2.5	4.4	12.7	35.4	25.9	19.0	0.0
福 岡 県	3.0	2.7	7.6	47.8	24.2	14.6	0.3
佐 長 熊 大 宮 鹿 児 島	3.0	4.1	10.2	43.7	24.9	14.2	0.5
長 崎 県	2.9	4.3	10.6	40.7	24.5	17.0	0.0
熊 本 県	2.5	4.4	11.0	39.6	26.4	15.4	0.6
大 宮 県	2.7	4.1	11.3	35.1	29.3	17.1	0.5
宮 崎 県	2.7	3.3	10.4	35.5	32.2	15.8	0.0
鹿 児 島 県	3.3	4.9	11.4	32.2	33.5	14.7	0.0

備考 (25頁) 参照, 各都道府県就業者総数 100.0 につき

B 在 学 者

第 1 表 年令及び男女別 6—24才在学者

年 令	総 数			男			女		
	人 口	在 学 者		人 口	在 学 者		人 口	在 学 者	
		実 数	割 合		実 数	割 合		実 数	割 合
6—24才 総 数	千人 32,881	千人 18,394	55.9	千人 16,532	千人 9,526	57.6	千人 16,348	千人 8,867	54.2
6	2,000	953	47.7	1,013	483	47.7	986	471	47.8
7—9	5,902	5,611	95.1	2,993	2,849	95.2	2,909	2,762	94.9
10—12	5,106	5,029	98.5	2,577	2,541	98.6	2,530	2,488	98.3
13—15	5,358	4,638	86.6	2,713	2,369	87.3	2,647	2,269	85.7
16—18	5,127	1,605	31.3	2,584	888	34.4	2,543	717	28.2
19—21	4,850	416	8.6	2,420	288	11.9	2,429	127	5.2
22—24	4,537	141	3.1	2,233	108	4.8	2,304	33	1.4

備考 (頁) 参照

第 2 表 在学年数及び男女別 6—24 才非在学者

在学年数	非 在 学 者 数			在 学 年 数 別 割 合		
	総 数	男	女	総 数	男	女
6—24 才 総 数	千人 14,486	千人 7,006	千人 7,480	100.0	100.0	100.0
0—6年	2,704	1,168	1,536	18.7	16.7	20.5
7—9年	7,758	3,981	3,777	53.6	56.8	50.5
10—12年	3,485	1,466	2,019	24.1	20.9	27.0
13年以上	530	387	143	3.7	5.5	1.9
不 詳	11	6	5	0.1	0.1	0.1

備考 (頁) 参照

第 3 表 在学年数及び男女別 25 才以上人口

在学年数	25 才 以 上 人 口			在 学 年 数 別 割 合		
	総 数	男	女	総 数	男	女
25才以上総数	千人 37,444	千人 17,700	千人 19,745	100.0	100.0	100.0
0年	2,690	556	2,134	7.2	3.1	10.8
1—3年	1,595	585	1,010	4.3	3.3	5.1
4年	3,425	1,480	1,945	9.1	8.4	9.9
5—6年	8,323	3,243	5,080	22.2	18.3	25.7
7—8年	12,030	6,686	5,344	32.1	37.8	27.1
9年	1,301	718	583	3.5	4.1	3.0
10年	2,544	841	1,702	6.8	4.8	8.6
11年	2,423	1,243	1,180	6.5	7.0	6.0
12年	953	559	395	2.5	3.2	2.0
13年	743	544	199	2.0	3.1	1.0
14—15年	852	729	123	2.3	4.1	0.6
16年	191	172	19	0.5	1.0	0.1
17年以上	336	325	11	0.9	1.8	0.1
不 詳	37	17	20	0.1	0.1	0.1

備考 (25頁) 参照

第 4 表 都道府県別, 男女別 6—24 才在学者

都道府県	総 数			男			女		
	人 口	在 学 者		人 口	在 学 者		人 口	在 学 者	
		実 数	割 合		実 数	割 合		実 数	割 合
総 数	千人 32,881	千人 18,374	55.90	千人 16,532	千人 9,526	57.60	千人 16,348	千人 8,867	54.20
北海道	1,766	972	55.04	894	506	56.60	872	466	53.44
青森	543	296	54.51	275	156	56.73	269	140	52.04
岩手	561	309	55.08	283	159	56.18	278	150	53.96
宮城	709	396	55.85	362	201	55.52	348	196	56.32
秋田	552	303	54.89	278	155	55.76	274	148	54.01
山形	566	321	56.71	284	166	58.45	282	154	54.61
福島	858	491	57.23	427	247	57.85	431	245	56.84
茨城	818	455	55.62	408	232	56.86	411	222	54.01
栃木	630	360	57.14	313	184	58.79	315	175	55.56
群馬	647	367	56.72	320	188	58.75	326	180	55.21
埼玉	853	474	55.57	427	248	58.08	426	227	53.29
千代田	829	466	56.21	412	241	58.50	418	225	53.83
東京	2,434	1,352	55.55	1,267	747	58.96	1,166	605	51.89
神奈川	971	544	56.02	495	285	57.58	475	259	54.53
新潟	993	559	56.29	500	292	58.40	493	268	54.36
富山	390	217	55.64	193	112	58.03	196	106	54.08
石川	356	201	56.46	179	104	58.10	177	96	54.24
福井	290	162	55.86	146	83	56.85	144	79	54.86
山梨	333	201	60.36	167	103	61.68	166	98	59.04
長野	817	487	59.61	411	251	61.07	406	236	58.13
岐阜	617	343	55.59	310	177	57.10	306	166	54.25
静岡	1,004	565	56.27	500	288	57.60	504	277	54.96
愛知	1,350	750	55.56	666	379	56.91	685	371	54.16
三重	575	322	56.00	287	164	57.14	287	158	55.05
滋賀	334	186	55.69	167	96	57.49	168	91	54.17
京都	696	398	57.18	353	212	60.06	342	186	54.39
大阪	1,467	761	51.87	735	397	54.01	733	364	49.66
奈良	1,255	689	54.90	627	358	57.10	629	332	52.78
和歌山	295	162	54.92	147	83	56.46	148	79	53.38
鳥取	375	204	54.40	186	104	55.91	190	100	52.63
徳島	229	134	58.52	114	70	61.40	114	65	57.02
岡山	343	197	57.43	174	103	59.20	168	94	55.95
広島	627	373	59.49	311	184	59.16	317	190	59.94
山口	791	455	57.52	393	232	59.03	397	223	56.17
島根	583	331	56.78	294	168	57.14	289	162	56.06
徳島	344	200	58.14	171	99	57.89	173	100	57.80
香川	366	211	57.65	181	108	59.67	183	104	56.83
愛媛	601	345	57.40	298	176	59.06	304	168	55.26
高松	320	172	53.75	162	87	53.70	158	84	53.16
高知	1,384	747	53.97	704	392	55.68	680	355	52.21
福岡	375	211	56.27	186	109	58.60	189	102	53.97
佐賀	647	352	54.40	329	182	55.32	319	169	52.98
熊本	720	393	54.58	359	205	57.10	360	188	52.22
大分	489	283	57.89	242	145	59.92	247	139	56.28
宮崎	439	244	55.58	221	125	56.56	219	119	54.34
鹿児島	732	430	58.74	369	222	60.16	362	208	57.46

備考 (25頁) 参照

(12)

C 出 産 力

第 1 表 年齢、配偶関係及び子供数別 15 才以上既婚日本人女子数 (1) 実数

(単 位 千 人)

既婚女子 の配偶関 係並びに 年齢	既 婚 日 本 人 女 子 数														平 均 子 供 数
	総数	0 児	1 児	2 児	3 児	4 児	5 児	6 児	7 児	8 児	9 児	10 児	11 児 以上	不詳	
総 数	20,548	2,514	3,219	2,930	2,529	2,178	1,897	1,570	1,260	978	595	373	260	245	3.6
15—19才	148	82	51	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	6	0.5
20—24才	1,724	522	787	318	44	8	2	1	1	0	0	0	0	41	0.9
25—29才	2,796	387	869	896	435	133	32	7	2	1	0	0	1	33	1.7
30—34才	2,652	252	374	540	624	457	237	96	34	10	3	1	1	23	2.7
35—39才	2,577	216	249	295	395	438	390	273	164	83	35	12	6	18	3.8
40—44才	2,218	186	194	199	240	274	287	266	220	162	94	50	28	15	4.5
45—49才	1,935	173	164	161	186	210	222	217	193	164	108	69	50	15	4.8
50—54才	1,640	160	141	129	150	169	184	181	164	142	94	62	47	15	4.8
55—59才	1,348	150	110	104	118	132	146	146	135	118	79	55	39	15	4.8
60才以上	3,501	383	277	279	333	35	394	381	347	296	181	122	88	63	4.6
年齢不詳	10	2	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	1	3.1
有 配 偶															
総 数	15,605	1,915	2,542	2,352	1,952	1,651	1,399	1,146	912	702	431	266	184	152	3.5
15—19才	139	78	48	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	5	0.5
20—24才	1,646	492	752	311	43	7	2	1	0	0	0	0	0	37	0.9
25—29才	2,609	337	783	863	425	131	31	6	2	0	0	0	0	27	1.7
30—34才	2,344	206	277	462	576	434	230	94	33	10	3	1	1	17	2.9
35—39才	2,196	174	181	220	320	383	356	257	157	80	34	12	6	14	4.0
40—44才	1,862	149	144	150	187	225	244	236	200	150	88	48	27	11	4.7
45—49才	1,547	134	118	117	138	162	176	179	163	144	96	63	45	10	5.0
50—54才	1,199	114	93	84	100	119	134	136	129	113	76	52	39	8	5.0
55—59才	846	91	60	57	65	77	91	97	92	83	57	40	28	7	5.0
60才以上	1,212	136	82	82	96	112	132	138	135	120	76	51	37	14	5.0
年齢不詳	6	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3.0
死 離 別															
総 数	4,930	597	676	578	576	527	498	424	347	276	163	105	76	86	3.8
15—19才	9	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9
20—24才	77	30	35	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0.7
25—29才	186	49	86	33	9	2	1	0	0	0	0	0	0	5	1.1
30—34才	306	46	96	78	48	22	8	2	1	0	0	0	0	5	1.8
35—39才	380	41	68	76	74	55	33	16	7	3	1	0	0	4	2.7
40—44才	356	36	50	49	53	49	42	30	20	12	6	2	1	4	3.4
45—49才	387	39	46	44	48	48	46	37	29	20	12	7	5	5	3.9
50—54才	441	46	48	45	49	50	50	45	36	29	18	11	8	6	4.2
55—59才	501	58	49	47	54	55	55	49	42	36	22	14	11	7	4.3
60才以上	2,283	246	194	197	237	244	261	242	212	176	104	70	51	45	4.5
年齢不詳	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3.3
配 偶 関 係 不 詳															
総 数	13	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	7	1.7

・備考 (25頁) 参照, 配偶関係不詳の年齢別は数字がきわめて小さくほとんど500未満であるから省略した

第 2 表 年令配偶関係及び子供数別 15 才以上既婚日本人女子数 (2) 割合

既婚女子の 配偶関係並 びに年令	既 婚 日 本 女 子 数 の 子 供 数 別 割 合													不 詳
	総数	0 児	1 児	2 児	3 児	4 児	5 児	6 児	7 児	8 児	9 児	10 児	11 児 以上	
総 数														
総 数	100.00	12.23	15.67	14.26	12.31	10.60	9.23	7.64	6.13	4.76	2.90	1.82	1.27	1.19
15—19才	100.00	55.41	34.45	4.05	0.68	0.68	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.05
20—24才	100.00	30.28	45.65	18.45	2.55	0.45	0.12	0.06	0.06	0.00	0.00	0.00	0.00	2.38
25—29才	100.00	13.84	31.08	32.05	15.56	4.76	1.14	0.25	0.07	0.04	0.04	0.00	0.04	1.18
30—34才	100.00	9.05	14.10	20.36	23.53	17.23	8.94	3.62	1.28	0.38	0.11	0.04	0.04	0.87
35—39才	100.00	8.38	9.66	11.45	15.33	17.00	15.13	10.59	6.36	3.22	1.36	0.47	0.23	0.70
40—44才	100.00	8.39	8.75	8.97	10.82	12.35	12.94	11.99	9.92	7.30	4.24	2.25	1.26	0.68
45—49才	100.00	8.94	8.48	8.32	9.61	10.85	11.47	11.21	9.97	8.48	5.58	3.57	2.58	0.78
50—54才	100.00	9.76	8.60	7.87	9.15	10.30	11.22	11.04	10.00	8.66	5.73	3.78	2.87	0.91
55—59才	100.00	11.13	8.16	7.72	8.75	9.79	10.83	10.83	10.01	8.75	5.86	4.08	2.89	1.11
60才以上	100.00	10.94	7.91	7.97	9.51	10.00	11.25	10.88	9.91	8.45	5.17	3.48	2.51	1.80
有 配 偶														
総 数	100.00	12.27	16.29	15.07	12.52	10.58	8.97	7.34	5.84	4.50	2.76	1.70	1.18	0.97
15—19才	100.00	56.12	34.53	3.60	0.72	0.72	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.60
20—24才	100.00	29.89	45.69	18.89	2.61	0.43	0.12	0.06	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.25
25—29才	100.00	12.92	30.01	33.08	16.29	5.02	1.19	0.23	0.08	0.00	0.00	0.00	0.00	1.03
30—34才	100.00	8.79	11.82	19.71	24.57	18.52	9.81	4.01	1.41	0.43	0.13	0.04	0.04	0.73
35—39才	100.00	7.92	8.24	10.02	14.57	17.44	16.21	11.70	7.15	3.64	1.55	0.55	0.27	0.64
40—44才	100.00	8.00	7.73	8.06	10.04	12.08	13.10	12.67	10.74	8.06	4.73	2.58	1.45	0.59
45—49才	100.00	8.66	7.63	7.56	8.92	10.47	11.38	11.57	10.54	9.31	6.21	4.07	2.91	0.65
50—54才	100.00	9.51	7.76	7.01	8.34	9.92	11.18	11.34	10.76	9.42	6.34	4.34	3.25	0.67
55—59才	100.00	10.76	7.09	6.74	7.68	9.10	10.76	11.47	10.87	9.81	6.74	4.73	3.31	0.83
60才以上	100.00	11.22	6.77	6.77	7.92	9.24	10.89	11.39	11.14	9.90	6.27	4.21	3.05	1.16
死 離 別														
総 数	100.00	12.11	13.71	11.72	11.68	10.69	10.10	8.60	7.04	5.60	3.31	2.13	1.54	1.74
15—19才	100.00	44.44	33.33	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
20—24才	100.00	38.96	45.45	7.79	1.30	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.90
25—29才	100.00	26.34	46.24	17.74	4.84	1.08	0.54	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.69
30—34才	100.00	15.03	31.37	25.49	15.69	7.19	2.61	0.65	0.33	0.00	0.00	0.00	0.00	1.63
35—39才	100.00	10.79	17.89	20.00	19.47	14.47	8.68	4.21	1.84	0.79	0.26	0.00	0.00	1.05
40—44才	100.00	10.11	14.04	13.76	14.89	13.76	11.80	8.43	5.62	3.37	1.69	0.56	0.28	1.12
45—49才	100.00	10.08	11.89	11.37	12.40	12.40	11.89	9.56	7.49	5.17	3.10	1.81	1.29	1.29
50—54才	100.00	10.43	10.88	10.20	11.11	11.34	11.34	10.20	8.16	6.58	4.08	2.49	1.81	1.36
55—59才	100.00	11.53	9.78	9.38	10.78	10.98	10.98	9.78	8.38	7.19	4.39	2.79	2.20	1.40
60才以上	100.00	10.78	8.50	8.63	10.38	10.69	11.43	10.60	9.29	7.71	4.56	3.07	2.23	1.97
年令不詳	100.00	25.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
配偶関係不詳														
総 数	100.00	7.69	7.69	7.69	7.69	7.69	7.69	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	53.85

備考 (25頁) 参照, 15才以上既婚女子総数 100.00に対する子供の数別割合

第 3 表 年齢別 15 才以上日本人女子 1000 人に対する子供数

女子の年齢 数	女子総数 千人	既 婚 女 子 数		子 供 数			
		総 数 千人	子供を生んだ女子数 千人	子供総数 千人	女子1000人につき	既婚女子1000人につき	子供を生んだ女子1000人につき
	27,732	20,548	17,789	73,049	2,634.1	3,555.0	4,106.4
15—19才	4,205	148	59	73	17.4	493.2	1,237.3
20—24才	3,877	1,724	1,162	1,613	416.0	935.6	1,388.1
25—29才	3,324	2,796	2,376	4,729	1,422.7	1,691.3	1,990.3
30—34才	2,813	2,652	2,376	7,279	2,587.6	2,744.7	3,063.6
35—39才	2,663	2,577	2,342	9,696	3,641.0	3,762.5	4,140.1
40—44才	2,270	2,218	2,017	9,961	4,388.1	4,491.0	4,938.5
45—49才	1,968	1,935	1,746	9,218	4,683.9	4,763.8	5,279.5
50—54才	1,663	1,640	1,465	7,847	4,718.6	4,784.8	5,356.3
55—59才	1,368	1,348	1,184	6,419	4,692.3	4,761.9	5,421.5
60才以上	3,565	3,501	3,055	16,183	4,539.4	4,622.4	5,297.2
年齢不詳	16	10	8	31	1,937.5	3,100.0	3,875.0

備考 (頁) 参照

第 4 表 結婚の継続年数別 15 才以上初婚日本人女子数及び子供数

結婚の継続 期 間	初 婚 女 子 数				初婚女子の生んだ子供数		
	総 数 千人	子供を生まない者の数 千人	子供を生んだ者の数 千人	不 詳 千人	総 数 千人	初婚女子1000人につき	子供を生んだ初婚女子1000人につき
総 数	18,221	2,072	16,012	137	66,116	3,628.6	4,129.2
0 年	406	360	31	15	31	76.4	1,000.0
1 年	614	300	294	19	297	483.7	1,010.2
2 年	664	146	508	10	545	820.8	1,072.8
3 年	865	113	744	8	958	1,107.5	1,287.6
4 年	773	71	698	4	1,131	1,463.1	1,620.3
5 年	644	63	577	4	1,081	1,678.6	1,873.5
6 年	437	39	395	3	859	1,965.7	2,174.7
7 年	500	41	456	2	1,099	2,198.0	2,410.1
8 年	530	44	484	2	1,273	2,401.9	2,630.2
9 年	447	30	415	2	1,208	2,702.5	2,910.8
10—14年	2,310	179	2,121	10	7,447	3,228.8	3,511.1
15—19年	2,004	135	1,860	9	8,364	4,173.7	4,496.8
20—24年	1,986	136	1,843	8	9,586	4,826.8	5,201.3
25—29年	1,692	110	1,575	8	8,781	5,189.7	5,575.2
30年以上	4,319	299	3,999	21	23,399	5,417.7	5,851.2
不 詳	32	4	16	12	57	1,781.3	3,562.5

備考 (25頁) 参照

第 5 表 年令、結婚の継続年数別 15 才以上初婚日本人女子数及び平均子供数

初婚女子の年令及 び結婚の継続期間	初婚女子総数	平均子供数	初婚女子の年令及 び結婚の継続期間	初婚女子総数	平均子供数
総 数	千人 18,221	3.6	40—44才	1,951	4.6
15—19才	142	0.4	0—4年	35	0.8
0 年	50	0.0	5—9年	68	1.9
1 年	47	0.4	10—14年	158	2.9
2 年	26	0.7	15—19年	446	4.0
3 年	14	1.0	20—24年	699	5.2
4 年	5	1.4	25—29年	544	5.6
不 詳	1	0.0	不 詳	2	2.5
20—24才	1,668	0.9	45—49才	1,676	5.0
0 年	228	0.0	0—4年	21	0.8
1 年	325	0.5	5—9年	36	1.9
2 年	322	0.8	10—14年	64	2.8
3 年	337	1.1	15—19年	108	3.5
4 年	236	1.5	20—24年	346	4.3
5 年	214	1.9	25—29年	763	5.4
不 詳	5	0.4	30—34年	336	6.2
25—29才	2,610	1.7	不 詳	2	2.5
0 年	87	0.1	50—54才	1,398	5.0
1 年	164	0.5	0—9年	41	1.6
2 年	227	0.8	10—19年	105	3.3
3 年	372	1.1	20—29年	403	4.4
4 年	393	1.5	30年以上	848	5.7
5—9年	1,158	2.1	不 詳	2	2.5
10—14年	206	3.1	55—59才	1,137	5.0
不 詳	4	1.0	0—9年	32	1.7
30—34才	2,363	2.8	10—19年	78	3.4
0 年	21	0.2	20—29年	192	4.3
1 年	42	0.5	30年以上	831	5.5
2 年	50	0.8	不 詳	2	2.5
3 年	62	1.1	60才以上	2,983	4.9
4 年	92	1.4	0—9年	79	1.6
5—9年	777	2.3	10—19年	198	3.4
10—14年	1,044	3.3	20—29年	397	4.3
15—19年	251	4.3	30年以上	2,300	5.2
不 詳	3	1.7	不 詳	9	2.1
35—39才	2,286	3.9	不 詳	8	3.0
0—4年	88	0.9	0—9年	2	1.0
5—9年	207	2.2	10—19年	1	3.0
10—14年	675	3.3	20—29年	1	5.0
15—19年	978	4.4	30年以上	2	4.0
20—24年	335	5.4	不 詳	2	3.0
不 詳	3	2.0			

備考 (25頁) 参照

第 6 表 都道府県別 15 才以上日本人女子 1000 人に対する子供数

都道府県	女子総数	既 婚 女 子 数		子 供 数			
		総 数	子供を生んだ女子数	子供総数	女子 1,000 人につき	既婚女子 1,000 人につき	子供を生んだ女子 1,000 人につき
	千人	千人	千人	千人			
総 数	27,732	20,548	17,789	73,049	2,634.1	3,555.0	4,106.4
北海道	1,297	944	835	3,880	2,991.5	4,110.2	4,646.7
青森	401	297	252	1,229	3,064.8	4,133.0	4,690.8
岩手	431	328	289	1,281	2,972.2	3,905.5	4,432.5
宮城	530	386	342	1,533	2,892.5	3,971.5	4,482.5
秋田	413	312	279	1,216	2,944.3	3,897.4	4,358.4
山形	455	332	290	1,287	2,828.6	3,876.5	4,437.9
福島	671	496	426	1,953	2,910.6	3,937.5	4,584.5
茨城	676	500	441	1,902	2,813.6	3,804.0	4,312.9
栃木	507	371	330	1,483	2,925.0	3,997.3	4,493.9
群馬	530	379	336	1,465	2,764.2	3,865.4	4,360.1
埼玉県	707	511	453	1,964	2,777.9	3,843.4	4,335.5
千葉県	723	544	479	1,926	2,645.6	3,540.4	4,020.9
東京都	2,117	1,470	1,238	4,340	2,050.1	2,952.4	3,505.7
神奈川県	821	592	506	1,953	2,378.8	3,299.0	3,859.7
新潟県	817	605	534	2,366	2,896.0	3,910.7	4,430.7
富山県	341	272	238	1,016	2,979.5	3,735.3	4,268.9
石川県	324	261	224	929	2,867.3	3,559.4	4,147.3
福井県	260	203	176	747	2,873.1	3,679.8	4,244.3
山梨県	268	189	169	764	2,850.7	4,042.3	4,520.7
長野県	705	499	432	1,801	2,554.6	3,609.2	4,169.0
岐阜県	508	382	332	1,437	2,828.7	3,761.8	4,323.3
静岡県	821	597	529	2,272	2,767.4	3,805.7	4,294.9
愛知県	1,142	834	722	2,972	2,602.5	3,563.5	4,116.3
三重県	504	378	329	1,344	2,666.7	3,555.6	4,085.1
滋賀県	304	223	196	793	2,608.6	3,556.1	4,045.9
京都府	641	476	405	1,489	2,322.9	3,128.2	3,676.5
大阪府	1,323	963	810	2,830	2,139.1	2,938.7	3,493.8
兵庫県	1,125	839	716	2,676	2,378.7	3,189.5	3,737.4
奈良県	272	201	170	641	2,356.6	3,189.1	3,770.6
和歌山県	347	262	228	881	2,538.9	3,362.6	3,864.0
鳥取県	209	161	142	552	2,641.1	3,428.6	3,887.3
島根県	306	242	205	848	2,771.2	3,504.1	4,136.6
岡山県	576	450	389	1,458	2,531.3	3,240.0	3,748.1
広島県	716	554	475	1,860	2,597.8	3,357.4	3,915.8
山口県	511	398	338	1,324	2,591.0	3,326.6	3,917.2
徳島県	296	229	201	850	2,871.6	3,711.8	4,228.9
香川県	326	253	218	891	2,733.1	3,521.7	4,087.2
愛媛県	509	386	330	1,411	2,772.1	3,655.4	4,275.8
高知県	305	244	212	791	2,593.4	3,241.8	3,731.1
福岡県	1,155	868	741	2,904	2,514.3	3,345.6	3,919.0
佐賀県	317	238	205	868	2,738.2	3,647.1	4,234.1
長門県	537	400	339	1,426	2,655.5	3,565.0	4,206.5
熊本県	616	456	390	1,628	2,642.9	2,570.2	4,174.4
大分県	427	324	275	1,148	2,688.5	3,543.2	4,174.5
宮崎県	349	260	227	970	2,779.4	3,730.8	4,273.1
鹿児島県	596	441	388	1,741	2,921.1	3,947.8	4,487.1

備考 (25頁) 参照